令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会の概要

日時　　令和６年１０月２４日（木）　開会　午前１０時
　　散会　午後　３時２８分
令和６年１０月２９日（火）　開会　午前１０時
　　散会　午後　３時　２分
令和６年１０月３０日（水）　開会　午前　９時５８分
　　散会　午後　３時２７分
令和６年１０月３１日（木）　開会　午前　９時５８分
　　散会　午後　３時３４分
令和６年１１月　５日（火）　開会　午前　９時５８分
　　散会　午後　２時３２分
令和６年１１月　７日（木）　開会　午前　９時５８分
　　散会　午後　４時１１分
令和６年１１月　８日（金）　開会　午前１０時
　　散会　午後　２時　５分
令和６年１１月１１日（月）　開会　午前　９時５９分
　　閉会　午後　４時　４分

場所　　第３委員会室

出席委員　内沼博史委員長
　　関根信明副委員長
　　長峰秀和委員、須賀昭夫委員、東山徹委員、保谷武委員、髙木功介委員、
　　飯塚俊彦委員、新井豪委員、荒木裕介委員、梅澤佳一委員、細川威委員、
　　田並尚明委員、小早川一博委員、萩原一寿委員、平松大佑委員、井上航委員、
　　城下のり子委員

欠席委員　なし

説明者　　「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件
　議案

議案番号	件　　名
第９５号	令和５年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について
第９６号	令和５年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

参考

令和６年度　決算特別委員会　審査日程

月　　日	内　　容
１０月２４日（木）	総括的事項審査 企画財政部（含　出納、監査事務局）関係審査
１０月２９日（火）	県土整備部（含　収用委員会）関係審査 都市整備部関係審査
１０月３０日（水）	総務部（含　秘書課、人事委員会）関係審査 警察本部関係審査
１０月３１日（木）	教育局関係審査 農林部関係審査
１１月　５日（火）	県民生活部関係審査 危機管理防災部関係審査
１１月　７日（木）	産業労働部（含　労働委員会）関係審査 福祉部関係審査
１１月　８日（金）	企業局関係審査 下水道局関係審査
１１月１１日（月）	環境部関係審査 保健医療部関係審査

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１０月２４日（木）総括的事項）

【説明者】
岩﨑寿美子会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長
関根章雄財政課長
岩崎正史税務課長、多胡一茂個人県民税対策課長

【発言】

長峰委員

１　資料６「令和５年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の１４ページ、県債残高について、臨時財政対策債等を除いた県債残高が平成２６年以降に減少を続けている。必要な投資的経費を確保できているのか。また、今後どのような方針で県債残高を適正に管理するのか。
２　実質公債費比率が今年度は０．１%上昇に転じているが、その理由は何か。
３　将来負担比率については令和３年度から連続して減少しているが、この内容は何か。

財政課長

１　投資的経費については、県債残高は確かに減っているが、令和５年度決算の投資的経費は2，１１３億円と、過去１０年では最大となっている。主なものとしては、防災・減災対策であるとか、公共施設の長寿命化改修、あるいは、先ほど会計管理者の説明にもあった岩槻高齢者講習センターなど、新たな施設の建築などに積極的に投資を行っている。県としては、必要な投資的経費は着実に確保してきたと認識している。今後の県債残高の管理だが、県債は財源として有効な手段であるので、適正に活用していくことが重要であるが、一方で、将来世代に過度な負担を残さないということも重要であるので、これらのバランスが重要である。そうした中で、例えば、地方交付税措置のある財政上有利な県債があるため、そのような県債を最大限活用していくなど、投資による将来の発展と負担とのバランスを考えながら、県債残高を管理していく。
２　令和５年度の実質公債費比率は、令和３年度から５年度のそれぞれ単年度の平均で出している。そのため、令和４年度と比べて上昇に転じたということは、令和５年度と令和２年度の差が影響している。令和５年度と令和２年度を比べると、まず実質交際費比率を算定する分母となる標準財政規模が７４７億円増加しているが、一方で分子も、県債を増やした結果、１５０億円増加している。分子と分母が両方とも増えたが、分子の増加率の方が大きかったため､令和５年度の単年度の実質交際費比率が０．３ポイント増加して、結果、令和３年度平均の実質交際費比率も上昇した。
３　今後、県が負担しなければならない、あるいは負担する可能性のある経費ということで、公債費や退職手当、公社等に損失補償債務負担を設定しているものなどがあるが、こちらは令和４年度と比較して令和５年度は分子が減少した一方で、分母が増加したため、減少幅が大きくなっている。

長峰委員

防災・減災、高齢者施設等について投資を行っているという説明だったが、自民党政策大綱の中で人づくりへの投資ということを積極的にお願いしている。インフラの整備は当然であるが、その中で人づくりへの投資という点に関して、今後どのような考えがあるの

か。

財政課長

自民党の政策大綱中では、例えば子育て世帯に対する支援や、私立学校の健全な運営、保護者の経済的負担の軽減などが示されている。これらは基本的にはソフトの事業が主なものであり、直接県債残高に関係するものは多くないが、いずれも重要な課題であるので、令和５年度もしっかりやってきており、今後も適切に行っていく。

委員長

長峰委員に申し上げる。令和５年度の決算の審査を行っているため、今後の方針等については質問しないようお願いする。

ほかに質問はあるか。

平松委員

１　資料５「埼玉県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の１１ページ、「（２）県税収入の確保について」である。納税率は１０年前に９６．１%だったものが、令和５年度には９８．９%になったということで、相当上がっている。個人県民税においても、この１０年間で９２．１%から９７．５%と飛躍的に伸びており、個人県民税では全国平均を０．１ポイント上回っている。市町村との連携も含めて、これまでの地道な取組が実を結んだものとして、この点を高く評価したいと思う。その上で、県としては全国平均の納税率を目指しているわけで、令和５年度は９９．１%となっている。今までも取組をされてきたわけであるが、その延長線上にそのゴールがあるのか。あるいは、新たな取組を令和５年度のこの状況を受けて考えているのか。また、目標達成に向けてどのような取組が必要なのか。

２　県債残高について、同じく資料５の１２ページの「（３）持続可能な財政運営について」で、県債残高を適正に管理していくことが重要であるという指摘がある。先ほどの答弁の中でも過度な負担を残さない、有利な県債を使って将来負担とのバランスを考えていくという答弁があったが、県債残高を適正に管理していくという指摘の中で、何をもって適正と考えるのかの根拠について確認したい。

税務課長

１　税務局では、令和５年度から令和７年度までの中期目標という形で、７年度には全国平均を上回るという目標を立てて取り組んでいる。令和５年度の決算が９８．９%、全国平均が９９．１%で、０．２ポイントの差があるが、ここまで高くなっている納税率をさらに引き上げるとなると、なかなかそう簡単なことではないと考えている。市町村が賦課徴収する個人県民税の納税率に重点的に対策が必要であるという認識は変わっていない。これをすれば納税率が飛躍的に上がるというウルトラＣのようなものはないと思っており、今まで取り組んできたような、市町村の皆さんと一緒になって、一人一人の納税者と向き合い、しっかり徴収をさせていただくということを地道に続けていくことで、９９．１%という全国平均を令和７年度までに超えるよう頑張っていく。

財政課長

２　健全化判断比率の中の、県債残高が大きく影響を与える指標として、将来負担比率が一つの基準になると考えている。本県は、令和５年度の決算で１５１．９%となっており、

国が定める早期の健全化基準の４００％を大きく下回っているため、適正と判断している。

平松委員

県税収入については引き続き頑張っていただきたい。県債残高の適正な管理について、将来負担比率を一つの指標にしているとのことで、その点は理解した。その上で質問するが、審査意見書にも、これから屋内５０メートル水泳場スポーツ科学拠点施設、ＳＡＩＴＡＭＡロボティクスセンター（仮称）、北部地域振興交流拠点、そして県庁舎の再整備という、かなり大規模な事業が予定されている。過度な将来負担につながってはいけないというような話を含め、県債残高のレベルが適正な範囲に収まるという意味では、起債に当たっても、しっかり留意しなければならない。先ほどの答弁は、今ある県債残高を将来負担比率で見たときに、適正だと言えるという話であると理解している。起債に当たっても適正に管理していく必要があると思うが、起債に当たっての適正な管理の在り方は、どのような手法というか、どのような根拠で行い、なぜこの起債のレベルだと適正なんだというような判断をされてるのか、再度確認したい。

財政課長

本県は民間資金が多いので市場で調達するという形になるが、調達という観点から考えると、年度ごとにばらつきがあると、投資家が混乱するため、市場の状況を見て、市場で消化できる範囲かどうかがまず調達の面から見てあると思う。発行の時期についても、なるべく利率が有利なときに発行する。必要な投資をしっかりと見極めて、無駄な投資していかないということと、スケジュールも、一定の年度に投資が集中することのないように、スケジュール調整ができるものについてはなるべく平年化できるように投資の規模も調整し、一つの年度に過度に起債の額が多くならないようにするというのも重要である。

須賀委員

１　資料５「埼玉県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の１０ページの下段、個人県民税や法人二税の増収などにより県税の収入額が２年連続で過去最高になったという記載があるが、その主な原因は何か。

２　資料６「令和５年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の３ページ、「⑥実質収支額」が約３５０億円の黒字になっている要因と、同じく「⑧単年度収支額」が約５９億円の赤字になっている要因をそれぞれ伺う。

３　同じく資料６番の４ページ、「予算現額及び歳入歳出決算額の推移」を見ると、令和５年度の決算規模は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったと考えられる令和２年度から４年度よりは減少しているが、コロナ禍以前の令和元年度よりも大きくなっている。その要因は何か。

税務課長

１　個人県民税には均等割と所得割、株式等譲渡所得割などがあり、均等割・所得割については賃上げなどによる所得状況の改善が一つ大きな要因としてあると考える。また株価の上昇もあったため、株式等譲渡所得割が大きく伸びた。法人二税については、企業業績が堅調であったことにより、令和４年度に引き続いて法人二税の収入が堅調であったということが要因である。なお、この過去最高の税収については、他の都道府県や国税の状況もほぼ同じであると認識している。

財政課長

２　令和５年度の実質収支が３５０億円の黒字となっている理由と、単年度収支が５９億円の赤字となっている理由については、二つ関連するためまとめて答弁する。令和４年度の実質収支が４０８億円の黒字であり、それに令和５年度の単年度の収支、５９億円の赤字を引いて３５０億円となる。令和４年度の実質収支が４０８億円の黒字だった理由は、令和２年度からのコロナ禍による医療機関の受診控えにより医療費が抑制されたり、その後の景気や企業業績の回復で税収が上がったこと等により、大幅な単年度収支の黒字が令和２年度から続いていたためである。令和５年度の単年度収支が５９億円の赤字となった要因は、歳入と歳出ともに令和４年度から減っているが、財政調整基金への積立てや新型コロナウイルス感染症関連のの交付金の返還金等が生じたことから、歳出の減少の方が、歳入の減少を下回ったことによるものである。

会計管理課長

３　令和元年度と令和５年度の歳入・歳出を比較すると、歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい国庫支出金は、令和５年度は令和元年度から８２２億円の増となっている。そのほかに県税が７０８億円の増、地方交付税が５５８億円の増、地方消費税清算金が９３３億円の増となっており、経済状況の改善や地方消費税の税率の引上げ等により歳入が増加しているという状況である。歳出については、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響が大きい衛生費については４６０億円、商工費も１９４億円増えているという一方で、財政調整基金への積立てやさいたま芸術劇場の改修事業などにより総務費が７５０億円の増、また高齢者医療費、介護負担など、社会保障関連の経費の増によって民生費が６９０億円の増、地方消費税交付金の増加の影響を受けて諸支出金が９３０億円の増などとなっており、新型コロナウイルス感染症関連以外でも歳出が増加しているという状況である。

須賀委員

先ほど、個人県民税に関する答弁で、株式等譲渡所得割が大きく伸びたと説明があったが、新ＮＩＳＡが影響しているのか、それとも他に要因があると考えられるのか。

税務課長

令和５年度の状況であるため、新ＮＩＳＡの影響はそれほどないと考えている。個人県民税の株式等譲渡所得割は、売却により利益が出た人が納付する税金であるため、ＮＩＳＡのように積み立てていくというところではなく、売買をして、利益が出た人が増えたことが要因だと考えている。

小早川委員

１　資料６「令和５年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の５ページに記載のある、調定額、収入済額、等々の記載があるが、このうち過年度収入未済分として調定された額、収入済額、不納欠損額は幾らか。また、その割合を県としてはどう捉えているのか。加えて、新たに収入未済となったものについて、その原因をどう認識しているのか。

２　資料６の１５ページ、「３　財源調整のための基金の年度末残高の推移」について、基金全体の運用実績の詳細と、県としてその実績をどうとらえているのかについて伺う。

３　基金の年度末残高の推移について、令和３年度以降増加傾向にあるが、財政状況に一

定の余裕が生じているのか。また、この財政調整基金への積立てのうち、事業の執行残によるものがどの程度あるのか。

会計管理課長

１　当該資料の調定額、収入済額、不納欠損額について、過年度と現年度に発生したものが一緒の数字となっており、県全体としてこのうち過年度の収入済額、不納欠損額が幾らか把握していない。また、新たに収入未済となったもののうち大きいものとして、ＰＣＲ検査の無料化事業補助金の返還金について、収入未済額が約９億円ほど増えている。症状が出ていない方もＰＣＲ検査等を受検できるように令和３年１２月から令和５年の３月まで、埼玉県ＰＣＲ検査等無料化事業を実施して、その後薬局・医療機関を対象に検査実績に応じて補助金を交付している。この中で、県の交付要綱に基づかない検査があった場合には交付の対象とせずに、既に交付済みのものについては返還を求めることとしているので、これが収入未済額の増加となっている。

２　本県では令和５年度は３２の基金を全体として運用しているので、財源調整のための基金を含む全体の運用状況として回答する。運用状況については、長期運用が可能な資金は地方債などで、その他の資金は定期預金などの金融機関への預入れで、安全性を第一としつつ、流動性を損なわない範囲でより多くの運用益が得られるように努めている。令和５年度の運用利回りは０．２６％、運用益は３２億２，９００万円であり、前年度と比較して２億２，８００万円の増加となっている。この運用実績については、日銀が令和５年度中から段階的に長期金利の上限を緩和する政策変更を行ったことで長期金利がやや上昇し、運用に当たって購入する地方債等の利率も上昇したため、基金の運用益の上昇につながった。

財政課長

３　近年、見かけ上の残高は増えており、令和５年度末の財源調整のための基金の残高は１，７５２億円となっている。ただ、この中には将来の交付税が精算される分が４８９億円、年度によって増減する退職手当に備えたものが２０５億円あり、加えて、令和５年度の経済対策によって国から前倒しで臨財債の償還分ということで交付された分が約９１億円含まれている。これらを除くと、１，７５２億円のうち、実際に財源調整に使える額は９６７億円ということで整理している。さらに、１，７５２億円の残高から、令和６年度当初予算を組むために１，２８４億円を取崩しの予算計上をしているので、現時点で、令和６年度末の残高は見かけ上４７３億円、そのうち実質的に使える分は２５１億円となっており、本県の予算規模からすると決して大きな額ではなく、余裕があるとは言えないと認識している。基金への積立てのうち事業の執行残によるものがどれくらいかということについては、執行残によりいくら積んだという色はついていない。令和５年度の２月の補正予算で、歳入の増が９９６億円あり、一方で執行残を含む、歳出の減が１９６億円あった。９９６億円と１９６億円を合計した１，１９２億円が、２月補正で財源調整として使える金額としてなったわけであるが、これらを使って、新たな基金への積立てであるとか、令和５年度中に予定していた基金の取崩しの中止などに使っているため、執行残を幾ら財源調整のための基金に積んだということは言えない。

田並委員

１　財政調整基金は積み立てているが余裕があるわけではないという答弁があったが、それでは今、財政調整基金残高は標準財政規模に対して適正な規模になっているのか。

２　臨時財政対策債などの特例債の発行額は令和４年度と比較して２３４億円減少しているが、これはどのような理由だったのか。これを踏まえて令和５年度の決算における経常収支比率の状況がどうなのか説明願う。

財政課長

１　令和５年度の本県の標準財政規模は１兆２，９５３億円であり、よく慣例的に言われているのは標準財政規模の１割程度が適切だということである。それを踏まえると１，２９５億円が目安の金額になる。これに比べると、令和５年度末の実質的な残高は９６７億円であるので、まだ足りないと考えている。

２　臨財債等の特例債の発行額が減少した理由については、令和５年度は地方財政計画により地方税等が大幅に増加することが見込まれたため、地方全体の財源不足の補填である臨財債も４４．１%の減となっており、本県の臨財債も令和４年度の７８２億円から令和５年度は５３４億円と、２４８億円減少したことが大きな理由である。令和５年度の経常収支比率は９５．８%であり、令和４年度の９６．２%から０．４ポイント改善している。

城下委員

１　資料５「埼玉県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の８ページによると、一般会計及び特別会計の収入未済額について、収入未済の総額が１１７億１，７５９万円で、前年度と比較して一般会計で６億１，５６７万円、特別会計では３，０６１万円増加しているということである。この理由について、ＰＣＲ検査の無料化事業補助金の返還金の未収金であるということは先ほど答弁いただいた。虚偽の補助金の申請により多額の返還金が発生したということだが、感染防止対策金の返還金についても、令和５年度に３，９５５万円収入したが、なお２億３，４２０万の収入未済額があると記載がある。非常に多額となっているので、どのように回収の努力をしたのか伺う。

２　資料８「改善または検討を要する事項とその措置状況」の４ページには、基金の運用については運用益の増加を目指すこととの項目がある。１０年債中心の運用から２０年債中心の運用への移行を進め、運用益を増加させる取組も行ったと記載されている。基金を活用して運用益を上げることも必要だが、やはり県民生活をどういうふうに支援していくのかという観点からの基金活用も非常に重要である。介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金、国保の保険財政安定化基金など、県民の生活のために積極的な活用が求められると思うが、どのように議論されたのか。

３　資料４「令和５年度行政報告書」の３９ページ、合併処理浄化槽転換促進事業費について、縮小となっている理由は何か。合併浄化槽への転換は、環境への負荷の観点から令和７年度に１００%とするという目標を掲げていたと認識しているが、この点について確認したい。

４　資料１６「事務事業の見直し実施」によると、縮小事業の中に交通安全施設等の維持管理が縮小となっているが、理由は何か。

財政課長

１　ＰＣＲ検査の無料化事業補助金の返還金については、令和５年度末に補助金の交付決定の取消しをし、発生した返還金が約９．９億円あった。年度末までに約１億円回収し、令和５年度末の未収金が約８億９，５３０万円となっている。感染防止対策の協力金については、直ちに返還することが困難な事業者もいるので、例えば、分割納付を促すな

ど、返還に向けて必要な働き掛けを行って、適正な債権管理を実施している。
２　介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金、国保の保険財政安定化基金についてはそれぞれ所管部局があり、議論の詳細について承知していない。これらの基金はいずれも法律に基づいて県に義務付けられているものであり、委員の御指摘のとおり保険料率の抑制にも使えるが、保険料の収納率が悪化した場合や想定以上に医療費や給付費が増加し、市町村や広域連合の財源が不足した場合に、資金の交付や貸付けに活用するものとされている。これらも含めた各基金の活用については、後期高齢者医療制度や国保医療制度全般の財政状況を踏まえて、所管の部局でルールにのっとって適切に議論して判断されるべきものと考えている。
３　令和５年度までは、全ての市町村に差をつけることなく補助を出していたが、より費用対効果の高い手法に再構築するため、ＢＯＤの基準非達成の河川流域や、転換の取組をしている市町村に補助を集中させたため、総額としては予算額が減った。目標は、転換が１００％ではなくて、生活排水処理率、下水道や集落排水なども含めた全体の生活排水処理率を１００％にするという目標となっている。
４　交通情報を提供するための回線料の減少による。これまでは、交差点の交通状況や信号機の制御情報をアナログ回線で送っていたが、イーサネット回線に変更した。アナログ回線だと通信の距離によって回線料が変動するが、イーサネット回線は一律の料金になるため、節約が見込まれて予算を減額したものである。また、信号機や管制センターの中央装置の保守・管理を委託しているが、委託している点検の箇所と回数を見直して必要な箇所に絞ったことで、予算額が縮減された。

城下委員

１　ＰＣＲ検査の無料化事業補助金の返還金について、１億円の回収はあったけれども約８億９，０００万円が未収ということで、この見通しはどうなのか。
２　基金について、資料からは確か過去最高額の残高となっている。所管課の判断というのは理解するが、先ほど県としては約１，０００億円を積んでいきたいと、目標値のような答弁もあった。それぞれの所管課がどのような目標を持って基金を積んでいるのか、財政課として把握していく必要があると思うがどうか。
３　合併浄化槽について市町村ごとに濃淡をつけたことは理解したが、これを実施した令和５年度、市町村からはどういった反応があったのか。

財政課長

１　今後も引き続き折衝や催告を行っていくと聞いているが、債務者が４者にわたり、不正の状況も債務者ごとに異なる。また相手方の主張も様々であるので、粘り強く働き掛けを行うが、それでも返還に応じない場合は、訴訟も含めて対応を検討するとの方針を所管部局から聞いている。
２　基金の性質は様々あり、例えば財政調整基金は標準財政規模の１割が適当であると慣例的に言われている。一方で、彩の国みどりの基金のような、自動車税の１％を機械的に積むというようなものもあり、なかなか目標を立てることは難しいと考えている。また委員が例示された基金についても、目標をそもそも持つべきか、持つ場合どの程度にするべきかは、各部局で議論して検討すべきものと考えている。
３　合併浄化槽の関係市町村からの反応については、令和５年度に見直しをして令和６年度から、この制度で執行しているため、まだ市町村の反応は聞こえてきていない。

井上委員

ゼロ債務負担行為の在り方について、毎年１２月定例会になると、ゼロ債務負担行為の設定を行っている。これは公共事業の平準化という意味で、事業者にとっても、県行政にとっても有益であると考えている。今審査している決算においても、令和４年１２月定例会で設定されたゼロ債務負担行為に基づく、令和５年度に支出された額が含まれていると認識している。平準化の取組には異論はないが、これが青天井に認められていく、多発していくっていうことになると、決算を審査するという場面においては、ある程度慎重になる必要もあるのかなという考えを持っている。県として、このゼロ債務負担行為の在り方について、基準や上限を設定するについての考え方を伺う。

財政課長

ゼロ債務負担行為の関係であるが、令和元年６月にいわゆる品確法、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、工事の平準化については発注者の責務ということで規定され、ゼロ債務負担行為の設定を行っている。本県ではゼロ債務負担行為を設定することによって、第１四半期、年度当初４月から６月までの工事の稼働件数が、全体の年度を通した全体の工事の稼働件数に占める割合を９０%にまで引き上げる目標を設定している。今までは、年度当初は準備行為が多かったためなかなか発注が進まなかったものを、平均的に発注ができるようにすることで、４月から６月までの発注の割合を９０%に引き上げることを目標に、毎年１２月でお願いしているため、それが基準になると思う。

井上委員

金額ベースで見たときの全体におけるゼロ債務負担行為について、基準は特にはないという認識でよいのか。先ほど、県発注工事の平準化の率を９０%にしていくというところは答弁いただいたが、金額的に見て、令和５年度は達成できたのかというところと、金額ベースでどれくらいであったのか、おおよその目安を持っているのか確認したい。

財政課長

９０%は工事の稼働件数の目標であり、金額ベースでの目標ではないため、金額ベースでどうだったかというのは承知していない。

井上委員

確認をしたかったのは、全体の一般会計予算において、ゼロ債務負担行為は数字的には決して多くないと思っているが、約何%を占めているものなのか。これが余りにも高額になり、これからも大きくなるとなると良くないという認識を持っている。決算全体におけるゼロ債務負担行為の割合は把握しているのか。

財政課長

件数が約３００件ほどになるため、作業が難しく、ゼロ債務負担行為の工事の決算額の全体に占める割合は把握していない。翌年度の予算を前倒しで認めていただくものであるため、ゼロ債務負担行為で大きな割合を占める道路や河川の公共事業については、毎年度どのくらいの規模が適正かというのを当初予算のときに議論する。その内数となるが、決まった額が大きいと翌年度の当初予算の議論に影響を与えるので、当初予算とのバランスも踏まえながら、過大にならないようにという注意は必要であると考える。

高木委員
　行政報告書３６ページ、「（６）県債の状況」の中の埼玉県ＥＳＧ債について、令和４年から発行しているが、ムーディーズなどの評価はされているのか。

財政課長
　ＥＳＧ債については、令和４年度にですね、サステナビリティファイナンスフレームワークを作成しており、日本格付研究所から評価を取得している。

高木委員
　評価をされているならば恐らくこの資金の使途や実績も出てると思うが、今回の行政報告書を拝見しても、ＥＳＧ債の使途や評価の記載がないため、説明願う。

財政課長
　行政報告書には記載していないが、毎年度の充当事業の結果については県のホームページで、県民の皆様に報告している。

萩原委員
　資料１１「歳入、歳出決算額について（一般会計）」の②、地方消費税清算金について、令和元年度からの表となっていて、毎年金額は上昇していたが、令和５年度は令和４年度と比較して減額となっている。これはどのような理由か。

税務課長
　地方消費税は県内の税務署から納付されるものが県税収入として入ってきて、埼玉県民の消費と必ずしも一致しないため、他の都道府県との清算を行うというのが地方消費税の清算制度である。この清算金については、本県には港や空港がないため、輸入貨物については他県との清算の中で本県に頂くという制度になっている。そういったところで、令和５年度については、資源高や価格高騰等の影響により、本県以外の地方消費税の額が減少した。そのため清算金として入ってくるお金も減少した。一方で、地方消費税自体は安定的な税収であるので、これは堅持していく。法人二税等、景気の変動に影響を比較的受けやすい税目と比べて、地方消費税は安定的であると考えているので、大きな支障があるという認識はない。

新井委員
１　先ほどの城下委員への答弁の中で、目標というものがないと受け取ったのだが、つまり埼玉県は基金に対しての目標残高は設定されてないということなのか。
２　財調のあるべき目安として、標準財政規模の１０％という話があったが、平成３０年頃だと思うが、予算特別委員会で当時の企画財政部長の答弁の中で、標準財政規模の５％、３基金合わせて大体７００億円ぐらいという目安の答弁があったが、いつ頃からパーセンテージが変わったのか。目安が変化した時期や理由があったら教えてほしい。

財政課長
１　財政調整基金については一応目標というか目安を定めており、先ほど答弁した標準財政規模の１割というのは、本県で決めている目標ではなく、ちまたでよく言われているような目安である。私どもとしては、これまでは、毎年当初予算で取崩しを計上するの

であるが、ここ数年は自主的に５００億円程度を当初予算で取崩しを計上しており、２年分ということで１，０００億円を目安と考えている。

２　標準財政規模に対する目安は今は１０%ということで認識しているが、当時の５%からなぜ変わったのかということについては承知していない。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１０月２４日（木）企画財政部）

【説明者】

中山貴洋企画財政部長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、都丸久政策・財務局長、
中村克地域経営局長、近藤光参事兼交通政策課長、山川直也北部拠点政策幹、
尾崎彰哉企画総務課長、村井秀成計画調整課長、関根章雄財政課長、
藤井大司行政・デジタル改革課長、横溝隆夫デジタル政策幹、
橋口純子情報システム戦略課長、田中秀幸地域政策課長、
桑折恭平市町村課長、小山省吾土地水政策課長
岩﨑寿美子会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長、
西村朗監査事務局長、新井裕之副事務局長兼監査第一課長、飯野由希子監査第二課長

【発言】

東山委員

１　行政報告書４８ページの「（３）国の施策に対する提案要望」の実施状況として、合計１７３件の提案要望を行ったとの記載があるが、具体的にどのようなものがあったのか。また、その中で、毎年行っているものではなく、当該年度に、新規の要望といったものがあれば、併せて伺う。

２　行政報告書の５３ページの「（２）ＤＸの推進」については、ノーコードツールや生成ＡＩ等を活用し、業務効率の向上に取り組んだとあるが、具体的にどのような取組を行い、どのような成果があったのか。また、課題も併せて伺う。

３　行政報告書の６０ページの「（３）地域情報化の取組」について、市町村のデジタル化を推進するため研修及びセミナーを開催したとあるが、受け手である市町村によって規模、人材、ここまでの取組状況など様々だと思うので、一つ一つの市町村のニーズに沿った支援を行うことが重要になる。県として、どのような考えで取り組まれたのか伺う。

４　行政報告書６６ページの「ウ『住むなら埼玉』移住総合支援事業の実施」について、本県への移住促進を図るために、移住総合ガイドブックの作成や、テレビ・ＳＮＳ等を活用して移住に関する情報を発信したとあるが、具体的内容と成果を伺う。また、県内様々な市町村がある中で、支援金の支出など積極的に施策を展開している市町村もあるが、市町村との連携はどのように捉えているのか。併せて、移住の理由、そして施策のターゲットについて、担当としてどう考えているか。

企画総務課長

１　国の施策に対する提案要望についての具体的なものであるが、「自治体ＤＸの推進」として、行政サービスの効率的提供に向けたデジタル基盤の構築や、デジタル人材の確保に関して財政支援を求めるもの、「水害・土砂災害防止対策の推進」として、自然災害に強い県土の実現に向け、利根川、荒川等、基幹となる河川などの整備を求めるもの、また、「地方交付税総額等の確保・充実と、臨時財政対策債の見直し」として、地方税額の総額の確保・充実のほか、臨時財政対策債を地方交付税に復元するよう求めるものなどを要望した。また、新たなものであるが、令和５年度は１７３項目要望して、そのうち２５項目が新規の要望である。主なものを紹介するが、地方税のＤＸの推進に係る規制緩和・支援充実、こども関連施策の国による統一的な実施及び予算の確保・充実及

び不適切に大量保管されている有価物、これヤードであるが、有価物に対する規制などを要望した。

デジタル政策幹

２　業務効率向上に役立つこういったツールについては、いきなり全庁規模で導入するのではなく、初年度の令和５年度はトライアル期間と位置付けて、意欲ある職員や所属をモデルに効果的な活用方法や留意点を検証するため、まずは、数百人単位のスモールスタートということで始めた。例えば、ノーコードツールでは、様々な情報を紙やエクセルに記録していたというこれまでのやり方を改め、アプリにデータを直接入力して、常に最新の情報を関係者が共有できるようにするといった効率化を図った。また、生成ＡＩについては、まず、生成ＡＩの基礎知識やリスクを学んだ上で、テストに合格した職員のみ利用を認めるという形で始めたが、利用者の８９%の方から「生産性や質が向上した」という評価であった。これを受けて、本年度から全ての職員にノーコードツールや生成ＡＩの利用を拡大したが、今後の課題として、ノーコードツールについては相談業務や認定業務といった業務の類型ごとに最適なモデルのようなものを作り、速やかに横展開していきたい。生成ＡＩについては、的確に指示を出さないといけないので、そういったスキルを職員がしっかり学んで、日常的にＡＩを使いこなせるようにしていくことが課題と考えている。

情報システム戦略課長

３　自治体の規模の大小や、人材の充足度、それからデジタル化の進み具合によって、解決すべき課題は異なるので、それぞれの市町村の課題解決につながるような、実践的なノウハウを伝える支援が重要だと考えている。そこで、令和５年度に情報システム戦略課の職員が、県内の全ての市町村を個別に訪問して、市町村の担当職員と意見交換を行った。そうしたところ、主な課題として、システム標準化とデジタルに詳しい人材がいないということが挙げられた。これを受け、システム標準化に対する市町村の主な懸案事項が、令和７年度末の期限までの移行完了であるとか、経費不足であったため、知事が国への要望を行った。また、デジタル人材の確保については、県が調整役となり、国が選定した専門アドバイザーの派遣や、課題解決に向けたサービスを提供するＩＴ事業者とのマッチングなども実施をした。

地域政策課長

４　１点目の具体的な内容と成果であるが、令和５年度の移住促進プロモーションは、移住先として埼玉県の認知度向上を図るため、県外の移住検討者にしっかりと情報が届くよう情報発信の強化に取り組んだ。まず、新たに作成した移住総合ガイドブックは、紙面の情報に加えて、２次元コードから詳細な情報をデジタル媒体で得られるハイブリッド型のガイドブックとしており、例えば、移住者のインタビュー動画も見ることができるものであり、本年１月５日に県の移住ポータルサイトで公開したところ、約３か月間で１，７２２件の閲覧をいただいた。また、テレビやラジオなどメディアを活用したＰＲを行い、例えば、関東圏で放送されリスナーが約３６０，０００人と言われる東京ＦＭの中のラジオ番組において、埼玉県の魅力をプロモーションした。その結果、東京有楽町の「住むなら埼玉」移住サポートセンターでの相談者数は、過去最高の１，１１５人となり、一定の成果が出たと捉えている。２点目の市町村との連携については、市町村移住担当者会議を設置して、県の移住施策についての情報提供や、市町村の移住施策

の先進事例などの情報共有を図っている。具体的な連携事例であるが、ふるさと回帰フェアなどの大型移住イベントで、市町村と共同で出展するなど、効果的な移住促進の取組を進めた。３点目だが、移住の理由、そしてそのターゲットである。「住むなら埼玉」埼玉移住サポートセンターの相談者のアンケートによると、埼玉県を移住候補先として選んだ理由として、１位が「都心に近い」で、１７．１％、２位が「自然が多い」で、１５．９％である。そうした点が、移住の理由と捉えている。令和５年度の情報発信のターゲットについては、「住むなら埼玉」移住サポートセンターにおける相談者が、東京都居住の方が４割近くを占めていることなどを踏まえて、ターゲットは東京都在住者としたところである。

東山委員

１　新規の要望というのが１７３項目のうち２５項目あったということだが、新規要望の処理状況について、説明をお願いする。

２　「住むなら埼玉」のところであるが、埼玉県は若い世代を受け入れるチャンスがある県というか、自治体だと思っているので、更に進める必要があると思うが、その中で、市町村からの要望等はどういったものがあったのか。大型イベントをするというような話もあったが、市町村側からの要望というのはどういうものがあったのか。

企画総務課長

１　処理状況としては、要望については各省庁の方に知事が直接要望に行くパターンと、各部局の方で個別に省庁の方に要望するパターンがある。新規については、何件達成したというデータを出していない状況であり、全体の状況については、行政報告書に記載されているとおりである。

地域政策課長

２　市町村からの要望であるが、予算的な金銭的なものもあるが、１番がやはり、埼玉県内の各市町村それぞれすばらしい地域資源があるが、やはり全国の大都市圏に比べると知名度が低いということで、横の連携、あるいは県との連携ということで、一つの自治体だけではなくて、埼玉県内の市町村が幾つかまとまった形で連携して魅力の発信をしていきたいというような要望を頂いている。

平松委員

１　６０ページの地域情報化の取組について、先ほど御答弁もいただいた今の取組や状況は聞かせていただいた。その中でお聞きしたいが、先ほどは、自治体の規模感によって差が出てきているという話もあったので、それ以外の部分で、取組の差が出てきてしまうような要因といったものっていうのを押さえているのか。併せて、先ほど国の制度を使ってデジタル人材を派遣したりという取組をされているという話であったが、中々そのデジタル人材の確保なんか難しい中で、県独自のそういった取組といったものについては、どうなっているのか。

２　６６ページの「６　地域の振興」の「住むなら埼玉」移住総合支援事業の実施について、こちら東山委員と重なるが、概要は先ほどの説明で理解をした。以前、私特別委員会の方で、こちらについてもしっかりメインターゲットっていうものを定めて、そういう方々が、どういう行動するかと、その動線上にしっかりこう仕掛けをしていかないと、なかなかひっかかりづらいんじゃないかという、いわゆるマーケティングをしっかりや

って、それに基づいて効果的アプローチをしていこうというようなことを話したが、先ほど令和５年度であれば、ざっくりと、東京都の在住者に対してアピールをしていくという話であるが、更に掘り下げが、恐らくされて検討していると思うが、その辺の検討状況、どんな分析をしてアプローチをしようと考えているという検討を、令和５年度にされているのかという点について、お聞かせいただきたい。

３　７９ページの「あと数マイルプロジェクト」についてお聞かせいただきたい。特にこの中でも、地下鉄１２号線についてお聞かせいただきたいが、２０１６年に、国交省の交通政策審議会の答申が出た。それに基づいてそういった指摘された課題について、今調査だとか検討が進められていることだと思う。実は、私が市議会に当選したのが２０年前だが、その頃から比べれば、県でもこういったプロジェクトを立ち上げて、前には進んでいるという認識は持っているが、一方で、次の答申が、おおむね１５年と言われているから、２０３１年頃には、こういった答申も出てくるんじゃないかと。大切なのは、やっぱりその答申に向けて、しっかりと、少しでも、更に、その答申が前向きなものになるように県として取組をしていかなければいけないと思っているが、令和５年だとか令和４年だとか、取組を見る中で、なかなかこれがいつまでに終わって、次の答申にどういうふうに、いい形で反映されるような取組につながっているのかっていうところが、正直ちょっと見えてない部分がある。その辺りについての見解と、あわせて、やはり次回答申に向けて具体的な工程を策定して準備を進めていくことが大切だと思うが、その辺の認識についてお聞かせいただきたい。

４　５３ページ「ＤＸの推進」では、ＤＸの推進を着実に図るため、必要な専門職員等の人材確保と職員の更なるスキルアップに努めることということで、令和４年度の決算審査の中で、こういった意見がつけられている。それに対して、上級試験及び経験者試験の募集職種にＤＸ人材を追加し人材の確保に努めたというふうにある。これの詳細についてお聞かせいただきたい。あわせて、令和５年３月に埼玉県デジタル人材育成研修実施方針を定めているという話があった。これも一般質問で取り上げて、実施をしたということで、評価を申し上げるところであるが、この方針に照らし合わせて、今の取組状況がどうなのかという点について、お聞かせいただきたい。

情報システム戦略課長

１　県内市町村にヒアリングを行った結果であるが、規模に限らず、小さいところでも、キーパーソンがいると、デジタル化が進んでいるようなところもある。そうしたことから、改めてキーパーソンの存在、重要だなというふうに感じた。続いて、県の独自の支援であるが、こちら、デジタル人材の支援というところで、現在、独自の人材支援策として、デジタルの知見、それから市町村業務に精通した人材をリスト化して、各市町村のニーズに合わせて派遣する事業を行っている。今後とも、この制度の更なる有効活用を図っていくということで進めていきたいと考えている。

地域政策課長

２　「住むなら埼玉」移住総合支援事業のマーケティングによるメインターゲットであるが、効果的な情報発信には、委員指摘のとおり、ターゲットを細かく設定することが重要と考えていることから、「住むなら埼玉」移住サポートセンターにおける、移住相談者アンケートや人口移動報告を詳細に分析した。その結果、移住相談者の５割超が２０代から４０代の子育て世代であり、人口移動報告による埼玉県への転入超過の年齢層も同じ傾向であったので、令和６年度については、子育て世代にターゲットを絞り、各施

策を実施している。

参事兼交通政策課長

３　平成２８年の交通政策審議会の答申で示された課題、そして、県で取りまとめた公共交通の利便性向上検討会議の課題、これに基づいて、着実に課題解決に向けて調査の取組を進めてきたと思っている。課題としては、１を超えるＢ／Ｃであったり、詳細な延伸ルートの精査、そして周辺のまちづくり、こういったことであるが、令和３年から５年にかけて、毎年それに必要な調査を行って着実に成果は積み重ねたと認識はしている。さらに、今指摘いただいたが、次期答申に向けた、それをメルクマールとした取組の必要性であるが、それについては大変重要な観点だと考えている。我々として、それをポイントとして、進めるということが大事だと認識しているので、そういった取組に向けて、委員指摘のような具体的な工程を定めて取り組むことということは、目指したいと思っている。そういったスケジュール感が大事だと思うので、そういった具体的な、工程、ロードマップを指定するためには、おおむねの延伸ルートとか、事業性の確保の目途ぐらいは立たないといけないということで、こういった基本的な状況を条件をそろえるということが必要であるので、そのためにも、今年度から新たに有識者会議を設置したので、その中で、１２号線も含めてその解決に向けた方向性と、課題を示していただくので、それもしっかりと生かして、今指摘いただいたような具体的な工程の策定に向けて取組を進めていきたい。

デジタル政策幹

４　令和６年度からの採用に向けて、昨年度の試験から上級試験及び経験者試験にＤＸの採用枠を設けた。これにより、令和６年度は６名。これはＩＴ企業で経験を積んだ方や、メーカーのデジタル部門でシステム開発に携わった方などを６名採用して、ＤＸの推進部門で活躍をしてもらっている。続いて、人材育成の育成方針に関してであるが、方針の中で各課所のデジタル化を牽引するデジタル実践リーダーを５年間で６００名養成するという目標を立てているが、これまでに２８９名のＴＸ推進リーダーというものを育成しており、今後もこのペースでいくと６００名を達成できるというふうに考えている。ＴＸ推進リーダー以外の職員についても、ノーコードツールや生成ＡＩなどの研修を幅広く実施しており、職員全体のスキルアップも図っていきたいというふうに考えている。

平松委員

１　６０ページの地域情報化の取組の中で市町村のデジタル化の推進へのところである。キーパーソンがいると進むという話で、やはり各自治体に、いかに熱量を持って進めていただくかが非常に重要だというふうに思うが、そういった熱量の高い方々をどういうふうに、県として、啓発していくかというか、増やしていくかという点について、どんなふうに考えているのか。

２　あと数マイルプロジェクトで、工程もしっかりつくって進めていきたいという話であった。案内のとおり、昔の答申と違って今はＡ１、Ａ２という位置付けではなくて、みんな横並びになっていて、熟度が上がってきたところから、しっかりと取り組んでいきたいとこういう話になっていると思うので、やはりその次の答申に向けてっていうところで、スピード感が大変重要だと思うが、その点についてしっかりそこに間に合うようにやっていくんだっていうことをちょっと最後確認でお聞かせいただきたい。

３　ＤＸの推進の関係で、ＤＸ人材を採用するというところで、これは令和６年度の話になってしまうが、６名採用されたと聞いた。これは、令和５年度の採用の計画の段階の中で、今２期目に入っているが、ＤＸ推進計画とロードマップの関係でいくと、今デジタライゼーションに進んできているという中で、こういう人材がこのぐらい必要だから、なので６名採用したという、その計画にきちんと突合しているような採用ができているのかというところを伺う。

情報システム戦略課長

１　県としては、全体のスキルアップも必要だと考えており、キーパーソンとなる職員だけではなくて、デジタル化に意欲を持つような市町村職員のスキルも底上げしたいと考えており、デジタルについて、いつでも何でも気軽に情報交換できるようなグループチャット、市町村デジタルカフェと呼んでいるが、こちらの立ち上げ等も行った。このほか、ＤＸ、データ活用など、市町村からニーズの高い研修を実施したり、市町村の要望を踏まえた人材育成支援に取り組んでいきたいと考えている。

参事兼交通政策課長

２　先ほど指摘いただいた具体的な工程を策定するためには、やはり、まず基本的なおおむねの延伸ルートであったり、事業性の確保の目途ということが前提条件なると思うので、まずは、この前提条件をクリアするために、一つ一つ課題を着実に進めていきたいと考えている。

デジタル政策幹

３　人材の採用の計画や充足については総務部の所管となるので、当部の方で詳細に答えることはできないが、一般論としては、特定の事業のために人を採用するのは、任期付き職員等であれば何人ということで言えるが、今回のようなＤＸ人材のような任期を定めない職員を採用する場合については、年度ごとの極端なバラつきがないようにという視点なども含めて採用をすることが多いと聞いている。そのような一般論として答えをさせていただきたいと思う。

保谷委員

１　公金収納のキャッシュレス化について、行政報告書８５ページの「カ　埼玉県収入証紙に関する事務」のところでお聞きする。まず、紙のお金や紙の証紙を単にキャッシュレス化、デジタル化したという点にとどまらず、広い意味でのペイメントのＤＸという観点からお聞きしたいと思うが、まず、公金収納のキャッシュレス化は完了しているのかどうか。そして、証紙は完全に廃止されたのかどうか、販売済み未使用分の扱いについてどうなっているのか、残務が何かあるのかどうか。そして、昨年度の附帯決議において、県証紙廃止後の収納については、中略、未来像を見据えてバックキャスティングの発想で確実に進めること、というふうに決議をしているが、令和５年度において、県が考えるペイメントのＤＸの未来像、ゴールイメージといったものはどのようなものか。

２　資料８の改善又は検討を要する事項とその措置状況の６ページ、県有施設へのＷｉ－Ｆｉ設置については、平成３０年２月定例会で内沼委員長が一般質問をしてから導入されて、順次進められてきたものの、令和５年度における有識者会議において、見直し及び縮小という結論が出されて、今、廃止ないし縮小が行われているところだと認識している。県有施設のＷｉ－Ｆｉ施設が今後どうなっていくのか、そしてその結論、有識者

会議の結論によると、県全体の予算ではなくて、各施設の個別の予算から設置、維持していくというふうにも読めるので、実際に廃止ないしは縮小が行われているわけではなくて、科目の付け替えが行われているだけなのかというふうにも推測できるのが、どういう状況になっているのか、令和５年度において実際に廃止したりとか、あるいは縮小したりした県有施設があったのかどうか、お尋ねする。

３　地方公共交通機関の維持について､行政報告書７７ページ｢１０　交通網の整備促進」についてである。「（１）鉄道既設線の整備促進」のところで、ホームドア設置についての鉄道事業者に対する補助についての説明がある。ホームドアについては、障害者の事故防止という観点のみならず、自殺の防止という観点でも有効性が認められて進められているところであるが、国の方針は、乗降客数が１日当たり１００，０００人以上の駅に優先的に設置しているというもので、鉄道事業者もこの方針に沿って順次設置を進めていて、県の補助制度も、この考え方に基づいて運営されているものと認識している。しかしながら、実際には、１日当たり１００，０００人以下であっても、危険であって、なおかつ事故や自殺が多数発生している駅というのは多数あり、こういったところに対してのホームドア設置の必要性の認識を県はどのように考えているのか。

４　「（４）地方公共交通に対する支援」のところで、ここは主に、地方のバス路線に対しての補助制度について説明があり、現行の支援は、観光路線ではなくて、地域住民の日常の足として必要であって、なおかつ、そもそも沿線人口が少なくてどんなに経営努力しても、損益分岐点を超えようがない、赤字路線に対する赤字の補填というものだと思うが、この認識でいいのかどうかお聞きする。今持ち上がっている新しい課題として、地方バス路線では、人手不足によって運行不能となったり、廃止減便される路線が増えているという状況があるわけだが、この状況について、県内ではどのようになっているのか、県の認識はどうであるか。令和５年度において何らかの対策を施したのかどうか、お尋ねする。

出納総務課長

１　令和５年度の証紙廃止に伴う、キャッシュレス化、及び今年度の現金収納窓口のキャッシュレス決済の拡大により、少額の雑入を取り扱っている窓口や、指定管理者が運営している施設など、一部現金払いが残るところもあるが、県の施設においては、おおむね窓口でのキャッシュレス利用が可能となっている。引き続き、県民や事業者に丁寧に対応し、キャッシュレス利用を高めていきたいと考えている。続いて、証紙の終了の件であるが、令和４年１２月に収入証紙廃止条例が成立したので、１年後の令和５年１２月末で、収入証紙の販売が終了し、６年３月末で使用も終了している。質問の販売が済んで未使用の分であるが、そういう使用されなかった証紙については、令和１０年１２月末まで、お持ちいただければ還付を受けることとしている。なので、当初、証紙に関する事務がいつ完了するかということであるが、令和１０年度ということになると思う。県が考える未来像、ゴールイメージであるが、県としては、将来的には、自宅や、会社にいながらにして、電子申請電子収納を活用し、ワンストップで、手続が完結するオンライン化を目指している。窓口収納のキャッシュレス化は、その足がかりとなるものであると考えている。多くの県民の方に、キャッシュレスを体験していただくことにより、その利便性を享受していただくことになるのではないかと考えている。

情報システム戦略課長

１　今後予算の付け替えということではなく、今、各施設の必要性に応じて、設置や維持

の判断をした上で、各施設の予算から対応という形で整理している。
２　現時点では廃止した施設はまだない。今後の予定としては、整備済み施設４２のうち、今年度末での廃止希望が３３施設残りの９施設については、令和７年度末にまでに廃止となる予定と聞いている。

参事兼交通政策課長

３　国の方で、バリアフリー法に基づく基本方針において、令和７年度までに、鉄道駅全体で３，０００番線、そのうち平均利用者数が１日当たり１００，０００人以上の駅で８００番線の整備が目標として掲げられている。国の目標は、指摘のとおり、１００，０００人以上に特に数値目標を設定しているところであるが、県としては、１００，０００人未満であっても、非常に危険で、安全確保の必要性があると考えており、その整備を促進していくことが必要だと考えていえる。その点から、令和２年度に、１００，０００人以上だったところを１０，０００人以上に、補助制度の対象を拡大して取り組んでいる。
４　県については、地域公共交通を支えるためのバス事業者、タクシー事業者、そして、地方公共交通の確保に取り組む市町村に対して、支援を実施しており、一つは指摘いただいた赤字路線に対する支援をしている。もう一つ加えて、公共交通の維持確保に取り組む市町村やバス事業者等に対して、スマート技術を活用したＤＸの推進であったり、コンパクトプラスネットワークによる交通再編にかかる経費を支援するという形で、その維持の取組を支援している。その上で、バス運転士不足について、どのように把握しているか、あるいはバス路線の休廃止の状況であるが、県で把握しているバス路線の休止廃止の状況については、指摘の運転士不足が主要な理由であるものも含めて、令和５年度は１２系統の休止廃止があったと承知している。喫緊の課題であると認識しており、対策としては、まず人材確保の観点と、そして、省力化、省人化を進めて、根本的に対応するという二つの観点から取組を進めている。人材確保の点は、県バス協会が実施している大型２種免許の取得費用の補助であったり、バス協会主催の就職合同説明会の支援、それから、今年度については、埼玉しごとセンターとか企業人材サポートデスクの取組と連携を行って業界職種ごとのセミナーとか、そういったものをバス事業者に参画いただくといった取組をチャレンジしている。また、省人化・省力化みたいな観点からは、ＤＸによる取組に対して、自動運転の実証実験であったりスマート技術を活用した事業者の取組を支援している。

保谷委員

１　目指すべきゴールイメージとしては、行政サービスが全てオンラインで自宅や会社でいながらにして、できるようにすることを目指すという点については良いと思う。是非目指していただきたいところではあるが、最終的にそのために必要なのは、利用者に対して、何らかの成功体験や、使って便利だなというところを感じさせるところであるべきだと思うが、実際に、公金収納のキャッシュレス化を利用しているユーザーの満足度はどのようなものなのか、お尋ねしたい。依然として、現金じゃなくて不便だとか、キャッシュレス決済は怖いとか、そういった意見を持っている方が、特に高齢の方は多いが、こういった人に対してそれでもなお、デジタル化して、ＤＸしてよかったというような成功体験、圧倒的な便利さ、圧倒的なメリットというものを県が提供できているのかどうか、その点について再質疑をする。
２　県有施設の公衆Ｗｉ－Ｆｉの整備事業費についてであるが、今のところ廃止はなされ

ていないものの、今後は順次廃止されていく予定であるというのが令和５年度の計画であるという点について確認をした。これは何とも時代の流れに逆行しているような気がするが、そもそもこの結論を出すに至った有識者会議の議事録を拝見すると、様々な現状認識、市場環境認識が間違っている点がたくさんあるのではないかと思う。特にその中でも、１点だけ限定して、５Ｇの環境、５Ｇの普及によって公衆Ｗｉ－Ｆｉの必要性が低下しているという点について、県の認識を確認させていただきたいと思うが、そもそも５Ｇ環境が、県内でどの程度普及しているのか、実際のカバレッジ値はそれほど高くはなくて、例えば、具体的に言うと、この県庁舎内でも５Ｇがつながらないことは多々あるし、そもそも５Ｇによって災害に対するレジリエンスがどの程度担保されるかというのはまだ未確定で、例えば、能登半島地震においても、携帯電話がつながらなくて困っていたというような事例がたくさんある中で、５Ｇが普及したからといって、Ｗｉ－Ｆｉが要らなくなるという点について、認識をどのように考えているのかお聞きしたい。また、併せて、災害対策という観点で考えるならば、通信手段というのは本来多重化するべきであって、５Ｇが普及したから要らないというのはおかしいという考え方もあるかと思うが、その点について、令和５年度における県の認識をお聞きしたい。

３　ホームドア設置について、令和２年度に県の補助制度の見直しで、利用者１０，０００人以上のところについては、補助金を提供する仕組みを整えたということだが、１０，０００人以上ないし１００，０００人未満の駅において、ホームドアの補助制度の利用実績があるのかどうか。また、利用に至らないまでも、相談を鉄道事業者から受けた実績があるのかどうかお聞きしたい。

出納総務課長

１　キャッシュレス決済の利用率であるが、令和６年度第１四半期において、おかげさまで、９８．０％という多くの県民や、事業者の皆様に利用いただいている。県民の方から、決済がスムーズに進んだとか、県証紙を買う必要がなくなったとの声も頂いている。多くの県民の方にキャッシュレスを体験していただき、その利便性を享受していただくことで、短い期間ではあるが、一定の成功体験を提供できたのではないかと考えている。

情報システム戦略課長

２　普及状況であるが、２０２３年３月末の人口カバー率としては、９９．７％という数字が総務省から出ている。５Ｇの普及につれてＷｉ－Ｆｉが要らなくなるのかというのが、次の質問だったかと思う。こちらは、５Ｇというのは以前に比べて、レジリエンスが強化されているというところで、例えば、災害時などの通信が集中する場合でも障害が起こりにくいとか、そういったことから、レジリエンスは強化されているというふうに考えている。また、能登半島地震の例を出されて、お話しいただいたが、特定の通信事業者の通信が停止した場合でも、ほかの通信事業者のサービスが利用できるような、これ事業者間ローミングというふうに言っているが、こういったものを国も検討しており、こうしたものが入ると、一定の冗長性が確保されるものと考えている。

参事兼交通政策課長

３　ホームドアのうち１日当たりの利用者数が１００，０００人未満で１０，０００人以上の駅における整備状況にいては、県内２１駅５４番線で整備が進んでいるというところである。令和２年の改正以降、そういった駅にも活用していただいている状況である。

城下委員

１　行政報告書の６４ページ「（１１）マイナンバー制度への着実な対応」の二つ目の丸、マイナンバーを安全に取り扱うため事務に関わる職員の研修を開催するとともに、自己点検及び内部監査を実施したと記載されている。１２月２日、これまでの健康保険証の新規発行を停止してマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行が行われる。マイナ保険証をめぐるトラブルは多発しており、ＪＮＮの世論調査でも、紙の保険証廃止の方針に対して、７３％が未だ反対と答えている状況である。当県議団も紙の保険証を残すことはもちろん、トラブルが多く、集積した膨大な個人情報の流出する危険性があるマイナンバー制度そのものを、一旦立ち止まって見直すべきだと考えているが、そこで伺う。昨年６月に、全国的にマイナンバーのひも付けに誤りのある事案が複数発生していることから、政府はマイナンバー情報総点検本部を設置し、総点検を実施した。国の通知に基づき本県も点検が行われたというふうに認識している。その結果、８件の誤りが発見されている。点検の結果、その教訓は何だったのか、この点についてお聞きする。

２　国の個人情報保護委員会、２０２２年８月に個人情報の管理体制不十分とした地方公共団体は８割と、重大な問題点が認められた団体が２割あったと指摘している。２０２３年６月、昨年のマイナンバーに関する個人情報の漏えいや紛失は１７１件である。このうち、１度に１００人を超える情報を紛失するなどの重大な事案が３６件あった。前年の４倍に増えたと報告されている。同委員会の増加理由についても、規則の改正で対象範囲が広がったことも影響しているのではないかと。このように、規制が緩和され対象範囲がさらに広がれば、個人情報の漏えいや紛失する重大な事態は更に増加する可能性がる。そこでお聞きするが、令和５年度に研修や自己点検が行われたということだが、これによって個人情報の漏えいや紛失は防げるのか。このような研修をした結果、総括をされ、対策を講じたのか、２点目としてお聞きする。

３　ホームドアに関して、行政報告書７７ページ、駅ホームの転落防止対策をするため、２市に対して、県内４駅のホームドアの整備に係る経費の一部を助成したと記載されている。先ほども質疑があったが、県もいろいろと基準を緩和して対応しているということはよく分かった。しかし、この事故というのはなかなか減らないという中で早期の対策が必要だが、国交省の通知でも平成２２年度から、令和元年までの１０年間で７４７件事故が起きている。そのうち、２１名の方がお亡くなりになられているということで、国交省のアンケートでも、３６％の方に転落経験があったと、このような報告もされている。是非、完全にこうした事故を防止するためにも２０２３年までのホームドア設置、これ、今実数を見ると３０駅である。ホームドアの早期設置を急ぐ必要があるが、実は国はホームドアの設置を加速するための鉄道バリアフリー料金制度を導入している。これ２０２３年３月で資料要求で見たが、東武鉄道全線、西武鉄道全線、東京メトロ全線、ＪＲの東日本は一部で普通乗車券と通勤定期のみにこの鉄道駅バリアフリー料金加算されている。鉄道バリアフリー料金制度によって、ホームドアの設置計画は加速しているのかどうなのか、この点について令和５年度の実績を踏まえて答弁いただきたい。それからホームドア設置については、鉄道事業者に対して国が３分の１、地方自治体が３分の１補助している。本県は、補助を行う市町村に対して２分の１の補助を行っていた。しかし、バリアフリー料金制度を活用して整備するバリアフリー施設については、国庫補助の対象から外されたということである。地方自治体の補助について、地方自治体の判断だが、県の補助はどうなったのか、このことについて答弁いただきたい。

４　行政報告書８５ページであるが、県の収入証紙に関する事務について伺う。先ほどもあったたように、昨年度の１２月末日をもって、廃止がされたわけだが、今年の予算特

別委員会でもこのことを質疑して、当県議団は、警察や免許センターの運転免許の更新に行った方が、高齢者研修講習に行った方から、窓口で現金が使えなくて不便だという声が寄せられ、コンビニで払ってくださいと。先日視察に行ったときにもそういうお話をしたが、そういった声も寄せられていた。証紙を廃止した理由、先程来、キャッシュレス化を進めるということであったが、なぜ、この時期に早急に廃止しなければならないのか、９８%が利用しているということだが、残りまだ利用されてない方もいるので、こうした方たちについてはどういうふうな検討をされたのか。

５　行政報告書７９ページ、あと数マイルプロジェクトの推進、先ほども質疑があったが、埼玉県の高速鉄道延伸について、県はこれまで調査経費を計上して、これは令和５年度末でさいたま市と合わせて７億円である。当県議団は２０１５年の１２月議会で、鉄道網の整備促進を求める意見書に反対討論を行っている。その討論の中で、平成２６年地下鉄７号延伸に関する報告書の試算では、浦和美園から岩槻地域まで延伸の費用対効果、いわゆるＢ／Ｃ、これが０．８前後、採算が取れるのは５０年後からとなると、概算建設費は３年前の試算から１００億円増の８７０億円に上っている。事業の採算は疑わしい中で、延伸は認められないとこのように述べたが、現在、昨年度もそうだが、概算の建設費、更に膨らんでいると思う。１，３００億円にもなっているが、現在、その採算がとれるのは、一体何年後を目途として試算されているのか。このことについて答弁いただきたい。

情報システム戦略課長

１　マイナンバー総点検の結果得られた教訓だが、今回、総点検で発見されたひも付け誤りは、申請者が家族などのマイナンバーを誤って記入してしまったり、職員が同姓同名の他人のマイナンバーを誤って入力してしまうといったミスによるものであり、様々な方に入力をお願いする中で、ヒューマンエラーをゼロにすることは非常に難しいという教訓を得たものと認識している。そこで、ヒューマンエラーが生じる可能性があることを前提に、申請を受け付ける際に、マイナンバーカードによる本人確認を徹底するとともに、マイナンバーが不明な場合に、氏名、住所、生年月日、性別の四つの本人情報の確認を確実に行っている。また、システムへのマイナンバー入力の際には、複数の職員による重ねてのチェックを徹底している。

２　本県では、重大な事故は発生したことはないが、セキュリティ対策には、これをやれば万全ということではないので、委員の指摘のとおり、研修や自己点検だけでは十分ではないというふうに認識している。そのため、これらに加えて、セキュリティ監査など、組織的な点検を実施したり、マイナンバーシステムをほかのネットワークから分離して、外部からの侵入や漏えいを防ぐなど、二重三重のセキュリティ対策を講じている。そして、指摘の趣旨を踏まえて、今後も、個人情報の漏えいのないよう対策を徹底していく。

参事兼交通政策課長

３　バリアフリー料金制度の導入によるホームドアの設置計画への影響だが、ＪＲ東日本、東武鉄道、西武鉄道においては、料金制度を２０２３年３月に導入して、ホームドア整備計画を大幅に拡充したと承知している。具体的にはＪＲ東日本は全体の計画をまず１年前倒しした上で、設置番線数を更に増加させている。また、東武鉄道は整備駅数を倍以上に増加している。西武鉄道は、従前は利用者数１００，０００人以上の駅のみを対象としたところ、１００，０００人未満の駅にも整備対象を広げたと承知している。次に、バリアフリー料金制度を活用する事業者に対する支援だが、指摘の中で国は補助制

度がないということであったが、県においては、引き続き、補助を可能とする制度改正をしている。令和５年度から、事業費からバリアフリー料金制度充当分は除いた上で、事業者が自主的に負担する額を補助対象として、引き続き、支援を可能とする措置をして活用しているところである。

５　まず、状況としては鉄道・運輸機構からは昨年度調査の結果、委員指摘の概算建設費の試算結果が１，３００億円になったという点と併せて、機構が有している、最新かつ、専門的な情報や知見に基づいて事業性を向上させるための、整備計画上、収支計画上、運行計画上それぞれの、新たな課題これも併せて教えていただいたところである。このため、さいたま市では、３月に市と県に加えて、課題を指摘した鉄道運輸機構自身と、埼玉高速鉄道の４者による会議を立ち上げて、現在課題の解決に向けた協議を進めている。その協議の中では、収支計画上の課題として、事業採算性の確保に向けた検討も重ねているというところである。鉄道・運輸機構、埼玉高速鉄道の専門的な知見を生かしながら検討を深めていきたい。質問の採算が取れる期間についても、その検討の中で、適切な期間を目指していくということである。

出納総務課長

４　証紙を廃止した理由であるが、県がＤＸを推進する中で、国のキャッシュレスに向けた動向や民間におけるキャッシュレス決済の普及を鑑み、県民サービスの向上を図るため収入証紙を廃止することとした。県の窓口でキャッシュレス決済を導入して、県民の皆様に、先ほど話した、実際キャッシュレスで支払いを行うことにより、そのメリットについても実感して、キャッシュレス化を進めていきたいと考えている。続いて、キャッシュレス決済が使えない方に対しての検討であるが、証紙廃止に伴うキャッシュレス化を検討する際には、証紙を担当している部局からなる検討会議も設けて、令和４年１月から令和５年３月まで、全７回会議を持ち、課題や対応策を検討した。そして、市町村とか、関係団体、金融機関等からもヒアリングをするとともに、有識者からも御意見を頂くなど検討した。検討する中で、現金を取り扱うことについては、窓口で新たにそれを取り扱うこととした場合は、やはり紛失リスクなどの管理上の課題があることや、現金収納を行うためにはレジスターの設置など新たな費用が発生してしまうことなどの課題がある。一方、キャッシュレス化した場合には、決済情報がデータで管理集計できることで会計事務の効率化というようなメリットもある。これらの総合的に勘案した結果、窓口ではキャッシュレス決済のみの対応とした。使えない方に対しては、キャッシュレス決済に比べ時間や手間をかけしてしまうことになるが、現金の収納手段として、金融機関やコンビニエンスストアでの現金払いの対応をお願いしている。そのようなことがないように県民の皆様には、キャッシュレス決済にまず御理解を頂いて、その使用可能な決済手段を忘れたりしないように、しっかりお持ちいただけるような、細かな広報や周知を徹底したところである。

城下委員

　マイナンバーについては、なかなかゼロにすることは難しいという答弁も頂いたので、ぜひ、これは、今後の要望は言ってはいけないのか。

委員長

　要望の発言は不可である。

城下委員

１　ホームドアであるが、事業所負担の部分については、このバリアフリー料金制度の額を除いた部分で、事業者負担については、自治体と県で補助をしているという理解でよいか。その実績が、行政報告書に載っていた部分か。ちょっとそこは確認したいと思う。令和５年度の県が補助したものの実績は幾つだったのか答弁いただきたい。

２　証紙であるが、非常にメリットはいっぱい今語っていただいたが、１００％に至っていない。特にＤＸといえば災害になったときには一番弱いという部分で、活用されていない県民もいるというところでは、視察も行ったが、納付書をその場で発行したりはされていたが、だとすれば、利便性向上という観点からも、例えば、郵便局のＡＴＭとか、そういうものを導入することで、その場で完結ができるっていう形で、もうちょっと利用者に寄り添った検討というのはされなかったのか答弁いただきたい。

３　地下鉄７号についてだが、経費が膨れ上がっているという中で、いろいろ検討会を設置してやっているという答弁だったが、先ほど、何年後に採算がとれるかというふうにお聞きしたが、それについては、今後、その中で検討されるだろうということで、膨大な予算の中で、この部分が明らかにされてないっていうところが非常にどうなのかなと思う。県としては、一体この予算というのは大体どれぐらいまでは許容範囲と見ているのか、こういう議論というのは、令和５年度実際にあったのかどうなのか。私は、これ延伸計画はもうちょっと見直すべきだという立場であるが、その辺りはどういう議論があったのか、その部分だけ確認したい。

参事兼交通政策課長

１　令和５年度の補助については、県が令和５年度に鉄道事業者よりいただいた相談、申請はバリアフリー料金制度を活用している東武鉄道からの４駅８番線であった。事業者の要望額どおり全額を補助した。内訳は東武伊勢崎線の谷塚駅、草加駅、新田駅、蒲生駅である。実績額は９９７万７，０００円である。

３　地下鉄７号線については、やはり実現に向けて、非常に、県にとっても必要のあるプロジェクトということであり、なるべく早く早期に実現するということが大事だと思っている。その中で、今回はこれまで直接的には参加していなかった鉄道整備の国で一番の専門部隊である鉄道・運輸機構、ここに入っていただいて、そこに直接委託をすると、ここで確実に延伸を実現しようということでやっていて、そのために必要な調査経費ということで精査の上、セットしたということで、この鉄道・運輸機構とＳＲの知見を生かしてしっかりと早期の実現に結び付けたい。

出納総務課長

２　検討会議の中では、郵便局だけではないが、例えば、チャージ機を用意するなど、色々な手法は検討した。しかし、最終的には、そのためのシステム的に難しかったりとか、費用が高額になったりとかで、今のような形に落ちついたという経緯がある。繰り返しになるが、確かに、金融機関等に振込みに出向いていただく時間や手間をかけていることは、我々も認識していて、そのためにも、キャッシュレス手段を用意いただくように個別広報などに力を入れたりとか、周知を工夫したりとかしながら、しっかり対応していきたいと考えている。

城下委員

答弁漏れがあったので、地下鉄７号について、決意は述べていただいたが、費用である。

やっぱり県民の税金を使うわけなので、県として、どれぐらいの予算までを許容範囲と見ているのか、そこの部分というのはどうなのか。そのことについて私は聞いているが、なければないでいい。その部分でちょっと聞いているので、そこの部分の答弁いただければ結構である。

委員長

その質問は令和５年度の決算に関することになるのか。答弁は昨年度の決算の範囲のみでよく、未来のことは答えなくてよい。

参事兼交通政策課長

現在、活用を検討している事業スキームが都市鉄道等利便増進法で、この国の関係の補助金がまず、国の負担が３分の１で、地方自治体の負担が３分の１ということであり、その中でさらにまた、自治体で負担割合があるということである。まず、総額の事業費自体は、今の１，３００億円をなるべく下げるということを鉄道運輸機構も含めて、今、知見を生かして検討しているので、県民の負担をなるべく下げるということと、あとは丁寧に説明責任果たしていくということをしっかりやっていきたいと思う。

委員長

皆様に申し上げる。質問・答弁は簡潔にお願いする。

細川委員

１　資料４の行政報告書の４７ページから４８ページにかけて、「（２）埼玉版ＳＤＧｓの推進」がある。その一番下の方に、スマートフォンアプリのエスキューブを配信したとある。まず、このアプリの作成にかかった費用と令和５年度のランニングコストについて伺う。また、ダウンロード数も注釈で書いており、１５，０００ダウンロードと、年度末の目標が１２，０００というふうに聞いていたので、目標は達成したが、このようなアプリはダウンロードしたことが重要ではなくて、その後のいわゆる本当に学習されたのかどうかが重要かと思う。そこで、このアプリにログインして、学習された方がどの位いるのか。また、このアプリをやるとポイントがたまって、抽選をすると景品がもらえるというようなこの学習意欲を高めるような仕掛けもあるようである。こういったいわゆるコスト、先ほどのランニングコスト等が見合った効果が本当にあったのかどうか、どのように検証しているのか。

２　「（８）電子申請システムの運用」について伺う。６３ページである。令和５年度では、この申請について１３６万件の利用があったとあるが、県のホームページを見ると申請件数は約６４０，０００件ということで、この１３６万件の中には市町村の分も含まれているのかなと思う。そこで伺うが、この埼玉県においてこの利用状況の中で、どのような行政手続の申請が多かったのか、多い割合は何か。電子申請の肝は、今まで県庁に来なければできなかったこの本人確認で、行政手続がオンラインでできることかと思う。そこで伺いたいのが、この令和５年度において、電子申請の利用者、利用数において、アンケート等の本人確認が不要なものを除いて、本人確認が必要な電子申請をした利用者の割合や新規利用者の数はどの位いるのか。この県が進めるＤＸの中で、この電子申請のシステムの利用について順調に進んでいるかどうか。コロナの申請で減ったというような話もあるが、この電子申請システムが順調に進んでいるかどうか、どういう評価をされているか伺う。

３　８５ページ「キ　公金収納のキャッシュレス化」について、令和５年度から本格的にキャッシュレス化が行われたかと思うが、こういったいわゆるクレジットカードや電子マネー、コード決済など、これら全ての使用されたお金を納めた総額っていうのが幾らになるのか。また、埼玉県がこの決済ブランドに対して、この手数料を支払うことになるかと思うが、その総額に対して何%なのか、いわゆるクレジット会社によって違うのか、このキャッシュレス化のこの令和５年度において、総額どのぐらいのこの決済ブランドに対してお金を支払ったのか。令和５年度から、多くのキャッシュレス化がスタートしたと思うが、この１年間で見えてきた課題についてどのように捉えているのか。

計画調整課長

１　スマートフォンアプリの作成にかかった費用、ランニングコストというところであるが、こちらについては、令和３年度に作成したところであるが、その年度中の保守管理費用を含めて、８５９万１，０００円で作成している。また、令和５年度の保守管理費用については６９３万円であった。続いて、ポイントに係る費用は１０５万６，０００円である。また、アプリにログインした数ということでお尋ねがあったが、ログイン数については、システムの仕様上集計することはできない形になっているが、ＳＤＧｓクイズなどアプリ内のコンテンツを利用して、ポイントを付与した回数については、令和５年度は年間で２５８，９６０回あり、月間平均にすると２１，５８０回であったので、最低でもこの数のログインはあったというふうに分析している。また、ポイントの付与にかかった費用については、このアクセスに十分に寄与したものというふうに考えている。

情報システム戦略課長

２　電子申請システムで令和５年に最も多かった行政手続の申請は、自動車税に係る住所変更届で、６，１６２件であった。次いで多かったのが、教員採用試験の申請、続いて、電気工事士免状の交付申請となっている。本人確認が必要な電子申請をした利用者数の割合と新規利用者数は、まず、本人確認が必要な電子申請の割合は、本人確認が必要な手続かという観点の実績というのを集計しておらず、手続ベースで見ると、アンケートのように本人確認が不要な簡易な申請、これが、申請件数の全体の７割を占めており、残り３割の手続の一部に本人確認を実施しているという状況になっている。続いて、新規利用者数であるが、これは、全ての手続において本人確認を行っているわけではないので、また、申請の際に、新規とリピーターの判別ができないような仕組みとなっており、新規利用者数は把握していない。申請件数は順調に進んでいるかというお尋ねについては、全体としては順調に増加している。今後もシステムの使い勝手や、そういったことを改善しながら、利活用を広げていきたいと考えている。

出納総務課長

３　クレジットカードなどを利用して収納した令和５年度の総額は、約２４億１，１８３万円である。証紙廃止に伴うキャッシュレス決済を開始したのが令和５年度１０月からなので、令和５年１０月から令和６年３月までの合計になる。続いて、総額でどの位のコストかというところであるが、令和５年度の手数料の合計は、総額約３，１５７万円である。これも、令和５年１０月から令和６年３月までの合計となる。この１年間で見えてきた課題であるが、先ほど申したように、多くの県民の方、皆様に利用いただく一方で、一部のクレジットカードが使えないとか、現金が使えないとの声は頂いている。そ

ういう課題として、まず利用可能なクレジットカードの拡充に取り組んで、その結果、１０月１日からＪＣＢなど三つの決済ブランドを追加することができ、利用を開始したところである。課題の二つ目は、県民の方にキャッシュレスへの理解を更に深めていただくこと。そして三つ目は、キャッシュレス利用が難しい方への対応が引き続きの課題であると認識し、取組をしっかり進めていきたいと考えている。

小早川委員

１　資料４の令和５年度行政報告書の６５ページ、「（１２）デジタル技術を活用したプッシュ型サービスの提供」のうち、埼玉県のＬＩＮＥ公式アカウントについてである。運用費用、また、運用効果というものをどのように判断しているのか。

２　７７ページ、「１０　交通網の整備促進」について、先ほどホームドアの話があったが、「イ　駅のバリアフリー化の促進」というところである。令和５年度は３市に対して一部助成をしたということで、直近令和４年、令和３年、令和２年と大体２市、ないしは３市へ助成が行われてるが、この県内の駅のバリアフリー化というのはどの程度進んだことになるのか。

情報システム戦略課長

１　登録者数の状況だが、県ＬＩＮＥ公式アカウントの令和５年度末の登録者数が約５８０，０００人であった。年齢層は、３０代から４０代が８割弱、男女比が男性３割、女性７割となっている。運用の状況について、令和５年度のメッセージ配信数９０９回、最も多かった内容は、防災関係で４１２回、また、総リーチ数、こちら延べ約６，４８９万人となっている。事業の効果であるが、まず、事業効果の分析としては、登録者数が、令和４年に比べて約３倍となっている。防災関係など、個々のニーズに応じた情報を、多くの県民に速やかにお伝えすることができたと考えている。今後も、より多くの県民の皆様に情報発信を行うため、登録者数が増加するように努めていく。

参事兼交通政策課長

２　県内の鉄道駅のバリアフリー化の状況であるが、まず、段差解消の状況については、令和５年度末、県内３，０００人以上の１日平均利用者数がある駅については、１７４駅中１７２駅で段差解消率は９８．９％である。３，０００人未満も含めた県内全域では、２３８駅中２１３駅で段差が解消され解消率は８９．５％である。次に、障害者対応型トイレ設置については、令和５年度末でトイレのある鉄道駅について、設置率は１００％というところである。

小早川委員

１　ＬＩＮＥに関して、答弁漏れがあったかと思い、運用費用のところがお聞きできてなかったかなというところと、それから登録者数の増加に向けて取り組んでいくということで答弁いただいたが、目標感というのは、持ちながら令和５年もされたのか確認をする。

２　バリアフリーのところで、段差のお話いただいた。これについても、単年度で目標を定めながら取り組まれているのかというところを改めて確認する。

情報システム戦略課長

１　現行の県ＬＩＮＥ公式アカウントであるが、構築費用が約１，６００万円、運用費用

は年間約６５０万円である。これは、従前、公開していた「まいたま」と比較すると、「まいたま」の構築費用が約７，４００万円、運用費用が令和３年度最後の年の実績で６，６００万円となっていることから、費用的にも大分下げる形で運用できているという状況である。それから、登録の目標値であるが、県公式ＳＮＳ全体で目標値を設けており、こちらが、令和７年度までに８１０，０００ユーザーということで、こちら目標としている。この達成に向けて取り組んでいきたいと考えている。

参事兼交通政策課長

２　目標について、国のバリアフリー法に基づく基本方針において、令和７年度末までに３，０００人以上の全ての駅についての段差解消をすると掲げているので、県としても、県内駅全てについて段差解消するということが目標となる。ほとんどの３，０００人以上駅については、２駅を除いて解消しており、高水準にきているので、引き続き、全ての駅の解消に向けて取り組んでいきたいと思う。トイレについては、１００%に達しているということで、更に充実を図っていくということだと考えている。

髙木委員

資料７説明調書の１５ページである。こちらにデジタル田園都市国家構想の交付金が歳入されているが、支出先を具体的に教えていただきたい。この場合、国の国庫補助金であるが、使途が非常に明確でなければ交付できないものと承知しているので、その点について行政報告書に見当たらなかったもので教えていただければと思う。

デジタル政策幹

昨年度、全庁ＧＩＳ、地理情報システムの導入の費用に使わせていただいた交付金である。全庁ＧＩＳは、県庁内の様々な部門の地理情報を集約して、県民の方や職員が利用できるようにするシステムであるが、これを昨年度導入して、令和６年１月から運用を開始して、昨年度中で１６マップを搭載、そのあとも順次マップの拡大を行っているところである。

萩原委員

１　駅のホームドアについては､もう本当に多くの方から求められている内容かなと思う。先ほどの質疑でも、設置の条件や環境というのは、どんどん良くなっていると思うが、実際、令和５年度については、２市４駅っていうことで、十分に進んでいるかどうかってなると、ちょっと疑問符があるのかなというふうに私は思うが、実際５か年の計画にもあるとおり、これについては、令和５年度までででしっかり進んでいるっていう認識なのかどうなのか。また、今回１路線である。東武だけの１路線ということで、これについても、なぜ１路線だったのかっていうふうなところも答弁いただきたいと思う。

２　行政課題報告の８１ページ、県としてのこの令和５年度この地域公共交通計画に基づいて、スマート技術を活用したＤＸや交通再編に基づく費用を市町村に補助をしている。これ大分前から市町村に補助しているが、この事業について、各市町村が地域公共交通計画を策定することを条件としているわけであるが、この事業を実施した自治体が令和５年度どれだけあるのか、また具体的な事例があれば、お聞かせ願いたいと思う。

参事兼交通政策課長

１　現在、ホームドアの整備状況については令和５年度末時点で３０駅・７６番線整備を

完了したということで、補助の対象としている１日当たり利用者数が１０，０００人以上の駅、１２８駅・３７１番線の設置率については、約２０％まで来たということである。これは、これまでの制度の中でここまで来たということであるが、先ほど来話が出ているバリアフリー料金制度を導入して、非常に各事業者によっては倍増するような整備計画を立てていただいているので、これから先、なるべく早く、その５か年計画も指摘いただいたが、その期間内に、前倒しの整備を含めて、やっていただけるよう働き掛けて、補助制度も活用して、促進していきたいと考えている。

２　公共交通計画の状況であるが、まず、５年度末で、５年度自体も新たに６市町で策定して３３市町村で策定済みである。策定されている部分についての具体的な活用状況である。そこについては、令和５年度については、７市町４事業者に補助を行い、市町についてはデマンド交通コミュニティバスの再編であったり、ＡＩを使った取組、自動運転の取組、こういったものに対して支援させていただいた。

委員長

答弁漏れがあった。なぜ１路線しかやっていないのか。

参事兼交通政策課長

事業者から要望上がってくるが、東武鉄道が非常に意欲的に今取り組んで進めている。ただ、西武鉄道、ＪＲ東日本も計画に入っているので、今後、そういったものが出てくるよう働き掛けていきたいと思う。

萩原委員

２点目のこの公共交通計画に関しては、このことを県が打ち出すことによって、市町村も計画を立てるようになったと。そこにしっかりと取り組むようになってきたっていうふうに私も思うが、やはり、市町村の立場からしたら、この公共交通に関わる課題って非常にやっぱりある中で、なかなかこの予算が聞けているのはやっぱり、大変、やはり県の補助って非常にありがたく思っているわけである。これをもう少し、広げることによってというふうなところ、今回決算ですので、しっかり、このことについて、令和５年度のこの状況を踏まえて、どのようにそこら辺を考えているのか、お聞かせ願えればと思う。

参事兼交通政策課長

地域公共交通計画に基づく取組を、これから一層推進することは大事だと思っている。まさに、令和６年度においては、スーパーシティの取組との連携を深めるということで、スーパー・シティの地域まちづくり計画に位置付けられた、地域公共交通の取組については、更に補助率をかさ上げして、限度額を上げているという強化を行っているので、今後も、しっかりと支援したいと思う。

荒木委員

１　地下鉄７号線埼玉高速鉄道の件についてである。この埼玉高速鉄道は、確か上田県政時代の当時、１０年以上前に有利子負債が１，０００億円を超えていたということで、事業再生ＡＤＲの申請を行い成立した。以降、様々な努力もいただく中で、経常利益も含めた利益がプラスに転じているということで、令和４年度対比では確か２０％ぐらい純利益も増えているというふうに認識している。一方で、埼玉県内少し先になるが、人口減少していくという状況の中で、令和５年度では、利用促進のための取組を実施した

ということであるが、沿線地域で、いろんな開発が進む中で利用者を増やしていただいていることだと思うが、そうした状況の中で、昨年度はどういった利用促進のための取組を実施したのか。

２　ユニバーサルデザインタクシー、ＵＤタクシーの導入についてお尋ねをしたいと思う。ＵＤタクシーについては、国交省は来年度２０２５年までに、全体のタクシーの２５％までＵＤタクシーの導入という目標数値を掲げている。埼玉県では、現在このタクシーの導入がどれぐらいの割合になっているのかということをお尋ねしたいと思う。また、このＵＤタクシーは本当に障害者や、高齢者にとって非常に便利なというか、必要なものだというふうに思っている。県としてこの補助金を出すことによって、その効果についてはどのように具体的に把握されているのか。

参事兼交通政策課長

１　県としては先ほど指摘いただいたとおり、沿線の人口自体が開発によって上がっている中、更に、ＳＲの利用促進を進めるということで、昨年度においては、例えば、会社の安定的な収入確保の取組を支援するため、子育て世代の定住促進や休日の利用者の更なる増加に向けて沿線地域の魅力を県ホームページやテレビ番組、Ｙｏｕｔｕｂｅ、ＳＮＳ等で発信したところである。また、令和５年度においては、ＳＲ沿線移住セミナーを開催して、埼玉高速鉄道沿線の浦和美園地域の移住を検討している方に、暮らしや子育てなどの具体的な情報発信を行い、ＳＲの利用促進に取り組んだところである。

２　ＵＤタクシーに関しては、現在のところ、県の方で令和５年度当初予算で９５台支援したところである。導入目標については、これも指摘いただいたが、各都道府県で約２５％という目標があるので、これに向けて取り組んでいるというところである。県内のＵＤタクシーの導入目標は２５％を目標に１，４５０台である。これを達成するため、残り３年間で４３０台、１年当たり約１４３台の導入が必要であるので、まずタクシー事業者自身が、かなり独自で導入していただいている部分もあるが、それが難しい部分、事業者に特に活用していただくような支援として、進めていきたいと。この目標達成に向けて促進していきたいと考えている。

荒木委員

１　埼玉高速鉄道の利用促進に向けた取組については、主に、ＳＮＳ等を通じた県からの発信ということであるが、たしかこれ沿線は８駅あったと理解しているが、川口市とさいたま市と赤羽、北区である。地元の駅との協議というか、情報共有というか、今後の利用促進に向けた在り方というか、その辺の共有というのはされているのかどうか。

２　ＵＤタクシーについては年間１３０台増やしていかなければいけないということであるが、タクシー会社自体の認識がなければなかなか進まない状況の中で、県は、補助金を出しているという状況である。補助金という状況なのでなかなか強く申し入れることができないかもしれないが、目標達成のためにもうちょっと検討して、タクシー会社にその必要性を説いていく必要があると思うが、お金を出すだけではなく何か要望というか、今後の導入の必要性についてもうちょっと強調していただきたいと思うがいかがか。

参事兼交通政策課長

１　ＳＲの利用促進であるが、こちらについては、指摘のとおり、それぞれの駅の沿線市と協力することが非常に重要だと考えており、これまで、さいたま市、川口市と共同で利用促進事業に取り組んできたというところである。埼玉高速鉄道の、経営の自立化に

向けた取組を１県２市で、共同して取り組んでいるというところであるので、令和５年度のような取組も含めて、連携して地元市とやっていきたいと思っている。
２　ＵＤタクシーについては、指摘のとおり、事業者自身の意欲というか取組が非常に重要であるので、毎年、県では、タクシー事業者も加えた事業者を対象にして研修会も実施している。その中でもしっかりと、ＵＤタクシーの重要性を働き掛けていきたいと思う。

井上委員

１　資料の２、事項別明細書の５０ページから第２款「総務費」、第７項「選挙費」、第３目「県議会議員選挙費」及び第４目「県知事選挙費」からお伺いする。令和５年４月実施の県議会議員選挙においては、当初予算においては約２１億７，３００万円、これが決算額では約１２億２，７００万円となっている。実際の事務というのは、各市町村に委託しているわけだが、決算で見ると、総じて県で見た場合、予算内で選挙を実施できたということが言えると思う。市町村は、このトータル約２１億円の県の支出金から投票所の数などに応じて金額を算出していく。それを歳入として選挙事務を行う、こういう仕組みだと思う。事前に、県選管にお伺いしたところ、県議選や県知事選のような県が主体の選挙においては、国政だったら、選挙執行経費基準法というのがあって、県の選挙の場合はそれに準拠するような形で算出していると、そのように伺った。なので、これに基づけば本来、市町村の独自の負担、いわゆる持ち出しっていうのは０にとどまるはずだと思う。一方で、各市町村の、いわゆる令和５年の予算決算というのを見ていくと、中には、市町村が独自で負担している。つまり持ち出しが発生している自治体もあるということが分かってきた。そこを踏まえて以下をお伺いしたいと思う。市町村負担、つまり持ち出しが発生している市町村数というのはどれくらいあるのか。
２　なぜ、この基準法に基づいて本来は、自己負担０でやれるはずなのに、持ち出しが発生してしまうのか。要因としてはどのようなことが考えられるのか。
３　県全体で見たとき先ほど冒頭で申し上げたように、トータルで言えば、残余が出ているわけである。持ち出しが出ないように県として、できることや、やっていることというのは、どういったものがあるか、確認をしたいと思う。
４　県知事選挙においてどうだったかというのも同様にお伺いしたいと思う。

市町村課長

１　県議会議員の一般選挙の執行に関しては、国政選挙の執行経費の基準に準拠して、市町村が選挙に要する経費というものを市町村交付金として県から交付しているというところは先ほど説明いただいたとおりである。私どもとしては、国会議員の選挙執行経費基準法上、明確に単価などが書かれているので、それを踏まえて積算をした金額については把握しているが、それ以外の部分で、市町村において発生した経費というのは、特段県が把握するような仕組みにもなっていないことから、把握していないという状況がまずある。執行経費については、国会議員の選挙執行経費基準法に準じて私どももやっているところであるが、当該法律の単価については、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しというのもなされているので、通常必要と見込まれる経費については必要な財政措置が行われていると承知しているところである。
２　持ち出しの要因というところの質問であるが、今申し上げた状況ではあるものの、その中でも市町村負担が発生する場合として、例えば市町村長選挙や市町村議会議員選挙の際にも使われる票を数える計数機のような備品については、その各市町村の選挙で使

われるようなケースを踏まえて負担をいただき、割り勘をするというようなケースがあることは把握しているところである。
３　委員が持ち出しと言っている部分が出ないように、県としてできることであるが、県選管としては、やはりその基準額の範囲内でしっかりと選挙執行をしていただけるように、その経費の積算をされる段階から、各市町村に対して、経費算定の基準を周知を図るというところも必要かなと思っている。そしてさらに、各市町村の選挙事務の執行内容、つまりどのように運営をし、執行事務を運営していくかとか、あるいはその経費規模が妥当なのか、その積算上何かこう大きく見積り過ぎていないか、そういった部分については、必要に応じて、その基準額の範囲内でしっかりと選挙執行できるように助言など支援を行っていきたいというふうに考えている。
４　県知事選挙についても、今説明申し上げた県議会議員選挙と同様の状況である。

井上委員

実際にどれくらいの市町村においてその事態が発生しているかというところまでの答弁は難しいということだったと思うので、そこを再度掘り下げることはしないが、例えば、聞くところによると、やはり今、選挙管理委員選挙における立会人の確保であるとか、そういったものも非常に困難になってきている。これは、今まさにやっている選挙なんかは特徴的だと思うが、工期か準備期間が少なければ余計に人件費であるとかそういったところが増えていく、そこまで、執行経費基準法でここまでの突発事態を用意し、想定しているとは私も思わないが、とはいえ、県議選とか知事選というのは通常でいけばスケジュールどおりいけるので、先ほど答弁いただいた算定の在り方とか、そういったところをしっかり市町村とも共有していただいて、特に、県からお願いしている事務を委託しているっていうような形なので、その点においては、先ほどの答弁どおり、やっていただきたいというふうに思うが、例えば、人件費、特に私が思うには人の確保というところが大変だと思うので、そういった点において、相談であるとか、やはりうちは高いんだみたいなところの相談がなかったか、その点を確認する。

市町村課長

人件費の確保の相談を受けたかというところだが、県選管として改めて確認したが、市町村から相談を受けた例はないところであり、相談があったら、先ほど答えたとおり、しっかりと状況を聞き取って、しっかり経費内で対応できるようにということで助言をしていきたいと思う。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１０月２９日（火）県土整備部）

【説明者】

吉澤隆県土整備部長、武澤安彦県土整備部副部長、小島茂県土整備部副部長、
中須賀淳参事兼河川砂防課長、加来卓三県土整備政策課長、
坂田竜也県土整備政策課政策幹、木村暢宏建設管理課長、赤沼知真用地課長、
飯塚雅彦道路街路課長、吉岡一成道路環境課長、田島清志河川環境課長
関口圭市収用委員会事務局長

【発言】

保谷委員

１　行政報告書４９６ページ、「１　道路街路事業の推進」についてである。道路街路事業における選択と集中の必要性について強調して説明していたが、決算書、各報告書に掲載されていない削ったもの、やめたもの、諦めたものについて、何であったかお尋ねする。

２　公共工事の県内中小企業への発注についてである。県内中小企業の支援育成のために、公共工事発注に当たり、どのようなことを行ったのか、お尋ねする。

３　自転車通行空間の整備についてである。行政報告書１０７ページである。県道、県管理国道における自転車の通行環境の整備状況はどのようであったか、既設の道路に対してはどのような考え方、優先順位付けの方針に基づいて整備を進めているのか、お尋ねする。

道路街路課長

１　選択と集中の関係で、削ったもの等あったのかということだが、道路整備に対する多くの要望があるが、厳しい財政状況の下では全てに対応することは困難である。限られた予算の中で事業箇所の選択と集中を図り、早期に大きな効果が得られる箇所に重点投資して、効率的に成果を上げることが必要であることから、合理的かつ客観的に選定するための評価基準等を作成して、事業箇所を選定しているところである。事業の評価については、効率のランクと効果ランクの組合せによって、９段階で評価をしており、上位にランクされた箇所が、重点整備箇所ということで重点投資を行っているところである。それ以外の箇所については通常箇所ということで選定しており、９段階のうち、９ランクになったものが、基本的には事業化出来ないという判断をさせていただいている。近年、実際事務所の方で、地元の要望だとか、市町村からの要望をいただいており、そういったものをまずは吟味している。その時点で、ある程度事務所の方で吟味しているので、事業評価をやったところでやった時点で、９というランクに位置付けられたものは、近年はなかったという状況で、全て事業化している状況である。そういったことで、事業化に当たっては、評価では休止みたいなものはないが、事業に着手したものの中で、どうしても、地元の合意が得られず用地買収が出来ない等の理由で一時的に休止をするような箇所は発生している。しかし、事後事業評価の中でも地元の協力度など、事業実施環境についても判断しており、極力、事業化後の休止がないよう努めているところである。

建設管理課長

２　県内中小企業の支援・育成のために公共工事発注に当たりどのようなことを行ったかについてお答えする。平成１４年１２月に、埼玉県中小企業振興条例が制定され、中小企業が県経済において果たす役割の重要性に鑑み、県の役割として、県内中小企業の受注機会の増大に努めることなどがうたわれている。この条例の趣旨を踏まえて、県内中小企業の健全な発展を図るために、県発注の公共工事においては、県内企業にできることは、全て県内企業に発注することを基本としている。また、庁内の各部局で構成している埼玉県公共事業等施行対策協議会、こちらにおいて、埼玉県公共事業等施行方針を定めている。この中では、県内企業の受注機会の確保を図るため、入札における公平性や競争性が確保される範囲内で、適正な発注規模を勘案しつつ、可能な限り分離分割発注を行っているところである。

道路環境課長

３　自転車通行空間の整備の進捗状況と、既設道路の整備の優先順位の考え方について、お答えする。令和４年７月に埼玉県では第２次埼玉県自転車活用推進計画を策定している。この中で、令和４年度から令和８年度までの５年間で、新たに４０キロメートルの自転車通行空間を整備し、県管理道路の総整備延長を２１２．５キロメートルとする目標を立てている。令和５年度には、主要地方道練馬川口線ほか１２キロメートルの自転車通行空間を整備し、総延長については１９３．３キロメートルとなっている。第２次埼玉県自転車活用推進計画の目標値に対して、５２％の進捗という状況になっている。それから、優先順位の考え方だが、この自転車活用推進計画の中で、四つの考え方を基本に自転車通行空間の整備に取り組むとしている。まず、鉄道駅などの交通結節点といった、各地域拠点と連結する自転車通行空間の創出、また、自転車の利用や事故が多い地域における、安心安全な自転車通行空間の創出、また、市町村が策定する自転車ネットワーク計画に基づいた自転車通行空間の創出、最後に、健康増進や観光振興、まちづくりなど、県や市町村の関連施策に基づいた自転車通行空間の創出、ということで、四つのテーマを挙げている。令和５年度は１２キロメートルの区間で整備が完了しているが、そのうちの９．９キロメートル、８３％に当たる箇所については、自転車の利用や事故が多い地域における、安心安全な自転車通行空間の創出、ここに当てはめている。

保谷委員

１　新しい道路の、事業化に当たっての評価基準について説明いただいたが、９段階で評価しているというところだが、この基準をもう少し詳しく聞きたい。その効果を定量化して、予測するということだと思うが、その効果というのは、交通量なのか、あるいは経済効果のようなものなのか、何を基にランキングしているのか。

２　自転車の通行空間の整備について、四つの基準に基づいて事業化の優先順位をつけているということだが、既設の道路に関しては、現実的に道路の幅の都合上、自転車通行空間を作ろうとしてもできないようなところというのもあると思う。現実的な落としどころとしての目指すべきゴールイメージというのが、どのようなものなのか、聞かせていただきたい。

道路街路課長

１　道路事業評価の詳しい内容ということだが、道路事業評価については、平成１６年度にマニュアルを作成し、既にホームページ等でも公開されているところである。詳しく

はあれだが、内容としては、先ほど言ったように事業の効率、一つが、その効率が、費用対効果、いわゆるビーバイシーと言われている便益とコストの数値、そういったものを算出、あと効果の発現、あと事業実施環境ということで、その中に地元の協力と、それと関連事業との調整、そういったものを客観的に評価していく。それともう一つが、事業の効果ということで、円滑な交通ということと、安全な暮らし、それと快適な環境、地域の活力、こういったものを評価の対象としているところである。

道路環境課長

２　自転車通行空間の整備だが、現実的な落としどころというお尋ねである。道路幅員が狭いなど地域の実情によっては、理想的な自転車通行空間の整備が当面困難な場合もある。このような場合、車道通行を基本としつつ、矢羽根やピクトグラムといった路面表示により、自転車の通行位置や方向を示し、早期に自転車通行の安全性の向上を図るということも必要と考えている。そういった対策も併せてやらせていただいてるというところである。

東山委員

１　行政報告書４９６ページの埼玉県５か年計画における指標及び行政報告書５０６ページの橋梁保守、維持補修について、平成８年より古い基準で建設された橋梁の耐震補強率は、令和８年度末の目標値、８５．８%に対して、令和５年度末で７６．９%となっているが、この数字は、当初計画に比べ進んでいるのか、遅れているのか、順調なのか、どういった進捗状況なのか。熊本地震の際に、平成８年より古い基準で建設された橋梁に破損等が起きたために、早急に対応を全国的に進めている中で、令和８年度末には８５．８%、緊急輸送道路上は終了するということだと思う。ただ、防災については、国も県も最重要課題に上げて、予算付けを拡大していくような、流れは最近あるように感じる。耐震計画の前倒しを検討したらどうかとも思うが、進捗状況を伺う。

２　行政報告書４９５ページ、頻発化する豪雨に対する流域治水対策について、令和５年６月に続き、本年８月の大雨によって、浸水被害があったが、こうした頻発する豪雨被害に対して、あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水は重要と考える。令和５年度は、県、市町村においてどのような取組を進めたのかお示しいただきたい。

３　行政報告書５１５ページの川の再生の推進について、民間事業者等が、河川敷地を商業利用することで、地域の活性化を目指す水辺空間とことん活用プロジェクトについて、令和５年度までに既に実施している１６か所１８施設については、どう評価されているのか。入間川などは市民の評価が非常に高く、更に活用してほしいという声をよく聞く。課題も含めてお願いする。その下段に水辺ｄｅベンチャーチャレンジを１４市町で検討を進めたとあるが、１４の市町村をどのように決めたのか。また、実施に当たって、地域住民の意見は反映されたのか。そして進捗状況について伺う。

道路環境課長

１　耐震補強に関する質問に答える。まず、現在の進捗とその評価についてであるが、橋梁の耐震補強では、兵庫県南部地震のあと、強化された平成８年の耐震基準よりも古い基準で建設された４２４橋の整備を進めることとしている。５か年計画では、この４２４橋のうち、緊急輸送道路上の橋梁や鉄道にまたがる跨線橋、高速道路などにかかる跨道橋など、重要度の高い３６４橋について、令和８年度までに耐震補強を完了させることを目標としている。令和５年度予算では、４６橋の耐震補強を実施し、９橋が完了し

た。これにより、耐震済みの橋梁が３２６橋、進捗率が７６．９％となっている。順調に進捗していると考えている。それから、前倒しについての考え方だが、橋梁の耐震補強には大きな予算が必要となる。このため、国の補正予算は、事業を推進するための大きなチャンスと捉えている。チャンスを最大限に生かせるよう、事前に設計や関係機関協議を整え、多くの予算を確保し、耐震補強の完成を少しでも、前倒しできるよう引き続き取り組んでいく。

参事兼河川砂防課長

２　令和５年度の県市町村の流域治水の取組について、まず、県においては、河川整備として、令和５年度に７１河川において河道整備などを実施することに加え、洪水の一部を一時的に貯留する調節池の整備を１６か所で実施した。また、流域対策として、学校内に降った雨を校庭などに一時的に貯留する、校庭貯留の整備を４か所で実施した。市町村の取組としては、例えば、行田市においては、新たな取組として校庭貯留の整備を１か所で実施し、また、田んぼダムの取組を、忍川上流の約４ヘクタールで取組を開始したところである。さらに、中川・綾瀬川流域においては、法的枠組みを活用した流域治水を進めるため、国、東京都、流域市区町と連携し、特定都市河川の指定に向けた調整を行い、令和６年３月に国土交通大臣より特定都市河川に指定がされたところである。

河川環境課長

３　まず、水辺空間とことん活用プロジェクトをどう評価しているのかという問合せであるが、これは平成２３年３月に国の河川敷地占用許可準則が変更され、民間事業者が、河川敷地で商業利用をすることができるようになった。そこで、県では、平成２５年度から、水辺空間とことん活用プロジェクトを進めているところである。事業の評価は、民間事業者のサービスの提供による入込客数と売上額、この二つで行っている。年間の入込客数は、事業が始まった平成の２５年度と令和５年度を比較すると約４４倍、売上額については、約２８倍となっている。次に課題であるが、これは、県、市町村、地域住民、民間事業者で構成する河川利用調整協議会というものがあり、これを設置することとしている。この中で、事業計画をみんなで意見を出し合って、計画を策定していくというものであり、課題とすると、やはり、その多くの方々の合意形成に時間を要していることが、大きな課題の一つと思っている。続いて、水辺ｄｅベンチャーチャレンジの県内の１４の市町はどのように決めたのか、という問合せだが、令和３年度から令和５年度に計６回、県内全市町村に募集をかけたところ、１４の市町から計画書の提出があり、期待される効果や、あるいは事業の推進体制などチェックをした上で、１４の市町全てを採択している状況である。次に、地域住民の意見は反映されているのかという問合せだが、事業の実施に当たっては、全ての箇所で、先ほど申し上げた河川利用調整協議会を設置し、地域住民も含めた関係者全ての合意形成の上で、事業計画を策定することとしている。このプロセスを踏むことから、地域住民の意見も反映しているものと考えている。最後に、事業の進捗であるが、令和５年度は１４か所のうち、工事に着手した箇所が２か所、測量や設計に着手した箇所が３か所、残りの９か所については、事業計画を策定するための検討を行ったところである。

平松委員

５１５ページの川の再生の推進についてである。先ほど質疑もあったところである。水

辺空間とことん活用プロジェクト、水辺ｄｅベンチャーチャレンジなど、民間事業者と連携した河川空間の利活用を進めている。この点については先ほど、効果についても聞かせていただいたが、ぜひ進めていただきたいというふうに思っている。その上で、４９８ページの方には、豊かな自然と共生しながら進めていくという記載もあるわけである。こういったプロジェクトを進める中で、自然との共生をどう担保していくのか、あるいはその環境への影響が少ない、その歯止めのかけ方という、そういった取組についてどのように考えて進めているのかについて確認させていただきたい。

河川環境課長

河川のにぎわい創出を目的とする、川の再生の取組では、希少種が確認されていない、あるいは、環境への影響が少ない箇所で実施をしていると認識をしている。また、環境への影響が想定される河川では、自然環境の知見を有する方の意見を伺い、整備を行っている。例えば、平成２９年度から令和３年度に事業を行った富士見市のびん沼川においては、県、市、地域住民の方に加えて、生態系保護協会の方とともに、整備内容を検討したところである。現在、Ｎｅｘｔ川の再生、水辺ｄｅベンチャーチャレンジの実施箇所の選定は、市町村からの提案を受け、県が定めた実施要綱に基づいて、提案箇所を確認した上で選定をしているところである。しかし、自然環境の視点の評価が十分とは言えない状況もある。このことから、委員の指摘を踏まえて、自然環境の視点を、事業箇所の選定のときに漏れることがないように評価できるよう、実施要領の見直しについて、検討を進めていきたいと思っている。

田並委員

１　まず、行政報告書の５２０ページの、「６　建設管理」の「ウ　建設業者の指導・監督」についてだが、下請けの職員に適正な賃金が支払われているのか。数年前に聞いたときには、元請と下請は民民の契約なので、なかなか県としては調べづらい旨の話を聞いたが、今回このようにしっかりと指導監督していただいたのは本当にいいことだと思っている。もう少し詳しくどのように検査が行われたのかということと、２５７件実施したとあるが、これは県土整備関係の全ての２５７件で行われたのか教えていただきたい。

２　同じく行政報告書の５２３ページ「（８）適正な設計価格の積算」のところで、これは、入札は総務部だから県土整備部で聞くのも少し微妙だが、令和５年度において、県土整備関係で不調があったのか、もしあったとしたらどのように対応したのかを教えていただきたい。

３　５２４ページ「（１０）の公共事業の円滑な施工の確保」ということで、モデル工事で週休２日をしたということで、これもいいことだと思うが、例えば河川土木などは、天候によって工期が延びる場合もあると思うが、そういった場合に、事業者も工期が伸びれば一般管理費をはじめいろいろな経費が増えていくと思うが、そういった場合に対しては、適正に事業者に対して対応していただけたのかどうか、教えていただきたい。

建設管理課長

１　まず、下請業者への賃金の話があった。そちらから答弁をさせていただく。下請企業の給料についての調査の話になるかと思うが、これについて、国土交通省、農林水産省が毎年、９月から１０月に、約１０，０００件の、工事に従事している労働者の賃金台帳の調査である公共事業労務費調査、これを実施し、その結果を踏まえて、国が、公共

工事の設計労務単価を決定しているところである。本県も、この調査には協力しており、令和５年度は、本県においては５５件の工事を対象に、調査を実施したところである。調査では、下請の労働者を含めた賃金の支払い実態を、労働基準法で設置が義務づけられている賃金台帳を基に調査するものであり、合理的かつ市場の実態を反映したものであると考えているところである。

２　次の御質問が、入札の不調の話かと思う。入札不調の件数がどれくらいなのかという話だが、令和５年度における県発注工事の入札での不調不落発生件数は２０１件となっている。率にすると、７．８％である。ちなみに、県土整備部だけに限って申し上げると３６件で、率にすると３．１％となっているところである。この抑制に向けた対策だが、まず、要因を考えると技術者が不足しているということであるとか、あとは、施工条件がなかなか厳しい、あとは、工事の規模の関係もあるのだろうが、利益率が小さい、そういったようなことが考えられる。そこで、技術者の不足に対しては、分離分割発注を基本とした上で、発注規模を拡大して、工事件数が極端に大きくならないような配慮をしている。また、いっときに工事が集中しないように、施工時期の平準化に取り組むほか、あとは、現場代理人等が二つの現場を兼務することも、認めるようにしている。さらには、施工条件が厳しく、入札参加者が少ないと思われる工事の対策としては、一般競争入札において競争性を十分に確保した上で、応札者が一社であった場合でも、入札を執行することとしている。引き続き、これらの対策に適切に取り組むことで、不調不落の発生状況に対しては、対応していきたいと考えている。

３　本県では設計変更を適切に行うための、受注者、発注者双方にとっての共通の手引となる埼玉県土木工事設計変更ガイドラインを策定している。この設計変更ガイドラインでは、設計変更の対象となるケースとして、受注者の責によらない事由による工事の一時中止というものを規定しており、例えば、自然災害によって施工が出来ない場合、これは、該当すると考えている。また、このガイドラインは一時中止に必要な手続も定めており、受注者発注者協議の上で、必要な工期の延長を行うことや、一時中止に伴う増加費用を発注者が負担することについても、定めて運用しているところである。

田並委員

１　５２０ページの建設管理の、下請業者の賃金の関係だが、元請５５件に対して下請２５７件だったのか。ここに２５７件と書いてあるが、５５件の元請の中、そのうち下請で２５７件やられたのかということと、２５７件は、令和５年度の県土整備関係の発注した下請全部だったのかということと、あと、賃金台帳に基づいてということだが、これ、元請と県が契約するときに恐らく人件費等が計上されていると思うが、元請で経費抜いて、下請に出していくと思うが、その賃金台帳に基づいての給与の調査なのか、それとも、契約に関しての人件費に対する、適正な人件費が支払われているのかという。賃金台帳というか、その契約に対しての人件費をきちんと支払っているのかという方が重要なのかなと思うが、そこに関してはどうか。答えられる範囲で結構だが。

建設管理課長

１　まず、営業所に対する立入検査の２５７件ということだが、こちらについては全ての工事という訳ではない。事前に調査をして、実際に営業実態があるのかどうか、現地を見回るような調査をやっている。その中で、疑わしいところについては、実際に職員が立ち入らせてもらうと、そういったところが２５７件あったということである。それともう一つが、労務費調査、この賃金の調査の５５件という話だが、先ほどのこの２５７

件とはまったくリンクしないものなので、それは承知いただきたい。あくまでも、この５５件というのは、令和５年度に発注している埼玉県における工事の内から、国の方でピックアップしている。元請業者を呼び、賃金台帳を見せてもらい、どういう支払状況なのかを確認しているものである。あくまでも契約には踏み込まないヒアリングでの実態調査となっている。

小早川委員

１　資料４の令和５年度行政報告書の５０５ページ、交通安全施設の整備で、交差点改良の記載がある。３５か所、同事業を実施ということで、事業エリアの箇所に偏りなどはあるのかというところと、それから事業化への優先度の基準等をどう判断をして実施されているのかというところ。それから、あともう１点が、警察との連携の体制であるとか、地域の方々の意見を取り入れたようなものになっているのかという部分も含めて、どのように連携をしているのかという点を伺う。

２　資料７の令和５年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書の３９９ページ、道路美化推進費について伺う。５年度の当初予算の資料等にも、地域住民や企業等ボランティアで道路の清掃美化活動を行う彩の国ロードサポートの制度等の記載があるが、具体的にどのような取組、予算執行されたのかというところを伺う。あわせて、道路また歩道における、近年、猛暑というところで、雑草の関係で要望いただくことが多いが、こういうこの地域と連携した維持管理活動が行われているような事例が５年度あれば、伺いたい。あわせて、この雑草の対策という部分だが、単に刈るということではなく、予算も限られている中だと思うので、そういったこの新しい技術を取り入れる等の検討の状況などを５年度実施されていれば、あわせて伺う。

道路街路課長

１　交差点の箇所の選定に当たって、地域等ばらつきがあるのかということだが、基本的には１２にある県土整備事務所の方から必要な要望が上がってくる。そういった中で、実際交通事故が多く発生している交差点だとか、最大渋滞長が１００メートル以上、あと最大通過時間２分以上の交差点などから、整備箇所を選定して、右折帯や右折避譲帯などの交差点整備を行っている。そういったことで、交差点、かなり整備効果が高くなっており、実施した箇所では交通事故件数が３割、渋滞長が６割減少するという効果も表れているところである。警察等の連携についてだが、もちろん交差点を整備するに当たっては、まずは警察との協議というものが第一になってくる。それと、あと、地元市町村からの要望、内容、そういったものも加味して、交差点の整備を行っているところである。先ほど説明した事業評価も、交差点についても一定規模のものについてはやっている。

道路環境課長

２　道路美化の関係で彩の国ロードサポート制度、こちらについてのお尋ねである。この制度だが、活動団体、県、市町村、活動支援者がパートナーとなり、快適で美しい道路環境づくりを進める取組である。活動団体が、道路の清掃活動だとか、美化活動を行った際に、県市町村支援者が活動に必要な支援を行うという立て付けになっている。令和５年度の支出額だが、決算額ベースでいくと３，１２２万７，６３３円となっている。民と連携した雑草刈払い、草刈りの管理だとか、あるいは新技術はあるかというお尋ねであるが、このロードサポート制度の中でも、先ほど説明した美化活動、道路の中の植

樹帯等の管理をお願いしているが、花苗の補植に合わせて、草刈りの活動をお願いしているというケースがある。また、新技術だが、草を生えさせない対策として、防草対策を県内の道路では導入している。例えば、中央分離帯だとか植樹帯も必要がないようなところについては、舗装のアスファルトだとか、あるいはコンクリートで表面を覆って、草が生えにくい、生えづらい、そういう対策、防草対策ということを取り入れて、できるだけ雑草の管理を適正にやっていくと、効率的にやっていくということで取り組んでいるところである。

小早川委員

草刈りのところだが、近年、箇所によっては、回数の制限、年２回なりということで定期的にやっている箇所と、要望の都度というところであるかと思うが、やはり、年々、雑草の生え方というか、今年度もそうだが、かなり追い付かない状況になってきている部分もあると思うが、５年度は実際、予算も含めて、そういった地域との連携もそうだし、予算の範囲内で適切に執行できているという理解でよいか。

道路管理課長

特に私も今年度については、非常に天候の影響だと思うが雑草の生育が、非常に例年にも増して、元気だったという感覚がある。したがって、県民等からいろいろな相談を受けているというのが実情である。草刈りについては二つの契約方法があり、あらかじめ数量だとか、単価を設定して、いわゆるルーチン的に、定例的に草刈りを、標準的には年２回する場所と、それから、現状に合わせて、県民の相談等に応じて応急的に対応する草刈りという二つの契約方式で今進めているが、もう一つ、最近では、先ほどの定例的な草刈りについては、複数年契約という形で契約方法を導入しており、複数年になると、ロットが大きくなるということがあるので、従来の単年度契約よりも、非常にコスト的には下がるということがある。いろいろな工夫をしながら、できるだけ県民に迷惑をかけない、道路管理に努めていきたいと思っている。

新井委員

１　行政報告書の４９７ページ、「２　河川・砂防事業の推進」というところの数値についてお聞きしたい。まず、治水対策によって、床上浸水被害の解消が想定される家屋数だが、目標値４００、実績が３０である。まず、この分母の話を聞きたいが、５か年計画読み込むと、令和元年度台風で実際に被害のあった２，０００棟というのが基準になっているが、これは実際被害に遭った２，０００というのが完全な分母なのか、または台風、自然災害だから、降り方もそれぞればらつきがあったと思う。実際に、令和元年度台風で被害を逃れたけども危険性がある、そういった棟数も分母に含まれないのかどうか、お聞きする。次にこの次の、河川整備が完了した河川の延長とある。目標値６４０とあるが、この分母についても、５か年計画では、「整備が必要な１，０１４キロメート」とある。埼玉県の河川の総延長が大体１，７００キロメートルだから半分以上だが、この１，０１４キロメートルの根拠、上にこの時間雨量５０ミリメートル程度の降雨により発生する洪水を安全に流すためとあるが、実際にこの時間雨量５０ミリがどれぐらいの時間降る、またはどれぐらいの範囲で降るのかという、どういう想定のものなのかもう少しこの基準について伺いたい。

２　入札に関して不調､不落の質問があったので関連して伺いたいが､この入札に関して、県土整備部の範囲で、行政側の過失つまりは設計ミスだとか、積算ミスによって、再入

札があった、もし件数があったらそれを聞かせていただきたい。

参事兼河川砂防課長

１　後ほど資料提供させていただきたい。

建設管理課長

２　県土整備部において、行政側の設計ミスなどで、入札が再入札になった件数ということだが、まず、令和５年度においては、発注者側で取りやめた件数は３７件である。それと、令和６年については、９月末までの実績になるが、同じく発注者側の方で、何らかのミスがあって取りやめた件数は２０件になっている。

城下委員

１　資料も出ているので、そこも含めてだが、まず資料２１「ゲリラ豪雨と河川の氾濫の発生状況」及び資料２２「調整池の整備状況」と、行政報告書の５１４ページからである。災害に強い県土づくりということで、県民の命と暮らしを守る立場で頑張っていただいているが、異常気象に伴うゲリラ豪雨の発生件数、増加している。令和５年度は想定よりも少し少なかったというような説明も先ほどあったが、氾濫防止の観点からも、更なる取組必要だと考えている。県が進めている、時間雨量の５０ミリ程度の降雨により発生する洪水を安全に流すための河川整備だが、まず、令和５年度末での進捗率を示していただきたい。それから令和５年度の進捗率、それから整備計画の達成目標はいつなのか。さらに、先ほどの時間雨量で５０ミリでは近年の豪雨への対応は不十分だと指摘してきたが、新たな対策、対応策は検討したのかどうなのか、これについてお聞きする。

２　河川氾濫防止として、河川や調節池の雑草刈払い、しゅんせつも進めていただいている。結構細かな要求などにも答えていただき感謝する。私の地元所沢市でも、河川や調整池の付近の住民からの要望が出されているが、場合によってはその対応が、次年度に送られたというケースもあったようだ。どのような基準でそういった、今年度中にやるのか、あるいは次年度に見送るのかという判断をされているのか、この点についてお聞きしたい。

３　資料２６「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」について、行政報告書は５２４ページになる。先ほども建設労働者の不足とか、賃金の部分での質疑もあった。この点については、労働者の建設労働者の不足、資材の高騰などで、公共事業の入札不調などが相次いでいると。先ほども答弁されていたが、当県議団も伊藤はつみ議員が昨年６月、一般質問で、建設労務単価の実態が追い付いていないということを指摘させていただき、重層下請解消にも取り組んでいきたいと、そのときそういう答弁もいただいた。県土整備部の６，０００万以上の公共事業については、三次下請以上を使う場合、理由書の提出を求めている。令和５年度の提出件数とその主な理由について伺いたい。それから、令和５年度検討した中で、令和６年度も含めてだが、重層下請解消に向けて新たな取組がされたのかどうか、この点について答えていただきたい。

４　建設キャリアアップシステム、これも資料出していただいている。ＣＣＵＳである。これは令和４年４月から始まった制度だが、県もこの部分について頑張っていただいているということも資料で分かった。令和５年度の効果と登録状況、課題となっているカードリーダーの普及や、小規模な建設現場での対応については、どのように対応されたのか。

５　そもそもこの制度は、建設従事者の処遇改善目的にしている訳である。であるから、公共工事における適切な労務単価、先ほども立入りして、悪質な入札について立入りもしていると、件数も述べられているが、実際にこういった建設従事者の適切に支払われているのか、県としてはどう把握されているのか。全ては対応しないと先ほど答弁があったので、是非この点についても、答えていただきたい。

参事兼河川砂防課長

１　河川整備の目標達成の目標年度と進捗率また想定以上の雨が降った場合の対応について答える。県の河川整備については、河川整備が完了した河川の延長、指標として設定して整備を今進めているところである。県管理河川における整備が必要な河川延長１，０１４キロメートルのうち、令和５年度末における整備延長は６３５．４キロメートルであり、進捗率については６２．７％になっている。目標年度に関することになるが、この河川整備は、上流の整備が下流に悪影響を与えないように上下流バランスを踏まえて進めているところであり、例えば上流の河川改修に先行して調節池の整備や、例えば、ＪＲ宇都宮線など河道拡幅に伴う橋梁架け替え、更には近年大規模な浸水被害が発生しているそれへの対応など、時間を要する大規模な事業も数多く推進している。このように調整池の整備や橋梁架け替えに時間を要していることもあり、現時点で、この完了年度を明確に示すことは難しいが、早期に整備できるよう引き続き鋭意取り組んでいきたいと思う。また５０ミリを上回るような雨への対応であるが、気候変動によってこういった雨が観測しており、更に頻発化、激甚化することが指摘されている。そういったことから、事業の進め方を工夫するとともに、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策や、次期計画である国土強靭化実施中期計画による国の補正予算などを有効活用することによって、まずは時間雨量５０ミリメートルに対応する河川改修をしっかり進めていきたいと考えている。また、あらゆる関係者と協働した流域治水を推進しており、国や県による河川整備に加えて、市町村による内水対策や、民間事業者等による雨水流出抑制対策なども進めていく。他方で、こういった施設整備では守り切れない大雨というのも、やはりどうしても発生してしまうため、県民の命を守るため、洪水浸水想定区域図等のリスク情報の周知や、迅速かつ円滑な避難行動につながるよう水位計や河川カメラの充実などの情報発信に取り組んでいきたいと考えている。

河川環境課長

２　雑草刈払いやしゅんせつの対応が次年度に見送られるケースがあるのではないかというお尋ねである。まずしゅんせつだが、令和元年の東日本台風の被害を受け、総務省が緊急浚渫推進事業を設立し、それを活用しながら、令和２年から令和６年度までの５年間、期間限定ということで集中的に取り組んでいる。しゅんせつの実施箇所については、現場の堆積状況や周辺の家屋の状況、家屋がいっぱいあるとかそういう状況を確認して、優先順位をつけた上で決定している。場合によっては測量等が必要となり、工事着手までに時間を要する場合がある。いずれにしても、必要な箇所についてはしっかりと対応していきたいと考えている。また、一方の雑草刈払いについては、河川の点検を行うために行っているものである。１回目は、台風シーズン前の８月末までに行って、必要があれば速やかに修繕を行い、台風に備える。２回目は、台風シーズンが終わって１１月末までに行って、次の年度の台風に備える、ということで、年原則２回刈りということで行っているので、雑草刈払い業務が次年度に見送られるということはない。

建設管理課長

３　県土整備部の６，０００万円以上の公共工事について、三次下請以上使っている場合に実施している重層下請改善工事に関する提出件数と、その主な理由について述べさせていただく。令和５年度に県土整備部が発注した６，０００万以上の工事３２９件のうち、理由書が提出されたのは１０件となる。その主な理由だが、専門性を有する工事のためが５件、人手不足によるものが５件、以上となっている。続いて、この重層下請解消に向けた新たな取組ということだが、県土整備部においては、三次下請以降を使う場合の理由書のほか、受注者に、契約時における確認表において、可能な限り下請実数の抑制に努めることを求めているところである。令和４年度と比較して、令和５年度は理由書の提出件数が減少しているので、重層下請構造は改善に向かっているものと考えている。また、令和６年度の話になるが庁内の各部局の委員で組織する埼玉県公共事業等施行対策協議会において、埼玉県公共事業等施行方針を定めている。全庁的に公共工事等の円滑かつ着実な執行に努めているところである。この公共事業等施行方針において、施工体系図の確認により、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避に努めると新たに記載している。これによって、より一層の重層下請解消にも努めているところである。さらには、工事成績評定において、一次下請以内で工事を完成させた場合には、創意工夫の項目で１点の加点をしており、重層下請の抑制を行った業者を評価する取組も進めているところである。

４　建設キャリアアップシステムにおける令和５年度の効果と登録状況について、県土整備部では１００件の目標を立てており、それに対して、実績として１１６件の工事において、建設キャリアアップシステムを活用しているという報告を受けている。令和５年度の工事において、元請下請含め９１社がアンケート調査に協力いただいている。この建設キャリアアップシステムの活用による労働者賃金引上げの見込みの質問に対して、３８社が既に賃金を引上げたと回答した。また、埼玉県での登録状況の話だが、令和６年３月末現在の技能者は累計で９４，５４４人、率にすると６１％となる。埼玉県の利用者、全国順位で言うと登録、４位となっている。また、事業者の登録数、これは１７，３３０社、率にすると７１．１％となる。これについては、埼玉県の事業者の全国順位が５位ということで、どちらも、登録が、全国的に見ても進んでいる状況ということが言えるかと思う。また、次の質問だが、カードリーダーの普及や小規模な建設現場の対応という質問である。カードリーダーの普及については、まずインセンティブ措置として、カードリーダーの設置やカードタッチに対する費用の助成を行っている。また、埼玉県と、この建設キャリアアップシステムの運営主体である建設業振興基金と連携して、令和５年１２月から令和６年５月までの期間限定でカードリーダーの無償貸与を実施してきた。令和５年度の実績としては１５台が、実際活用されたという報告を受けている。また、小規模な建設現場の対応だが、一部のスマートフォンをカードリーダー化するアプリケーションも開発されており、現場事務所を設置しない小規模な建設現場であっても、建設キャリアアップシステムを導入することは、可能となっているところである。

５　県発注工事における建設従事者の賃金については、県では把握はしていない。しかし、建設技能労働者への適正な賃金水準を確保するため、県発注工事の積算に用いる設計労務単価については、公共事業労務費調査に基づいて国が決定する労務単価に準拠して、適宜改定を行っている。令和６年３月の改定においては、対前年比で５．３％の引上げを行っている。さらに、県発注工事の賃金について、しっかり指導監督をする必要があるのではないかということであるが、労働者の賃金については基本的には労使間の契約

であり、適正なものとした契約が重要であると考えている。このため、建設業団体に対して、発注者が一方的に決めた請負代金の額を受注者に提示する、いわゆる指し値発注の禁止、また、適切な下請契約や適切な支払いなど、法令遵守を指導している。また、元請下請双方の法令理解が重要なため、建設許可業者を対象に、コンプライアンス研修も実施している。これらの取組によって建設従事者の処遇改善に努めている。

城下委員

１　今の答弁を踏まえて、お聞きしたい。河川の氾濫防止、しゅんせつも含めて、頑張っていただいているということで、いろいろ条件がある中で、どうしても今年度に、対応しなきゃいけない部分もあるというのが分かった。それぞれ、結構令和５年度も要望などもあったと思うが、それについての今年度できない、こういう事情で次年度に移行するよというそういう結果である。そういった説明はきちんとされているのかどうなのか、この点を１点お聞きしたい。

２　先ほどの重層下請の関係で、令和５年度については、下請、三次下請については、提出を求めたのが１０件あったということで、専門性を有することと人で不足が理由だったということなのだが、結果として、この１０件については、適正な対応がされていたのかどうなのか、これは確認できているのかどうか、これについてお聞きしたい。

３　ＣＣＵＳキャリアアップシステムについてだが、カードリーダーについては期間限定で、助成や無償貸与でやっていたということも分かった。新たなスマートフォンアプリでの活用というのは分かったが、この無償貸与は今年度の５月までで、もうやっていない。これは期間限定でその後の議論というのはどうなった等、お聞きしたい。

４　適正な労務単価についてだが、先ほども何か民民の契約だからということを過去に聞いたという話があったが、契約は民民だったとしても、工事そのものは公共事業だから、やっぱり、これ県がしっかりと対応して、把握していかなくちゃならんというふうに思うが、この点については、把握のための、何か新たな努力、新たな取組などは令和５年度あったのかどうなのか、この点だけお聞きしたい。

河川環境課長

１　しゅんせつ等の先送りはちゃんと説明しているのかというような質問だったかと思うが、まず、これについては現地の状況を、現場の堆積状況あるいは周辺の家屋の状況、この辺のことを現場の職員がしっかりと見て、行って要望を上げてきている。我々としても、それを踏まえて県土整備事務所が１２あるので、１２の上がってきたものを優先順位を付けながら、今年度できるもの、来年度に先送りするもの、というような形で、計画をしているのが実情である。各県土整備事務所の方には、こういう理由で先送りになっているという説明をしている。

建設管理課長

２　重層下請改善工事の１０件に対しては、県の職員の方でヒアリングをした結果、適正に対応しているということは確認をしている。

建設業振興基金と連携して、無償貸与をした取組であるが、こちらについては、期間限定ということで、建設業振興基金が、主体的に取り組んでいるインセンティブ措置なので、いったんは令和６年５月で終了ということになっている。今後については、また定期的に建設業振興資金と意見交換しているので、こちらからこういった取組があれば、連携する準備はできているという話をしていきたいと考えている。

４　労務単価の関係である。こちら、単価契約ということで、民民の契約という話は確かに毎回しているところではあるが、我々にできることとして、先ほどと繰り返しで申し訳ないが、やはり元請下請双方の法令の理解というのが１番大事になってくるので、建設業許可業者を対象としたコンプライアンス研修、これは毎年、内容については、その都度リニューアルして実施しているものである。これからもこのコンプライアンス研修の方を、しっかりと中身を充実させて、皆さんにこの法令理解が進むように取り組んでいきたいと思う。

城下委員

しゅんせつの件だが、それぞれ県土整備事務所の方から上がってきたものを精査して、こういう理由で今年度はできないということを､現場には返しているというのは分かった。その現場から、地元の方にはどういうふうに、例えば要望とかで来る訳だが、地元の市民や、ここを直してほしいと。河川の近隣の住民の皆さんからは、こうやって要望が出たところについては住民にはどういうふうに返したのか、というのを確認したい。

河川環境課長

住民に対してどのように答えたのかという問合せであるが、まず一般的に要望が上がってくるパターンとしては、県議会、住民の代表である県議会議員の方々から、いろいろな話を聞いている。であるから、基本的には、要望いただいた県議の皆さまに、お答えをするとともにそのときに、住民に直接話をしておいてくれという要望があれば、直接県土整備事務所の職員が、住民の方に行って理由を説明してくるといったようなケースが多いかなという感想を持っている。

荒木委員

１　行政報告書の４９６ページ、道路街路事業の推進ということで、ちょっと確認の側面もあるが、幅の広い歩道の整備延長ということで、まず幅の広いというのはどれぐらいの幅を指しているのかについてのお尋ねと、あとこの事業整備の着手に当たっては、当然優先順位があると思う。道路の危険性、安全性、こういったものに鑑みながら決められていると思うが、改めて、この優先順位についてどう決定いただいているかお尋ねしたい。

２　続いて、行政報告書５１１ページの河川の維持修繕、先ほどから話があるが、河川管理の雑草の刈払いということで、年に２回、台風前と台風後ということで話があった。その中で、過去に私の方に、伐採していただいた植生、草であったり、あと樹木などもそうだが、業者によっては、それをそのまま置いていってしまうということを何度か、苦情というか地域住民の方から話を聞いた。これは結構大量に置いていると、樹木なども結構太いものなどを置いていたので、ちょっと意図的というか、持っていっていないんだろうなと、私はそのとき思ったが、こういった事例が令和５年度にあったのかどうか。もしこういった事例があったとするならば、先ほどの複数年契約という話もあったが、直近で契約に影響するかどうか分かりませんが、そういった事例があった業者に対して何らかの契約時におけるペナルティといった視点は持ち合わせているのかどうかについてお尋ねをしたい。

３　５１２ページの水防情報システムの整備ということで、水位計と監視カメラの更新、増設を行ったということで、これは地元の案件になってしまうが、鴻沼川であるが、上流が中央区に対して、下流が桜区なのだが、中央区には結構幾つか、監視カメラがあり、

桜区に入った途端に、このカメラが一つもないという状況になっている。以前から設置を要望しているが、これも当然、基準があっての設置になっていると思うが、どういった観点で令和５年度は設置をしてきたのか、そしてこの水位計と監視カメラというふうにあるが、水位計と監視カメラ、これをセットにした方がやはり状況を把握しやすいと思うが、そういった観点に立って令和５年度は設置をしてきたのかどうかについてお尋ねをしたい。

４　５１５ページ、水辺ｄｅベンチャーチャレンジということで、１４の市町で検討を進めたというふうにある。先ほど東山委員の答弁の中で、利用調整会議、地元住民と市町村と民間事業者が話し合い、そしてまた県の方に企画書を提出するということで、その三者の合意形成までにはかなりの時間がかかるという答弁があった。そういったことが、どれぐらいの時間がかかって企画書として上がってくるのかについてお尋ねしたいのと、あと、その合意形成に至るまでに時間がかかるということは、どういったことが課題、問題という認識がある中で、時間がかかるのかについてお尋ねをしたい。

道路街路課長

１　まず、幅広歩道の基準についてということであるが、幅広歩道については、埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例、というものがあり、これにおいて歩道幅員は２．５メートル以上ということで規定している。２．５メートルなので、その中に歩車道境界ブロックと呼ばれているものも入っているので、それを除くと、概ね２メートル強の幅員が、通れる幅ということになろうかと思う。優先順位ということであるが、歩道については、まず歩道があるのかないのか、片側にあるのかないのか、それと歩行者の通行の数、それとあと、通学路になっているのか、そういったものを客観的に評価して、先ほど言った評価基準、これも６，０００万以上は、事業評価を行うということになっており、そういった中にそういった客観的評価指標が入っており、それを加味して優先順位をつけているところである。

河川環境課長

２　近年の人件費の高騰などによって刈り払える面積が減少している。一方で、県民から要望が多く挙げられており、各事務所ではその対応に大変苦労していると聞いている。多くの草を刈ってもらいたいという住民要望に応えるためにやむを得ず、集草していないケースもある。やむを得ず存置する場合においても、草を細かくすることで、下流の排水機場などに影響を及ぼさないように配慮しているのが実情である。また、樹木であるが、確かに樹木については、流してしまうと、いろいろなところに被害が及ぶ。そのため、これについてはしっかりと事務所の方に指導をしていきたいと思っている。

４　水辺ｄｅベンチャーチャレンジについては、どのくらい、河川利用調整協議会の中で時間がかかるのか、という問合せであるが、総じて、大体平均すると、やはり２から３年ぐらいはどうしても議論に時間がかかっているなというのが、私の所感である。課題であるが、これは代表の自治会長さん等も入っているし、住民の方も入っている、市町村も入っている。いろいろやりたいことがあるので、例えば、この河川のところ、川床を設けたりとか、例えば京都にあるような川床を設けたいとか、非常にいろいろな、斬新な意見があり、それは治水上やはり問題になるので、我々が出ている理由というのもその治水上問題がないようになっているかどうかの再確認をするために、出席しているので、その辺でなかなか折り合いがつかなかったりしている事例があり、なかなかまとまらないというところが実情としてはある。

荒木委員
令和５年度に置き去りにしたものはなかったのか。あったかなかったか聞きたいが。

河川環境課長
樹木についてはない。

参事兼河川砂防課長
３　先ほど御質問いただいた水位計や河川監視カメラの設置の考え方と、それらをセットで設置すべきではないかという質問に対して答える。水位計については、現在、河川の合流部や水位変動の大きい箇所のようなところから設置を進めている。また河川監視カメラについては、水防活動を行うに当たって水位上昇の早いところや、あとは河川の危険性が高いところ、また、河川管理施設などの確認が必要とするようなところについて、優先的に設置を進めているところである。セットにして設置すべきではないかというところについて、御指摘のとおり河川の把握についてセットで置いた方が望ましいということは事実であるが、それ以外にも、例えば調節池や排水機場などの施設の状況を確認するという意味のカメラもあるので、必要に応じて、セットで設置していきたいと考えている。またこれからもこういった施設、必要な場所に付けていきたいと考えている。

荒木委員
企画書として上がってくるまでに２年から３年かかるということか。民間事業者については、これは確認だが、ある程度地元の事業者でなければならないとか、そういった制約はあるのかどうか。かつ、地元の事業者であればそういった企画書として通りやすい等、あれば教えていただきたい。

河川環境課長
まず１点目の、検討している時間が大体２から３年という話をさせていただいたが、これはやはり、いろいろな方が入っている。地域の住民もいるし、市町村、県、民間事業者等々、いろいろな方が参加していて、やはり申請を受けてから、まず現場をみんなで見ましょうとか、いろいろなステップを踏んでいくと、どうしてもやはり、２から３年ぐらいはかかっているなというのが私の感想である。ただ、やはり、やる気のあるところについては、これ市町村が事務局を背負っているが、この事務局が本気でやる気になれば、その計画については１年でまとめることもできるかなと思っている。民間の地元の方がよいのかという話があったが、この件については、民間については、一般公募で募集をしている。そのため、地元に限らず、当然地元の人も、エントリーすることもできるが、それ以外の方もエントリーすることができ、幅広い、いろいろな多岐にわたる民間のノウハウ、知恵をいただきながら、ベストな民間を、この利用調整協議会のいろいろなメンバーで選定をして、それで計画をつくっていくというような形で進めている。

井上委員
まず１点目は、自転車通行空間の整備についてである。これについては、資料１４にまとめて報告をいただいた。これを見ると、非常に取り組んでいただいてるということがよく分かる。自転車道を整備する、矢羽根にする。また、歩道の中に通行位置明示など、どの方法を用いているかというのは場所によって選んでいるということも、よく分かった。

一方で、資料１４の中には自転車通行帯を設ける際の車道幅の限度であったり、逆に自転車通行帯を設ける際の幅の基準なども示されているので、この、自転車道、自転車通行帯というのは、設置がやはりハードルが高いんだなというのも、この資料からよく分かった。それでもやはり、安全性を高めていくという意味では、先ほどいろいろな方法があるが、施策を進めていく必要があろうと思うし、現実的なところでいうと、自転車の進行方向を示す矢羽根というのが、私は効果的だなと思っている。一方で、既存路線に設置する場合は、路肩側に白線が引いてあって、路肩の白線を生かした状態で矢羽根を設置しようとすると、今度は車道側がどうしても狭くなるので、それによって設置を見送られている事例もあるのではないかと思うが、以上を踏まえて、まずお伺いしたい。私、さいたま市で、路肩側の白線の上に矢羽根を引いてしまっているという事例を見たことがあるが、県事業においてもこのような運用で矢羽根工事が行われている実例があるのか、確認させていただきたい。

道路環境課長

自転車走行空間だが、今質問であった路肩の白線の上に矢羽根を設置したケースということだが、さいたま市内の市道、近いところだと、知事公館の前の市役所通りなどでも実例がある。車道の外側線と矢羽根を重ねて表示して自転車通行空間を確保しているという事例であるが、こちらの箇所については、交差点の前後で、右折レーンの設置により車線数が２から３に広がるような場所、そこの道路用地を生み出すために、路側帯をいじめている箇所がある。そういったところで、必然的に、部分的にというか局所的に、路側線の上に矢羽根を設置しているというケースはあるようである。質問の、埼玉県で実施した事例はということだが、ここ数年で同じようなケースで実施したケースは記憶にない。

井上委員

１　まず、先ほど申し上げた自転車レーンの件、これは例えばだが、他の自治体はどうなんだろうということで事例を洗ってみたが、例えば群馬県の桐生市などは、基本は群馬県のガイドラインに基づいているが、調べていく限り、結構大胆に、白線の上に矢羽根を載せる形で行っている、そこで、白線も、自転車の走行空間を示す意味合いはあると思うが、やはりどちら側を走るか、どちら向きに走る、左側通行だと思うが、これを示していくというのは、自転車同士の衝突であるとか、それを抑える意味でも有効だと私は思う。先ほども、ここ数年来、白線の上に矢羽根を載せたというケースはないということだが、改めて、これまで、令和５年度決算で、ここまでのところでそれをやってみようといった議論はなかったのか、その点について、確認をさせていただく。

２　電線地中化等幹線道路ネットワークの強化についてである。先ほど冒頭でも部長から、災害に強い県土づくりを重視しているという話があった。その意味では、電線の地中化と、幹線道路ネットワークの強化、この二つが実現されることは大事だと思うし、先日の大規模災害、特別委員会でも、その二つが大事だという形で報告がなされた。幹線道路ネットワークの強化については、例えば、予算書上でいうと、隣接する都県を繋ぐ幹線道路におけるミッシングリンクの解消事業、こういうのが当たってくると思う。そこで、既存の道路の地中化というのも大事だと思うが、私は効率的で効果的な予算執行という視点で言えば、今話した二つが同時に推進されていくことが大事だと思っている。つまり、幹線道路ネットワークの強化に資する新たな道路整備をする際には、電線地中化をマストにしていくということが大事だろうと思っている。その視点で、令和５年度事業において、工事中若しくは設計や調査段階においても、こういった、新規の道路に

は、特に幹線道路だが、電線地中化を最初から組み入れていこう、そういった方針になっているのか、確認をさせていただく。

道路環境課長

１　矢羽根の路側帯の、路側線の上にという質問だが、矢羽根については、これは法定外の路面表示という扱いになっているので、いろいろ今委員からも紹介のあったとおりローカルルールを設けて運用しているという実態があるようである。県の方で基準としているのは国のガイドラインがあって、国のガイドラインでは、矢羽根を表示する場合には、歩道がある場合には、路肩の歩車道境界ブロックから、車道側に設置するようにというのが一つ。逆に、歩道がない道路については、外側線、白線から車道側の方に設置しなさいというのがガイドラインに示されているので、これにのっとって、今、整備を進めているというのが実態であるが、ただ、現地の、先ほどのさいたま市の事例のように、道路はいろいろな構造があるので、地域の実情に合わせて、こういった柔軟な対策というのは推進する上で必要かと思うので、交通管理者ともいろいろ相談しながら、少しでも推進していくという姿勢で工夫していきたいと思っている。

道路街路課長

２　新たな道路整備と合わせた電線類の地中化ということであるが、埼玉県では平成２９年４月から、道路上に設置された電柱が倒壊して、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障を来すことがないように、道路法３７条の規定に基づいて、緊急輸送道路などの防災上重要な道路において、新たな電柱の道路占用を制限していると、制限というかもうこれは認めていないということである。また、道路や街路の整備と合わせた電線類の地中化も進めている。道路整備と合わせてやった方が経済的でもあるし、効率的でもあるので、特に市街地内で行う街路整備については、原則、電線類地中化を合わせて行っているところである。事例で申し上げると、秩父市内の中央通り線などは、地中化と合わせて行っている事業である。また、道路整備においても、国道２５４号和光富士見バイパスにおいては、現在事業中の区間において、電線類の地中化を含めた無電柱化に向けて、検討を進めているところである。今後とも、電柱などの占用者と調整して沿道の利用状況等に応じて、道路整備に合わせて電線の地中化に努めていきたい。

井上委員

例えば、現在行っている道路の事例を今出していただいたが、今後、例えば調査や計画、そういったものにも方針が生きているということでよいか。

道路街路課長

そのとおりである。

萩原委員

１　行政報告書５０５ページ、「（３）交通安全施設の整備」について伺う。この表の中に、防護柵１．６キロメートルと道路照明灯１４基の事業の記載がある。この具体的な内容と予算執行の根拠について、お聞きする。

２　同じく報告書の中の、誰もが安全で安心できる道路交通環境の歩道整備を実施したと記載されている。私の地元川口市内の県道の歩道というのは、樹木が高い木も低い木もある訳だが、非常に雑草の生え方も、先ほど河川の話もあったが、要望、相談をいただ

くことも多い。これについての事業の具体的な方針についてお答えいただきたい。

道路環境課長

１　まず、防護柵の設置の関係だが、防護柵については、設置基準が国から示されているので、それに従って、県の中でも随時、危険のあるところに設置しているという状況である。急カーブなどで、車両の逸脱防止を目的としたガードレールであるとか、あるいは、歩道と地盤に大きな高低差があるような部分で、自転車の転落を防ぐ必要があるような箇所、そういったところに、転落防止柵を設置しているという状況である。令和５年度は、県道所沢狭山線ほかにおいて、防護柵を延べ１．６キロメートル実施したという状況である。もう一つ、道路照明灯であるが、道路照明灯についても設置基準というものがある。これに基づいて必要な対策をとっているということである。具体的には、道路交通の安全、円滑を図るために交差点であるとか、横断歩道やカーブ区間、交通量や道路状況、沿道状況等に応じて、そういった急所に当たる部分に設置をしているというところである。令和５年度については、県道長瀞児玉線ほか１４基新たに設置しているという状況である。

道路街路課長

２　市街地内での歩道整備ということで植樹の関係ということでよいか。基本的には道路の構造基準であるとか、埼玉県の方の道路の基準の中で、一般的に、市街地の道路、４種の道路と言っているが、そういった道路には、植樹帯若しくは植樹桝を設置するということで規定をされている。ですが、やはり維持管理が非常に大変な状況になっている。現在市街地内で整備している道路については、その基準にのっとり、極力植樹桝の方を設置して、高木の方を植えるという方向で進めているところである。

萩原委員

１　まず、この道路照明灯については非常に要望も多い訳だが、基準もそれなりに答弁のとおりかと思うが、なかなか設置条件が厳しいのかなと思っている。１４基ということなので、意外と県道であっても、私の地元の市のほうに、設置のほうが移ったりというところもある。そのあたりの基準についても質問したい。

２　樹木の植樹帯について、低い植樹帯の方が枯れて、そこから雑草が生えて、それが２メートル、３メートルと伸びる場合もあって、景観上も非常によくなく、防犯上、様々な安全上、非常に危険だという話も頂く中で、もうしっかりそういうようなところは、舗装で固めてしまうということを、しっかり進めていただいて、それなりの対応をしていただきたい。令和５年度あったかどうか。

道路環境課長

１　道路照明灯の関係だが、昨年度は１４基ということで、地域の方、県民の方から、新たな設置要望が上がってきている。ただ、内容を見ると、目的が、ドライバーの交通安全の視点というよりも、防犯の視点が大きいものであるから、防犯灯については、市のほうにお願いしているというのが実情である。ただ、声がしっかり届いているので、県でできる応援についてはしっかりさせていただきたいと思っている。

道路街路課長

２　確かに低木のところでかなり雑草が繁茂しているような状況が見受けられる。先ほど

基準の中では植樹帯若しくは植樹桝ということで定められているので、何かしらは我々としても環境に合わせて、基準に合わせてやっていかなければならないが、今、先ほど言ったように高木の方をさせていただいて、極力低木の方はない形で維持管理等を踏まえて、考えている。既に低木等が植えられているところについては、撤去したところも実際にある。事例で申し上げると国道１２５号、行田市内などについては、植樹帯の樹木を撤去して、そこを舗装して、歩道の一部として活用しているという事例がある。いずれ、そういった形を取るにしても、周辺の住民の皆さまの声というものも大事になってくるので、そういった声をしっかりと丁寧に聞きながら対応していきたいと思う。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１０月２９日（火）　都市整備部関係）

【説明者】

伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市整備部副部長、若林昌善都市整備部副部長、
齊藤浩信都市整備政策課長、石川修都市計画課長、小野寺貴郎市街地整備課長、
武田敦弘産業基盤対策幹、遠井文大公園スタジアム課長、金澤圭竹建築安全課長、
山田暁子住宅課長、榎本恒彦営繕課長、小久保賢一設備課長

【発言】

長峰委員

１　行政報告書５２７ページ、埼玉県５か年計画における指標の豊かな田園環境と調和した産業基盤の創出面積については、実績値が８９ヘクタールとなっている。この産業基盤づくりのために県として具体的にどのようなことを行ってきたのか。

２　行政報告書５２９ページ、「ウ　３Ｄ都市モデルの整備」に関し、市町からどのような協力が必要であったのか。市町の今後のデータ活用を推進するための取組についてどうなっているのか。また、今回の整備の中で、県としてどのような知見を得られたのか。

３　行政報告書５３２ページ、さいたまスーパーアリーナ稼働率の推移に関して、令和５年度の稼働率はコロナ禍前の水準にまで回復していることが読み取れる。一方で、今後最大１８か月に及ぶ大規模修繕工事が予定されているとも聞く。令和５年度に実施計画等に着手していると考えられるが、その計画内容はどのような工事であり、どのような新しい取組が計画されているのか。

産業基盤対策幹

１　県では「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づき、高速自動車国道等のインターチェンジ周辺や幹線道路沿線などにおいて、市町村が取り組む産業基盤づくりの支援を行っている。具体的には、県庁内にワンストップの相談窓口を設け、市町村が抱える課題に向き合い、土地利用調整のスピードアップを図っている。相談初期の段階では、開発候補地を掘り起こすとともに、外周位置や開発手法の検討を、それに続く事業化レベルへの引き上げ段階では、地区ごとの課題を整理しながら、関係機関協議等の準備を、最終段階では、関係機関等の下協議を整え、事業化の目途を立てるといった段階に応じたきめ細かな対応を図り、市町村が進める産業基盤づくりが円滑に進むよう支援している。

都市計画課長

２　３Ｄ都市モデルの整備には、都市計画基本図、航空測量の成果、固定資産課税台帳など、市町が持っているデータが必要であり、市町からはこれらのデータの提供に御協力をいただくことが必要であった。これらのデータについて、必要なものはおおむね、市町村から提供の協力を受けることができた。データを活用するための取組については、県が活用事例を示すために、建築物ごとの浸水リスクの見える化を行い、３Ｄハザードマップとして、埼玉県ＧＩＳで公開している。また市町村職員を対象として、３Ｄ都市モデルの操作研修会などを実施し、様々な活用事例を紹介することで、それぞれが抱える課題の解決につながるように、働き掛けを行っている。令和５年度に、３Ｄ都市モデ

ルを整備した１０の市町にアンケート調査を実施したところ、全ての市町村から、通常の業務において、まちづくりの情報を集約した資料として利用している、といった回答であった。また、３Ｄ都市モデルを活用したＶＲパースの作成を検討しているといった市町もあった。引き続き、事例を紹介する等して活用を促していきたい。県として得られた知見については、３Ｄ都市モデルは、建物情報のほか、都市計画決定情報、土地利用の状況、災害リスク状況などが集約され、それを画面上のまちの中に再現できるということで、あたかもその場所にいるかのように様々な角度から、いろいろな視点で分かりやすく、まちを捉えることができ、様々な活用が可能であることが確認できた。先ほどは、３Ｄハザードマップということで防災の観点からであったが、それに加えて観光やまちづくり等様々な使い方ができるものと思っている。今後も市町村が有効に活用できるように取り組んでいきたい。

都市整備政策課長

３　令和５年度は、５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されてイベント実施に当たっての制限が撤廃されたため、特に収益性の高い音楽系興行を中心に一気に需要が高まった。この需要の高まりに対して、指定管理者である株式会社さいたまアリーナでは、必要な点検日数の確保など、安全・安心を担保しながら、イベント事業者のリクエストに応じて、柔軟にスケジュール調整を行うことで、多くのイベントの開催につなげた。こういった稼働率向上の取組により、令和５年度の稼働率は７９．０％となり、コロナ前の令和元年度７７．０％を超える水準まで上昇した。大規模改修については、一部の工事を先行して発注しているが、休館を伴う工事については令和８年１月頃から実施する予定である。さいたまスーパーアリーナは平成１２年に竣工し、令和７年９月に満２５年を迎えるというところで、今後も利用者の安心・安全を確保するため中長期修繕計画に基づき、施設の基幹的な設備機器の更新を行うこととしている。主な工事内容は、受変電設備改修、昇降機設備改修、空調設備改修、音響設備改修、可動機構改修、天井の落下防止である。続いて、新たな取組についてである。休館により、稼働率が令和８年度は０％になるため、これを回復させるための取組を三つ考えている。一つ目として、定期的に利用いただいているイベント事業者に、早い段階から、休館期間や再開の情報を説明し、休館明けも御利用いただけるようお願いをしていくということである。二つ目として、展示ホール等は利用できるため、最大限活用してイベントのつなぎとめを行いたいと思っている。三つ目として、休館中もにぎわい創出ができるよう、けやきひろばを利用してこれまで以上にイベントを実施したいと思っている。これらの取組により、休館明けに稼働率をＶ字回復させたいと考えている。

長峰委員

１　３Ｄ都市モデルの整備について再質問する。活用事例を公開するということだが、３Ｄ都市モデルのデータの生成とその活用に関しては、やはり専門的な知識を持った人材の確保が各市町村で必須になると思う。そのデータを、いかに分かりやすく市町村に渡すかという点とあわせて、専門的なデータであるため、経費をかけて作成したデータの専門性を維持しながらも分かりやすく伝えるという部分について何か考えはあるのか。

２　いろいろ分かりやすく、水害等についてデータ取得ができる、事前に予知できるという答弁があったが、仮にその水害が発生しうるというデータ化した地域の形が変わるというか、建物等移転、道路等ができた場合のデータ更新などについて、高額の費用がかかると思うが、データの更新について何か考えはあるのか。

都市計画課長

１　いろいろなデータを３Ｄ都市モデルに落とし込むためには、一般の職員ではなかなか難しく、専門の業者に委託してデータを作り込むことになる。操作については、一般の県、市町村の職員もできなければならないため、先ほど紹介した研修の中でも操作方法などを説明し、操作に必要な能力を職員が伸ばせるような取組をしている。

２　まずは今の状況で作成し、何年かに１度ずつは更新をして、常に最新というわけではないが、一定の期間で更新して、新しい情報をなるべく取り込むような、これも費用がかかるものであるが、そういったことに取り組んでいきたい。

須賀委員

１　行政報告書５３７ページ「（４）公園の整備」について、トイレや駐車場の整備などが記載されているが、一般的に県営公園を整備していく中で実際にはどのような課題があるのか。またその課題に対して、どのような対策を行ってきているのか。

２　同ページの「ア　さきたま古墳公園の整備」の中で、古代のロマンが感じられる「ふるさと埼玉」のシンボルとして全国に誇れる公園となるよう整備を進めたと記載があるが、全国に誇れる公園となるような整備というのは具体的にはどのようなものなのか。

３　行政報告書５４８ページ「（２）県営住宅の管理」のうち「エ　家賃の滞納者及び高額所得者対策」について、入居者に長期滞納者はどれぐらいいるのか。また、連帯保証人に対する協力依頼などはどれぐらい実施してきたのか。

４　高額所得者に県営住宅からの退去をお願いする際には、どのような手続を踏んだのか。

５　行政報告書５５４ページの「５　埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」について、令和５年度は新たに１７市町がエントリーし、プロジェクトに取り組む市町村数は４６市町に拡大したとのことだが、都市整備部の取組状況や支援状況はどうなっているのか。

公園スタジアム課長

１　本県においては、昭和４０年代から、急激な人口増加や都市化に対応するために、公園としての県民のレクリエーションを提供する場として、様々な種類の公園を整備している。県営公園の整備における課題としては、全公園面積の半数以上が開設後３０年以上経過するという状況で、公園施設の老朽化が進行しており、膨大な量の公園施設のストック、この機能をいかにして維持していくのか、これが大きな課題である。老朽化対策においては、各公園において施設の健全度調査を実施した上で、その結果を基に埼玉県公園施設長寿命化計画を策定して、予防保全の観点で計画的に更新、修繕を進めている。あわせて予算の平準化とライフサイクルコストの縮減も行っている。引き続き、計画的に老朽化対策を推進していくことで、利用者の安心安全の確保に努めていく。また、新たな試みとして、所沢航空発祥記念館のリニューアルにおいては、現在官民連携において、施設更新に合わせた機能の充実も行っており、民間とも連携した公園整備、県営公園の魅力向上に取り組んでいる。

２　さきたま古墳公園は、２０２０年に県内初の特別史跡として指定され、史跡の保護や鑑賞ができるような大型古墳群のあるエリアの整備を進めるとともに、県立さきたま史跡の博物館の南側の拡張整備を行っている。拡張整備は広場を整備するなど、史跡の保全に加えて体験学習ができ、歴史を深く学べるような空間としてコンセプトを持って公園の整備をしているという状況である。

住宅課長

３　令和５年度末現在、３か月以上の長期滞納者は９９名、そのうち、訴訟の対象となる６か月以上の滞納がある入居者は１８名いる。令和５年度、連帯保証人に対する協力依頼は６７４件行っている。これは、家賃滞納が３か月となった場合に、連帯保証人を通じて、入居者に家賃の収納を促しているものである。

４　毎年度、入居者からの収入申告に基づき高額所得者を認定しているが、認定された者に対して、１年間、自主的な明渡し期間を設定し、個別面接により自主的な明渡し指導を行っている。その期間が終了しても退去していただけない場合は、公営住宅法と県条例に基づき、６か月後までに住宅を明け渡すよう請求している。この明渡し請求にも応じていただけない場合は、訴訟を提起する。平成９年度に４人に対して訴訟を提起したが、それ以降は訴訟に至ったケースはない。

市街地整備課長

５　埼玉版スーパー・シティプロジェクトは超少子高齢社会を見据え、コンパクト、スマート、レジリエントの三つの要素がある中で、都市整備部では、特にコンパクトなまちづくりに向けた都市整備の手法など、技術的な支援を行っている。取組状況としては、例えば、車中心ではなくて、歩きやすいまちづくり、ウォーカブルなまちづくりと言うが、地元が開催する協議会に県も参画して、道路や広場などのオープンスペースを利活用する計画策定に助言を行っている。また土地区画整理事業などの都市計画事業においては、早期の都市計画決定、事業認可が実現できるよう、計画協議において、積極的に技術的な助言を行っている。さらに、まちづくりには都市基盤整備において、多額の事業費を必要とする場合がある。この支援としては、まちづくりを行うエリアを包括的に支援できる国の都市再生整備計画関連事業というものがあり、その活用に向けた提案や助言を行っている。

須賀委員

先ほど、県営公園を整備する際の課題で、３０年以上経過したものが多く、半数以上が老朽化が進んでいる中での機能の整備を行うという答弁があった。その後航空公園のお話があってその際にも機能という、ちょっと抽象的な言葉だったのだが、資料にあるトイレや駐車場の整備以外に、整備が必要だと思われる機能というのは、具体的にどのようなものがあるのか。

公園スタジアム課長

公園の施設全般のことを総称して機能と呼んでおり、公園の中にはトイレがあったり、あとは管理棟があったり、いろいろな主要な施設があり、どの施設もやはり老朽化している。例えば、所沢航空発祥記念館は航空公園の中にある記念館という公園施設ということがあったり、トイレであればトイレという公園施設があったりということで、道路や河川と違って複雑なものがたくさんのものがあるということで、総称して機能と呼んでいる。

細川委員

１　資料４の行政報告の中の５２８ページ、「４　開発等によるに関する規制・指導」で、宅地建物取引業法に基づく審査を行ったと記載があり、その中に、宅地建物取引業者の事務所への立入調査を通して業者に対する指導の徹底を図ったと記載があるが、この立

入調査はどの程度の頻度で、どの程度の規模で行われたのか。また、調査を行った結果、どのような違反や課題が見つかり、それに対する是正措置はどのように行われたのか。さらにそれらの課題に対して、今後の再発防止策について何か取り組んでいるのか。

２　あわせて、都市計画法に違反して行った開発行為等については口頭による指導により、違反の是正に努めたということだが、これもどのような違反があったのかと、是正に至るまでのプロセス及び成果について説明願う。

３　同資料の５３８ページ「（５）公園の管理」の「イ　有料施設の利用者及び稼働率」について、３０%台や１０%台ということで大変低い稼働率の施設がある。いろいろと調べても、こういったスポーツ施設の稼働率の水準というものはなかなか見当たらず、スポーツ庁が出しているガイドラインの中にも稼働率に関する通知はないが、余りにも１０%台や３０%以下は低いと感じる。稼働率が低い理由は何か。また、このようなスポーツ系の公共施設は県民の皆さんに使っていただくことで初めて価値を持つ。令和５年度、稼働率アップのためにした取組について説明願う。

４　資料７「令和５年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書」の４３４ページ、土木費の中の建築指導費に空き家対策促進費として約７５０万円使われたと記載があるが、どのように使用されたのか。また令和５年度においては２回の協議会が開催されたとあるが、その主な内容は何か。また、空き家は市町村にとって大変大きな課題問題となっているが、県にとってこの空き家の状況についてどのように分析されているのか。また、市町村に対してどのような支援策を行ったのか。

建築安全課長

１　立入り検査については、宅地建物取引業法第７２条第１項の規定に基づき、宅建業の適正な運営を確保するために実施しており、年間で５０件を目標に実施している。県内の埼玉県知事免許業者は令和５年度末で６，１３５社あり、主に苦情等があった業者や、法令違反で指導した業者を調査の対象として、法令遵守が徹底されているかどうかを確認している。調査の内容は、報酬額表や取引台帳など、事務所に設置義務のある書類等の確認のほか、専任の宅地建物取引士の勤務状況や、契約書の記載内容等の検査であり、必要に応じて指導等も行っている。発見された違反についての対応だが、不動産売買契約の締結を仲介した際に媒介契約書を交付しなかった違反や、法令で定められた上限を超過して報酬を受領した違反などがある。違反行為のあった業者についてはその場で口頭により行政指導を行っている。再発防止策については、当課の職員が講師を行っている業界団体主催の法定講習会や、業界団体の機関誌などを通じて情報共有を行い、再発防止に努めている。

都市計画課長

２　違反の主なものは、市街化調整区域での建築物の建築や、用途変更の際に許可が必要となるものに関して、許可を受けずに行った開発行為等、また開発許可等に付された条件と違うもの、開発許可等の申請内容と違う用途で使用されたものなどがある。是正に至るまでのプロセスは、県では、「違反開発等に関する事務処理要領」を定め、この要領に沿って違反指導を行っている。違反が確認されたらまず口頭による指導を行い、口頭指導で是正ができない場合は、文書による指導等を行う。それでも違反が是正されない場合は、違反者に聴聞または弁明の機会を与えた上で監督処分等を行っている。成果としては、県が開発許可権限を有する１２の市町において是正に至った案件は、建物の除去や撤去が２件、業務を中止したものが１件、合計３件である。今後も違反指導を行

い、是正に向けて努力していく。

公園スタジアム課長

３　有料施設の稼働率については、施設の利用可能な量に対する実際に利用した量という形で数値化をしている。量の考え方は人数や施設などであるが、有料施設の種類がテニスコートだったり、体育館だったり、また茶室など、様々なものがあり、一つの基準に当てはめることは難しく、施設の異なるもの同士を比較するということも難しいという状況である。一般的に公園利用の施設の利用については、週末や祝祭日の利用があり、また、野球やテニスの競技人口によっても異なるということから、どうしても稼働率に差が出てしまう。体育館は天候に関わらず利用できるため、比較的稼働率が高くなる傾向にある。令和５年度の稼働率が低い施設は、戸田公園にある集会室、吉見総合運動公園の野球場、秩父ミューズパークの野外ステージとなっている。戸田公園や吉見総合運動公園においては、ボートや野球などの大会や競技会、秩父ミューズパークの野外ステージにおいては、コンサートなどのイベント等が全体として少なかった。令和５年度においては､新型コロナウイルス感染症の区分が５月８日から変更になったということで、現状では、まだコロナ禍前までには至っていないという状況である。そのような中、各公園で取組をされている中で、所沢航空記念公園の野外ステージにおいてはボッチャなどの体験ができるユニバーサルパーク航空公園を実施したり、チラシを作成し、市内の学校に利用を呼び掛ける等の取組を実施している。吉見運動公園は、８面ある野球場のうち、２面を多目的運動場として野球以外にも利用できる施設に変更し、サッカーなどの利用拡大に取り組んでいる。

建築安全課長

４　空き家対策促進費の７５０万円の内容としては、空き家コーディネーター業務委託で約４０３万円、電力データ活用による空き家対策モデル事業支援業務委託で約２９９万円。相続おしかけ講座実施費用で３４０，０００円。その他、埼玉県空き家対策連絡会議での会場費等で約１５０，０００円である。埼玉県空き家対策連絡会議の内容であるが、昨年度は国土交通省による空家等対策に関する特別措置法の改正の概要及び、空き家対策に関する国の政策の説明、それから、上智大学の北村教授による、改正法において市町村が取り組む法的な業務についての講演、空き家コーディネーターの活動報告、その他専門部会の活動報告などを行った。続いて本県の空き家の状況の分析であるが、利用目的のない空き家が増加傾向にあり、今年９月末に公表された令和５年住宅・土地統計調査では１３６，０００戸と、前回と比較して約１２，０００戸増加しており、これらの抑制と、管理不全空家等にしないことが重要と考えている。市町村に対する具体的な支援については、県では市町村に対して、制度や先進事例等の共有、啓発チラシの作成、相続おしかけ講座や、空き家の持ち主応援隊制度の活用、空き家コーディネーターによる市町村個別相談会の実施などの支援を行っている。

平松委員

１　コロナ禍の際、県外に行ってはいけない、人と会わないようにという中で、時間があったため県内の公園を回った。とてもすてきな公園がたくさんあると感じた。利用者目線で見ると、緊急度が低いためとは思うが、壊れたままの設備や、止まってしまっているものも多く見受けられた。老朽化対策が喫緊の課題であり、利用者からすれば、行ったときに驚いてしまう部分もあると思う。指定管理者だけでなく、県としても来場者目

線でチェックすることが必要と考えるがどうか。施設の更新等についても、指定管理者が要望しても通らないという状況も聞いている。優先順位を決めて要望を出してもらってるという仕組みも理解できるが、指定管理者としては、何年も要望しているのにうまくいかないというわだかまりもできてしまうと思うので、長寿命化計画の中でコミュニケーションを取っていく必要があると思うが、その点の見解を伺いたい。

２　行政報告書５４４ページ「（１０）住宅・建築物の耐震化の促進」について、影響が大きい緊急輸送道路沿いの民間建築物の耐震化促進についてはどのような優先順位を定めて取り組んでいるのか。

公園スタジアム課長

１　県営公園の修繕については、日々、利用者の皆様から多数の御意見や御要望を、指定管理者や県に頂いている。その中で、特に県では、公園利用者の安全に特に直結する場所や公園施設の修繕を最優先で実施している。公園利用者の目線という点で見たときに、公園利用者の増加、それに基づいて利用料が増えて収益につながるということについては、公園のイメージアップにもつながる。限られた予算の中での修繕対策でもあり、公園のイメージに関わる修繕などについては、まずは安全に直結するような場所とあわせて、公園のイメージアップができるような場所があれば、そういった部分に配慮しながら対応すると同時に、官民連携で整備ができないか、指定管理者と協議しながら検討していきたい。続いて、やはりなかなか予算化が進まないという中で、指定管理者も要望しているが行き届かないというところの中で、指定管理者とのコミュニケーションをより一層密にしていく。公園は長寿命化計画に基づいて予算の平準化とあわせて事業をしており、特に指定管理者とのコミュニケーションについては、年に４回指定管理者の職員と一緒に現場を見てモニタリングをしたり、協議・調整などを行っており、日々、指定管理者と協議しながら対応している。特に修繕の予算化については、長寿命化計画を基に、具体的なスケジュールなどもしっかりと指定管理者とコミュニケーションを取って共有していく。

建築安全課長

２　緊急輸送道路の機能確保については、広域的な課題であるため、指導権限を持っている特定行政庁である県と１２市が連携して沿道の民間建築物の耐震化を促進している。その中で県としては、特に重要となる高速道路や国道・県道のうち、主に４車線を有する道路である２３路線については重点的に耐震化対策に取り組む路線とし、平成２８年に耐震改修促進計画に位置づけた。また、平成３０年には、九都県市の連携路線ということで、沿道建築物の耐震化を一層促進するという趣旨で、新たに連携路線を定め、こちらも促進計画に定めるとともに耐震診断の義務づけを行っている。

平松委員

重点２３路線と九都県市の連携路線を優先してやっていくという答弁だったが、こちらの沿線にある民間建築物の耐震化について、優先的にそこが進むように、補助の割合などに差をつけて取り組むことが大切だと考えるがどうか。

建築安全課長

補助制度は、緊急輸送道路の沿道について、県や１２市で設けているが、県としては、重点２３路線については、耐震診断を限度額はあるが全額補助するなど、優先的に補助を

行っている。また、連携路線については、県で耐震診断を１０分の１０の補助を設けるとともに、さいたま市を除く１１市についても、同じく連携路線の耐震診断について、県から間接補助している。

平松委員

差をつけて、上限額がありながらも取組をしている点について評価したい。その上で、そこに個別訪問等を含めて、頻度を高めてアプローチをしていくということが大切だと考えるが、この点についてどう考えるか。

建築安全課長

県の所管分については未診断を含む１５棟が未耐震となっており、１年に１回程度の電話や郵送による働き掛けを行うほか、事前に調整がとれた案件については個別訪問を行っている。令和６年度は、重点２３路線については、連絡がとれない建築物に対しても、現地へ訪問するなどの対応も行っている。

城下委員

１　資料１３「公営住宅について」によると、全ての住宅に占める公営住宅の割合については、埼玉県県営住宅の比率は０．７７％で、全国で下から９番目の低さである。市町村営住宅の１．２％を含め、公営住宅比は全国最下位となっている。高齢化社会の進展と賃金の下落、物価の上昇で困窮世帯は増えており、公営住宅の支援は高まっていると認識しており、県営住宅比率をぜひ高めてほしいと提案しているところであるが、県は令和５年度にニーズをどのように分析し対応しているのか。

２　空き戸数について、令和４年度が５，０６９戸、令和５年度は４，８９１戸と、多少減ってはいるが２割近くが空いている。この空き戸数の中には、建て替えを控えて募集していない住宅もあった。公営住宅の建設については資材の高騰で翌年度へ見送った部分もあったとの説明もあったが、空き戸数がこれだけある中で、１０年の期限付きの入居制限で、高齢者、障害者、１８歳未満のお子さんがいる世帯以外は１０年経つと出なければならないということもある。定期的に空き家が出てくると、清掃や整備も必要になり、再び貸し出すまでに時間がかかる。そういう観点からも、１０年の入居期限を見直すべきではないかということも提案してきた。令和５年度、こういった部分は検討されたのか。入居者を受け入れていくという観点でメンテナンスや清掃に関わる時間の短縮についてどのように検討したのか。

３　令和５年度の基金残高は約１８億２，０００万円であるが、令和５年度に取り崩した額は幾らか。また、県営住宅の基金については、これだけの額は積んでおくという、目標や方針の金額はあるのか。

４　滞納について、監査委員の意見を見ると、県営住宅事業特別会計の収入未済額が２，１８３万円増えているということで、県営住宅の家賃である住宅使用料の収入未済額はコロナ禍前の令和元年と比較すると減少しているものの、令和４年度と比較すると１，７８５万円増加しているという記述がある。物価高騰影響を受けていると思うが、回収に当たって、滞納者に寄り添い、福祉につなげていくということも必要だと思うが、令和５年度、この滞納者に対しての福祉的視点でのつなげた件数は何件か。

５　行政報告書の５３８ページ「（５）公園の管理」について、指定管理者によって２８の公園が管理運営されているが、樹木の管理について伺う。先ほど、答弁の中で、利用者の安全、公園利用者の安全に関する施設などを最優先に整備しているという答弁があ

った。今年、東京都日野市で、公園のイチョウ並木の枝が落下して利用者が亡くなった事故があり、そういう意味では公園の樹木の管理っていうのは本当に大変だと思うし、想定できない事故だったとも思うのだが、この事故を受けて、国土交通大臣も樹木の管理については、各公園の管理者に対して必要な注意喚起を行っていきたいと述べている。所沢航空記念公園について、樹木の点検は令和５年度どのような頻度で行われたのか、またもし事故があったときに、どういうような対応をするのか。

住宅課長

１　本県の世帯数は、全体としては今後数年で減少に転じると見込んでいる。人口は既に減少に転じており、既に、世帯数も減少に転じている地域もあるなど、世帯数の動向は地域ごとに大きく異なる。また家賃負担の状況も地域によって異なることから、県営住宅のニーズは、地域ごとのニーズの推移を的確に分析した上で整備を進めていく必要があると考えている。このため、県営住宅のストックマネジメント方針で、埼玉県５か年計画と同じ地域区分で県内を１０地域に分け、地域ごとに、２０４０年、２０６０年における住宅困窮者の推計や将来の公営住宅ストック量の分析を行っている。この分析では、利根・北部・秩父地域では余裕が見込まれる一方、南部・南西部・東部地域では、公営住宅等の供給量に不足が見込まれることから、今後の県営住宅の供給は、これらの地域で優先的に行っていく方針である。

２　直近３年間における県営住宅の退去理由については、他の賃貸住宅へ移るという理由が４割余りを占め、次いで自宅の購入、死亡の順になっている。委員御指摘の、１０年の期限付入居が満了になったことによる退去者は全体の７％となっており、県としては必ずしも期限付入居が空き家の増える主な要因ではないと考えている。期限付入居の方への配慮として現在行っているものとしては、まず、入居期間が満了する２年前から、同じ県営住宅への定期募集を認めることとしている。期限付入居の方がその県営住宅に当選して、一定の条件を満たせば、引き続き同じ住戸に住むことを可能とするなど、継続入居には配慮している。また高齢者、障害者、１８歳未満のお子さんがいる世帯では、延長を認めている。また病気などやむを得ない事情のある方に対しても、１０年ではなくて、入居期間の延長を認めている。期限付入居は、入居の公平性を確保するための制度として運用している。引き続き必要な配慮を行いながら、期限付入居制度を維持していきたいと考えている。

３　令和５年度における県営住宅基金の取り崩し額は、資料７の４４４ページに基金繰入金と書かれている金額となり、２億７，６８２万７，０００円である。基金の残高に対する方針は特段定めていない。県営住宅事業特別会計において、収入が支出を上回った場合は、余剰分の積立てを行い、収入が支出を下回った場合は不足分を補填するため取崩しを行っている。今後も入居者に対して、安心安全な住環境を提供するため、基金を最大限活用していくとともに、県営住宅の適切な維持管理に努めていく。

４　物価高騰の影響も考えられるが、収入未済額が令和４年度と比較して増加している要因としては、令和２年度から４年度までは、小規模事業者持続化補助金などが給付されたことにより、一時的に県営住宅の方が家賃を払える状態になったということだと考えている。家賃を滞納された場合は、１か月目から督促状の送付やコールセンターからの架電による納入指導を行っている。また、常習者に対しては、早期から、地区の担当者と連携して架電訪問を行っている。なるべく長期滞納とならないように早期に滞納を解消するよう努めている。３か月目からは訪問を行い、滞納となる事情を聞き取り、必要に応じて、市町村の福祉部門と連携を図りながら国の住宅確保給付金の利用や、生活保

護を促すなど、滞納者に寄り添った対応を行っている。福祉につないだ件数は把握していない。

公園スタジアム課長

５　令和５年度の所沢航空記念公園での樹木の点検の頻度であるが､航空公園においては、まず、樹木管理に関する研修を受けた管理事務所の職員が、毎日の巡回時において、枯れ枝や葉の状態を確認するなど、危険木の把握に努めている。また指定管理者で指定管理者のメンバーである造園専門職員、こちらは造園業協会であるが、月に３回巡視し、点検を行っている。これらの結果を踏まえ、毎月１回、指定管理者グループの職員によって、危険木の把握と、危険箇所の共有をしているということで聞いている。事故が起きたときの対応としては、基本的には最初に事故周辺の場所において、同じように老朽化した樹木がないか、樹木の状態を見た中で、同じような災害がないような対策をしている。あわせて、その周辺の場所においても同じような傾向の樹木があれば、そちらについては暫定的に立入禁止の措置を行う。

城下委員

県営住宅の整備について、ストックマネジメント方針で対応しているということで私も拝見した｡これを基に令和５年度もいろいろ整備､改修に向けて取り組んでいると思うが、今後不足するであろう南部･南西部地域について優先的に整備をしていくということだが、具体的にどれぐらいの目標で、例えば何戸・何百戸この地域にやろうという方針があるのか。そのうち令和５年度はこれだけの戸数をやったか等もお示しいただきたい。ストックマネジメント方針を見ると、必ずしもこの南部・南西部地域だけとはなってないんじゃないかなと思えて、例えば２０６０年だと県央とか川越比企とか、西部とかも不足すると明記されているけども、これらの考え方も併せて伺いたい。

住宅課長

ストックマネジメント方針自体が令和４年度末に策定したものであるので、それに基づき着手するものはまだこれからという状況である｡昨年度のものには行田市や久喜市など、南部・南西部に当たらないものの整備があるが、これは従前の計画において着手した県営住宅の整備を行っているもので、今後整備されるものが、南部・南西部を中心に箇所づけされていくものである。予算も必要な話になるため、実際にどこの団地を実施するかは毎年度協議しながら決めていくことになる。

城下委員

ストックマネジメント方針については、策定は令和４年であるが具体的な実施についてはまだであるということで理解した。令和５年度については、今までの予定の中で改修建て替えを行ってきたという理解でよいか。

住宅課長

ストックマネジメント方針の策定が令和４年度であるので、その時点で既に着手しているものは建替える。令和５年度に新規着工したものは、ストックマネジメント方針に基づき行っているものである。

髙木委員

１　令和５年度時点で、県営住宅の空室率はどのくらいなのか。

２　空室率の中で、未改修、リフォームしていない建物の空室率はどのくらいなのか。

３　県営住宅については建替えのものを中心に資料に記載があるが、リフォームというか、鉄筋コンクリートの建物だったら中を全部取り替えるようなことも可能だと思う。そういったリニューアルではなく、県としては建替えという方向性で考えているのか。

住宅課長

１　令和６年４月１日現在、空き室の戸数は４，８９１戸で、空室率は１８％になっている。

２　ほとんどの住戸は、募集をかけて応募があってから退去修繕を行う形である。多くの住戸は退去修繕にもお金がかかるので、退去された後にすぐに修繕を行うのではなく、新しい入居者の手が挙がったところで修繕しているので、ほとんどの住戸はリフォーム済みではない。

３　県営住宅は基本的に全面リニューアルのようなことは行わず、古くなったものをアップグレードするのではなくて、従前の機能にあったものを新しくするという形を基本としているので、大幅に変更になるのは、建替えのときということになる。

髙木委員

　１８％空室率があるのことだが、県としては空室率をなくそうと努力しているのか。それともこのぐらいの価格と快適さで、来る人がいたらどうぞという方針で考えているのか、確認したい。

住宅課長

　県営住宅の経営の観点からすると、空室率が多いのは好ましい状況ではないので、年に４回の定期募集以外に、空室の状態が長く続いているものは随時募集という形で、希望がある方にいつでも御応募いただけるような形の住戸に回しているものがある。県の北部や秩父地域を中心に、随時募集の住戸を用意している。

井上委員

１　資料４「令和５年度行政報告書」５３７ページ「（４）公園の整備」について、埼玉スタジアム２〇〇２の２階コンコースのトイレ改修が完了したとのことである。公共施設における満足度は、トイレの充実が非常に重要だと考える。きれいであることと、並ばずに用を足せるということも大切である。過去に、熊谷ラグビー場やさいたまスーパーアリーナの男性トイレについて、個室トイレを使いたい人と、小便器を使いたい人の列がごっちゃになっていた。並ぶ位置を路面表示で分けることができないかという提案をさせていただいたりとか、パーキングエリア等の工夫された事例を出して提案したことがあって、熊谷ラグビー場やさいたまスーパーアリーナにおいては改修の際にそういった視点を取り入れていただいた。以上を踏まえて、今回のこの２階コンコーストイレでも、せっかく改修したのであるからそういう点に配慮がなかったのでは予算がもったいないと思うので、改修の際の取組について伺う。

２　同じく５３７ページの「イ　公園施設の老朽化対策の実施」について、先ほど平松委員も質問されていたが、会派ではこども動物自然公園を現場確認のため視察した。令和５年度、駐車場の修繕をしたということであるが、それ以外にも牛舎、動物病院施設、管理棟など、多くの建物や設備の老朽化が確認された。令和５年度の資料を見る限り、

状況は今も変わってないということが読み取れる。こども動物自然公園は身近な県営公園である。私の息子も、今週金曜日に遠足に行くことになっており、非常に楽しみにしているのだが、令和５年度に駐車場以外でどのような老朽化対策が進められたのか。調査計画を策定した段階でも結構なので確認したい。

３　資料７「令和５年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書」の４３８ページに公園費の繰越明許費の記載がある。その中の公園と施設管理費の例としてこども動物自然公園の記載があるが、具体的にどのような工事が繰越となったのか。

４　行政報告書の５５０ページ、子育て応援マンションと子育て応援分譲住宅について、この制度は令和６年度で終了すると伺っている。子育て応援マンションの応募が０件となっているが、これは制度が終了するために応募がなかったのか、それとも単に応募がなかったのか。

公園スタジアム課長

１　埼玉スタジアムについては、トイレの入り口自体が非常に狭い状態であり、列を分けて並んでもらえるだけのスペースが物理的に取れていないというのが現状である。試合中のトイレの案内をスムーズに行うため、床に矢印を表示したりか、特にハーフタイム中に利用が集中するため、個室の空き状況がすぐに分かるような、扉のフラッグと利用状況の表示盤を設置した。特にもう一つ、着替えのニーズも高いということもであったので、着替え台を個室に設置したり、身だしなみなどにも対応した。

２　令和５年度に行った駐車場以外の整備については、公園外周のフェンスの修繕や、カンガルー舎の外構の改修等を行った。

３　こどもの城の空調設備改修と、なかよしコーナーの再整備の基本計画が入っている。

住宅課長

４　子育て応援住宅は、子育てに配慮した住宅の供給において一定の成果があったと考えているが、個別の認定では効果が限定的であるということで、直接的な効果の測定が難しいため、認定制度は６年度末で廃止する予定となっている。令和５年度のマンションの認定がなかったのは、申請がなかったためである。子育て応援マンションは、ゆとりを持ったスペースなど子育てに配慮した仕様に適合をしているものを認定している関係で、建設費が高騰する中で、適合させることが難しかったため、申請件数が少なくなってしまったと県としては分析している。

井上委員

こども動物自然公園の件で再質問する。繰越の内容としては、こどもの城、なかよしコーナーの工事があったということだが、私がヒアリングをさせていただいた中でいうと、実はずっと前に、基本設計はやったものの、実際の工事にはつながっていないという事例があると聞いている。例えば、人気のフラミンゴラグーンは、５年ぐらい前に基本設計は行ったものの、実際の工事は行っていない。ヤブイヌの展示施設も、基本設計以降止まっているといったようなお話も聞いている。先ほど平松委員のお話の質疑の中でも、利用者の安全であるとか、利用者の拡大、イメージアップ、こういったところを重視していくというようなお話もあったので、いろんなものの中から優先順位をつけて実施していることは一定程度理解している。一方で、例えば、１０月２３日に千葉県で、高病原性鳥インフルエンザが発生して展示中止になっているものがある。動物たちの安全にも関わる問題だと思うので、特にフラミンゴラグーンに関して言うと、感染事例を出さないというのは利

用者の安全を優先するということにもなるし、安全な施設ということで利用者も伸びるだろうし、イメージアップにもつながるだろうと思う。一定の理解はするものの、基本設計をしたけれど、それが放っておかれる、もしくは工事がなかなか着手されない、これは言い換えれば過去決算認定したけれど、それが生かされてないということにもなると思うので、それは実現に向けて動くべきだろうと考える。令和５年度において、過去から繰越されてきた事業を含めて、それを実際に工事につなげるための議論というのはどのような形で行われてきたのか。

公園スタジアム課長

先ほどあったフラミンゴラグーン、そしてヤブイヌなどの基本設計が終わっている状態において、まだ現在工事等で取り組んでいないというところがある。そういった中で、鳥インフルエンザの話もあったけれども、先ほどあった再整備計画の中で位置づけられた中で、安心・安全もあるので、指定管理者とコミュニケーションを取りながら、優先順位を決めながら何とか善処できるように努めていきたい。

荒木委員

１　行政報告書の５５１ページ、「（１０）単身高齢者モデル住宅の整備」について、令和４年度に完成して令和５年４月から入居を開始した上尾シラコバト団地は、全部で５０戸あるうちの１階の１５戸を開放したということで聞いているが、令和５年度は、１５戸のうちどれぐらいの入居者がいたのか。

２　シラコバト団地については第三者の見守りがない。つまり、入居者同士が触れ合うことで、見守り的な役割を果たしていると聞いており、１階の部分に共有スペースがあって、そこで触れ合う機会があるというコンセプトだと思うが、第三者の視点がない分、どれぐらいの高齢者の孤立対策に役立っているのかは見えない部分があり、昨年始まったばかりなので、まだなかなか評価は難しいと思うが、県としてそういった状況にあるこのモデルケースを、今現状どのように把握しているのか。また、入居者との意見交換会があったとのことだが、ここではどういった意見があって、あるいはどういった要望があったのか。

住宅課長

１　現在１４戸入居している。

２　共有スペースなどがあって、そこでお互いの安否が確認し合えるという点では、通常の単身の高齢者向け住宅と比べると、多くの目が入る住宅であると考えている。一方で、共有部分に出てこなければというところはあるので、そこは実際入居されている方の御意見を聴きながら状況を見ていきたい。また、入居者との意見交換会の中では、意見交換というよりもこういうことをしたという報告になるのだが、入居者同士で話し合って、共用スペースの清掃や、戸締まりなど維持管理に関するルールを作ったというお話を伺っている。また、農園の活用については、専門家の支援で、入居者が野菜の作付け・育成管理が行えるように、上尾市内で市民農園を運営している農家に指導してもらっている。実際は、トマトやキュウリ、コマツナ、ダイコンなどの作付けの指導をしてもらったようである。単身高齢者の方が非常に生き生きと暮らしている様子を伺うことができた一方で、入居者によって共用スペースの利用頻度に偏りがある。非常によく使われてる方と、あまり使われてない方、特に農園利用者なども限られているとのことだったため引き続き利用状況を確認していきたい。

荒木委員

１　１５戸から１４戸に減ったということだが、その間に少し上下があったことが想定される。退去された方がいらっしゃったとすれば、どういったことを理由に退去されたのか。

２　本県内は３００の県営団地があると記憶しているが、県内の県営団地に住む６５歳以上の単身の高齢化率と、埼玉県全体の高齢化率を比べると、単身高齢者の入居率が上回っていると認識している。意見交換はしていないという話だったと思うが、１年間行ってきた中で、令和５年度は、こういったモデルケースを増やしていくように検討したのかどうか、検討状況を伺う。

住宅課長

１　１世帯が減ったのは死亡によるものである。

２　検討しているものは現状なく、今後上尾シラコバト団地の運営状況を見ながら、必要があれば計画していきたい。

小早川委員

行政報告書の５３８ページ「（５）公園の管理」について、これまで各委員からも質問があった有料施設についての稼働率のばらつきの点で、先ほどの答弁の中で、低い理由として、スポーツの種目のばらつきだとか、向上に向けた取組として市内の学校の利用を呼び掛けたりという話があった。指定管理者制度によって効率的、効果的な管理運営を行ったと記載があるが、稼働率について県としてはこの数値をどのように見ているのか、認識を伺う。

公園スタジアム課長

稼働率においては、決算の報告の際に毎年度報告しているところである。各施設において、稼働率がどのように変化しているのか、利用者がどのように増減しているのかという状況は非常に重要な要素であり、その中で指定管理者がどのような自主事業を行うかということで、一つのバロメーターになると捉えている。そうした中で、この数字というものはより一層、利用者を増やして、稼働率上げられるような方策はできないか、そういったことも一つの要素として考えている。

小早川委員

毎年見られている数値という中で、令和５年度の数値をどのように見ているのか。

公園スタジアム課長

令和４年、３年、２年と、新型コロナウイルス感染症の影響があった関係で、現状でもコロナ禍前の公園利用の状況になってないという状況で、コロナ禍の時よりも徐々に徐々に公園利用者が増えてるというところである。例えば、プールでは、非常に公園利用者も増えているという状況で、より一層高めていきたいというところであるが、公園によってはまだまだのところもある。そういったところについては、令和６年度、７年度は状況を見ながら、より一層高めていきたいと思っている。

梅澤委員

私も県営公園について思ったが、行田市にスターバックスコーヒーがオープンしたという話が新聞報道であった。私の近所には、権現堂公園２号公園が令和４年度からオープンということで、令和５年度はバーベキュー施設等もオープンした。皆喜んで使っているが、有料施設の利用者人数だけでは、にぎわいは分からないと思う。権現堂は、春は桜で何十万人も来客があり、隣がとんかつ屋さんで、非常に儲かっている。２号公園は広いが少々にぎわいがない。１号公園について、キユーピー株式会社の近くであるため、キユーピーのアンテナショップなどを誘致するのはどうかと以前提案したことがある。にぎわいと県民の融和を図るような場所については、そのような施設も必要ではないかと県民からも意見が出ているところであると思う。場所によっては、そういった施設をどんどん作っていくことが良いと思うが、令和５年度そのような話合いは行われなかったのか。

公園スタジアム課長

公園の利用においては、県としても公園により一層にぎわいができないか、より一層、公園に来た方がもっとくつろいで、もっとにぎわいができて、先ほどあったとんかつ屋さんを含めて周辺にももっともっと影響が起きないかということも含めながら考えている。現状の令和５年度の取組の中で、利用者を増やしていくというところの中では、先ほど答弁した所沢航空記念公園の野外ステージでの取組等があるが、引き続きそういった、指定管理者が行う自主事業のイベントをもっと増やし、公園利用者を増やすことができるような取組を行っていきたい。あわせて、そういったカフェ等については、非常に重要な要素になってくる。令和５年度の取組ではそういったところまではないが、引き続き官民連携の中で、民間の資金やノウハウを活用して、よりよい公園ができるように取り組んでいきたい。

住宅課長

先ほどの城下委員の質問に対する答弁を修正したい。県営住宅のストックマネジメント方針についてである。方針は４年度に取りまとめたが、公表したのは令和５年７月であるので、令和５年度の建替えは、従前の計画に基づいて行ったものである。もう１点、この新しいストックマネジメント方針において、建替え等により１０年間で７００戸という数字は公表している。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１０月３０日（水）総務部）

【説明者】

三須康男総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、高橋厚夫契約局長、
高窪剛輔参事兼人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、後藤安史文書課長、
渡邉和貴学事課長、岩崎正史税務課長、多胡一茂個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、
福田和有統計課長、関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、
伊藤正経入札課長、植竹眞生入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長、
鯨井素子秘書課長
唐橋竜一人事委員会事務局長、西村憲一副事務局長兼総務給与課長、
瀧澤幸子任用審査課長

【発言】

須賀委員

１　行政報告書３３ページの「（ア）自転車競技事業」の単年度事業収支について、こちらは令和５年度は、歳入歳出共に令和４年度より増加している。歳出の増加、増減率の方が若干高くなった結果、収支差額が約３，０００万円の減少となっているが、この理由をお聞かせいただきたい。

２　行政報告書１１０ページの「（２）私立学校に対する助成」について、県内の私立高等学校が、今後も引き続き、県民のニーズに応じた多彩な教育を実践していくためには、学校の運営経費への支援も重要と考えるが、令和５年度の補助の実施状況を教えていただきたい。

３　令和５年２月の予算特別委員会の附帯決議について、県庁の再整備に当たっては、他の拠点整備に影響を与えることのないよう、早期に目標期限を定めることとされたことについて、どのように取り組んできたのか、お聞かせいただきたい。

県営競技事務所長

１　自転車競技事業の単年度事業収支は、インターネット投票の売上増加に伴い、約１億３５００万円の増加となっているところである。一方、令和４年度の歳入５３５億９３１万円であるが、この中に、令和３年度分の未収金約１億６，７００万円が計上されており、一時的に額が増えたことから、結果として歳入の増加額よりも、歳出の増加額の方が多くなったため、収支差額が約３，０００万円の減少となっているところである。

学事課長

２　令和５年度の全日制高校への補助実績で説明すると、４８校あり、合計で約１６５億２，０００万円である。１校当たり約３億４，０００万円の運営費の補助をしたというところである。

管財課長

３　令和５年４月から、事業者を早々に公募し、検討支援委託業務を締結している。デジタル技術の革新など、社会情勢の変化を踏まえた県庁舎のあるべき姿等について、検討を行ったところである。検討を加速するために、令和５年１０月には、県庁舎再整備検

討委員会の部会として、新たに県庁舎再整備専門家会議を設置した。令和５年１１月及び令和６年１月に専門家会議を開催し、将来における県庁舎の課題や将来を見据えた働き方、県庁舎オフィス像について、専門家の立場から御意見をいただき、いただいた意見を踏まえて、更に検討委員会で議論をすることで、検討を前に進めてきた。まだ、最終的な目標期限を定めるところまでは至っていないが、知事は今年度中を目途に、県庁舎の位置について、一定の方向性を示していきたいと述べており、一つの目標期限を示しながら、検討を進めているところである。引き続き検討を進め、できるだけ早く完成までのスケジュールを示したい。

須賀委員

自転車競技事業に関して、先ほど令和３年度の未収分が令和４年度に組入れられたというのがあったが、令和５年度の中には、令和４年度の未収入分というのは組み込まれてないという理解でよいのか。

県営競技事務所長

令和５年度売上げについては、令和４年度分の未収金は入っていない。

長峰委員

１　行政報告書１２５ページの「ア　適正な公共調達の推進」について、最低制限価格制度等の運用によるダンピング受注防止対策を行ったところであるが、具体的にどのようなことを行ったのか説明を願いたい。

２　１２６ページの「（２）入札資格審査」について、建設工事等の資格審査において、申請者の利便性向上を図るために添付書類を電子ファイルで提出できるようにしたとのことだが、具体的にどのようなことを行って、ＤＸに取り組んだのか。あわせて、その下の物品等の入札参加資格者については、この対応を行ってないような記述になっているが、こちらで行わなかったその理由について、説明をお願いしたい。

３　令和５年２月の予算特別委員会の附帯決議について伺う。大宮公園陸上競技場兼双輪場については、老朽化により陸上競技場としての機能は既に喪失しているとともに、今後のコスト増大が明らかであり、大宮スーパーボールパーク構想の阻害要因となっている。大宮公園陸上競技場兼双輪場の使用期限を明確にするとともに、民間資金、ノウハウを活用した施設整備を前提に検討し、これらを活用できない場合は、一場体制も視野に期限を決めて検討することという附帯決議に対して、この令和５年度どのように取り組まれてきたのか、説明をお願いしたい。

入札課長

１　県では、建設工事及び業務委託における全ての競争入札において、価格競争では最低制限価格制度、総合評価方式及びＷＴＯ案件については、低入札価格調査制度を適用し、ダンピング受注防止対策を進めている。最低制限価格等の算定式については、制度導入後の令和５年度までに、建設工事では９回、業務委託では４回引上げを行ってきている。その結果、令和５年度の平均落札率であるが、建設工事については９２．５％、業務委託については８７．３％と高い水準となっている。さらに、業務委託については、今年に入り６月に算定式を更に引上げたところである。また、調査基準価格を下回った者に対して行う低入札価格調査については、制度導入後、失格基準価格などの導入、契約保証金の増額、追加技術者の専任の配置など、契約条件の強化を進めてきている。さらに、

令和５年４月１日から、調査基準価格からの乖離率が少ない者に対して行ってきた簡易的な基礎調査を廃止して、全ての低入札価格調査において詳細調査を実施する改正を行い、低入札価格調査制度の厳格化を図ったところである。この結果、低入札価格調査を経て契約した工事の件数であるが、令和５年度は４件ということで、前年度から５件減少したところである。引き続き、最低制限価格制度や、低入札価格調査制度を適切に運用して、ダンピング受注防止対策に努めていく。

入札審査課長

２　建設工事等の入札参加資格審査の申請は、電子入札共同システムによって行うことができるが、国税の納税証明書や社会保険の加入資料など、審査に必要な書類はこれまで事業者から郵送いただいていたところである。ＤＸに向けた取組の一環として、令和５年度に申請受付システムの改修を行い、必要書類を電子ファイルで提出できるようにした。これによりペーパーレス化を図ることができるとともに、申請者の郵送料や、あるいは郵送にかかる手間等も削減できるようになった。また、県にとっても、郵便物の受付、開封、書類の保管に係る手間を省くことができるほか、申請内容をチェックするための書類の検索、そういったところの業務が省力化できるので、審査事務を効率化できるというふうに考えている。また、物品等の資格審査については、既に令和４年度に電子ファイルで提出できるように、システムの改修を行ったところであり、今回は工事等の方について改修を行ったというところである。

県営競技事務所長

３　令和５年度は、民間資金のノウハウを活用した競輪場整備事例の調査や、競輪選手会など関係者のヒアリングなどを実施した。また、市で構成される埼玉県競輪事業検討委員会を２回開催して、現在地への建替えや移転、廃止などのパターン別のメリット・デメリット等を検討を行ったところである。

長峰委員

電子ファイルでの対応について、答弁では社会保険であるとか、そういう納税証明書を今まで郵送していたものを、電子ファイルでということであるが、メールに添付するような形ではないと思うが、そこのセキュリティ、すなわち重要な書類であるので、それを授受する、その部分についての安全面というのはきちんと配慮されているのか。

入札審査課長

電子入札共同システムについては､誰でもアクセス可能なインターネット回線ではなく、ＬＧＷＡＮ回線で特定の団体のみ利用できる回線を使用している。また、システムへの不正侵入を防止するためのファイアウォールによる防御や、あるいは外部からの攻撃を検知する機能の導入、本人を確認して成り済ましを防止するためのＩＣカードの活用など、そういったセキュリティ確保のための様々な対策を講じているところである。引き続き万全なセキュリティ対策に努めて、安定的なシステムの運用を図っていく。

田並委員

１　行政報告書の９４ページ、「１　人事管理」の「（１）職員の採用」について伺う。県でもいろいろ５か年計画やＤＸの推進など、様々な施策を推進していくわけであるが、この職員の採用に関しては、そういった県が進めていく施策、こういう人材が必要だ、

など、そういった戦略的な職員の採用を目指して採用しているのか。
２　特に建築関係の業者から、書類を持っていくと昔は分かってる人がたくさんいたが、なかなか最近はこっちが教えてあげないと駄目なんだよ、という話を結構いろいろなところから聞く。人事異動に関しては、新人の方はいろいろ部署も回っていろいろ覚える方がいいのかなと思いつつも、ある程度経ったらプロフェッショナルというのをやっぱり考えて、適正な人事異動していくべきだと思うが、令和５年度に至ってはどのように、どのような観点で人事異動を行っているのか、伺いたい。
３　１２５ページ、「６　建設工事等の適正な入札・契約の推進」に関して、昨日も県土整備関係で伺ったが入札の不調があった。このことに関して総務部としてはどのように受け止め、そして令和５年度において、不調を防ぐために検討されたのか。

参事兼人事課長
１　ＤＸの推進や５か年計画の目標達成に向けた取組を進めるためには、職員自身が多様な感性や価値観、経験を持つことが重要である。このビジョンに基づき職員の育成というものにも取り組んでいるが、採用という観点に当たり、多様な人材の確保ということで、経験者採用試験により、公務のみでは得られない多様な経験や価値を持って、即戦力の働きが期待できる外部人材の採用を行っている。社会人として培った経験と柔軟な発想、広い視野や優れたコスト意識などを持つ人材を、それぞれの経験や適性が発揮できるような採用をして、配置を行っているところである。最近では、急速なＤＸの進展に伴いＤＸの専門枠なども積極的に取り組んでおり、戦略的な人材の採用に今後も努めていく。
２　行政需要が高度化専門化する中で、専門知識を有しているベテランの存在はますます重要なものとなっている。このため、こうした職員をまず育てていくために、例えば専門職を育成するような形での職員の能力開発も行っており、例えば技術職、県土整備事務所等においては、施工管理主幹は工事に係るノウハウなども多数有しており、そうした技術力の高い職員を配置することで、専門的知識や技術の承継を図るとともに、事務所全体の総合的な技術力向上にもつながるような配置を行うなど、技術職員の育成に配慮した配置などを、人事異動の中で行ったところである。

入札課長
３　県発注工事の不調不落の発生状況であるが、近年で最大だった平成２５年度は約１４%だったが、ここ数年間は８%前後で推移しており、令和５年度については７．８%となっている。不調不落の発生については、工事の発注の遅れによる円滑な事業執行への支障ということになるので、少しでも減らしていくことが重要だと考えている。不調不落が発生する要因であるが、主に技術者の不足、価格高騰への対応ということが考えられる。具体的な対策としては、技術者の不足については、技術者を効率的に活用することが重要だと考えている。そのため、公共工事の施工時期の平準化を推進することによって、年間を通じて、技術者の方々が現場に安定的に配置できるようにするということで対応しているところである。また、技術者が二つの現場を兼務することや、受発注者が協議をして、工事開始日を柔軟に設定するというようなルールもあるので、こうしたの対応により、技術者の効率的な活用を図っているところである。また、発注部局においては、分離分割発注が基本となってはいるが、発注規模の拡大について配慮して、工事件数が極端に大きくならないようにということでも、配慮して取り組んでいるところである。価格高騰への対策であるが、まずは、最新の実勢価格を適正に反映させた予

定価格により、入札を実施することが重要であると考えている。このため、最新の労務単価を適用するとともに、資材価格については、令和５年度から、全ての単価を毎月更新して最新の単価を適用しているところである。また契約後の価格の変動については、一定の条件を満たせば、スライド条項により変更契約が可能というルールがある。引き続きこのような対策により、不調、不落対策に努めていく。

萩原委員

行政報告書１１０ページの１番下、私立学校に対する助成に関しての記載の中で、物価高騰の状況に鑑み、保護者に追加負担を求めることなく安定的な学校運営に資するため、光熱費等、価格高騰分と給食費等の値上げ相当分に係る補助を実施したとあるが、実際にどれぐらいの件数でどれぐらいの額をつけたのか。また、その根拠と令和４年度と対比して答弁をいただきたい。先ほど来、話が出ているが、この建築の関係等もあるが、物価高騰に対して、私立学校の老朽化したこの施設の建て替えや修繕、こういったところにも、高騰というのは影響が出ている。この私立学校の助成についても対象となったのか。

学事課長

物価高騰対策、光熱費の支援ということで、補助を令和５年度させていただいた。基本的には、幼稚園や高校等全ての学校に対して、この光熱費等が高騰した分についての補助を令和５年度はしたところであり、交付金額でいうと、令和５年度は約４億７，０００万円の補助を全部でしたところである。令和４年度では、似たような形でしているが、その実績が約１億６，０００万円であるので、３億１，０００万ほど増加して補助をしたというところである。基本的には改修修繕に対しての補助というのではなく、ランニング経費の一部に補助をしたということであり、改修等については、国の方の補助制度もある。そういったものを利用しながら、学校側は対策を打っているということである。

萩原委員

この補助を付けた件数は実際どれくらいだったのか。

学事課長

全てを足すと５０２校全てに基本的には補助をしたところである。基本的に、幼稚園の全て、それから高校等も全て、専修学校等は、形態によって運営費の補助を出してないところもあるので、そういったところには出していないが、基本的に運営費補助を出していて、かつ申請等があったところには全て交付した。

平松委員

１　資料１７の精神疾患について、令和３年度と比較しても、８４名から１２３名ということで増加傾向にある。部署や役職、年齢等の傾向の分析ができているのかという点と、対策についてお聞きしたい。

２　行政報告書の９４ページ、職員の退職についてである。定年以外の理由による退職者が２７４名ということであるが、そのうちの６２名の方は、延長前の定年の年で、６０歳の定年が延長されたが、６０歳で退職された方が６２名ということなので、いわゆる中途退職というところでは、２１２名ということと聞いている。この中途退職というのは大変問題になっているわけであるが、どの様な理由で転職をしていくのかという点と、その推移がどうなっているかということ。また、年齢や部署など、傾向があるのかとい

うところと、現在行っているその離職率を下げる取組についてお聞かせをいただきたい。
３　行政報告書の９７ページ、「（１０）人材開発の推進」についてである。彩の国人材開発ビジョンにも、働き方の変化等に柔軟に対応し、受け身ではなく主体的に自らの能力を高め、誰もが安心して生き生きと活躍できる日本一暮らしやすい埼玉の実現を目指していくことが求められており、変化の激しい時代、職員に求められるもの変わってきているわけであるが、この人材開発という点で、取組をどのように変化させてきているのかについてお聞かせいただきたい。

職員健康支援課長

１　精神疾患による長期療養者について、職位と年代別で確認している。職位別だと、主事、技師、主任である一般の職員については、療養者数は９６人、主査級だと１６人、主幹級が８人、副課長級が２人、再任用が１人ということで合計１２３名となっている。一般職の職位にある職員の療養者数が多くなっているといったところである。年代別でいくと、１０代を含めて２０代までの療養者数が３４人、３０代が３２人、４０代が２１人、５０代が３５人、６０代が１人ということになっている。人数だと６０代を除いてどの年代も２桁という形になっているが、療養者数が出る割合で見ると、１０代を含めた２０代までの年代が１００人当たりで２．０１人ということで、２人以上が療養しているということで、３０代以上のほかの年代で見ると１００人当たりでは１．５人前後ということで、比較すると、２０代までが療養者が出る割合が増えているという形になっている。また、県職員のメンタルヘルス対策として、全庁的にはメンタルケア対策委員会を通じて、メンタルヘルス対策について情報共有を図りながら、支援方策の検討を推進している。メンタルケア対策委員会については、埼玉県職員心の健康づくり計画に基づく、心の健康づくり推進体制として、副知事を委員長として、統括安全衛生管理者である総務部長、それから精神科産業医を副委員長、各部局の主管課長で構成しているメンタルケア対策委員会ということで設置して、メンタルヘルス対策の情報を全庁的に共有し、支援方策を検討しているところである。また、この委員会の下部組織として、メンタルケアチームを設置して、産業医を中心に健康管理部門と人事管理部門が連携して、予防から早期発見、早期対応、職場復帰支援、再発防止といったところを総合的に対策に取り組んでいるところである。特に、若手職員に対する支援ということで、具体的な対策としては、若手職員が不調を予防するためのスキルを身に付けることを目的に、令和２年度からは、新規採用職員全員を対象として、相談窓口の案内やセルフケア研修の勧奨、それから健康情報の提供といったことを職場の職員のメールアドレスに直接発信して、採用から３年間継続して個別支援を行っているところである。令和５年度については、希望する新規採用職員に対して、保健師による個別面談も実施している。新規採用職員や若手職員が孤立して１人で悩まないように、所属や人事管理部門と連携して、きめ細かく対応していく。

参事兼人事課長

２　従来の定年退職に当たる６２名の退職者を除外した２１２名を、前年度令和４年度と比較すると６名の減となっており、総数としては微減となっている。また退職理由を分析すると、転職による退職者が６５名から１０２名と大幅に増加しているところである。部局別に大きな傾向は見られないが、２０歳代から３０歳代の若手の転職が４９名から８９名と大幅に増加しているところである。若手職員の転職の理由としては、専門性を高めたいといった働きがいを求めるものや、ライフステージなど環境の変化に合わせた

働き方をしたいといった、働きやすさを求めるなど様々である。そこで、対策としては、職員の働きがいを高めるために、自己申告により異動希望を把握した上で、スキルに着目した職員応募制度を実施するなど、職員の意向や特性を生かした専門性を高めるための人事配置に取り組んでいるところである。また働きやすい職場づくりとして、若手の意見を取り入れたフリーアドレスやワークラウンジの設置、あるいはライフステージなどの環境変化に合わせた働き方ができる仕組みとして、テレワークやフレックスタイム制度、男性職員の育児休業取得など、多様な働き方を推進しているところである。引き続き、退職される職員の退職理由をしっかりと分析した上で、対策を講じていく。

３　彩の国人材開発ビジョンにおいては、職員が想像力を働かせて、変化する社会環境に対応し、課題解決を図る人材開発を推進することで、変化に迅速に対応することができる県政を推進していくとしているところである。この考えの基、県では様々な人材開発に関する取組を行っているが、その一つとして、民間企業などの県とは異なる組織への派遣研修等を通じて、職員が外部の価値観に触れる機会を設けている。また、職員に求められるスキルが変わりつつある中、このような状況に適応して、仕事の成果を出し続ける職員となるために、現在求められている役割の中で、知識、技能を向上させていく、アップスキリングや、新たなスキルを獲得していくリスキリングを推進しているところである。さらに、限られたマンパワーの中で、複雑多様化する課題の解決を図っていくためには、働きやすい職場環境を整備し、職員の心身の健康増進とあわせて、ワークエンゲージメントの向上にも取り組んでいるところである。

平松委員

１　職員の離職の関係だが、若手の方がかなり大幅に増えているというところで、その働きがいという部分や、あるいは働きやすさという点が課題ではないか、というところで取組をされているというお話だった。今、フリーアドレスとかテレワークとかフレックスを入れたりという取組をしているところだが、その辺の令和５年度から始めたものもあるだろうが、それ以前から始めているものもあったりして、その辺がきちんと、その働きがいや、働きやすさというところに直結しているのか確認したい。

２　人材開発の形でいくと、民間に派遣をしているという話があった。その派遣も、この資料で見ると、年に１０名ということで書かれているが、なかなかこの全体の割合でいくと１０人という数がどうなのかというところがあると思う。その辺というのを増やしていくという検討をされているのかどうか。あわせて、先ほどの離職される方々をやはり減らしていくためにも、この人材開発のところで働きやすさっていうとこでいけば自分のスキルが上がっていけば、より働きやすくなるという部分の環境以外のところでも、自分の能力を高めるということで、働きやすさというのも変わってきたりすると思うが、やはりここの部分のある種、連携みたいなところも必要だというふうに考えるが、その辺についての見解を聞かせていただきたい。

３　精神疾患については令和５年度から保健師による面談も実施しているということで、取組を一所懸命にやっているということは理解するが、離職者の状況で若手の数が大幅に伸びてしまっている点や、あるいはメンタル不調の方、若い一般職の方が多いというその傾向を見て、更なる取組も必要ではないかというふうに思うが、その点についての見解をお聞かせいただきたい。

参事兼人事課長

１　こちらのワークラウンジ等の取組については、実際に若手職員の意見を集めて聞き取

りをして、このような施策の反映ということにしているので、今後もそういった意見を傾聴して、若手の意向に沿った形の、職員の意向に沿った形の施策の展開という形をしていきたいと思っている。

２　民間企業への派遣研修は１０人であるが、このほかに職員が民間企業の方からの講話を聴講する機会として、階層別選択研修やあるいは県内企業等への派遣の研修、人づくりセミナー等を実施しており、それは毎年１，０００人を超える職員が参加しているところである。多くの職員に対して、民間企業等への派遣以外にも、多様な手法により職員が外部の知見を得られる機会を設けているので、派遣者数の増加については、現在、業務遂行とのバランスを踏まえながら、この人数が現在は適当なのではないかと考えているところである。また、働く環境と個々の自分の能力の発揮というものを連携させることが重要ではないかとの指摘をいただいたが、確かにどちらか一方ということではなく、環境と自らの能力の発揮、自己実現ということ、双方必要だと思うので、両方についてバランスよく、今後についても取り組んでいく。

職員健康支援課長

３　個別の情報発信、そのほかメンタルヘルスケアの研修の受講勧奨、それから令和５年度については、希望者に対する個別面接、保健師の個別面接を実施しているところである。更なる対応として、令和６年度からは、新規採用職員全員に対して、保健師による個別面談を実施している。こうした取組を充実させて、更なる対応をしっかりと努めていく。

保谷委員

１　行政報告書３１ページの個人県民税の徴収について、蕨市、川口市、戸田市を重点市と位置付けたとのことだが、この理由についてお尋ねする。

２　県と各市とのプロジェクトチームの内容と成果についてお尋ねする。

３　県が持つ特殊な徴税技術というのは、いかなるものであるのか。

個人県民税対策課長

１　いずれも納税率が比較的県内順位で低い位置にあるということと、特に川口市においては、収入未済額が県内で最も多い、そういった課題があるところで、重点市として選択したところである。

２　令和５年度については、この三つの市を所管する川口県税事務所において、県と市の職員で構成するプロジェクトチームを設置したところである。そこで３市合計で、滞納事案５８７件、滞納税額にして約２億１，０００万円を引受けて直接徴収を行ったところである。これ以外にも、川口市、戸田市については、派遣先で県と市の職員がチームとなって滞納整理を行う、いわゆるチーム型派遣を実施した。その結果、３市全てにおいて、前年の納税率を上回るという成果があった。引き続き、こういった課題のある市町村との連携を強化して、納税率の向上、収入未済額の圧縮に取り組んでいく。

３　こういった派遣を通じて県と市の職員が一緒になって滞納整理を行うことによって、例えば財産調査、差押えなどの滞納処分のノウハウ、上司の進行管理の方法等について、スキルを県から市の職員に伝授をする取組を行っている。

保谷委員

状況については分かったが、県が持っていて各市が持っていない、何か特殊なノウハウ

のようなものがあるのであれば、そこを具体的に説明できる範囲でお聞かせいただきたい。また、蕨市に関して、プロジェクトチームという形になったのは令和５年度が初めてだと思うが、実際に県と市とのコラボレーションというのは、私が知る限り令和３年度からやっており、令和３年度は市の職員を県に派遣していた。令和４年度は県の職員を市に派遣という形で受入れていた。今回３年目ということになったわけだが、県の徴税技術の市への移転がうまくいっていないというイメージを受けたが、状況はどのようになっているか。

個人県民税対策課長

滞納整理のノウハウを掘り下げて説明すると、例えば捜索というのがある。期限までに納付をせず、催告もしてもなお納めていただけない方については、最終手段として捜索という手段を取るケースがあり、そういったノウハウというのはなかなか市町村は実績もないものであり、そういったものを県の方から伝えていくということが一つある。また、蕨市については、実際にプロジェクトチームを設置したのは令和３年度からであり、令和４年度については、蕨市から県の方に人を出す余力がないということもあり、県職員が蕨市の方に派遣という形で行って、いろんな実務の指導等を行ったところである。その結果、蕨市においては、納税率がここ３年間で飛躍的に向上しており、収入未済額も大幅に圧縮されている。令和５年度の個人県民税の納税率でいうと、全国平均が９７．４%、蕨市も９７．４%でありほぼ同率、小数点第２位でいうと、全国平均を上回っているというところまできており、一定の成果が出ていると考えている。

新井委員

行政報告書１０２ページで確認したいことがあるのだが、職員採用試験及び選考のこの表の中で、職員採用上級試験とある。最終合格者が４６０とあるが、埼玉県のウェブページで、採用状況の欄の令和５年度の試験実施状況の一覧表があるが、計算しても一般行政、福祉、設備、総合土木、建築、科学、農業林業の最終合格者を足しても４４０なのだが、ここにある４６０との２０人の差はどこから来たのかということ教えていただきたい。それと、どの表を見ても、採用予定者数や最終合格者数は出ているが、実際に何人採用したかというデータが出てないが、４６０という数字が正確な数字だとしたら、このうち、実際に採用したのが何人なのか、つまり辞退者の数が知りたい。辞退者が何人いるのか、おそらく受験申込みから受験者数のこの５００人の差は追えないと思うが、合格者の辞退に関しては多分ヒアリングをしていると思うので、大まかなパーセンテージで結構なので、ここから、例えば国家公務員、それから、東京都だとか他の地方の行政、民間、大体この三つに分けたら、大体どれぐらいの割合で、要するに逃げてしまったのかお聞かせいただきたい。

人事委員会事務局任用審査課長

人数の差であるが、この中にはＤＸ等も入っている。試験の時期がずれていることによって採用の時期も少しずれるので、こちらの合格者数については、全ての試験の合格者数を出しているので、その差が生じている。それから採用後の辞退者数については、人事委員会においては、試験実施機関ということで任命権者から採用予定数、必要な人数の要請をいただき、採用試験を実施しているということなので、辞退については任命権者の方で把握しているような形になっているので、人事委員会の方ではお答えできないところで、試験までを実施して合格者の名簿を任命権者の方に渡しているということになる。

参事兼人事課長

令和５年度の上級試験と免許資格職における辞退率ということで申し上げると、辞退率が４１%であった。そのうち一般行政の辞退者１５８人の辞退の理由を確認したところ、他の自治体、東京都や市町村が２１人、国が７７人、特別区が４７人、その他が１３人というデータになっている。

城下委員

１　残業時間について、要求資料１４ページであるが、令和４年度については月２００時間以上の時間外勤務をした職員が１４名いたという事で、これについては党県議団も指摘をし、令和５年度については、月２００時間以上の方はいなかったということだった。しかし、まだ月１００時間以上の方が９３人いるという事で、これも早急に改善をしていかなければならないと思っている。それで課別であるが、財政課が２５名、人事課が２４名となっているが、なぜこの部分が改善されなかったのか。令和５年度どういう取組をした結果、こういう数字が出てきたのか、その点について御答弁いただきたい。

２　メンタルヘルスの対策について、平松委員も詳細に質疑していたが、非常に深刻な課題だというふうに受け止めている。いろいろ担当課も、令和５年度頑張って対応しているというのは聞いて分かったが、休職している職員一人一人に寄り添った支援というのが本当に大事だというふうに思っており、相談体制はこれで十分なのか、とりわけ、令和５年度については１２３人であり、前年よりも２０人増えている。体制が本当にこれでよいという認識なのか。また、令和５年度に職場に復帰した職員は何人いるのか。

３　行政報告書１０９ページ、「３　私立学校の振興」について、先ほども質疑があったが、いろいろと父母負担軽減事業補助金については、令和５年度は県外の私学に通う生徒は１３，７００人もいるという事だったが、これについては、子育て支援の観点からも、やはり県内外、分け隔てなく支給すべきと考える。令和５年度はどういった議論が検討されたのか。また、私学運営費についてであるが、先ほど萩原委員の質疑で、全ての学校に補助したというような答弁があったと思うが、県内二つの学校のうち、ブラジル人学校には補助しているが、埼玉朝鮮学校には補助していない。それをもって全てという答弁をしているので、この辺はどういう対応したのか。保護者も県税を納めている。この点でも、助成に向けての検討、協議をしたのかどうなのか。御答弁いただきたい。

４　運営費の補助について、要求資料の１１であるが、令和４年度に引き続き令和５年度も、運営費の補助の水準は、生徒１人当たりの単価で、残念ながら全国４７位と最下位である。これをしっかりと上げていかないと、埼玉県で子育てしようということには、なかなかつながってこないと懸念しているわけであるが、私学振興の観点からも、引上げの検討はされたのかどうなのか、この点についてお聞きしたい。

参事兼人事課長

１　財政課や人事課については、予算編成や人事異動といった特定の時期に、短期間で集中して作業しなければならない業務があることが大きな要因であると捉えている。しかしながら、こういった業務であっても時間外勤務を縮減していかなければならないものである。そのため、人事課、財政課とも、業務の仕方や、やり方なども抜本的に見直しつつ、全庁的には、時間外の多い職種については、個別に部局の主管課を通じて、時間外勤務を最小限に抑えることができるよう指導・助言などを行っている。また、職員の勤務時間の管理を徹底するため、職員の時間外勤務が一定時間に達した場合には、本人及び所属長に対して注意を促すメールの送付や、あるいは就業１時間前に、グループリ

ーダー等が職員とコミュニケーションをとりながら、業務の進捗管理と効率的な指示を行うきっかけとなるように、庁内放送やパソコンの画面へのポップアップを行う取組などを実施しているところである。今後も引き続き、時間外勤務の削減は、職員のワークライフバランスを推進する観点からも重要であるので、あらゆる手段を講じて、時間外勤務の縮減に努めていく。

職員健康支援課長

２　メンタルケア対策委員会等を通して、支援対策について検討することと、保健師による個別の面談をしているところである。そのほか、職員の相談窓口として、精神科専門医による健康相談、臨床心理士によるストレスカウンセリング、保健師による何でも健康相談、専門医による長時間労働健康相談といったことで庁内に設けて対応している。そのほか、心療内科、精神科等の診療所でのカウンセリング、地共済の方で行っている心の健康相談、地共済で行っている健康ダイレクト、これは２４時間の電話相談対応であるが、そのほか、セカンドオピニオンサービスといったことで、職場外、こちらでも相談窓口を設置して、相談しやすい体制を整備しているところである。また、職場に復帰した人数は、令和５年度は３８人である。

学事課長

３　光熱費に関しては、運営費の補助を支給しているところに対しては、原則として全て補助していると先ほど申し上げた。冒頭もしかすると、そこの部分が抜けていたかもしれない。それについてはお詫び申し上げる。朝鮮学校についてはそこの部分について運営費支給をしていないので、光熱費も出していないということである。

４　当然引上げ等、様々な観点で検討はしているところであるが、基本的には、私学助成に関しては、父母負担軽減事業と運営費と２本柱という形でしており、そちらを合わせると、確かに運営費自体は委員御指摘のとおり全国最下位であるが、それらを合わせると全国上位の数字となっているので、御理解いただければと思っている。また、県外補助についても、やはり、ずっと同じように検討しているところである。ただ、財源の問題等もあり、また、そもそも論として県外生については知事も毎回答弁しているとおり、国がしっかりと責任を持ってやるべきというところもある。様々な部分を検討していきながら令和５年度予算編成の過程において、財政当局等と折衝した結果、こういう形となっているものである。

城下委員

１　時間外の部分について、財政課と人事課はどうしても時期的な部分で集中してしまうという話があったが、取組は頑張っていると思うが、やはり財政課と人事課は、そもそも、職員体制が十分なのかどうなのか。先ほども中途退職とか、新規採用で辞退される人も増えているという中で、その辺の認識はどういう認識なのかお聞きしたい。

２　私学助成､私学運営費の部分について､国もこどもまんなか社会の実現ということで、様々な取組を始める。それから、県も当然今もやっていると思うが、そういう観点で見ていくと、それぞれの私学運営費、それから父母負担軽減交付金の在り方、やはりこれを充実していくという方向で進めていかないといけないのではないかと思う。この視点で、令和５年度も当然いろいろな指摘もあったと思う。議会の方からも問題提起があったと思うが、この視点での問題提起はされたのかどうなのか。財源問題と先ほど話していたが、その点いかがかお聞きしたい。

参事兼人事課長

１　財政課と人事課においては、全庁的に予算や人事を集約し効率的に業務を行う上で、各部局の担当制という形で職員を配置している。そのような中で、なかなか人数を今よりも増やしたことによって、多くの人数で検討等を進めることで、時間外が短縮するかというところについては、効率的な人数の配置ということがあろうかと思うので、現在のところは、今の配置の人数で適切であると判断しているところである。

学事課長

２　担当課としては、当然充実に向けた形で予算要求をしているところである。予算編成の折衝の中で、こういう形になったということである。

城下委員

時間外について、適切だと判断しているという答弁だったが、とても適切ではないと思っている。そういう意味では、いろいろと対応策が講じられていたとは思うが、課題は０ではないと思う。その課題をどの様に受け止めているのかということについて、最後お聞きしたい。

参事兼人事課長

時間外発生についての課題をどのように認識しているのかということであるが、人事課長、あるいは財政課長、それぞれ職員のマネジメントということで、業務をいかに適切にするかということで日々職員との対話をしている。その中で、やむを得ず時間外命令を発していることになっているところであるが、その過程の中で、日々どこかに改善することはないか、というようなことを検証を進めていくことを今後も続けていくということと考えている。

髙木委員

行政報告書の９５ページ、「（８）スマートステーション『ｆｌａｔ』の運営」についてである。人事管理のところに入っているので、このｆｌａｔが載っているのだと思うが、働き方改革にＩＣＴが寄与したとのことだが、この推進して寄与したというふうなことだが、この実績について定量的に示せたらお願いしたい。それとあわせて、ＩＣＴによって効率的に処理されているということであるが、それも含めて令和５年度においてどのような成果があったのか、併せてお示しいただきたい。

参事兼人事課長

ｆｌａｔの効果ということについて、具体的に定量的に数値をお示しすることは、難しいところではあるが、こちらのｆｌａｔについては、全庁的な庁内の定型的・補助的業務を集約して、積極的にＩＣＴを活用した処理なども行っている中で、例えば、一般的な会議録の作成では、録音を聞きながら手作業で文字起こしをすれば、２時間の会議で６時間以上を必要と言われているが、ｆｌａｔでのＩＣＴ処理では１時間で文字化することができる。令和５年度の実績として、音声のテキスト化は１，２０１件の受注実績があるので、こうした件数を踏まえれば、着実に庁内の定型業務についての軽減化というものは図られて、県民サービスの向上につながる働き方改革の推進につながったものと受け止めている。続いて令和５年度における、具体的なＩＣＴの取組ということかと思うが、具体的には、

ＡＩ－ＯＣＲによるアンケート等の集計や、ＡＩ音声認識危機による会議等の音声テキスト化などを、ｆｌａｔでは行っていることである。

髙木委員

私の言い方が間違えたかもしれないが、今ｆｌａｔのことを大変理解できたが、このＩＣＴ化を活用した働き方改革についての、全体的な成果というふうなものについてお示しいただきたい。

委員長

難しい質問である。全体的でなく総務部だけのことでよいか。

髙木委員

はい。

参事兼人事課長

近年ＤＸ化に伴い、いろいろな機器の導入が進められている。今年度については全職員が、先ほどの音声データ化については、ｆｌａｔだけでなく、全職員が個々に使えるようにというようなことなども取り組んでいるので、そういったようなＤＸの機器を積極的に取り入れて、様々な業務の中での効率化を進めるということを近年は取り組んでいる。

小早川委員

１　資料７の５０ページ、県税の県民税と自動車税それぞれであるが、予算現額に対して調定額が記載されているが、それぞれ過年度収入未済分として調定されている額が幾らなのか、その額と割合、それから、そこに対して収入済となった割合と、欠損になった割合というのが、どういう割合なのか。

２　資料７の８４ページ、私立学校等の振興費のところである。８５ページの不用額を生じた理由というところに、父母負担軽減事業補助等において交付額が見込みを下回ったというふうに記載がある。とりわけこの父母負担軽減事業というところで、令和５年度の予算額の根拠と、具体的に何が下回ったのかという点をお伺いしたい。

税務課長

１　県税全体の５年度の収入未済額８４億９，４６０万円というのが全体の収入未済額であるが、このうち委員から質疑があった過年度からの繰越分というか、要は令和４年度までの滞納繰越が、更に繰り越された分ということであるが、これが県税全体で３７億５，６８０万円ということである。これは割合としては４４％というところである。さらに、そのうち県民税については、個人県民税と法人県民税を合わせた額であるが、県民税３２億７，５４３万円ということ、それから自動車税については、１億３，０７０万円ということである。さらに、そのうち不納欠損については、県民税が９億６５０万円、自動車税が５，９４５万円と、１，０００円以下は切り捨てているが、それぞれの割合であるが、委員から質疑のあった割合ということだと、不納欠損額に占める、どこの割合かというのが混乱しており、もう一度お伺いしてもよいか。

小早川委員

県民税の調定額が記載されていると思うが、調定額のうちの過年度収入の未済額が、先

ほど３２億７，０００万円と伺ったが、そのうちの収入済みと不納欠損に分かれると思うが、不納欠損が９億円という理解でよいのか。

税務課長
　３２億円のうちの９億円というのが県民税の数字である。

小早川委員
　自動車税に関してはどうか。

税務課長
　１億３，０７０万円のうちの５，９４５万円である。

学事課長
２　言い訳めいたことを申し上げ大変恐縮であるが、特にその保護者に対する補助金については、非常に変数が多い補助金となっている。上限額等を定めているが、学校によって授業料の金額が異なる。それから、そこに通っている生徒の保護者がどれぐらいの所得区分にあるのかというのも、非常に予測がしにくい部分である。当然単価に、それぞれの所得区分にいるであろう生徒の数を掛けて算出をしているところであるが、そこの部分の予測が外れてしまっているということである。

小早川委員
　過年度の収入未済額の部分について、とりわけ県民税の３２億円に対する不納欠損９億円というところであるが、県としてはどのように、この額に対して捉えているのか、お伺いしたい。

税務課長
　徴収に当たっては公平な徴収ということに努めており、一人一人の納税者の経済状況等をしっかり確認をするという中で、どうしてもこれが納税ができないという方は財産調査等もした上で、これは無理だということになると、滞納処分を停止して、通常では３年経過しても、なお改善しない場合は不納欠損という流れになっている。この額については、ある程度、この規模感、県税全体からすると、ある意味、言葉が適切ではないかもしれないが、ほぼ同水準というか、適正な規模であるというふうに考えているところである。

井上委員
　行政報告書の１１８ページ、「（３）庁舎の維持管理」の、管財課に関わるであろう点についてお伺いさせていただく。私は、令和５年度においては、職員の方の職務環境というところに目を配るようにしていて、庁舎の中を見て回るようなこともしていた。その中で気になったのは、昼休みに電気を消灯して過ごしているという光景である。まず、その点について、節電を目的としたものだと考えているが、何か根拠となるような通達のようなものが出て、それに応じてやっているのかというところを確認させていただきたい。それから今、ＬＥＤ化なども進んできているので、例えばこの昼休みの消灯というのがどれくらいの節電効果、例えば電気料金で言えばどれくらいなのか、分かる範囲内で教えていただきたい。

管財課長

職員の職務環境について、御覧いただいているということで感謝申し上げる。節電については、まず根拠ということであるが、大本は経済産業省から節電についての要請がある。不要な電気は、できる限り消灯するようにということが通知で来ており、それを受けて県の方でも、管財課とそれから温暖化対策課の連名で、大体夏と冬の２回、節電に係る通知を出している。その中で、昼休みの消灯についてもお願いをしているというところである。節電の効果であるが、単純に１日の部分と昼休みの部分の差分をとった調査で、令和５年度の電力料金換算でいうと、３７１，７１０円と微々たるものではあるが、節約にはなっていると考えている。

井上委員

今答弁があった３７０，０００円というのが、全庁１日で３７０，０００円なのか、１年間通してなのかがよく分からなかったのでお答えいただきたい。加えて、今、答弁の中に管財課と温暖化対策課から出た文章があるということだったので、それであれば私も目を通したことがある。その文書の中には、各課所での節電の取組というふうにあって、確かにその中には、部分消灯してくださいというのもあるが、その他の取組として、例えば電気ポット、コーヒーメーカー、電子レンジの使用禁止というのがある。そうであれば、職員の方の休憩時間におけるＱＯＬであるとか、働きやすい環境というものを下げていないのかというふうに私は感じたが、この点について議論はなかったのか、令和５年度の状況を聞かせていただきたい。それから、金額のところは、この後答えていただくが、全体を通しての私の受け止めをお話しさせていただくと、削減効果はあるんだろうなというふうには思っている。ただ一方で私が目にしたのは、お昼の休憩時間に暗い部屋の中でお弁当を食べたり、あとは暗いがゆえに、読書などもできないので、机に伏して昼寝するしかない。逆に、休んでいる人がいるからその人に気を使って、ほかの職員間では普通の声でのコミュニケーションもとれなくて、小声でやり取りをしているような光景であった。一方で、委員要求資料２４を見ると、先ほど平松委員も触れていたと思うが、令和５年度、辞退者数も増えているし、定年以外の退職者数というのも増えている。節電は間違いなく大事であるが、各課所内の職員間の円滑なコミュニケーションを醸成していくことであるとか、満足できる就業環境づくりというのを天秤に掛けて、見直しの議論が起きても良いのではないかと私は感じた。ここは総務部であるので、総務部の中には人事課や職員健康支援課などもあるので、もっと話をして、節電の取組の在り方というのを考えていくようなことが、私個人としては必要だと考えているが、令和５年の間にそういった議論が広がっていたら良いと私は期待しているのだが、そういった議論の有無や状況、また、考え方をお聞かせいただきたい。

管財課長

３７０，０００円は地域機関を除く県庁の１年分の電気代である。また、電気ポットや電子レンジの使用の禁止についてであるが、節電という視点も確かにはあるが、現実の問題としては昼休みの間にそれらの電気が一遍に動くと、電力的にもたないということがあり、県庁舎の再整備の中で、その辺りもしっかり検討していきたいと考えている。昼休みの消灯について、我々としても、職員のコミュニケーションを取る時間や、好きなことをする時間というのは非常に重要なことだと思っており、管財課としても今、県庁舎再整備ということの中でも、ワークエンゲージメントの向上やウェルビーイングという言葉も出てきているが、そういったものを例えば環境よりも重視して、優先してやるべきだという

御議論もいただいているところである。そういった中で、ちょうど令和５年度、令和４年度辺りは､非常に電力のひっ迫状況が厳しかったというところもあり､どちらかというと、電力逼迫警報や注意報というのが度々発令されていて、実際にもしかしたら全体の大きな停電につながるかもしれないと言われていたような時期で、少しこちらの方のきつくなっていた部分も、もしかしたらあるのかもしれないなと今、言われて反省はしたところであるが、できるだけ職員の選択によって、選べるような形でやっていきたいというふうには考えている。節電の取組についても、お話のあったとおりであるが、暗くして休みたいという方の意見もあり、一方で本が読みたいというところもあると思うので、その辺りは、よくコミュニケーションを取ってもらって、消すところは消す、点けるところは点けるというメリハリがあってもいいと思うし、強制的に我々として全部消しましょうということを言いたいということでは決してないので、不要な電気は消してくださいと。あくまでもそういうことが伝わるように、今後取り組んでいければと考えている。

井上委員

今後の議論を見守らせていただくが、先ほど庁舎整備のところに話が行ったので１点だけ、私は以前に一般質問で、茨城県庁では、休み時間を３段階に分けて、３だったか４だったか、段階的に一斉に取るのではなくて、やるというような提案をさせていただいた。先ほどの話だと、仮に新しいところになっても、一斉に休みを取ったら、集中するのは同じだと思うので、例えば電力のハード面をどうするかということだけではなくて、もちろん、休みたい人とかそういうのもあると思うので、そういう意味でいうと、そういう提案も、うまく考えている令和５年度であったら良いと思っているが、いかがか。

管財課長

働き方の部分についても当然、どういう働き方をして職員が働くのがウェルビーイングの観点から１番良いのかと、それに向けた庁舎の整備というのはどういうふうにあるかというのは、令和５年度も検討しているところであるので、今いただいた意見も踏まえて、更に検討を進めていきたい。

荒木委員

１　行政報告書１２５ページ、「（１）入札・契約制度の企画調整」ということで、先ほども質問が出ていたダンピング受注の件であるが、対策として、そういった疑いのある事業者、企業に対して、県の方から調査をしているという答弁があったと思うが、この調査に応じなかった企業というのは、令和５年度あったのか。もしあれば、件数もお示しいただきたい。また、その調査を経て、答弁で確か４者が契約に至ったということだったと思うが、その４者の以降の工事内容については、問題がなかったということなのかどうか、状況を把握していれば教えていただきたい。

２　同１３３ページ、「（４）行政監察」について、不正の未然防止及び法令遵守の確保を図るため、職員等から公益通報に関する相談に対応したということで、公益通報と聞くと、兵庫県の事案もあったので、どきっとする側面があるが、相談に応じたということは件数があったということだと思うが、令和５年では何件ぐらいあって、どういった内容だったのか、内容をもし教えていただくことができれば教えていただきたい。

入札課長

１　対象となる調査基準価格を設定した件数が３３５件あるが、その価格を下回った件数

が６２件ある。調査自体に応じなかった件数があるのかについては、それだけを特出しして把握していないが、調査の結果、申出自体も含めて、失格となったケースは１４件ということになっている。また、契約に至った件数は御指摘のとおり４件ということであるが、これは発注課の方で追跡調査をして、問題なく完成したということになっている。

行政監察幹

２　昨年度県職員からの通報は１件あった。内容については、職場のスマートフォンの利用に関する通報であった。通報があって調査を実施したところ、一部、通報どおりの不適切な行為があったので、その点に関しては、所属長を通じて是正の措置を取るように依頼したところである。

入札課長

１　先ほど、４件の低入札契約に関して問題がなく終わったという言い方をしてしまったが、完成したまでは確認しておらず、今の段階では、問題があったという報告は受けていない。

荒木委員

１　調査に応じなかった企業があるということで答弁いただいたが、令和５年度においては、調査に応じなかった企業はこれまでも、要はその調査に応じない企業というのは偏りがあるというふうに令和５年度把握したかどうか。特定の企業に偏っていたかどうかについて、把握しているかどうか。また、調査に応じないということだけでは、内容がうかがい知れないので、以降の契約に関してペナルティーが課せられるというまでは言えないと思うが、以降の入札の契約に関して、何らかの影響があるのかどうかについてお尋ねをしたい。

２　兵庫県に比べると大分内容が違うと認識したが、公益通報については、県全体に言えることだと思うが、総務部として、この敷居というのか、どこまでのものを、不正は一応通報していいということで、通報者に対して公益通報保護法でしっかりと守られるという前提がある中で、どこまで通報していいのかという、その仕切りの部分を、我々としても、県庁の職員がどのように考えているのか、認識されてるのかというのが、伺い知れないところがあるので、その辺を答弁いただける範囲でお願いしたい。

入札課長

１　特定の業者に偏りがあるかについては把握していない。それほど特定のところに偏ってはいないという印象を持っている。辞退をしたことによって、いわゆるペナルティやその後の契約等に影響があるかについては、入札の途中段階で、落札者が決定する前段階ということであり、その過程において生じた現象であるので、特段の影響、ペナルティは設けていないというところである。

行政監察幹

２　通報対象は、法令違反若しくは法令違反になるおそれがあるものという形で通報を受け付けている。このため、実際に通報いただいて、こちらの方で検討した結果、もちろん通報に当たらないというケースもある。ただ、本来の法の趣旨でいくと、組織等の不適正な事務処理を行われないようにといった内部統制の観点からすると、私どもとして

は、幅広目に、相談という形でも結構であるので、通報若しくは相談という形で幅広く声を頂くというのが趣旨としてあるので、実際には正直なところ、内容をお聞きしてから、通報としての処理をするのか、違う対応となるのかを検討するというふうに進めている。

荒木委員

スマホの事案に関しては、法令違反に抵触したということなのか。

行政監察幹

通報の内容が実は多岐にわたっており、地方公務員法の職務専念義務違反に当たるおそれがあるということで、通報の内容が該当するかどうかというのを調べた次第である。

参事兼人事課長

先ほど、城下議員からの時間外勤務に関する答弁の中に関する質疑の中で、配置の人員、人数が適切かという質疑に対して答弁したが、職員の配置については、組織定数の観点から、適切に担当部署において仕事量が見積もられ、人員配置がなされていると考えているので、そちらの定数管理を行っている部署があるので、答弁の内容について修正をさせていただければと思う。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１０月３０日（水）警察本部）

【説明者】

鈴木基之警察本部長、上條浩一総務部長、羽石千代警務部長、
原政樹財務局長、芦澤保弘会計課長
大塚健滋警備部長、菅谷大岳刑事部長、鯵坂裕一組織犯罪対策局長、
橋本昭文生活安全部長、中出功サイバー局長、三浦孝一監察官室長、坂本雅彦地域部長、
荻野長武交通部長、小久保和浩運転免許本部長、山上博基公安第一課長、
磯部健一刑事部参事官、齋藤克也刑事部統括参事官、髙橋和十四組織犯罪対策総務課長、
草野恵正生活安全総務課長、小田智一生活安全部参事官、新井誠警務課長、
齋藤健一地域総務課長、小野澤正和交通部参事官、本多一美運転免許課長、
佐藤正則危機管理課長、岩﨑明警備課長、西村淳治刑事総務課長、
中澤智明人身安全対策課長、後藤秀一少年課長、菅原誠総務課長、塩原浩世厚生課長、
川島将宏通信指令課長、小林直之交通総務課長、小野瀬孝交通規制課長、
渡邉英之外事課長、佐久雄一郎組織犯罪対策第二課長、細木原政義生活経済課長、
梅垣康彦装備課長、立川正純施設課長、棚橋眞由美情報管理課長、三富夏樹交通指導課長、
星和徳交通捜査課長、下村努運転免許試験課長、増川義人組織犯罪対策第三課長、
小林弘和保安課長、田島慶一留置管理課長、久米康弘総務課主席調査官

【発言】

東山委員

１　特殊詐欺についてであるが、行政報告書の６２８ページ、「２　特殊詐欺をはじめとした総合的な犯罪対策の推進」の「（１）特殊詐欺総合対策の推進」の「ア　抑止対策の推進」について伺う。まずは、日頃熱心な取組に心から感謝する。金融機関等の水際防止対策、高齢者を重点とした広報啓発活動等は、具体的にどういった内容の取組をされたのか。

２　昨年度、県警察では特殊詐欺被害を防いだ方に、功労者証を交付し、カラオケや温泉施設を無料にする積極的な取組を実施されたが、その取組はどう評価されているのか。

３　令和５年度中のコールセンター事業では、７４３，５７８件の注意喚起架電を実施したとある。県警察では、留守番電話の設定も同時に推奨していると思うが、この件数が架電数であるならば、実際に注意喚起できた応答率はどの程度だったのか。

４　昨年、一般質問で、ＡＩを活用した対策について質問し、その際、ＮＴＴ東日本と協定を締結し、実証実験を行ったとのことであったが、その効果を検証した中で、活用導入に向けて具体的な動きはあったのか。

５　特殊詐欺の検挙について、被害者の協力による、だまされたふり作戦は有効な手段だと考えるが、ターゲットになった被害者に対して、犯人の検挙後も含めて、身の安全を守る対策を講じているのか。私たちも啓発する上で気になるところであるので、お願いする。

６　行政報告書６２３ページ、警察力の最大限の発揮に向けた基盤強化のところに、装備の充実などがあるが、同時に、現場の警察官の皆さんの体調管理といったものも、警察力を最大限に発揮するには、非常に大切なことだと思うが、記載がないので伺う。暑さ対策などにはどう取り組まれたのか。

７　我慢することも必要だと思うが、令和５年度も６年度も尋常でない暑さであったので、健康管理について現場からどういった要望が出ているのか。

生活安全総務課長

１　水際防止対策については、金融機関やコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、だまされている可能性のある方への声掛けや警察への通報等により、被害を水際で阻止する取組を推進している。特に金融機関に対しては、特殊詐欺の被害や防犯情報を提供して、被害防止対策を推進している。具体的には、金融機関職員の方に被害者への声掛けやホットライン通報で被害を未然に防止していただくため、チェックリストや研修用ビデオ、全ての金融機関に配布するとともに各金融機関への講習を行っている。次に高齢者を重点とした広報啓発活動については、特殊詐欺の手口周知のほか、被害の８割以上が、犯人からの電話を自宅の固定電話機で受けたことがきっかけとなっていることや、犯人の約５割が国際電話を使用していることから、高齢者世帯を中心に戸別訪問や防犯講話等の各種活動を通じて、常時留守番電話設定や、国際電話の利用休止の申込みを推進するなど、犯人からの電話を受けないための対策を、広報啓発している。

２　この取組では、県民総ぐるみで特殊詐欺被害防止対策を推進するため、特殊詐欺被害を未然に防止した一般の方や、留守番電話設定を活用している高齢者に対して、特殊詐欺水際防止功労者賞や留守番電話設定認定書を交付し、カラオケや温泉施設などの協力事業者の施設で、優遇特典を受けられるものである。令和５年１１月から開始している。現在は１５事業者、２３８施設の協力を得て実施している。本年９月末現在で、一般の方による水際防止件数は１２２件で、前年同期と比べ６割増となっており、一定の成果があったものと考えている。引き続き、水際防止に関する県民の意識の向上及び高齢者の留守番電話設定の促進を図るため、同取組の広報啓発を実施していく。

３　県警察では令和５年度中、コールセンター事業による注意喚起架電を７４３，５７８件実施し、そのうち、金融機関やコンビニエンスストアを除く一般家庭に架けた件数は７３９，５３６件となる。また、一般家庭のうち、実際に注意喚起をした件数は３４０，５０７件であり、応答率は４６．０％であった。なお、応答率については電話で直接注意喚起した件数と、留守番電話に注意喚起メッセージを残した件数を合計した件数となっている。

４　県警察では、令和４年１２月に、ＮＴＴ東日本と特殊詐欺の被害防止に関する協定を締結し、その取組として、令和５年７月に入間市において、特殊詐欺等の疑いがある場合に、事前に登録した電話番号やメールアドレスに注意喚起を通知するサービス等の実証実験を行った。実証実験の結果、利用者から一定の評価を頂いているところであるが、その有効性と必要性については、事業者と更なる改良や検証が必要である。巧妙化する特殊詐欺に対しては、ＡＩを活用した効果的かつ先進的な抑止対策が重要であると認識している。県警察としては、県民の安全安心を確保するため、ＡＩ等の先端技術の導入を検討し、より一層抑止と検挙を両輪とした対策を強力に推進していく。

組織犯罪対策第三課長

５　だまされたふり作戦の協力者の多くは高齢者であるため、実施に当たっては、体調や天候、被害の進行状況や、犯人の文言等について、慎重に吟味し、協力者の安全確保を最優先として、実施の可否を判断している。その上で、実施する際は、協力者に対する防犯指導を行っているほか、協力者の精神状態や体調等を考慮し、打切りについても慎重に判断するなど、被害者の安全対策には十分配意している。また、だまされたふり作

戦の実施後は、検挙にかかわらず、再度、防犯指導を行っているほか、事案に応じて避難措置をとることや、１１０番通報を受理した際に、迅速な初動対応が図れるよう、あらかじめ協力者の電話番号を登録しておくなどの安全対策を講じている。県警察としては、今後も協力者の安全確保を最優先としながら、県民の皆様の御協力による、だまされたふり作戦を推進していく。

厚生課長

６　今年度の取組として暑熱対策の推進について通達を発出しており、熱中症のリスクを軽減するために、暑さ対策の基礎知識の教養啓発を図るとともに、勤務中におけるドリンクホルダーの携行、冷却グッズ等の防暑品を積極的に活用するよう推奨した。また、今年度は夏用制服の着用期間を従来の９月末から１０月２０日まで延長し、対策を講じている。

７　夏用制服の通気性などの機能向上についての要望があった。夏の制服の生地については全国の地方警察官の制服について警察庁が仕様を定めていることから、本県からも、制服基準の改良を要望している。

保谷委員

１　令和５年度の治安全般について、検挙件数であるとかあるいは刑法犯認知件数とか数字については説明をいただいて理解したが、防犯面での安心とか安全が守られているかどうかという県民の認識とか感覚、いわゆる体感治安の変化についてどうであったのか。

２　外国人による犯罪についてである。これをお聞きするに当たり外国人差別とかヘイトの意図は全くないことをあらかじめ申し添える。令和５年度における外国人犯罪の状況はどのようであったか。犯罪組織、構成員、資金源の実態はどうであったか。警察の情報収集体制はどのようであるか。県民からの通報相談はどのようか。これらの令和４年度以前との変化、特徴はどうであるか。

３　組織体制人的基盤の整備についてである。警察官の定員と現員、充足率はどうであるか。

生活安全総務課長

１　年度の統計はないため暦年数値であるが、令和５年中の刑法犯認知件数は４９，６５３件で、前年比７，６７０件、１８．３%増加となった。全国では東京、大阪に次いで３番目に多くなっている。刑法犯認知件数は平成１６年をピークに平成１７年以降、一貫して減少を続け、令和３年に、平成元年以降最少となったが、令和４年に増加に転じ、令和５年も増加傾向が続いている。また、令和６年９月末現在の刑法犯認知件数は３７，９３７件、前年同期比１，７７２件、４．９%の増加となっている。犯罪率であるが、令和５年中の人口千人当たりに換算した犯罪率は６．８件であり、ピークであった平成１６年の２５．７件からは、約４分の１に減少している。全国では、大阪、群馬、茨城、兵庫について、５番目の高さとなっている。また、令和６年９月末現在の犯罪率は５．２件となっている。検挙率であるが、令和５年中の検挙率は３１．８%で、平成３０年から６年連続で３０%を上回っている。全国では４３位となっている。また、令和６年９月現在の検挙率は３０%となっている。続いて刑法犯認知件数と、県民の体感治安の関係等について説明する。県が令和５年に実施した県政世論調査において、犯罪に脅かされることなく生活ができるという質問に対し、「全くそうだ」、「そうだ」と、肯定的な回答した県民の割合は５１．９%であった。この質問に対して、県内の刑法犯認知

件数がピークであった平成１６年の翌１７年に実施した調査では、肯定的な回答が２８．３％と、記録の残る平成５年以降、最も低い数値であったが、そのうち刑法犯認知件数の減少に伴い、この数値は平成２３年には４８．９％にまで改善された。しかし、県民の体感治安は、刑法犯認知件数だけではなく、その時々に、県民が被害に遭うかもしれないと不安に感じる犯罪の発生状況も影響しており、調査における肯定的な回答が、平成２３年以降は横ばいの傾向、約５割程度であるが横ばいの傾向にあることからも、犯罪情勢は厳しい状況にあると認識している。具体的には、サイバー空間における脅威のほか、特殊詐欺、児童虐待、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、高齢者や子供、女性が被害となる犯罪の社会的関心の高まりなどが挙げられる。また最近では、ＳＮＳで実行犯を募集した住宅強盗事件が発生するなど、これらの犯罪が刑法犯認知件数の減少にもかかわらず、県民が治安に不安を感じることにつながっているのではないかと考えている。県警察としては、今後も犯罪の抑止と検挙を両輪とする部門横断的な犯罪抑止総合対策を推進するとともに、自主防犯活動への支援、県民への情報発信等を積極的に実施し、県や市町村、事業者団体と連携した抑止対策を推進することで、一層の治安回復を図っていく。

組織犯罪対策第二課長

２　令和５年度における外国人犯罪の状況についてであるが、年度の統計がないので歴年の数値でお答えする。近年の外国人犯罪の刑法犯と特別法犯を合わせた総検挙件数、検挙人員はともに増加傾向にあったが、令和３年以降は減少に転じたものの、令和５年に入り、検挙件数１，９４０件、前年比でプラス６１６件、総検挙人員１，１６３人、前年比でプラス１６０人と増加している状況にある。個別で見ると、令和５年中における総検挙人員は、ベトナム及び中国の２か国で全体の約６割を占めている。また、刑法犯の検挙人員を見ると、中国、ベトナムの２か国で全体の約５割を占めていて、両国における罪種別を見ると、約４割が窃盗となっており、そのうち約６割が万引きとなっている。また、特別法犯検挙人員を見ると、ベトナム及び中国の２か国で全体の約７割を占めており、罪種別ではその多くが入管法違反となっている。続いて、犯罪、構成員、資金源の実態についてであるが、近年の外国人犯罪は、在留カード等の偽造、不法就労助長、地下銀行、こういったもののほか、ＳＮＳを通じた携帯電話や銀行口座の不正取得等の犯罪インフラ事案が見られるほか、太陽光発電施設等のケーブル窃盗をはじめとする金属盗、高値で取引される車種を対象とした自動車盗などの事案が多発傾向にある。これらの犯罪には、過去の検挙事例等から、言葉の通じる出身国や地域別に構成される、複数の不法滞在外国人等が関与しており、その背後には、指示役等の上位被疑者の存在が認められるなど、一定の組織性がうかがわれ、また、犯罪から得られる収益や、不法滞在外国人等の収入源となるなど、まさに匿名流動型犯罪グループの特徴を有しているケースが多く見られている。続いて、情報収集についてであるが、県警察では、増加傾向にある在留外国人人口を含めて、県内における外国人情勢を的確に注視しながら、在留外国人コミュニティー及びネットワークのほか、外国人コミュニティーへの犯罪組織等の浸透状況、在留外国人のトラブルの実態等について、パトロールや、けいさつ安全相談、犯罪や交通違反の取締りなど、あらゆる警察活動を通じて実態把握に努めているところである。続いて、県民からの通報についてである。県民から県警察に対して、外国人犯罪の取締りを強化してほしい、パトロールを強化してほしい、交通違反の取締りを強化してほしい、こういった要望がなされていることを把握している。そのため県警察では、外国人コミュニティーに関する実態把握、外国人コミュニティーの実態に応じ

た各種警察活動の強化、違法行為に対する厳正な取締りなどをしているほか、県内のうち、とりわけ、在留外国人の居住が多く、人口比率が高い川口及び蕨市を管轄する警察署においては、関係者と連携した活動、警察本部等の警察署が緊密に連携した各種対策などを集中的、継続的に実施しているところである。これは令和４年度以前との変化、特徴等についてであるが、令和５年と令和４年を比較しても、総検挙件数人員ともに、国籍別で見ると、ベトナム及び中国の割合が高い傾向に変わりはない。また、令和５年の総検挙件数、総検挙人員がともに増加した主な要因についてであるが、総検挙件数については、入管法違反や窃盗犯の検挙が増加したこと、総検挙人員については、ベトナム国籍者やトルコ国籍者の検挙が増加していることなどが挙げられる。

警務課長

３　令和６年４月１日現在、定員は１１，５２８人であるところ、実員は１１，５０６人で、欠員は２２人となる。また、充足率については、９９．８％であり、この充足率については、全国で一番高い数値である。

保谷委員

１　治安全般についてであるが、説明いただいた県政世論調査の結果というのが、いわゆる県民の体感治安をそのままリアルに反映しているというふうにお考えなのかどうかである。また、先ほどの説明であるとこの県政世論調査の結果と刑法犯認知件数というのがほぼリンクしているとお考えであるというふうに受け取ったが、そのようにお考えなのかどうか。

２　外国人犯罪についてであるが、説明をお聞きしていると、日本人による犯罪と外国人による犯罪というのはそもそも性質も内容も全く異なるのではないかというふうに受け止めた。中身や性質が異なるのであれば、そもそも警察組織の体制としても、外国人犯罪向けの特別な体制というものが必要なのではないかという考え方も出てくるのではないかと思うが、この点についての認識をお聞きしたい。また、県民の間で、外国人犯罪への取組が、日本人犯罪への取組と比べると及び腰で貧弱なのではないかという懸念の声があり、なおかつ、外国人犯罪への取組の強化を求める声というのが高まっているが、これについてどのように考えるのか。

３　組織体制人的基盤の整備についてであるが、欠員が２２名、僅か２２名というところでほぼ定員は満たしているという状況だということが分かった。警察官の人数に関しては、議会において度々増員を求める意見書の決議を行っているところであるが、これに対しての警察本部の対応はどのようであるか。令和５年度における対応はどのようであったか。

生活安全総務課長

１　県政世論調査の結果と刑法犯認知件数の関係であるが、ピークの平成１６年から平成２３年まで、刑法犯認知件数の減少とともに、県民世論調査の中の、いわゆる、犯罪に脅かされることがない、全く脅かされない生活ができるということに関しての、「全くそうだ」とか、「そうだ」ということの肯定的な意見が増えてきた。しかし、平成２３年以降の刑法認知件数については減少傾向を見せているにもかかわらず、世論調査の中では、５０％程度の肯定的な意見ということで横ばい状態ということであるので、必ずしも刑法犯認知件数が、そのまま県民の体感治安にリンクしているというようなことではないと認識して、特に先ほども申し上げたところの重複にはなるが、これについては

サイバー空間における脅威であったりとか、特殊詐欺、児童虐待、ストーカー事案、配偶者からの暴力等の高齢者や子供、女性が被害者となる犯罪の社会的な高まりであったりとか、近年のＳＮＳで実行犯を募集した強盗事件等、こういった事件が多発することにより、県民が、治安に不安を感じることにつながっているのではないかというふうに考えている。

組織犯罪対策第二課長

２　外国人犯罪の体制についてであるが、県警察においては警察本部長を長とする組織犯罪対策総合本部これを設置していて、部門横断的な情報収集等に当たっているところである。続いて、県民の間に、外国人犯罪への取組こういったものが、少し貧弱ではないのかとこういった声が、懸念の声があるということであるが、県警察が外国人犯罪について治安対策上考慮すべき課題として認識しており、引き続き、外国人犯罪情勢を的確に把握しながら、違法行為に対しては、外国人の国籍や人種等にかかわらず徹底した取締りを行うなど、厳正に対処してまいりたいと考えている。他方、在留外国人が犯罪に巻き込まれたり関与することのないよう、自治体等が主体的に行う多文化共生社会の実現に向けた各種施策による外国人との共生を図る観点を含めて、関係行政機関、住民団体、企業等と協調しながら、在留外国人の実態を踏まえた防犯講話や交通安全教育等の各種警察活動についても積極的に推進してまいりたいと考えている。

警務課長

３　地方警務警察定員については、警察法第５７条第２項において、政令で定める基準に従い条例で定めることとしている。このため、これまでも、国に対して、政令基準の改正による増員を要望してきたところである。令和５年度の取組ということであったが、令和５年度においては、定年引上げに伴う新規採用者数の確保を図るための要員として、全国で５０９人の期限付増員が措置されて、うち本県は４人が措置されたところである。こちらの参考であるが、現在警察庁では、令和７年度予算概算要求において、サイバー空間における対処能力の強化及び匿名流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を要求項目として、地方警察官４７６人の増員要求をしているところである。したがって、本県警察官１人当たりの人口負担、刑法犯認知件数は全国一であるので、業務負担が依然として過重であるところであるので、本県に１人でも多くの増員が措置されるよう、引き続き、国に対して要求してまいりたいと考えている。

細川委員

１　資料４の６３２ページ、「イ　自転車事故防止対策」についてお伺いする。近年、自転車を使って、健康志向の高まりであるとかあるいは免許返納されて自転車に乗る高齢者も増えているかと思うが、令和５年度の高齢者の自転車安全講習の実施回数が、令和４年度では６１回だったのが、３９回に減少している。この減少について主な減要因についてお聞かせいただければと思う。また、自転車の事故防止には、継続的な講習であるとか教育が不可欠であると思うが、今回高齢者の自転車安全講習の回数が減少したことが、この事故、自転車の事故率にどのような影響を与えたのかお聞かせいただきたい。

２　資料４の６４６ページ。初動捜査体制の確立についてということで、イの通訳の体制の強化というのがあることについてお伺いする。外国人の観光の増加であるとか、あるいはグローバル的な犯罪の増加中で、指定通訳官や、民間通訳の方が大変大きな役割を果たしているかと思う。そこでまず、令和５年度、この指定通訳官や民間通訳人の人数

と、この支出額についてお伺いする。また、主要な外国語、いわゆる英語であるとかあるいは中国語など以外の、世界的にあまり使われていない言語については、どのように対応されているのかお聞かせいただきたい。

３　今非常にＩＴ技術が発展していて、オンライン通訳とか、あるいは多言語対応アプリなどがあるかと思う。令和５年度においてこれらのツールを活用されたのかどうか、また活用されたのであれば、その評価と課題についてお聞かせいただければと思う。

４　資料４の６５０ページの、サイバー犯罪への的確な対処というところになる。令和５年度にサイバー局を新設し、サイバー犯罪の対象能力強化を図りたというふうにあるが、いわゆるサイバー犯罪は県を跨ってあるいは国を跨って起こる犯罪かと思う。このサイバー局が新設されたことによって、また、他のほかの県や他団体などとどのような連携を図り、いわゆる共同で捜査を行ったのかお聞かせいただきたい。

５　令和５年度において、埼玉県で検挙されたサイバー犯罪の件数が６１６件というふうにあるが、この数字が全国平均と比べてどのような水準にあるのか。また、サイバー局が設置されて効果が出ていると見ていいのかどうかお聞かせいただきたい。

交通総務課長

１　高齢者、高齢者自転車安全講習の実施状況については、令和５年度は、令和４年度に比べ実施状況が減少している。減少した理由についてであるが、高齢者の交通事故死者数の推移を見ると、自転車乗車中だけではなく、歩行中の交通事故などを含め、幅広く交通事故防止の呼び掛けを行うことが必要だと認めて、高齢者に対する個別の世帯訪問に重点を置いたためだと思われる。また、影響についてであるが、高齢者の自転車乗車中の死傷者数を見ると、令和４年中が９３９人令和５年中は８８５人と、マイナス５４人であり、死傷者数は減少をしている。また、世帯訪問に取り組んだ結果、高齢者の自転車、歩行者、いずれも交通事故、死傷者数は減少しているところである。

刑事総務課長

２　まず、人数についてであるが、指定通訳官である部内通訳人は、１４５名の警察職員を運用しており、民間通訳人にあっては、２５８名を部外通訳人として登録して、合計５７言語４０３名を運用しているところである。次に、経費については、令和５年度の部外通訳員、通訳員の通訳、支出額について、国費については、２，７８７万５，３８４円、県費については、５，０５２万６，４５２円であり、合計で７，８４０万１，８３６円となっている。続いて、主要な言語以外の対応について説明する。主要な言語については、部外通訳員を優先して運用しているが、部外通訳人では対応できない言語の通訳が必要である場合、これについては、部外通訳人による民間通訳人を運用している。なお、本県の通訳人を確保できない場合などについては、隣県警察の隣県の警察から民間通訳人を紹介してもらうなどして的確に対応しているところである。

通信指令課長

３　交番やパトカーなどで活動する地域警察官は、日本語が通じない外国人と意思疎通を図る際、通称ポリストリプルアイのスマートフォン型データ端末の機能の一つである外国語翻訳アプリを活用しているところである。活用例としては、日本語が話すことができない外国人からの各種届出内容の確認や地理教示などにおいて効果を発揮しているところである。より一層の活用が図られるよう、警察署に警察署に対して引き続き、使用方法について指導教養を徹底してまいりたいと思う。

サイバー局長

４　委員指摘のとおり、サイバー犯罪は、各都道府県警察の管轄、区域はもとより、国境を越えて行われていることから、必要に応じて、他県警察や国の捜査機関とも連携し、合同共同捜査を推進するとともに、高度で専門的な知識やノウハウを有する民間事業者等の知見を取り入れた捜査を推進しているところである。具体的には他県警察との協働については行政報告書６５１ページに記載されている事件が広域にわたる事件であったため、関東管区警察局サイバー特別捜査部の御協力も得て、共同合同捜査を推進したというところである。

５　令和５年の検挙件数は６１６件で、サイバー局発足前の令和４年と比較すると、６８件、１２．４%増加した。ただし、全国平均の水準との比較であるが、都道府県警察の数値は公表されていないので、この点についてはお答えすることができない。しかしながら、サイバー局発足前のサイバー犯罪対策課が平成２３年の４月に発足しているが、その当時から昨年までの数値検挙件数については、過去最高数値ということになっている。検挙件数が前年比で増加した要因としては、サイバー局を設置したことにより、捜査体制が強化され、事案認知後の初動段階からサイバー捜査課が、警察署他部門の支援を実施して、連携強化を図るなど、迅速的確な捜査を実施することができたことなどが考えられ、この検挙件数の増加がサイバー局発足の効果が出ている点と捉えている。

生活安全総務課長

先ほどの東山委員からの特殊詐欺総合対策の功労者証の交付に係る質問について、先ほどの答弁の中で、本年９月末現在で、一般の方による水際防止件数は１２２件で、前年同期と比べ６割の増加と答弁したが、正しくは６割ではなく６件の増加であったので訂正する。

髙木委員

１　行政報告書の６２６ページ、テロ等緊急事態における警察の対応と対策についてお尋ねする。要人警護に万全を期すために警備課の附属機関として警衛警護室を新設したとある。先日の衆議院議員選挙期間中においても、県警察には県内の各地において、要人警護だとか、様々なことをやっていただいた。他方で、警視庁管内において、報道によれば県内、川口市の人が、自民党本部に火炎瓶を投げ込んだりとか、首相官邸に車両で突入しようとしたという事件も発生している。このようなテロ等の緊急事態に的確に対応するため、訓練等を実施しているとあるが、警察の対応と対策についてどのようになっているか教えていただきたい。

２　保谷委員の質問に関連するもので、行政報告書の６４６ページに当たるところであるが、外国人の犯罪に対するもので、不法滞在だとか不法就労の外国人に対して、出入国在留管理庁、いわゆる入管との協力体制についてどういうふうになっているのかについて教えていただければと思う。

警備課長

１　警察の対応に関して、テロ等緊急事態に対する対応施策として、官民一体となったテロと違法行為の未然防止を目的とする事態改善対処訓練、情報共有を行い、テロ等に関する危機意識の醸成や連携の強化を図っている。また、これら緊急事態が発生した場合

には、迅速に各種情報の収集を行い、事案の概要を把握するとともに、事案の規模、及び内容に応じて、各種部隊を派遣し、負傷者等の救出休業救助、避難誘導等、被害拡大の防止、交通規制及び、緊急交通路の確保、被害者の支援、犯人の鎮圧検挙等を実施することとしている。

外事課長

２　県警察では具体的な取組として出入国在留管理庁と合同で、不法滞在者の摘発を実施してきている。また、出入国在留管理庁や県内の日本語学校と合同で実施する不法就労防止キャンペーンの際に、在留カードの偽変造の判定方法が記載されたチラシを配布して周知を図るなど、各種施策を実施している。今後も出入国在留管理庁をはじめとする関係機関と緊密な連携を図りながら、不法滞在者等の取締り強化に努めてまいる所存である。

髙木委員

先ほど一番初めに申し上げたテロ等緊急事態における警察の対応と対策であるが、これは埼玉県警察だけではなく、ほかの例えば警視庁をはじめ、そういうふうな、周りの警察との連携というものが図られているのかということを、最後に確認したいと思う。

警備課長

そのような緊急事態が発生した場合は、警察庁等々、関係法令に基づいて連携して対応することとしている。

小早川委員

１　行政報告書の６３８ページである。交通事故防止対策の推進の運転免許の自主返納の関係であるが、「エ　高齢者、障害者等のための安全運転相談の実施」というところになる。岩槻の高齢者講習センターでも相談室を見せていただいたが、記載のある高齢者障害のある方の安全な運転や、運転免許取得のための相談業務を２，７４６人実施したというふうにあるが、実際の運転免許の自主返納者がどれぐらいいるのか、直近の増減、推移含めて確認をさせていただきたい。

２　６３１ページの下にあるシルバー・サポーター制度に関してである。運転免許自主返納した高齢者への生活支援という形で拡充を図ったと記載があり、次のページに事業所数の推移が記載されているが、令和４年度から５年度にかけて事業所数が変わっていない。この増えていない理由に関して、確認をさせていただきたい。

３　６４６ページである。凶悪重要事犯の検挙と犯罪組織の壊滅というところになるが、イの初動捜査というところで、直近所沢市においても、強盗等の凶悪犯、事件が発生したが、こういった連続発生により県民の不安というのは高まる一方であると思う。このような凶悪事件に対する、県民の防犯意識を高める対策や指導をどのように行っているか、確認をさせていただきたい。併せて、この闇バイトに加担する若者などの方の多くは、ＳＮＳ等インターネットで募集に応じてっていうふうな形で報道もしているが、こういった闇バイトの募集に対してどのような対策を実施しているのか併せて確認させていただきたい。

運転免許課長

１　県内における最近の自主返納の状況であるが、令和５年中においては、２２，１５１人で、前年度比マイナス３，６５５人となっている。これは平成２８年と同程度の人数となる。

運転免許試験課長

１　質問１番目についてお答え、補足をする。先般見ていただいた安全運転相談室というのは、これから運転免許証を取得する予定であるが、病気や身体に障害がある方、あるいは運転免許証を取得した後に病気にかかった又は、身体に障害が生じた方などからの、本人や、などの家族から相談を受けているところである。質問があった２，７４６人のうち、自主返納をされた方は６５人である。

交通総務課長

２　シルバー・サポーター制度の事業所が増えていない理由であるが、令和５年において、協賛事業所の脱退が１２件、新規協賛が１２件であり、総事業所数が変動しなかったためとなる。令和５年度新規に賛同いただいた店舗については、既に協賛いただいている事業所からの勧誘、警察官による呼び掛け等により、協賛に至っているところである。

生活安全総務課長

３　本県においては、本年９月にさいたま市西区、１０月に所沢市において、極めて悪質な住宅強盗事件が発生したほか、関東圏を中心に、同種の事件が連続発生しており、委員指摘のとおり、県民の犯罪に対する不安が高まっているところである。県警察においては、県警察ホームページやＳＮＳを活用し、これまで発生した事件の概要や防犯上の具体的なポイントについて、タイムリーに情報発信している。また、多くの県民に防犯情報が行き渡るよう、各種防犯キャンペーンによる広報啓発活動の実施、巡回連絡等による個別版防犯指導の実施、防犯資料を自治会等で回覧してもらうことに加え、各自治体の広報媒体を通じた防犯情報の発信を依頼しているところである。さらに、コンビニエンスストアを統括する埼玉県コンビニエンスストア防犯協議会やホームセンター等の量販店に対しては、刃物等の犯行に使用されるおそれのある商品を購入する不審者や不審車両等目撃した際の通報を依頼するなど、各事業者に対して、防犯意識の高揚に努めているところである。県警察においては、今後とも、県民の防犯意識の高揚を図るため、迅速な防犯情報の発信、各種防犯指導に努めていく。続いて闇バイトの関係についてお答えする。県警察では犯罪実行犯を生まないための対策として、いわゆる闇バイト等の情報に関する情報収集、削除要請、取締り等、アルバイト感覚で犯罪に加担させないための広報啓発等について、積極的に推進するとともに、関係機関団体等と連携を図っている。具体的な取組としては、ボランティアと連携したサイバーパトロールなどを推進しており、県警察公式Ｘやインスタグラムアカウントで犯罪実行者を募集する投稿に対して、警鐘を鳴らし、犯罪を未然に防止することを目的とした警告、削除要請を行っている。また、民間事業者やボランティアと連携したサイバーセキュリティーキャンペーンのセキュリティー講演のほか、県警察公式ＸなどのＳＮＳを活用した情報提供など、県民に対する広報啓発活動を推進しており、その中で、闇バイト等に関する注意喚起も行っている。県警察としては、闇バイトに安易に応募する者が、強盗や特殊詐欺等

の犯罪の実行役となることを防ぐため、今後とも、闇バイトに加担させないための広報啓発活動や、闇バイトの募集、闇バイトを募る投稿等に対する警告、注意喚起を積極的に推進していく。

小早川委員

１　シルバーサポーター制度の事業所の件であるが、１２減って１２増えたっていう説明だったかというふうに思うが、１２減少した理由が分かれば、教えていただければと思う。

２　凶悪犯罪のところで、民間の事業者のコンビニとかホームセンターとの連携で通報の依頼というふうにあったかと思うが、この令和５年における、この通報の実績件数みたいなものがもし分かれば、教えていただければと思う。

交通総務課長

１　協賛事業所の脱退理由については、廃業や閉店等によるものが１２件となっている。

生活安全総務課長

２　実際に各事業所、全ての事業所からの通報状況についての把握はないが、特殊詐欺におけるコンビニエンスストアからの通報ということに関しては、令和５年中、７５５件、通報の上、防止されている実績がある。その他数字にはないが、新聞販売店から、新聞販売店の従業員が路上に倒れていた女性を発見して、適切な保護ができたとか、あと警備会社の職員がＡＴＭ前で、携帯電話で話しながら操作していた女性に対して、声掛けを実施し、特殊詐欺、還付金詐欺の被害を未然に防止できた等の実例として、いくつか上がってきている。

井上委員

１　委員要求分の資料１１を見ると、本当に限られた予算の中で、様々な交通安全対策をしていただいていることが分かり、感謝を申し上げる。その中で、道路標識の設置についてお伺いする。東京都や新潟県では、進入禁止の道路標識について、普通だったら丸くてぴたっと平面であるけれど、それがこういう感じに湾曲したものというのを採用し始めたという話を聞いた。これは湾曲していることで、正面からだけではなくて左右から来る車にとっても、あそこが進入禁止なんだというのが分かるというようなことで、最近広まってきたというふうに聞いた。以上踏まえて、令和５年度で、この湾曲式の進入禁止標識の設置事例があるのかどうか確認をする。

２　行政報告書６３６ページ、交通バリアフリー化対策の推進の中から伺う。資料によると、高度化ＰＩＣＳを一基設置していただき、累計で今４か所となっている。ただ、設置されたはもちろんいいが、視覚障害をお持ちの方からの満足度というのは、まだ十分とは言えないというふうに聞いている。以上を踏まえてお聞きする。設置後、利用頻度や視覚障害者の方からなど、視覚障害者の声など、その後の調査を行っているか。

３　県警察のホームページには、設置されている場所、この高度化ＰＩＣＳが設置されている場所を掲載していただいているが、文字情報のみで、肝腎の視覚障害者の方は把握しづらい状態になっている。令和５年度において、これを音声でも分かるようにといった工夫をしようかという議論はあったのか、お伺いしたいと思う。

４　ここから一番近いところには、第２庁舎入口のコンビニエンスストアの近くに、高度化ＰＩＣＳがあってそれを私も体験した。一方で、そこに現地に行ってみると、それがまさにこの高度化ＰＩＣＳっていうのを設置されている信号だっていうことはどこを見ても分からない。これは、以前に設置された場所であるが、令和５年度の新規設置された１か所というのも、外観上は見分けがつかないものなのかどうか、そこを確認させていただきたい。

５　行政報告書６３７ページ、「（７）運転免許行政の積極的な推進」のうち、運転免許学科試験の多言語化に関連してお伺いする。ここ最近、外国免許切替え審査、いわゆる外免切替えというのが話題に上がっている。東京都の免許センターの実態として、それに来るほとんどが中国出身の人であり、早朝から並んでいる。観光ビザでホテル滞在者でも可能、簡単な試験で免許が交付されるといったことが報道されている。これらの実態が、埼玉県にも当てはまるのか、令和５年度の実態について、外免切替えの件数及びその人数は増えてきているのかどうかという傾向を教えていただきたい。また、外免切替え、中国籍の方だけではないと思うが、件数のうち、中国籍の方の人数が分かるなら何%といった割合も教えていただきたい。先ほど、東京都の事例紹介したが、早朝から並ぶといった事態は生じているのかどうか。試験が簡単だという話をしたが、日本人が取得する場合と問題の量や難易度が異なるのか確認させていただきたい。実技もあるというふうに伺うが、実技にも差があるのか、確認をさせていただきたい。

６　安易に運転免許を取得した人が未熟な運転や知識不足で重大な事故を起こすことがあってはならない、その点に尽きるかと思っている。委員要求資料１２を見ると、令和５年、人身事故は１７，００２件あったということであるが、その中の、外国人の方が起こしたとされる割合がどれくらいあるのか、分かったら教えていただきたい。

７　同じく、交通違反取締り件数は、全県で３３０，９８０件ということであるが、この中の外国人割合も分かったら教えていただきたい。

交通規制課長

１　湾曲した進入禁止の道路標識については、本県においても設置しており、視認性が悪く、誤進入のおそれがある交差点など、必要性に応じて適宜設置しているところである。県内における設置総数についての統計はないが、令和５年度中には、計８本を設置している。今後、道路交通環境に応じて必要なか所への設置を検討していく。

２　県内で初めて整備した県庁第２庁舎入り口の高度化ＰＩＣＳについては、令和４年６月に設置要望者、警察本部委員などとともに、現地において、利用者の感想を聴取している。また、現在、視覚障害者団体と、毎年夏に県主催で直接意見交換会の場があり、これらの機会に、音響式信号機や高度化ＰＩＣＳの設置要望など、定期的な意見聴取を行っている。設置後の利用頻度については、機器自体のカウント機能がないことから、把握していない。

３　令和４年度から、県警察のホームページに信号機のバリアフリー化の説明や高度化ＰＩＣＳ等の設置場所を掲載しており、音声読み上げという機能を利用すれば、交差点名や設置場所を音声で聞くことができる。今後も、視覚障害者団体等との話合いの場において、ホームページを御利用していただけるよう取り組んでいく。

４　高度化ＰＩＣＳについては、スマートフォンのアプリとＧＰＳ機能の連動により、交差点付近で自動的にアプリが起動して、音声や振動で利用者に高度化ＰＩＣＳ設置交差

点であることが伝わることとなっている。そのため、現在、看板等による表示は実施しておらず、施設設置場所についても同様となる。

運転免許試験課長

５　運転免許試験の多言語化についてである。外国免許切替えの件数であるが、まず最初に、外国免許は外国の免許を持っている方が日本の免許へ切り替えるという手続であり、手続の中には、事前審査、実施確認、適性検査及び技能試験、これを経て試験となる。質問の件数であるが、暦の令和５年の総数は２，８１４件である。うち、質問があった中華人民共和国中国は８８１件で、パーセンテージにすると３１．３%になる。一部報道であった、警視庁が早朝から並ぶような実態があるが、本県はどうかということであるが、本県においても、外国免許切替えを申請する外国人の方が運転免許センターに並ぶというケースはある。日本人と比べ問題量はという質問であるが、一般試験、切替えでなくて一般試験については、同じ試験ではあるが、切替えに関しては、既に外国で運転免許を持っているということを考慮して、全国的にも出題数が少なくなっている。実技に差があるのかという点であるが、実技に差はない。

交通総務課長

６　令和５年中１７，００２件のうち、外国人が第一当事者となる人身事故は５００件、割合でいくと、２．９４%となっている。

運転免許試験課長

先ほど、件数を令和５年は２，８１４件と申し上げたが、傾向としては、令和元年から比較して、ほぼ３，０００人程度で推移しているが、今後、目的の制度の改正があったことによって、外国人労働者の受入れあるいはドライバーで小規模ドライバーの拡大というところで増えていくのではなかろうかと、県警察は考えている。

交通指導課長

７　違反の件数３３０，９８０件に対する外国人の割合というところであるが、これについては、統計上の数値がないので現時点ここでお答えすることができない。

井上委員

１　私も視覚障害者の方とともに、ここの第２庁舎入り口の高度化ＰＩＣＳを体験させていただいたが、やはり、仮に視覚障害の方が一人で、この高度化ＰＩＣＳを使おうしても、うまく作動しなかったりとか、結構難儀されているということが実体験としてあった。だから、県内４か所であるが、これももし視覚障害の方が単独で歩いて行かれたときは、周りの人間がそういう仕組みを使って今やろうとしているんだっていうのが分かったほうがいいだろうというふうに、私は、感覚としては思った。先ほどの中で、今そのような設置はしていないということであったが、令和５年度、それが必要か否かという検討は行われたのか、その点を確認させていただきたい。

２　例えば人身事故１７，０００件のうち、この外免切替えの数が増えてきたっていう関係性は、今ちょっとこの場で聞いただけでは私も関連性は分からないが、先日川口市内でも外国人が運転手となって、一方通行のところを逆走してきたことが原因で死亡者が

出るという痛ましい事件もあった。あるいは、やはり、技能というよりは日本の交通ルール、そういったものをもっと熟知していただく必要があるということを痛感した事例と私は思っているが、そこを踏まえて、先ほど全国的に、免許を持っている状況なので問題の難易度や量は少ないっていう話があったが、県独自で問題を増やしたり難易度を上げたりして、埼玉県内における運転をより慎重にやってもらうような取組は法制度上可能なのかというところを確認させていただきたい。

３　併せて、毎年３，０００人単位で外免切替えをした方が増えていくということだと思うので、免許を取得した後も外国の方が運転法令を遵守するために、県警察としても呼び掛けなり周知なり、取組は必要だと思っている。行政報告書等々でも、例えば高齢者など、色々なターゲットに向けた安全対策を行っていただいているとあるが、外国人向けの、外国の人が運転しているというケースを想定した令和５年度の取組は、どういったものがあるのか確認する。

交通規制課長

１　高度化ＰＩＣＳ設置交差点であることを示す看板等の設置については、これまで、視覚障害者団体等との意見交換会の場において取り上げられたことはなく、設置場所については、ホームページや意見交換の場において周知していることから、ことから、令和５年度における検討は行っていない。今後は、委員の意見を踏まえ、視覚障害者団体との意見交換の場において、意見聴取を行いつつ、設置の可否について検討していく。

運転免許試験課長

２　詳しい条文を持っていないが、全国統一の基準となるので、県独自の取組を変えることはできない。

交通総務課長

３　県警察では、県内に住む外国人には、生活習慣や法令等の違いから発生する交通事故違反を防止するため、日本の交通ルールや事故時の措置など、外国人に対する交通安全教育を推進している。安全教育の内容としては、車両の種類や信号、道路標識に伴う義務、飲酒運転の禁止、交通事故発生時の措置、その他、日本の交通法規について説明するため、現在は９か国語のテキスト作表し活用しているところである。

萩原委員

１　行政報告書６３１ページの交通事故防止対策の、一番下の自主返納に関わる、先ほど小早川委員のシルバー・サポーター制度について関連で質問する。先ほど、１２件増えて１２件減っているということで減っている理由というのは、答弁があったが、増えてる理由っていうのも、教えていただければというふうに思う。やはりこの制度というのは、免許返納後の高齢者の足となるタクシーやバス、このような公共交通機関に関わる協賛事業者など非常に重要な制度だというふうに思っている。そこに関して、公共交通機関に関わる協賛事業者の増減等も、教えていただければと思う。

２　行政報告書の６４１ページの、自然災害への対応について伺う。元旦の能登半島地震における、捜索活動や救助活動について、もう本当に厳しい、大変な状況の中、職務に当たられたというふうに思うが、どのような動きをされたのか。詳細について教えてい

ただければと思う。
３　今回の対応について、様々な教訓、課題等もあったのかというふうに思うが、どのように捉えているのか伺う。人命救助に関して、発災から７２時間が重要というふうに言われているが、初期の活動についてもお聞きできればと思う。

交通総務課長

１　１２事業所の増えた理由であるが、既に協賛いただいている事業所からの勧誘であるとか、警察官、現場の警察官の呼び掛け等によるものである。なお、シルバーサポート制度で、移動支援、公共交通機関に関わるものであるが、全体として本年６月末時点で７０事業所がタクシー会社となっている。そのほかバスのバスについては４事業所となっており、昨年の増減でいうと、公共交通機関はタクシーがマイナス４、そして他、同じくタクシー事業者が３事業所増えたという結果になっている。

危機管理課長

２　能登半島地震での活動状況についてであるが、能登半島発災当日、１月１日から埼玉県警察災害派遣隊の各部隊を石川県に派遣している。広域緊急援助隊、警備部隊については、１月１日のほうから派遣して、要救助者の捜索活動であったり、救出救助活動に当たっている。翌２日には、広域、警察航空隊や警備県部隊を派遣し、被災状況の調査、捜索活動を行っている。また、広域緊急援助隊、刑事部隊についてであるが、検視及び遺族対策を行っていて、広域緊急援助隊交通部隊については、交通対策をそれぞれ行っている。そのほか、事件発生時、初動捜査とか、検挙活動を行う特別機動捜査部隊、警ら用無線自動車による警戒活動等の治安対策を担う特別自動車警ら部隊、避難場での相談受理、防犯活動、防犯指導活動などを行う特別生活安全部隊を派遣するなど、９月末までに県警察から延べ約６，６００人を派遣している。
３　能登半島での経験についての課題等についてであるが、能登半島地震については、道路の寸断による影響により、人員や装備資機材の輸送が規制されたこと、携帯電話等の通信障害により、情報収集や情報共有が困難であったこと、大規模な派遣部隊の受入れ体制を速やかに確立する必要があったことなど、一連の災害対応の中で、課題が浮き彫りとなった。県警察において、今後どのようにすれば迅速かつ包括効果的に効率的に部隊展開ができるのか、情報収集であったり、情報集約の向上が図れるかについては、現在検討を重ねているところである。派遣部隊の受入体制の確立についてであるが、本県で大規模災害が発生した際、全国から多くの応援部隊が入居する可能性があることから、本年６月、埼玉県警察災害警備実施計画を改正させていただき、受入体制の拡充を図っているところである。最後７２時間人命の関係であるが、先ほど来、先ほど説明したとおり、１月１日から、警備部隊を派遣して救助活動に従事しているところである。

萩原委員

初期の活動にも関わるところかというふうに思うけれども、警備犬が派遣をされたということで、この具体的な動きどれぐらいの警備犬が派遣されているのか、教えていただきたい。

危機管理課長

警備犬の関係についてであるが、申し訳ございません、手元に資料がないのでちょっとお答えが現在できない。申し訳ございません。ちょっと改めて後で出す。

新井委員

１　令和５年は統一地方選挙が行われて、ひと際県内で選挙が多かった年であるが、公職選挙法違反で検挙を、検挙数、それから警告数、もしデータがあったら教えていただきたい。また、行政報告書の６４３ページにある草加の公職選挙法違反事件であるが、これは逮捕に至った案件だと思うが、その検挙の事案の中でも、逮捕に至ったものがほかにあったのかどうか。

２　そして、令和５年の警告や検挙の事案に関して、例年と比べて、その傾向に何か特徴的なものがあったかどうか。例えば、ネットに関する事案が多かったとか、何か特徴的なものがもしあったら、教えていただきたい。

刑事部長

１　すいません、選挙の統計的なものについては現在手持ちの資料がないので、また追って、お持ちできればと思う。

２　検挙の傾向についてであるが、確かにネット選挙については近年解禁なったということで、またＳＮＳ等を活用した選挙についての効果というものが、候補者の方々に浸透したということで、かなり活用されているということはあるが、当然のことながらそういったことで、警告の対象になっているものというのは発生してきているが、ただ全体的な違反の傾向として、最近になって特に大きく変わったというところは認識してない。

荒木委員

１　まずもって本当に県民の安心安全な暮らしのために、昼夜を問わず、御尽力いただいていることを私からも感謝申し上げる次第である。その上で、先ほど来お話があったが、闇バイトによる事件ということで増えているところである。今月、新しいところで今月であったか、合同捜査本部を設置する中で警視庁がトップの方で動画を配信されたというふうに記憶している。闇バイトに加担する若者を、加担しようと思っている若者に対して、当事者あるいはその家族をも保護するという、要はそういう情に訴えるっていうか動画配信をして、今調べた３人が、その申出によって保護されたということを承知している。先ほど来の答弁の中で、色々なＳＮＳ等を通じて、加担しないようにということの発信はされているということであるが、令和５年度においては、こうした警視庁は警視庁の、警察庁は警察庁のやり方だと思うが、一方で埼玉県警察として、各種犯罪において、その未然の策として、適宜こういった動画を肉声で発信配信するなんてことはあったのかどうかについてお尋ねをしたいと思う。

２　行政報告書６２８ページ、特殊詐欺についてであるが、先ほどだまされたふり作戦を行った方のアフターケアについての答弁があったというふうに記憶しているが、実際にだまされたふり作戦を行った方で何か危害を加えられた事例があったかどうか、令和５年度、もしあれば件数と併せて教えていただきたいと思う。

３　同じく特殊詐欺であるが、コンビニエンスストア協会にも、防犯対策や注意喚起を行っているということだと思うが、コンビニエンスストアのＡＴＭ振込のみならず、プリ

ペイドカード番号を教えることによって、決済という手段でお金を支払ったことになる。要はプリペイドカード悪用が特殊詐欺につながっているという事例が急増している。私にも機械による音声電話が架かってきて、ちょっと今までなかったような電話だったのでネットで検索したところ、そういった事例が今急増しているということだった。電話が来た段階で私も初めて知った状況であるが、つまりコンビニエンスストア協会に対する注意喚起についてはＡＴＭの振込のみならず、プリペイドカードの未然防止策を行う等、未然防止策の協力依頼をしているのかどうかについてお尋ねをしたいと思う。

生活安全総務課長

１　闇バイトの加担防止に係る動画の配信について、当県の取組についてであるが、現在のところ、埼玉県警独自に動画を作成しての配信はない。相談等はあるので、相談には適切に対応した上で、保護するべきものは保護しっかりできるようにし、事件として検挙につなげられるものについては、検挙できるような形でしっかり対応してまいりたいと思っている。

組織犯罪対策第三課長

２　令和５年中、だまされたふり作戦の実施回数は２２４回となっているが、これまで検挙後に犯人側から報復された事例の把握はない。

生活安全総務課長

３　コンビニエンスストアでは、被害者が現金の引出や振込、ＡＴＭを利用したりということで、電子マネーの購入場所としても、多く利用されている実情がある。このため、従業員に対しては、声掛けボードを利用した声掛けの協力依頼とともに金融機関と同様にホットライン通報を導入して、不審点があれば気軽に警察に通報してもらえるような対策を強化している。

荒木委員

プリペイドカードを特定して、それに対する注意喚起は行っているのかどうかについてであるが、ＡＴＭの振込以外に、ちょっと理解できなかったのでもう一度質問する。

生活安全総務課長

現在、プリペイドカードの種別ごとのものについては、ここにはちょっと資料はないが、一般的な注意喚起としては、プリペイドカードの種類によらず、全てのカードについて、購入者については、詐欺の疑いを持ちながら、声掛けボード等を利用した注意喚起による未然防止を努めるように心がけている。

荒木委員

コンビニに特定した中で、プリペイドカード以外に現金の決済っていうか、そういうものができるとするものは、自分の持っているカードとあと何があるのか。全てにおいてと今言っていたので、全てお願いする。

生活安全総務課長

プリペイドカードというか、一般的な電子マネー、全てに関して、コンビニエンスストア等での購入者や関係者に対し、注意喚起ができるような形での協力依頼を行っている。

城下委員

１　信号機の設置であるが、要求資料１３、行政報告書の６３６ページで、令和４年度は要望があったのは３２０件で実績２７件、令和５年度については、５４２件の要望があったということであった。そのうち２８件の設置ができたということであるが、非常に要望は多いが、なかなか設置率が低いと感じている。設置についての指針、どういう基準に基づいて令和５年度の設置が決まったのか。

２　ゾーン３０であるが、行政報告書は６３５ページになる。ゾーン３０プラスの推進であるが、以前はゾーン３０だったと思うが、今はゾーン３０プラスということで、設置促進をされているということである。党県議団は、以前朝霞市の事例を取り上げさせていただき、なかなかハンプ等の設置をしても、設置した後に音がうるさいというようなクレームがあるというお話もあったので、朝霞市は自治体、自治会や、ＰＴＡなど様々な関係機関が参加して、設置場所などを協議して設置をしているということを提案させていただいた。令和５年度は新たに１０区域をゾーン３０プラス指定したということであるが、朝霞市のような協議体を立ち上げて、選定か所設置か所を決めた事例があったのかどうなのか、伺う。ぜひ朝霞市の事例も進め広げていくべきだと思うが、こういった事例も併せて、県内の市町村には、情報提供されたのか。

３　交番、警察署と交番の設置について伺う。非常に設置の要望は強い。私の地元の所沢でも、設置を新たに設置してほしいという要望あがっていると思うが、実際には、交番設置増やすどころか、なかなか難しいというような状況もあるというふうに思っている。同県の人口規模に類似している、例えば愛知県とかを比較しても、愛知県１５０，０００人埼玉より少ないが、警察署の数４５であるが、さいたまは３９と、人口が１００万人少ない中、千葉県とは同じ数である。単純には人口規模で、交番の設置数というのは計られないとは思うが、非常に少ないと感じているが、こういう中で、なぜ交番数を維持してきたのに、ここ数年、削減の方向性で何かこう議論がされているのか、その辺の理由についてもお示しいただきたいと思う。

４　不同意わいせつ・痴漢対策についてであるが、行政報告書６３０ページ、併せて資料の要求資料１８であるが、子供・女性の犯罪被害防止活動の推進について何点か伺う。不同意わいせつ犯罪の認知件数が、令和５年は増えている。６２３件と、令和４年度の３４５件と比較しても、非常に増えているなというふうに思う。事前のレクで、刑法が変わったということも増加の要因だということで伺ったけれども、党県議団としてはできるだけ被害に遭った方の苦痛を軽減するという観点で、女性警察官の増員や、研修などを求めてきたが、令和５年度の状況はどうだったのか。この点についてお示しいただきたいと思う。

５　痴漢被害を防ぐ上で、現場に居合わせた第三者の行動が大変重要だということで、警視庁では防犯アプリ、痴漢されていませんかというような表示を見てもらうことによって、痴漢撃退機能を追加しているという紹介もさせていただいた。埼玉県としても取り組むべきと求めてきたが、令和５年度はこういったアプリの導入検討をされたのかどうか。また第三者に行動を促すための広報は行われたのか、この点についてお答えいただ

きたいと思う。

交通規制課長

１　信号機の設置については、車道の幅員、歩行者の滞留場所、信号柱の建柱場所、主道路ピークの１時間の交通量原則３００台以上、隣接信号機との距離が原則１５０メートル以上の必要条件にいずれも該当しているとともに、原則として、信号機設置以外に、事故防止の代替手段がない人身事故が年に２件以上、児童等の安全を特に確保する必要がある場所、主従道路の交通量から渋滞が見込まれる場所、自動車交通量が多く歩行者の横断が困難な場所の四つの項目のうち、いずれかの要件に該当する必要があるということで進めている。

２　ゾーン３０プラスの整備に当たり、住民参加の検討会等を行うことは、地域の実態を把握し、危険箇所における安全対策を検討する上で重要であると認識している。令和５年度に整備したゾーン３０プラス１０区域のうち、ワークショップによる協議が行われたのは、委員お話しの朝霞市東弁財の地区のみである。なお、現在、さいたま市と戸田市に跨る内谷美女木地区では、ゾーン３０プラスの整備に向け、令和４年度から、国土交通省関東地方整備局、北首都国道事務所が中心となり、住民の方々や、道路管理者、教育機関等による交通安全対策についてのワークショップが開催され、県警察としても、これらの機会に参画しているところである。住民参加の取組を広げるべきとのことであるが、ゾーン３０プラスの整備に当たっては、対象区域内において、道路管理者が物理的デバイスを効果的に整備することが必要になることから、既存区域でのワークショップ等の事例を道路管理者等と共有しつつ、円滑に整備が推進されるよう、取組を進めていく。

地域総務課長

３　城下委員お話の交番数の削減に関しては、令和３年度のことと思わるが、当時、全国的に発生していた交番等襲撃事件を踏まえた安全対策として、交番における警察官の複数勤務体制を確立するために、社会情勢や人口構造の変化に適応する地域警察体制を構築するため、交番等の配置の見直しによる再編整備をしたものである。

警務課長

４　令和６年４月１日、現時点での女性警察官の実員であるが、１，３２５人であり、本県、警察の警察官全体に占める女性警察官の割合については、１２．４％である。これは、１０年前、平成２６年４月１日当時の実員８４６人から、４７９人を増員していて、警察全体に占める女性警察官の割合については、平成２６年当時の８．５％から３．９ポイント増加しているところである。

地域総務課長

５　委員の指摘のとおり、現在警視庁の、防犯アプリを紹介するなどして対応しているが、本県警察においても、痴漢撃退用のツール等の導入に向けて、現在、検討しているところである。促す広報については、第三者の行動を促す広報は、鉄道事業者や関係団体等と連携して実施している痴漢犯罪防止キャンペーンや、県内の高等学校等において実施している、痴漢犯罪防止講話のほか、埼玉県警察ホームページにおいて、痴漢犯罪を目

撃した場合の対処法について紹介するなど、様々な機会を通じて広報啓発、啓発活動を行っているところである。また、痴漢被害を当事者のみの問題と捉えることなく、社会全体で手を差し伸べて助け合っていこうというメッセージを込めた痴漢犯罪防止啓発動画を作成して、令和６年４月から、これは埼玉県警察の公式チャンネルのユーチューブであるが、配信をしているところである。

刑事総務課長

４　委員質問の性犯罪に関する教養について説明する。教養については実際に性犯罪捜査に従事する者を対象にした性犯罪捜査専科を年２回実施している。ここで専門的な教養を行っているものに加え、さらに、刑事に任用予定もしくは任用間もない者を対象に、年３回行われている刑事任用科、刑事経験なく、刑事に刑事経験がなく、刑事に任用された者を対象に年２回行われている新任刑事講習において、教養を行っており、被害者の心情や意向を配慮し意向に配慮した、聴取や立証措置について、教養しているところである。

城下委員

１　信号機の設置については、なかなか例年経年を見ても、１基増えるか増えないかという状況があったので、県民からの要望に対して、やはり現場が先ほどおっしゃった項目に合致してないために設置されなかったという理由が一番大きいという理解でいいのか。もう一度確認したいと思う。

２　交番の数の在り方であるが、令和３年度は、そういった事情もあって、再編などを色々されたということであるが、令和５年度については、新たな再編みたいなものというのは検討はされなかったということでいいか。今のお話であると、令和３年度の削減についてはそういう背景があったということだったが、令和５年度については何らかの検討がされたのか、この点について確認したいと思う。

３　それから不同意わいせつ・痴漢対策については、研修も取り組んでいるということと、女性警官の増員については、着実に増加、パーセンテージは上がっているということは分かったので、今県全体、様々な分野でも女性の比率を増やしていこうという目標があるが、そういった目標を県警察としても持っているのかどうなのか、そこは確認させていただきたいと思う。

交通規制課長

１　当方では、全ての信号要望の場所について、調査をした後、信号機設置の条件を踏まえて踏まえたもの、必要性が認められ、かつ設置のための環境が整っているものについては、全て設置を行っているところである。なお、住民要望の中には、信号機の設置に適さない場所が、要望が多数含まれているという現実がある。受理の警察署、もしくは警察本部においてきちんと検討した後、設置できるところについては設置しているというのが現状である。

地域総務課長

２　交番等の設置については、地域における犯罪や交通事故の発生状況等の治安情勢、人口や面積、近隣の警察施設の設置状況などなどを考えて、常にこれが正しいのかってい

うのは考えているところである。しかしながら、先ほどお答えしたように、令和２年度までは２５０か所、駐在所が１１９か所であったが、令和３年４月以降は、現在のと同じく、２４３か所交番が、２４３か所、駐在所は１１６か所となっている。

警務課長

３　令和２年１２月２５日に閣議決定された第５次男女共同参画基本計画においては、地方警察官に占める女性の割合について、令和８年度当初までに１２%程度とすることが新たな成果目標とされた。このため本県警察では、令和５年４月１日までに、女性警察官の割合を１２%とすることを目標として、取り組んできたところ、こちらの目標については令和４年の４月１日に目標を達成している。今後であるが、本県警察においては国の計画における成果目標や、警察業務を取り巻く諸情勢を踏まえて、女性警察官の割合を高めていくことを検討していく。

城下委員

交番の件であるが、人口状況とか、毎年検討しながらやっているっていうようなお話だったが、やっぱり開発等で人口が増えるところもある。道路形態変わったりとか、そういうのはその都度年度年度で、その部分も見直し検討しながら対応しているという理解でよろしいか、確認したいと思う。

地域総務課長

今、質問のあったとおりである。常に正しいかっていうのは検討していて、要望等も受けているので、それによって今の数値である。

警備課長

先ほどの萩原委員の質問、自然災害への対応のうち、警備犬の運用状況についてお答えする。警備犬指導士については、能登半島地震において、発災翌日の１月２日から１月６日まで延べ１０人を派遣している。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１０月３１日（木）教育局）

【説明者】

日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、
吉田勇市町村支援部長、依田英樹高校改革統括監、案浦久仁子参事、
小谷野幸也教育総務部副部長、田中洋安県立学校部副部長、
塩崎豊県立学校部副部長兼市町村支援部副部長、岡島満市町村支援部副部長、
平野雄三総務課長、井澤清典財務課長、田沼康雄教職員課長、南雲世匡福利課長、
佐藤直樹生涯学習推進課長、飯田徹文化財・博物館課長、
竹野谷一幸県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、
廣川佳之魅力ある高校づくり課長、無川禎久ＩＣＴ教育推進課長、荻原篤大保健体育課長、
中沢政人参事兼特別支援教育課長、松本光司人権教育課長、
越晃宏小中学校人事課長、髙田淳子義務教育指導課長、我妻卓哉教職員採用課長、
田中雅人生徒指導課長

【発言】

須賀委員

１　行政報告書５７７ページから５７８ページにある、「ウ　学校教育における人権教育の推進」の性的指向・性自認に悩む児童生徒からの相談体制について、性の多様性の相談に関する専門家を高校１８校、特別支援学校１校に派遣したということだが、まずどのような基準で１９校を選んだのか。専門家とはどういった方々が派遣されているのか、また、児童生徒からの相談と書いてあるので、小中学校の児童生徒も含まれると考えるが、選ばれた１９校周辺の小中学校や選ばれなかったほかの高校などへこの相談サービスの周知はどのように行ったのか。

２　実際に学校からはどのような相談があり、どのような効果や成果があったと捉えているのか伺う。

３　行政報告書６１５ページから６１６ページの下、「カ　新たな県立図書館の整備の検討」について、４県に対してデジタルライブラリーに関する調査を実施したということだが、参考となるような先進事例はあったのか伺う。

人権教育課長

１　専門家の派遣は民間団体に委託をして実施をしており、派遣される専門家は団体の研修プログラムを受けて、ＬＧＢＴＱ当事者の悩みを聞くカウンセリングスキルを取得している方を派遣している。１９校を選んだ基準ということだが、あわせてこの事業の周知というところにも絡むが、市町村教育委員会や学校にこの事業の取組について御案内しており、そこから手が挙がってきたところということで、１９校ということになっている。

２　実際に学校からどのような相談があったかだが、例えば、体の性と心の性が異なる生徒の保護者から校外宿泊行事の部屋割りについて、生徒自身が自認する性の部屋にしてほしいという要望があり、そういう要望についてどのように学校として対応すればよいのかといった相談があった。これに対して派遣した専門家からは、当事者の心情に配慮することが大切であり、一方で、ほかの生徒への配慮等も必要になってくる。その均衡

をとりながら支援を進めていくことが大事であるということから、必ずしも全ての要求に応じなければならないというものではないと、学校として対応できないのであれば、保護者にその理由をしっかり説明して御納得いただくようにという助言があった。どのような効果や成果があったかについてであるが、相談会実施後の学校からの報告によると、相談支援で新たな知識を得ることができた、質問に丁寧に回答してもらって、保護者への対応に生かしていけるといった回答があった。専門的なアドバイスを受けることで、ＬＧＢＴＱ当事者である生徒への対応について、学校の不安が解消されていくとともに、当事者の生徒も安心して学校生活を送ることができるようになるものと考えている。

生涯学習推進課長

３　調査を実施し、参考となる先進事例はあったかといったことだが、現在、新県立図書館の検討については、令和５年１０月に基本構想を策定し、具体的なサービスの検討を行っているところである。検討に当たり、新たな県立図書館に不可欠なサービスであるデジタルライブラリーについて、先進事例の調査を実施したところである。例えば、県立の長野図書館では、県内図書館資料のほか、県内大学の研究論文や博物館資料、国立国会図書館の情報などを一括して検索できるポータルサイトを運用しており、図書館を入口として多様な地域の情報にアクセスできる、そのようなシステムを構築している。そのほかの県でも、デジタルコンテンツ制作のための機材・設備を揃えた施設を図書館に用意して、成果物を県民参加型、デジタルアーカイブに登録できるといった新たな価値を創造する活動を図書館が支援する、そのような事例などの先進事例を収集することができた。これらの事例を参考に新埼玉県立図書館で実施する具体的なサービスの検討を進めてまいりたい。

須賀委員

１　まず、最初の人権教育の件だが、各市町村に声をかけて手が挙がった１９校ということだったが、それが高校１８校と特別支援学校１校だと考えるとこちらに児童生徒って書いてあるその児童、特に小学生に関してちょっと疑問が浮かぶのだが、これは手を挙げた１９校は分かるが、私が最初に伺ったその周りへの周知、要するに小学校等への周知っていうのは行ってないのか。こういう問題って、できれば子供の頃のうちから問題解決してあげたり、周りの助けが入ったほうがいいかなと思うが、改めてその周り、要するに小学校・中学校の子供たちやその保護者の方々に周知はしっかりとしているのか伺いたい。

２　図書館の件だが、各事例は分かった。実際にこれから検討していくってことだが、実際に既に何か進んでいることがもしあれば教えていただければと思う。

人権教育課長

１　初めに先ほどの答弁の訂正から大変恐縮だが、先ほど市町村教育委員会や学校にと申し上げたが、令和５年度は高校と特別支援学校のみを対象としており、今年度から中学校に拡大をしたという状況である。したがって小学校ではということ、子供のうちからというところだったが、令和５年度はそういったところまで対象になっていないということであった。答弁に誤りがあり大変申し訳ない。今後は、中学生あるいは更なる対象の拡大、そういったものについても必要性を検討したいと思っている。

生涯学習推進課長

２　検討の状況、進み具合ということだが、今年度、教育局内におきまして、教育局の職員、県立図書館職員、外部アドバイザーによるプロジェクトチームを設置し、デジタルライブラリーの具体的な検討を進めているところである。プロジェクトチームでは、主に若手の司書を中心に、図書館情報学、デジタルアーカイブの専門家のアドバイスをもらいながら、サービス内容の検討を行っているところである。検討結果については、来年度以降、策定する予定の基本計画に反映をしていきたいと思っている。

人権教育課長

行政報告書には児童生徒という言葉を使っているが、特別支援学校を対象にしていることから、小学部、中学部、高等部ということで、児童生徒としている。

東山委員

１　行政報告書６０７ページ、「イ　県立学校施設の整備推進」の中で、暑さ対策について伺う。令和５年度も６年も、尋常でない暑さだったが、県立学校施設現場からの暑さ対策についての要望はどういったものがあり、どう対応されたか。特に専門高校は、実験実習を行うことも多いと思うので、生徒たちの体調管理は慎重に気を配る必要があると思う。今一般の生活を送っている場所でさえ、熱中症警戒アラートが発せられているときに、クーラーのない部屋で過ごすことは控えるように言われているので、状況を伺う。

２　指導される先生方がいる実習棟などの管理室も対策が必要だと思う。あわせて状況を説明いただきたい。

３　次に行政報告書６０２ページ、「カ　デジタルツールを活用した学校における働き方改革推進事業」について、令和５年度はペーパーレス支援ソフト等を全ての県立学校に導入したとのことだが、超過勤務の縮減に寄与したのか伺う。

４　行政報告書６０２ページ、「キ　『教育の情報化』基盤整備事業」について、県立特別支援学校３校に、校務支援システムを導入したとのことだが、導入した学校はどこなのか。また、効果検証ではどのようなことが明らかになったのか伺う。

５　最後に、行政報告書の６０３ページ「シ　小中学校県費事務システムの再構築」について、システムを再構築することにより、どのような業務が効率化されるのか。少し記載もあるが、具体的にお示しいただきたい。

財務課長

１　埼玉県専門高校校長会や埼玉県高等学校ＰＴＡ連合会など延べ１７団体から、教室や体育館等への空調設備の整備に関する要望があった。次に、要望に対する対応についてである。県立高校の空調設備についてはこれまで、パソコン室等の一部の教室、あるいは、自衛隊機の防音のために設置している学校を除き、保護者負担によって整備をされてきたところである。令和６年度からは、生徒が安全で快適な学校生活を送ることができる環境を整備するということを目的に、保護者が負担している普通教室の空調設置費及び維持管理費を公費で負担し、保護者負担の軽減を図るとともに、普通教室の空調設備を順次、県で更新することとした。

２　教員が授業の準備をするための管理室や準備室について、県では、空調設備の整備は実施はしていない。換気や扇風機等を使用して対応している。なお、教員が執務を行う職員室については、全ての学校に県が空調設備を整備しているところである。

保健体育課長

１　熱中症警戒アラートが発せられた場合の対応についてであるが、熱中症警戒アラートが発出されるのは、普段以上に熱中症対策をとらなければならない、そういう時と認識しており、具体的には環境省が暑さ指数３３度以上を予報した段階で発出するものと認識している。県としては、環境省が暑さ指数３１度となることを予報した段階で、全県立学校に対して注意喚起を行い、熱中症対策をするようメールで伝えているところである。具体的には、県立学校版熱中症対策ガイドラインに基づき、涼しい場所で過ごすことや、適切な水分補給について周知しているところである。

高校教育指導課長

１　暑い状況下での専門高校の生徒の実習の状況であるが、暑さ対策として、例えば、実習室が高温となる実習、例えば鋳造や鍛造、そういったものがあるが、それについては年間の指導計画を調整し、例えば１０月以降、涼しくなってから実施する、そういったことがある。また、実習室以外で実施可能な実習、例えば、工具などが持ち運べる場合については、エアコンが設置された部屋で実施する、こういった事例もある。あとは、例えば、基本的なことだが、適宜水分補給をするように指導、あるいは扇風機等使用するなど、そういった工夫をしているところである。今後やはり近年、猛暑がひどくなっているので、今後は各学校で工夫している暑さ対策の事例の収集や共有、こういったものを図ってまいりたいと考えている。

県立学校人事課長

３　ペーパーレス支援ソフトの導入が超過勤務の縮減に寄与したのかという御質問にお答えを申し上げる。全ての県立学校にペーパーレス支援ソフトを導入したことで、これまで、紙に印刷していた会議資料や、紙で作成していた調査回答書類などをパソコンの端末上で共有したり、起案決裁できるようになるなど、業務の効率化が進んだことで超過勤務の縮減に寄与することができたと考えている。なお、県立学校の時間外在校等時間の割合は、ペーパーレス支援ソフトを導入してから約２か月が経過した令和５年１２月において、月４５時間以内の教員数の割合が、令和４年の同月と比べると、８９．２％から９１．５％と、２．３ポイントの改善が見られた。

特別支援教育課長

４　まず、導入した学校は、障害種別または教育課程の異なる川島ひばりが丘、岩槻はるかぜ、それからさいたま桜高等学園のこの３校をモデル校として先行で導入した。パッケージソフトの校務支援システムを導入するに当たり、使い勝手をよくするための仕様の変更などについて、モデル校で効果・検証を行ったものである。また、この効果検証でどのようなことが明らかになったのかであるが、仕様変更の必要がなかった児童生徒の出席簿に関しては、入力にかかる時間が減った、校務支援システムで処理することにより、チェックなどの確認作業がなくなり効率が上がったなどの現場の声が届いている。また、児童生徒の健康管理に関する保健管理機能、また、個別の教育支援計画などは、本県の帳票類の様式に合うようシステムの仕様を変更することにより、作業効率が高まることが確認できたところである。一方、モデル３校の導入において、当初想定したスケジュールよりも既存のデータを新たな校務支援システムに移行する作業に時間が要すること、また、教員がシステム操作に慣れる期間も想定より必要になることが分かっ

てきた。そこで、令和６年度の全校導入に向けては、余裕を持ったスケジュールを再設定するとともに、今年の７月からであるが、教員に慣れてもらうためのデモ版の利用も開始をしたところである。来年４月の本格稼働に向けて校務支援システムの導入効果が高まるよう、更なる工夫改善に取り組んでまいりたい。

教職員課長

５　小中学校県費事務システムについては、市町村立の小中学校から給与に関する報告を行ってもらうものである。小中学校の事務職員が給与報告を行う際の学校内での決裁方法については、これまで、事務担当者がシステムの報告画面を紙に印刷をして、校長が決裁を行っていた。システムの再構築によって、システム上で報告内容を確認して、電子決裁ができるようになった。これにより、決裁に要する業務がペーパーレス化され、業務の効率化が図られるものと考えている。

東山委員

１　暑さ対策について、普通教室は県のほうで順次対応していくという答弁であったが、特別教室、実習室、また、先生方が多く時間を過ごされる管理室は予定はなし、様々な工夫による対応のみか。空調を整備しなければいけないといった課題認識は持っているのか。予算が過大だという理解ではないのか確認である。

２　デジタルツールを活用した学校における働き方改革推進事業において、現場の教職員の皆様からはどういった声があったのか、具体的な効果や成果を伺う。

財務課長

１　近年の夏場の暑さは大変厳しくなっており、学校設置者である県が空調設備を整備することが望ましいということで課題を認識しているところである。しかしながら、県立学校の施設については、現在も特別支援学校の整備を計画的に実施しているほか、教育施設の長寿命化事業なども必要な状況であり、他の教室への空調整備に係る財源の見通しを立てていく必要がある。そのため、更なる空調設備の設置や保護者負担の軽減については引き続き検討していく。

県立学校人事課長

２　学校現場からどのような声があったか、また、具体的な効果や成果についてである。教科や部活動などの各種指導計画などの起案を電子上でできるようになったといった声や、そのほかにも、紙使用量が減り、職員室内のコピー用紙を置いていたスペースや、机の上に紙の資料を置いていたスペースがなくなり、整理された職場環境が実現できるようになったなどの報告を受けている。ペーパーレス支援ソフトを学校に導入したことで、紙から電子への移行が進み、学校の執務環境が整備され、教職員の負担軽減が図れたと考えている。

細川委員

１　まず初めに行政報告書の５６４ページ、「イ　ＡＩを活用した学びの実践研究事業」について伺う。埼玉県学力・学習状況調査というものを行ったというふうにホームページを拝見した。その調査の結果をＡＩで分析をしたとある。令和５年度からこのＡＩっていう言葉よく聞くようになり、また、ＡＩの活用も大体令和５年度から本格的に始まったのかと思うが、このＡＩの活用について、今回の事業では、このＡＩにどのような

情報をインプットして、その結果どのような形でアウトプットされたかなど、ＡＩの活用方法についてお聞かせいただきたい。

２　また、小学校３校、中学校２校で分析結果を活用して実証研究を行ったとあるが、研究の結果、このＡＩの活用についての有効性や、あるいは効果についてもお聞かせいただきたい。

３　次に、同じく資料４の５７５ページの「（ク）多様な教育機会の確保に関する研究事業」ということで、戸田翔陽高校に不登校生徒支援教室「いっぽ」を設置したとある。この事業は戸田市内の不登校の中学生と保護者が対象だというふうに書かれており、その中で、この令和５年度においての利用者数の数をお聞かせいただきたい。また、この不登校から一歩、二歩、前進をした事例があればお聞かせいただきたい。また、不登校を支援する機関というのは市町村あるいは、民間機関でも数多くあるかと思うが、戸田市のこの高校に支援教室を設置した理由についてもお聞かせいただきたい。また、この事業は実践研究とあるが、どのような研究結果を得られたかについてもお聞かせいただきたい。

４　６１３ページ、「キ　部活動指導充実支援事業」についてのいわゆる部活動地域移行について伺う。令和５年度においてモデル事業を実施したとあるが、この中学校の休日の部活動を、地域クラブ活動移行について、子供たちや保護者からどのような意見が出たのかお聞かせいただきたい。また、このモデル校についての状況の把握、あるいは県が課題研究した結果をどのように分析評価をしているのかお聞かせいただきたい。また、いわゆる地域移行になるので、参加費用だとか、保護者の負担も増えるかと思うが、あと指導者なども気になるポイントになるわけだが、これらについて、どのような状況なのかお聞かせいただきたい。

義務教育指導課長

１　ＡＩには、過去７年分、約６００，０００人の県学力・学習状況調査における教科に関する調査や、学習意欲、学習方法、また、生活習慣などに関する質問調査の結果をインプットした。児童生徒はＡＩ分析により導き出された学力向上のための生活や学習の目標を設定するとともに、県の学力・学習状況調査で間違えた問題の原因と考えられる過去のつまずきが分かる個別アドバイスシートを使って、自分のつまずきを克服するためにタブレット端末を用いて補習問題に取り組むことができるようになった。また、個別アドバイスシートにある児童生徒の生活や学習の目標に対する自己評価の状況など、児童生徒の頑張りを見ることができる学級アドバイスシートを教員にアウトプットした。

２　ＡＩの活用の有益性や効果についてである。ＡＩ分析により導き出された、学力向上のための生活や学習の目標が設定されたり、県の学力・学習状況調査で間違えた問題の原因と考えられる過去のつまずきが分かったりした。それにより、児童生徒は漠然としていた目標がＡＩ分析により明確になることで、具体的に目標達成した自分の姿がイメージでき、見通しを持って行動することができるようになった。また、補習問題を解くことにより、以前に学習した内容を振り返って学習することにつなげることができた。また、教員はこれまで気がつかなかった児童生徒の学習のつまずきが分かることで、以前に学習したことを振り返って学ばせるなど、より個に応じた指導を実践するなどの成果が見られた。

生徒指導課長

３　まず利用者数であるが、令和５年度は６名、今年度については現時点で５名という利用状況になっている。設置した経緯であるが、基本的に不登校児童生徒の支援について、市町村の教育支援センターの機能強化とか、そういったところのノウハウについて、県としてもしっかりとそのノウハウを提供したいということで、県が直接、戸田市の不登校児童生徒を支援するという目的で設置したものである。成果としては、事業については１日４コマの授業を個別で行い、生徒が自分のペースで学習できるよう、教室の利用計画を生徒とスタッフが相談しながら作成して一人一人丁寧に支援しているとか、そういったことをやりながら後は地域の資源を活用して体験活動を実施していると、こういった取組を進めることにより、生徒からは、勉強へ自信を取り戻せた、将来の自分がイメージできるようになって目標を持って勉強に取り組めるようになったというお話を聞くことができ、生徒の意識の変化が見られた。こうした「いっぽ」で学んだ生徒については、昨年度、中学生３年生４人全員が高校に進学、３年生は４人ですね、高校に進学し、生徒の社会的自立を支援する取組として日本の有効性が出ている。こうした実践研究は、こうした成果やノウハウを市町村に発信して、今後も引き続き努めてまいりたいと考えている。

保健体育課長

４　部活動の地域クラブ活動への移行に関しての質問に対してお答えを申し上げる。モデル事業に参加した生徒たちや保護者からどのような意見があったのかというところだが、参加した生徒や保護者にアンケート調査を行ったところ、専門的な指導が受けられて意欲的に活動に参加することができたという意見や、技術が向上したなどの意見があった。さらに、満足度の調査では、行ったどの市の生徒、保護者ともに、８０%以上の方が地域クラブ活動に肯定的な回答を得ている。成果としては、参加した生徒の技能の向上が図れたこと、そして他校の生徒とのつながりが生まれて、互いの活動を知ることができたこと。さらに教員にとっても、負担軽減につながるなどの効果があったと、そういったことが分かったというところが成果である。他方で、実際にこのモデル事業を行って、各地域の実情は様々だと、あとニーズも様々あるということも、改めて把握することができたというところも成果であり、今後の課題としているところである。また、地域クラブ活動への参加にかかる費用の受益者負担については、引き続き、保護者への丁寧な説明が必要であること、指導者については教育的配慮ができる、子供に寄り添った指導ができる、指導者の確保が課題だと捉えている。また、参加費用や保護者の負担、指導者の質などというところであるが、まず参加費用等の保護者への経済的な負担についてであるが、今回の事業については、参加する生徒のスポーツ傷害保険の加入費等の費用について、委託事業費を活用して保護者の負担をなくした地域や、保護者に丁寧に説明した上、保険料の一部を徴収した市もあった。指導者については、例えば、地元の剣道連盟の指導者や、中学校の外部指導者に依頼したり、市で再委託した運営主体者が雇用した指導者が指導に当たるほか、教員が、兼業届を提出して指導した、そういった例があったところである。

細川委員

１　戸田翔陽高校の「いっぽ」についてだが、令和５年度が６名ということであった。不登校のお子さんについて多い少ないというのは議論するつもりはないが、このデータ、６名のデータで非常に有効性があったというようなことは難しいんじゃないかと思う

が、この数についてどのようにお考えなのかひとつお聞かせいただきたい。
２　もう一つ部活動の地域移行についてだが、先ほどアンケートの結果、専門的な指導を受けられたあるいは向上した、満足度が８０％あったというお話だった。私の住んでいる越谷市でもこの移行のモデルでアルファーズ、プロチームで、この地域の方をモデル事業として行っていたが、プロに教えてもらうのは、もちろん中学生も大変うれしいことで満足度が高いのは当たり前だと思う。一方で、このプロスポーツ等がない地域とか、ないスポーツもあるわけだが、そういうところは受皿となるのが、いわゆるクラブチームや市内にある文化連盟、あと、スポーツとかレクリエーションの協会になるわけである。こういったところの意見や話を聞くと、本当にこの受けられるのかどうかとか、そういった意見を多く聞く。そこで伺いたいのが、このモデル事業を令和５年度に行った上で、例えば、市町村担当者やこういった受皿となる協会の声をちゃんとお聞きになったのかどうかお聞かせいただきたい。

生徒指導課長
１　「いっぽ」について、６名で、利用人数が少ないのではないかという話についてである。「いっぽ」の定員については当初の想定で８名から１０名程度を想定していて、これは全体のキャパシティなど、もともと不登校児童生徒数については大人数での活動が苦手といったところから、８名から１０名ということで設定している。定員に満たない状況にあるが、令和４年度は１０名であった。昨年度６名ということで、現在も満たしていない状況だが、これについては課題として認識しているので、引き続き、例えば、魅力のある活動ということで体験活動などを重視しながら定員に達するように努力していきたいと考えている。

保健体育課長
２　部活動の地域クラブ活動への移行の関係について、市町村の担当者や協会の方の意見等を伺っているかというところであるが、ただいま、令和６年度において、県内の全市町村を当課の担当者が順に回っており、直に、それぞれの市町村担当者とフェイストゥフェイスで、今、課題を共有しているところである。やはりその中で、地域によって様々な、先ほどおっしゃられたようなプロスポーツチームが地元にないところではどうするのかとか、そういった課題も頂いて共有しているところである。協会の関係者の方には、県体育協会関係、県体育協会とも情報交換等も行っているところである。

城下委員
１　要求資料３８、それから行政報告書の５６４ページ、「ア　学力・学習調査状況調査実施事業」であるが、今年で１０年目を迎えるということで、令和５年から６年にわたる契約額が約１億７，０００万円ということだが、今までのデータ収集は県教委の施策にどのように生かされたのかお願いする。
２　文科省も、不利な家庭環境に置かれている児童生徒が数多く在籍する学校では、学級の規模が小さいほど正答率が高くなると、このように言っている。県の学力・学習状況調査によれば、これまで既に約２０億円の予算をかけられている。子供たちの学力を上げるという点であれば、少人数学級を進めることが非常に大事だというふうに思うが、今回１０年目に入るということで、この事業についてはどのように総括されたのかお願いする。
３　行政報告書の５９０ページである。「ウ　特別支援学校整備事業」についてだが、さ

きの６月定例会でも、特別支援学校の過密問題を取り上げながら、新築も含めて、改善を求めてきた。令和５年度の１０月の時点での不足教室数は１８９である。令和３年から令和５年度に、この不足教室の解消に向けて取り組まれているが、二つの教室しか解消されてないということがある。なぜこの２教室にとどまったのか。

４　令和２年から６年まで、教室不足の解消をするための集中取組期間であるが、この１８９教室をどのように解消するのか、どういう議論がされたのか。

５　行政報告書の５９１ページ、「エ　特別支援学校医療的ケア体制整備事業」の医療的ケア児への支援という観点で、スクールバスに乗車できない医療的ケア児のタクシー利用の通学についてであるが、看護師が同乗するに当たっての費用負担を県が出していくということでは評価している。しかし、保護者からは希望どおりに使えなかったというような声も寄せられている。こうした中で、先の９月定例会では、補正予算も組まれたが、どのような利用希望を令和５年度は把握していたのか。

６　看護ステーションと保護者が契約を結んで、その費用を県が払うわけだが、看護師が手配されなかったという状況もあったようだが、その辺は解消されたのか。

７　行政報告書の６００ページ、「シ　教職員の健康管理の充実」のメンタルヘルス、教員の健康管理について伺いたいと思う。資料でも書いてあるが、教員の休職者が、令和５年度は４２２名、そのうち３３０名がメンタル疾患ということで休職されている。本当に増えてきているなということを改めて読み取ることができたが、この要因をどういうふうに受け止められているのか。やはり長時間労働が原因になるんじゃないかと思うが、その解消策はどういうふうに議論されたのかお願いする。

８　未配置・未補充についてである。資料要求１３だが、依然として、小学校１１０人、中学校４１人の未補充があるわけであるが、教育長は繰り返し、取り組む決意を述べているが、抜本的に改善されない理由は何なのか、この点についてお聞きしたい。

９　臨時的任用職員の登録も増えないということで、ペーパーティーチャーセミナーなども取り組まれているが、抜本的な解決には至っていない。この前の党県議団の質問でも、やはり定数内の１割を臨任教員でカバーするのではなくてやはり正規に転換すべきだということで、当時の教育長が、採用枠を拡大することで、臨時的任用職員の削減に取り組んでいくと答えられている。令和５年度は採用枠が拡大されたのか、答弁いただきたい。

10　行政報告書６０３ページ、「ア　魅力ある県立学校づくり推進事業」だが、昨年の決算特別委員会で鳩山高校と越生高校の統廃合について準備委員会が開かれたが、地元の方が参加しているのかということについては、依頼したけども参加されてないということであった。その後、令和５年度、いろいろ取り組まれたと思うが、準備委員会に参加してくるようになったのかどうなのか。

義務教育指導課長

１　県の学力・学習状況調査を継続的に実施し、調査結果を分析することで、児童生徒一人一人の学習内容の定着や学力の伸び、学習意欲などをきめ細かく多面的に把握をし、一人一人の実態に応じた指導の充実を図ることができた。また、学力の伸び悩みが見られる市町村や学校に対しては、調査結果を基にした指導助言を行ったり、追加の教員を配置し、重点的に支援したりすることで、当該市町村や学校の学力向上につながっている。さらに、県全体の事業改善を進める取組として、例えば、児童生徒の学力を伸ばしている教員の授業を撮影したものに、大学の教授等による解説をつけた映像資料を作成し、研修などで活用することにより、学力向上に効果的な事業のノウハウを共有普及さ

せ、教員の授業改善を図っている。こうした取組を行ってきた結果として、全国学力・学習状況調査では、調査を開始した平成２７年度当初は、全ての教科で全国の平均正答率を下回っていたが、今年度は、小中学校４教科のうち、４教科全てで全国平均正答率以上となるなど、着実に児童生徒の学力向上の傾向が見られている。

２　委員お話しのとおり、学習へのつまずきと家庭の社会的・経済的背景に関連があるということは県の学力・学習状況調査からも明らかになっており、そこで県では、県の学力調査の結果を基に、家庭の経済状況などから、学力に課題のある児童を重点的に支援し、学力の向上を図る事業を昨年度県内１０校で行っている。具体的には、追加の教員を配置し、少人数指導や休み時間、放課後での学習支援、家庭地域との連携による支援などを行っている。１０年の総括ということだが、こういった県の学力・学習状況調査を実施することにより、データに基づく教育施策、また、学校におけるＰＤＣＡサイクルの推進といったものが進められたことによって、学力向上につながったというふうに考えている。

特別支援教育課長

３　文部科学省の公立特別支援学校における教室不足調査において、埼玉県の不足教室数は１８９教室である。令和３年度以降、岩槻はるかぜ特別支援学校、また、高校内分校６校の整備、既存特別支援学校の校舎の増築などを進めてきたが、令和３年度から令和５年度に、県立の知的障害特別支援学校の在籍児童生徒数が６２９人増加をしたため、その解消については二つの教室にとどまっているというところである。

４　この１８９教室については、令和５年１０月現在の不足教室数であり、この集中取組期間のうちの令和４年度までに整備した教室数、これはこの中に盛り込まれてしまっていることから、単純にこの１８９教室の不足数と集中取組期間に整備した教室数、これは単純に比較はできないものというふうに考えている。調査時点である令和５年度１０月以降の取組だけを見た場合であるが、令和５年度に三郷特別支援学校三郷北分校など高校内分校３校、１８教室を整備したところである。また、現在、令和８年度及び令和１０年度供用開始ということで、川口特別支援学校の増築にも着手し、普通教室２９教室程度整備する予定である。しかしながら、これらの対策を講じても過密の状況は解消に至らないという見込みである。こうしたことから、現在、教育局では来年度を初年度とする、次期特別支援教育推進計画を策定するために準備を進めている。この計画の中で、児童生徒数の推移、これもしっかり踏まえながら、様々な方策を盛り込んでまいりたいというふうに考えている。

５　令和５年度当初予算編成においては､その時点で保護者や学校からの聞き取りにより、年間を通じ５０人の利用を見込んでいたところであるが、事業開始当初、利用者がなかなか思うように増えず、資料にも記述のとおり２２人の実績であった。そのため、令和６年度は、当初予算編成において、令和５年度の事業実施状況を考慮し、令和５年度と同額で見積もったものである。

６　保護者や学校から看護師、また、福祉タクシーが見つからないという声が寄せられ、事業所などを県教育委員会で訪問させていただき、この通学支援制度の周知を行ったところである。その結果、彩の国・医療的ケア児通学支援協力企業ということで、９２の企業の皆様に御協力を得て、登録ということでホームページの掲載をさせていただいている。その結果、令和６年度は非常に多数の申請がなされたものというふうに受け止めており、一定の解消を図られたものというふうに理解をしている。

福利課長

７　精神疾患そのものの原因が仕事上のストレス、家庭の問題といった私的なもの、あるいは、個人の性格などが複合的に絡み合っていることから、一概に要因を断定特定することは難しいと考えている。したがって、増加要因についても、断定が難しいと考えている。なお、参考として申し上げるが、県教育委員会には教職員が休職に入る際に、その疾病に関して審査を行う教職員健康審査会というのを設置している。現在は１４名の医師をもって構成されているが、この審査会の委員の見解では、精神疾患が増加している背景として、生活環境が複雑になり心理的負担が増加していること、ストレスに対する個人の耐性が低くなっていること、そして一般疾患と精神疾患の垣根が低くなっており、身体疾患の原因が明確でない場合、精神的な誘因であると考える傾向が強くなっていることなどが挙げられている。

小中学校人事課長

８　委員御指摘のとおり、小中学校における教員の未補充の状況については、一部改善は見られるものの依然として多い状況であると認識している。改善できていない主な理由としては、本県においてはここ数年、大量採用を行っており、産休や育休を取得する教員も増えており、それに伴って、代替の教員が十分に確保できていないことなどが挙げられている。

９　小中学校の本採用の教員については、ここ数年、小中学校合わせて１，０００名を超える大量採用を行ってきた。その結果、代替教員は除き、臨時的任用教員の数は、年々減少しており、昨年度は、令和３年度と比較して小学校は１１４名の臨任の減少、それから、中学校については１５４人、臨時的任用教員は減少している。御指摘のとおり、計画的に本採用教員は配置できるようにしていきたいと考えている。なお、産休や育休などの代替については法律により臨時的任用教員等に限られているので、こちらについては、引き続き、代替教員の確保についてあらゆる方策を講じて努めてまいりたいと考えている。

魅力ある高校づくり課長

１０　新校の開校準備に当たっては、学校関係者、地元関係者による新校準備委員会を、各再編整備の学校ごとに設置をして準備を進めているところである。その委員会の設置に当たり、鳩山町に委員としての参加協力をお願いしたところであるが、町の議会の方から存続を願う立場の意見書を出しているため協力が難しいというお答えをいただいた。このため、新校準備委員会については、鳩山町の行政関係者等の選任をせず、越生町関係者、外部有識者、越生高校のＰＴＡ後援会、鳩山高校の後援会同窓会の代表の方に御参加いただき、御意見を伺っているところである。

城下委員

１　まず、特支の教室不足だが、今の推進計画の中でも、現場の声はしっかり反映させていると思うが、保護者や学校現場の声ということについては、引き続き、くみ上げていくという理解でよいかどうか。

２　それから最後に答弁いただいた、魅力ある県立学校づくりの推進事業については、参加されてないということで、ただ、地元の声っていうのはやはり丁寧な説明というのは重要だと思っているので、これについては、引き続き、説明、現状等の情報提供というのはやっていくという理解でよいかどうか。

特別支援教育課長
１　しっかり現場の声も聞きながら策定を進めていきたいと思う。

魅力ある高校づくり課長
２　鳩山町の対応の件だが、委員お話しのとおり、引き続き、丁寧に町の方に情報提供するなど適切に丁寧に対応してまいりたいと考えている。

長峰委員
　教育委員会作成の不祥事防止研修プログラムという令和３年度に作成されたものが令和５年度において更新されている。これを踏まえた上で、令和５年度において県内の教職員のいわゆる不祥事発生件数、その処分の種類別について、教えていただければと思う。

総務課長
　令和５年度は、教職員については合計で２９件の処分を行っている。種類別ということだが、２９件の内訳としては、体罰が１件、交通事故の関係が６件、わいせつ行為が１６件、その他の非違行為が６件で計２９件である。

長峰委員
　そういった２９件の事案を踏まえた上で、令和５年度の中での対応を含めて、今後の改善に向けた何らかの御所見、何か得られたものがあれば説明をお願いする。

総務課長
　教職員による不祥事がこのような形で発生していることは、教育への信頼を根底から揺るがす極めて憂慮すべき事態である。あらゆる手段を使って根絶していかなければならないと考えているところである。令和５年度は、まずは不祥事根絶アクションプログラムを令和５年５月に改訂しており、こちらは、具体的には児童生徒性暴力等防止法への対応など、そうしたところを加えたり、また、不祥事の具体的な起こった詳細を分析して、その分析結果を基に取組の方に反映していくと、そうしたことを行っているところである。今後、改訂した不祥事根絶アクションプログラム、また、研修プログラムも随時、新しい内容やその分析の結果等を加え、改訂・追加等を行っているので、こうしたものを徹底的に活用して、着実に不祥事防止の取組を実行していく所存である。

萩原委員
１　行政報告書５６９ページ、「イ　小１問題対応非常勤講師の配置」について伺う。この非常勤講師の勤務のサイクルも含めてお聞きする。こちらの資料の記載では１３８人が配置されたとあるが、どれだけの市町村に配置されたのか、併せて、その配置数について市町村から要望があったかと思うが、その要望数についてどれだけ対応してきたのかという点についても伺う。
２　配置された非常勤講師の時給について、その額も教えていただきたい。
３　行政報告書の５９２ページ、「（２）不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」で「ア　民間団体等との連携」についての記載がある。官民連携会議と不登校の子供を支えるセミナーについて、どのように取り組んできたのか、また、その効果もお聞きする。また、県が把握しているこのような民間団体というのはどれだけあるのか、それに

ついてもお聞きする。

小中学校人事課長

１　幼児期と小学校入学時期の円滑な接続を図るために行っている事業であり、特に小学校１年生だと、授業で座っていられないとか、あるいは担任の言うことが聞けないとか、そういった児童がいるので、そういった児童に対応するために非常勤講師を配置している事業である。時間数だが、年間で４２０時間配置しており、週２９時間以内の中で、学校の裁量で配置できるようになっている。市町村からの要望ということであるが、３８０の要望があって実際につけているのは１３８配置しているという状況である。こちらについては、それぞれの学級の状況もよく検討して、限られた予算の中で効果的な配置をということで検討して配置を進めているというところである。

２　時給換算すると約２，９００円程度の時給ということになっている。

生徒指導課長

３　不登校児童生徒の支援及び保護者の支援について、不登校親の会や民間団体と意見交換等具体的な支援に向けた取組を行っているもの、これが官民連携会議になる。民間団体や不登校親の会から委員を選出して、年３回実施しているという形になっている。主な取組としては、会議を通じて保護者や教員が不登校に対する理解を深める、不登校の子供を支えるセミナーを開催していると。それの開催に向けて協議や運営、準備等をしているという形になる。この不登校の子供を支えるセミナーだが、具体的なその専門家の講演、あとは不登校経験者やその親の方がパネルディスカッションをして、不登校経験について語ってもらうとか、不登校時代に、自分たちは家庭でこういう対応したとかそういったことをパネルディスカッションで話をしてもらうと、そういった取組をしている。また、悩み相談・進路相談、フリースクールやサポート校等を紹介する機会を設けたりすることで、登校復帰も含めて社会的自立につながる支援をしているということになる。令和６年も実施して、令和６年７月２８日に実施して今回会場を大きくして大宮ソニックシティの小ホールでやったが５００人というところで実際どれぐらい来るかというところだったが４８８人と大変盛況いただいた。こういったことを通して、不登校児童生徒の悩みを抱える親と、特に親の会とつながるというところが大きな効果というように考えている。もう一つ、民間団体の数だが、令和４年度の数字で大変恐縮だが、県内１２８の民間施設、団体施設がある。

小中学校人事課長

１　先ほど御質問の中で配置している市町村の数というところの御質問だが、６１市町村であった。

萩原委員

１　この非常勤講師についてだが、ちょっと答弁漏れがあったかと思うが、どれだけの、いわゆる市町村からの要望数があって、それで配置がされているかと思うが、それについて、お答えをいただきたいというように思う。

２　年間４２０時間という話だが、現場の話を聞くと実際、今は半年で大体終わってしまうというふうなお話である。年間の勤務の中で、半年で終わってしまうとなると、現場では、結構その学校に慣れてくると、それなりにまた児童の対応が難しくなってくるっていうお話もしている。今、ここについて、実際そうなっているっていうところに対す

るこの認識、それについても伺いたいと思う。
３　時給についてだが、他の勤務されている支援員とさほど変わらないというふうなお話もお聞きすることがある。学校の教員の経験者という、それなりの力を持った方が、お仕事をされているっていうようにお聞きもしているが、実際にそれだけの時給であるっていうのが、どうなのかというふうなお話なんかもいただいているのでそこについての根拠もお聞きしたい。
４　この不登校児童生徒の関係になるが、それだけの民間団体があるということで、この不登校の状況っていうのは、それは様々であるし、その理由も様々だというように思うが、様々な相談体制があると思うが、保護者にとっては、こういうような民間団体というのは、一つのやはり拠り所になるのかなというように思うし、そういうところにどうやってつなげていかれたのかっていう風なところ、そういうところに対する取組についてもお聞きしたい。

小中学校人事課長
１　まず１点目の要望数のところだが、全市町村から３８０校の要望があった。配置したのは、１３８校ということで、改めて、申し訳なかった。
２　配置の期間だが、４月から９月の期間で設定をさせていただいている。これは基本的な生活習慣が身に付いていない子供たちへの指導を重点的に行うということで、入学からできるだけ早い時期に、そういった指導を行うという意味も含めての半年である。この後どうするのかという部分については、学級運営がうまくいかない場合の非常勤講師の配置というものもある。やはり学級の状況を見て、改善が難しい１年生の学校がある状況であれば、そういったものも配置できるということで、我々も改めて市町村には促して、学校の支援をしっかりとやらせていただく。
３　時給のお話である。２，９００円程度というところで、この金額についてだが、決定については、こちらは会計年度の学校職員の報酬に関する条例規則というものがあって、そちらに基づいて定められているものだが、やはり一般教員との給与の均衡等も踏まえて決定されているものなので、今後そういった動向も見ながら、決定されていくものかなというように思うが、引き続き、これらの先生方についてはしっかりと我々もサポートして、仕事をしていただけるようにしていきたいと考えている。

生徒指導課長
４　民間団体への支援をどうつなげていくかというお話だが、先ほどのお話をさせていただいたセミナーの方には、実際にフリースクールや民間団体で不登校児童生徒を支援している団体に参加いただき、その場で相談会もしていると、そういったところでつないでいるというのがまず第一です。あとは先ほどの繰り返しになるが親の会、ここも民間団体とのつながりっていうのを官民連携会議等を通じてネットワークがあるので、親の会を通してそういったところに支援につなげていくと、そういう取組をしている。また、もう一つ県としては、県のホームページに子供たちとその保護者のための不登校支援サイトというのを設けており、学校が連携をとっている団体等を掲載、また、市町村の相談窓口も含めてだが、そういう民間団体をホームページの方で一覧で掲載しており、そこを御紹介してるというような形で支援、連携の方をとっている、つないでいるという形をとっている。

萩原委員

それでは再々質問させていただく。非常勤講師の件ですけれども、実際に、市町村からの要望に対しては半分以下の配置だったということで、これは予算の話も若干あったわけだが、ここについて、まず、どういう基準でその数になってしまったのかっていうところの答弁をお願いする。

小中学校人事課長

委員御指摘いただいているところで、市町村によってはたくさん申請したのに思ったとおり配置されなかったという状況もあるのかというふうに思っている。１校１校の状況を見て、これは入学前の情報等も踏まえ、どういった課題のある児童が在籍しているのかと、そういったところを踏まえて、どの学校に配置すればいいかということで我々も限られた財源の中で配置校を検討しているというところである。しかしながら、今御指摘もあったので、改めて、どこの学校に配置すべきかという検討については、もう一度しっかりと各学校の状況を見て、配置できるように我々も努力していきたいというように思っている。

髙木委員

１　行政報告書の５６１ページ、「６　質の高い学校教育のための環境の充実」の中でＩＣＴ教育について触れられている。私は、一般質問においてもＩＣＴ教育の中で動画配信、家庭学習のための動画配信を充実するようにというふうなことを申したことがある。それでこの動画配信だが、この県の総合教育センターの家庭学習支援サイトの中に動画というふうなものはアップされているが、令和５年において、増えているというか、どれぐらい増加したのかということをまずお尋ね申し上げたい。これは教育の平準化というか、差をなくす意味においても重要だと思っているので教えていただきたいと思う。

２　５７３ページ、「イ　ネットトラブルサイト監視事業」の中だが、昨今、闇バイトの話が非常に出ている。これ闇バイトといっても最近は殺人事件まで発展して恐ろしいものがあるが、当時、令和５年においてももちろんいわゆる受け子で、特殊詐欺といったものがもうずっと言われているが、このネットトラブルを相談できる環境というのが学校の中であったのか。例えば、こういうサイトがあるけれど、どうなんだとかいう、簡単なことを行言ってしまうと一番身近な相談先として学校がなっていたのかというふうなところを確認したいと思う。それとともに学校だけではなく、いわゆる警察との協力関係というふうなものがあったのか、それについて教えていただきたいと思う。

高校教育指導課長

１　総合教育センターにおける動画がどのくらい増えているかについては、ただいま確認する。

生徒指導課長

２　ネットトラブルに関して、今、闇バイトというお話があったが、そういったものについては、例えば、闇バイトについては県警とも連絡して各学校で実施している非行防止教室、これを開催しており、そこで実施をしている。例えば、闇バイトについてもその危険性や手口等を周知して、児童生徒が加害者にも被害者にもならないための教育を実施していると。闇バイトの件について、具体的には例えば、ＳＮＳやネット掲示板の高収入、短時間などの売り営業で募集しているアルバイトに注意することとか、簡単に大金を稼げるアルバイトなんてものはないというようなことを警察作成のポスターを使

って周知していると。こうした闇バイトという特殊詐欺についても非行防止教室の中で、令和５年度は小・中・高合わせて２３８校実施しているという状況がある。警察との連携についてもこの非行防止教室、これを開催する中で警察とも連携して先ほど申し上げたとおり、警察のポスターなんかも活用しながら周知していると。あとは実際学校で発生したネットトラブルについても警察に相談したり、警察が来校して関係生徒に聞き取りを行う場合もあったりして、そういった実際起きた対応についても警察との連携を行っている。

高木委員

ネットトラブルについて再質問を一つしたいと思う。この非行防止教室、私もそういうものがあると存じ上げなかったが、その中で一方的にこういうものがありますよと言ってもなかなか生徒は響かないものがあるかもしれないと懸念をするが、そのレビュー、例えば、そこに参加した人たちが大変勉強になったとか、そういったアンケートみたいなものを含めて、しっかり、どれぐらい周知されているのかというところまで踏み込んだものになっているのかというのを最後に教えていただきたいと思う。

生徒指導課長

学校ではそのようなアンケートではないかもしれないが、非行防止教室の効果について確認しているということは確認していると思われる。ただ、県教委としてそのアンケートを実施して集計をしているかということについては、実際実施してないという形になる。この非行防止教室については、基本的には令和５年度は全１，２０６校で１回以上、非行防止教室を実施しているということで、その中で、しっかり取り組んでいっているものというように認識している。

平松委員

１　行政報告書５６０ページの不登校の問題である。不登校児童生徒を支援するため、一人一人の状況に応じた多様な教育機会の確保に努めたというふうに記載もある。取組をされているところではあるが、令和４年の状況を見ると、小学校での増加率がかなり大きくなっている。また、中学校での不登校の割合も非常に高い状態が続いているわけであるが、この辺の分析というのができているのかどうかという点についてお聞かせをいただきたいと思う。

２　また、どのような原因で不登校になっているかという分析はされていると思うが、その辺どうなってるかというところと、その原因に合わせた個別最適の支援というのが、どのようにできているのかという点についてお聞かせをいただきたいと思う。

３　不登校になっても学びを止めないということが大切だというように思うが、オンラインで授業に参加できると、学びを止めないような取組というのはどのようになっているのかという点について、お聞かせをいただきたいと思う。

４　不登校の児童生徒の学力の状況については、捕捉をされているのかという点についてお聞かせをいただきたいと思う。

５　特別支援学校についてお聞きする。行政報告書５９０ページ、「ウ　特別支援学校整備事業」ということで記載がある。昨年、和光南特別支援学校に関する要望もいただいたところで実際に視察に行った。中沢課長の御同席にも感謝する。大変ひどい状況で、一学級を一教室で確保できないのでパーテーションで区切って分割をしたり、あるいはトイレが不足していたり、あるいは職員室がかなり過密化ということで、執務環境につ

いて、かなり辛い中で先生方もやってらっしゃるという状況であった。給食の配食についても、限界に近いような状態っていうのを確認したところである。急激に児童生徒数が増加したというところは理解をしているところだが、在校している児童生徒の方々に申し訳ないなというような状態であったことは間違いないところである。教室の方については先ほどやりとりあったので分かったが、ただ、下駄箱だとかトイレだとか女子更衣室だとかは、予算をつければ、下駄箱が足りないとか、そういったところが解決できるようなことも進んでいなかったという状況があった。また、塙保己一学園も視察をしたが、目の見えない生徒の方々が通う学園だが、体育館が雨漏りしていて、それも大分長い時間直せないのでバケツで応急処置をしていた状態が続いていた。こういったところに機動的に対応できるような体制だったりだとか、予算配分だったりだとか、その辺はぜひ考えていただきたいというように思うが、その辺はどんな御認識なのか。

６　和光南特別支援学校の関係だが、南部・東部というのは増加傾向にあるというふうに御認識をされているところだが、和光国際高校と和光高校の統合というのも予定をされているが、活用できる校舎が数年後にはできる可能性があるわけだが、こういったところを活用しての開設というのは考えがあるのかどうかという点についてもお聞かせをいただきたいと思う。

生徒指導課長

１　小中学校ともに不登校児童生徒の増加の要因としては、児童生徒の休養の必要性を示した、いわゆる教育機会確保法の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化、まずこれが考えられる。ここのところコロナという話があるが、この中で休校となった令和２年度から学校生活が通常に戻りつつある中で、生活環境の変化による生活リズムが乱れやすい状況や、新たに交友関係を築かなければならないなど、登校に対する意欲が湧きにくい、そういった状況もあったことが背景にあると捉えている。小学校においては、低学年段階での不登校が増加している。その理由の一つとしては、コロナ禍で対面での交流が制限される中で、低年齢での期間中に集団でのコミュニケーションが十分に培われなかったことが影響しているのではないかと考えている。中学校においては特に中学校１年生の新規の不登校者数が１，８３３人と大きく増えており、これは小学校各学年の新規数と比較しても多い状況である。これは思春期を迎え、精神的に不安な時期になることに加え、中学校への入学に伴い、生活のリズムやルール、学習内容の難易度、人間関係などが大きく変化する中で、新規の不登校者数が増えているのではないかと考えられる。先ほど数字を、中学校１年生の新規の不登校者数が１，８８３人と答えるべきところ１，８３３人と答えてしまった。１，８８３人と訂正させていただく。不登校の原因について、どのような原因で不登校になっているか分析はどうなっているのかというお話である。不登校の要因については、これは国の調査によるが、小中学校ともに無気力・不安が最も多く、約半数を占めていると。調査は無気力・不安が最も多くなっているが、なぜ無気力なのか、どのような点に不安を感じているのかという点をしっかり分析していく必要が県としてもあるというように考えている。そこで不登校の要因や増加している要因について、各学校現場にも聞き取りを行っている。その中で出てきた意見としては、こちらもコロナという影響が今のところは非常に多く、コロナ禍で、特に学校行事等の多くが制限を受けたことで、児童生徒間の深い人間関係がつくりにくかったとか、コロナ感染症の不安から休むことが多かったと。そこで生活が乱れてコロナ禍が過ぎた現在でも学校に登校できない子供がいるといった声があった。そうしたいろんな要因を聞いている中で、特に多く聞かれたのが、この不登校の要因・

原因については、学校としても例えば、専門家のスクールカウンセラーなどと連携して何とか把握、改善、解決していこうと努めているが、本人・保護者も理由がよく分からない、何となくと明確な理由が分からない状況がよくあるといった声も多くあった。不登校の要因については、児童生徒個々の内面に属する部分もあるので、要因を完全に特定するということ自体に困難なこともあるが、引き続き、要因を分析し的確な支援につなげていく必要があると考えている。

２　個別最適な支援について、不登校の未然防止から、長期化の対応など、総合的な不登校対策をまとめた県作成の不登校生徒支援ガイドブック、これを県の方で令和６年３月に作成させていただいた。児童生徒の状態に合わせた支援方法を索引できるページを設けている。本ガイドブックを活用して、各学校の不登校対策において、児童生徒一人一人の状態に合った支援が確実に行われるよう働き掛けている。また、担任や養護教諭を中心としたきめ細かな観察から児童生徒の状況を把握し、校内で共有するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門スタッフが連携して、一人一人の状況に合わせた個別支援に努めているところである。

３　オンラインで授業に参加できる不登校児童生徒が学びを止めない取組についてである。登校できてない児童生徒に対しては一人一台端末を活用して、自宅と教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにするなどの支援を行っている。また、学校に登校ができているけれども教室に入ることができない児童生徒に対しては、学校内の空き教室等を活用した校内教育支援センター、国の方でスペシャルサポートルームという名称をつけているが、こうした推進をしており、そこの別室での支援を行っていると。この別室と教室をオンラインでつなぎ、教室の授業を受けるなど支援を行っている学校もある。このほか、不登校児童生徒一人一人のニーズに合わせた教育機会の確保に向けて、市町村が設置している不登校児童生徒の支援機関である教育支援センターなど、学校外の学び、多様な学びや居場所につなげていくことも重要だと考えている。県としても教育支援センターの充実に向けた支援を行い、不登校児童生徒の学習機会の確保に向けた取組を充実させていく。

４　最後の部分である児童生徒の学力の状況の把握・捕捉についてということであるが、県としては市町村立学校の不登校児童生徒の学力の状況については把握していない。児童生徒一人の学力の状況については、不登校の児童生徒も含め、市町村で把握しているものと認識している。

特別支援教育課長

５　和光南特別支援学校の過密状況については、私どもとしても喫緊の課題であると重く受け止めている。まずは、短期的対応として、学校から様々な要望を聞き、令和５年度には、音楽準備室などの普通教室への転用、また、和式トイレの洋式化、給食関係備品の整備など、教育環境の改善を行ったところである。また、今年度においても、学校と様々な相談をしながら、トイレの洋式化について既に予算を措置したところである。一方で長期的な解決に向けては、先ほども少し答弁で触れさせていただいたが、次期特別支援教育推進計画の中でしっかりその対策を盛り込んでいきたいというように考えている。

６　県ではこれまでも、県立高校の再編により未利用になった施設を活用し、県立の知的障害特別支援学校の設置を行ってきた。こうした未利用の県有施設の活用は県立特別支援学校の過密状況を改善する有効な方策の一つであるというふうに考えている。今後の児童生徒数の推移をしっかり踏まえながら、再編整備後の県立高校跡地を過密対策に活

用することも選択肢の一つとして、しっかり検討していく。

財務課長

５　塙保己一学園に関しては学校との連絡調整を密に図り、体育館の雨漏りについては、現在、修繕に向けて準備を進めているところである。また、学校施設の修繕要望については年一回、各学校とヒアリングを実施するとともに、緊急性のある修繕については随時御相談をいただいており、限られた予算の範囲内であるが、速やかに対応し、教育活動に支障が出ないように対応しているところである。また、御質問の中で、学校で下駄箱などが足りない状況があるという指摘があったが、こちらも学校の状況をよく確認して検討してまいりたいと思う。

保健体育課長

５　和光南特別支援学校の給食調理室は、児童生徒及び教職員の増加に伴い、令和元年度に、厨房の拡張や機器を増設する工事を行っており、現在、６００人程度の対応が可能であると聞いているところである。調理業務委託においても、令和７年度の喫食数を５１０人程度と見込んでおり、この喫食数に見合った人員が配置されるよう、契約をしているところである。また、食数の増加に対応した調理方法の工夫などについては、学校からの相談に応じて既存の施設設備の中でどのような対応ができるのか助言を行っているところである。しかし、今後更に過密化が予想される中、根本的な解決を図るためには、特別支援学校の過密化解消の取組の中で検討し、解決していく必要があると考えている。当課としても、引き続き、安全安心で安定した給食の提供ができるよう、どのような対策が有効かつ可能かについて、関係課と協力し検討していく。

新井委員

簡単にお伺いする。行政報告書の６０４ページ、「イ　県立学校施設の耐震化対策の推進」で部室等の耐震化を１３校行ったとある。令和５年で、この１３校が完了して、残り何棟あるのか、そのうちＩｓ値が０．３を切っているものがあるのか、あったとしたらその件数を教えてほしい。

財務課長

令和５年度は１３校実施したところである。残りが１９棟あるが、これらは令和６年度中に完了する予定であり、これらが完了すると耐震化が終了するという状況になる。Ｉｓ値については確認する。

小早川委員

１　行政報告書の６１０ページ、「イ　『学校応援団』の活動の充実」に関してである。近年、保護者で運営されているＰＴＡ活動も継続が難しくなり、ボランティアに移行しているというＰＴＡもあるというようにお伺いをしているが、この小中学校における学校応援団、組織率１００％というように記載をされているが、実際、令和５年度この小中学校の実際の応援団の活動状況とか稼働状況が分かれば教えていただきたいと思う。また、特筆すべき取組があれば併せてお伺いする。

２　行政報告書の５９０ページ、「エ　特別支援学校医療的ケア児の体制整備事業」のところになる。１点目が令和５年度の非常勤看護師の配置状況を教えてほしい。併せて、この学習環境において保護者の付添い、完全に保護者の付添いがなしでというお声を保

護者の方からもいただいており、実際の付添いがあるなしという状況を教えていただければと思う。次の５９１ページの上から二つ目の丸のところだが、訪問看護ステーションに委託をし、モデル事業を実施したとあるが、実際のこの訪問看護ステーションへの令和５年度の委託費算出の根拠を教えてほしい。

生涯学習推進課長

１　学校応援団への関係だが、組織率については、まず１００％ということで、全校において学校応援団というこの活動が行われ、まず学校における学習活動や、安全・安心確保、環境整備などをボランティアの方にお願いするところになるが、そういう方々に協力支援をいただきながら、保護者・地域住民によって、活動をしているところである。活動をやっている中で、例えば、令和５年度の学校応援団の推進に係る調査というものをやっているが、その中では、そのような学校応援団の活動に応じて、子供の学習意欲が向上した、子供の安心・安全確保ができた、子供と地域住民とのつながりが強まったということで、この辺の数字というものが、かなり高いものとなっている。例えば、子供の安心・安全確保ができたというところでは小学校で８１．８％といったかなり高い値も出ているので、地域住民の方々の御協力をいただきながら、学校応援団の活動は進んでいると考えている。

特別支援教育課長

２　最初に非常勤看護師の配置状況である。非常勤であるので、従事している時間は様々あるが、総数で申し上げると４１名を配置している。保護者の付添いをできるだけなくすということにおいては、全く御指摘のとおりであるので、そういった方向で今進めさせていただいている。一方で、医療的ケアは本当にいろんなものがあり、ケースによっては非常に高い医療知識がないと対応できないケースもあるので、例えば、全体で申し上げると、大体全体の医療的ケア児と言われている方の９割ぐらいが、喀痰吸引であったりだとか、または８割程度が経管栄養であったりと、こういったところは、学校に配置している看護職員で対応させていただいている。また、人工呼吸器などについても、徐々に、医師の指導を受けながら、学校で体制を整えながら少しずつ増やしていっているという状況である。基本的には保護者の方の付添いのないようにそういう方向を目指して進めていきたいと考えている。それから三つ目、委託看護師の積算であるが、こちらもスポット的に充てさせていただいているが、大体一日当たり二人が学校に常駐できるような形で委託費の方は積算をし、執行させていただいたところである。

高校教育指導課長

先ほどの髙木委員の令和５年度の総合教育センターでの動画数であるが、こちらについては総合教育センターの方の動画については増えていない。一方で、文部科学省のほうで子供が家庭で学習できるようなサイト、そちらのほうにコンテンツを載せている。そういったものを紹介しているところである。

小早川委員

一番最後の訪問看護ステーションの委託費の算出の根拠のところだが、一日当たり２名程度常駐でということだが、委託費の単価としては幾らになるか。

特別支援教育課長

平均的な数字として申し上げると、一日当たり２０，０００円前後で見込んでいる。

小早川委員

改めて質問だが、２０，０００円前後ということで、それは二名に対するということの理解でよいのか。実際の現場の声からとしては非常に単価が通常の看護師と比べると低いというふうなお声もある。併せて、県としてのこの単価設定に対する認識というか捉え方もお伺いする。

特別支援教育課長

説明が足りず申し訳なかった。２０，０００円前後と申し上げたのは一人当たり一日当たりの単価である。それからこの単価設定に当たっては、訪問看護ステーションから見積りを取り、設定した金額である。そういう意味では業者の御意見を聞きながら設定した金額ということである。

生涯学習推進課長

先ほどの委員からの御質問で補足をちょっとさせていただきたいと思う。学校応援団の活動の方だが、どれぐらいやっているかという部分のところで、小中学校一校当たりだが、年間平均活動回数が令和５年度では小学校で２４８回、中学校では５９．２回、補足させていただく。

井上委員

１　県立高校の共学化をめぐる動きに関してお伺いさせていただく。令和５年８月３０日に、埼玉県男女共同参画苦情処理委員による勧告が出された。本年８月に回答を出すまで、令和５年度においては、多くの時間、費用、人員を割いたと思う。まずはその労苦に心から敬意を表したいと思う。今回の勧告は、たった一件の申出から始まったと言われている。私個人としては、その申出そのものが、事実誤認を含むものであり、苦情処理委員が事実誤認を知りながら勧告にまでつなげたことに懐疑的な考えを持っている。ただ、この場は決算特別委員会なので、その勧告内容や勧告への回答に対しての意見を申し上げるつもりはない。一方で、勧告を基に、先ほど申し上げたが、本来は捻出する予定、必要のなかった時間的、予算的、人的コストが発生したのは事実であろうと思う。それらを以上の論点からお伺いする。別学・共学を含む学校訪問や、関係者のヒアリングなど行われた。これらの総コストはどれくらいだったのか、予算見積調書で言えば、報償費であるとか旅費であるとか、また、それに関わる人件費などを含めて算出をするということができているので、この視点で聞いたとき、これら総コストはどれくらいだったか伺う。

２　共学化に関する回答について、措置報告書というのが教育委員会から出されている。男女別学校の特徴などに対して意見を聴取した、その団体及び実施日は次のとおりであるというのが、措置報告書の１０ページにある。１７回が令和５年度に行われた。このうち、共学推進派の団体と１７件のうち３回、意見聴取を実施している。他の学校はそれぞれ１回ずつである。なぜ同一団体と３回も会う必要があったのか。多大な費用をかけた、その調査が公平であったかという視点でお伺いする。

３　続いて、要望書の受け取りについてである。こちらも、教育委員会のホームページから、この間の、どういう団体から、いつ受け取ったかというのが分かるようになってい

る。令和５年度においては、４団体から５回受け取っている。これは、いずれも教育長が対応したものか。団体によって対応者が異なると公平性を欠くような気がするのでどうだったのか確認をする。

４　次に、教育委員会は正しい情報をもとに調査検討したかという視点でお伺いする。先ほど３回、意見交換を行ったと申し上げたがそれは共学ネット・さいたまという市民グループの面々ということであった。市民グループの発行した通信というものがあるが、そこに次のように書いてある。今回の申請は、教育を受ける当事者による入学拒否への苦情、２００２年のときはそうじゃなかったと。今回は、学校に入る女性個人、教育を受ける当事者による申請であると書いてあった。この記載が事実だとすれば、普通に読めば、申入者は女子中学生かつ３年生ぐらいが申立て人ということに読めると思うが、私個人としては情報公開請求や、マスコミ報道で目にした申立書というのか、書面の殴り書きのような手書きで、かつ女子差別撤廃条約といった理由を持ち出してきているその点を見て、本当にそれが当事者なのかというところには確証を持てない状況である。そこでお伺いする。県教育委員会は令和５年度、多くのコストをかけ調査検討を行ってきた。その調査検討を行うきっかけとなった苦情処理委員へ申告した人物は、この団体が言うように学校に入る女性個人、教育を受ける当事者による申請だったという認識で、その後の調査検討を行ってきたのかお伺いする。

県立学校人事課長

１　当課の職員が中心となって対応したが、勧告に係る業務について職員の増員は行っていない。担当職員も日々の業務の中で、勧告のみの対応をしていたわけではないため、勧告の対応に要した人件費を算出することは難しい状況であるが、旅費に関しては、令和５年度に計１７回の意見聴取を行っており、これらに係る当課職員の出張旅費は、合計約３０，０００円となっている。

２　県教育委員会に意見を伝える意向を示した団体については、全て公平に意向を示された回数、意見を伺ったところ、複数回意見聴取を行ったところがある。

３　教育長が対応したものは、共学ネット・さいたまの意見書、令和６年３月１５日の受領についてである。要望書などの受領については、要望される方と職員の予定を合わせて考えて、要望される方と協議の上で設定した。

４　措置報告書を作成するに当たり、苦情申出者が当事者による申請であるかどうかは把握していない。また、当事者の把握についての調査検討は行っていない。

井上委員

１　それでは、先ほど答弁いただいた申出書に関して、教育長が御対応されたのは１件ということだったと思うが、それ以外は、教育長への提出を希望していなかった、もしくは、予定が合わなかったということでよいか。その点を確認させていただきたい。

２　今の答弁だと、当事者かどうかというのは把握していないということだが、県教委は、それが、就学を希望する人かどうかを問題とせず、ここまでやってきたということでよいか。苦情処理委員会から出された勧告にはそれが誰であるなんてことはもちろん書かれてないが、一年間ぐらいをかけてやってきたその議論が現に就学を希望する人か、県教委は本当に当事者か否かを確認もすることなく、この議論を進めてきたということでよいか。

県立学校人事課長

１　要望書などの受領については、要望される方と職員の予定を合わせて考えて、要望される方と協議をした上で設定をさせていただいたものになる。

２　報告書の作成については、当事者の把握は必要なく、措置報告書は勧告の内容に基づき作成をしている。

井上委員

私がこれを決算特別委員会でやっている理由というのは、業務として県教委が行っている、要は税金をかけて行っている業務、調査研究もそうであるが、それが正しい情報でやっているのかどうかというところを私は問題視している。例えば、先ほどの通信で書かれていたことが事実なのか。そうでないとしたら、この団体とは３回もヒアリングを行っているというのが先ほどもあったけれど、正しい情報を出しているのかという疑問がつくところと３回も議論してきたとも取れるわけである。そうであれば、書いてあるのは事実なので、この書いてある事実は事実として、教育委員会は受け止めているということか。最後にこれだけ確認する。

教育長

課長の方からもあり、繰り返しになるが、教育委員会では今回の申請者についての具体的な情報の方は把握していない。一方で、教育委員会としては常に県民から信頼されるべく、教育環境の構築に努めているところであるので、今回のような勧告をいただいた場合には、その内容が教育に関する問題であれば、それは真摯に誠実な対応をしていくということが重要と考えているので、今回もそのように対応したところである。

荒木委員

１　行政報告書の５６２ページ､｢児童生徒がＩＣＴを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合」について実績値がこれ令和４年度となっているが、間違いではないというように想定するが、もしかしたら令和５年度の分をお示しいただけない理由があるのかなというように想定するが、そこについて、もしあればお尋ねをしたいと思う。

２　それから、令和２年度から一人一台端末が公立小中学校で児童生徒さんに配分されているというように承知しているが、それから、今これで３年経つんですかね、端末の不具合であったりとか更新が必要なものがあるというように認識している。今年からたしかネクストＧＩＧＡですか、第２期の構想が始まっている中で、昨年度は、そういった使えない、不具合や更新が必要な端末はどれぐらいあったのか。

３　また､ネクストＧＩＧＡ構想前に､県として､これらの端末についてきちんと対応し､生徒が一人一台使えるような状況になったのかどうかについて。

４　それから最後に､行政報告書５７３ページ､｢イ　ネットトラブルサイト監視事業」について、問題のある児童生徒間の書き込み５１０件に該当する県立学校に、県から該当学校に通報したというようにあるが、通報後、これらの事案については、各学校で対応がされていると思うが、その後の報告はどのような報告があるのかどうか、また問題解決に至っているのかどうかについてお尋ねをしたいと思う。

ＩＣＴ教育推進課長

１　国の調査の結果を調査項目にしているが、その結果がまだ公表されていないという状況なので、直近の令和４年度の数値としている。

２　どうしても活用が進んでいるところは故障率が高くなるという傾向がある。少し前の令和４年７月のデータになるが、把握したところで１．９％という故障率は、把握はしている。
３　対応としては、訪問の修理とか、引取りの修理、代替機での対応などがあり、県としてもそういった市町村との連携をする会議等において、そういった情報の共有や、意見交換等を行って対応してきた。なお、今年度から端末の更新のための予算が国のほうから県に交付されており、今後、各自治体において、端末の更新を順次行っていくことになる。その際に今回、予備端末の整備についても、国の補助金において認められていることから、故障などについての対応は、これによって対応できるものと認識している。児童生徒の学びを止めないよう、引き続き、県としては自治体を支援してまいりたいと思う。

生徒指導課長

４　問題のある書き込みが検出された場合、サイト事業者から情報提供をもとに、対象となる県立学校、こちらサイト監視を県立学校のほうで実施しているが、県立学校へ情報提供を行い、当該生徒への指導、家庭と連携して見守り等の対応につなげていると。報告については全ての報告を求めているわけではないが、この中で例えば、いじめとか、県教委として対応すべきものについては、その対応についての報告をいただき適切なアドバイスにつなげているという対応をとっている。

荒木委員

１　先ほどの数値については、国の発表が毎年この決算特別委員会の後に来るということだから一年ごとに遅れて出てくるという理解でよいのか。
２　それから、今のネットトラブルサイト監視事業については、プロバイダーの責任制限法が改正されて、被害者とされる方が発信者個人を速やかに特定できるようになったというように理解している。そういう中で県がそれを把握し、該当の学校に通知をしているというように思うが、この５１０件の事案のうちに、例えば、保護者等によって当事者間で訴訟が起きたとか、そういった事例にまで発展したケースはあったかどうかについて最後質問させていただく。

ＩＣＴ教育推進課長

１　国の調査結果の時期が多少ずれたりするので、そちらが間に合えば、当然この決算特別委員会の資料にも反映するが、出てきていない状況なので、その前の直近のものを採用している。

生徒指導課長

２　ネットトラブルサイト監視事業については、学校やネット上で使用される学校名の名称等を活用して検索エンジン等により検索し、問題のある書き込みを抽出していると。そこの中で表出したものを学校に通報するという形をとっており、委員御指摘のような個人を特定してとか、そこまでの高度な技術を使ったもののサイト監視にはなってないというところになっている。ということで、そこまでの対応はできてないというのが現状となっている。

荒木委員

先ほど申し上げた改正が行われて速やかに個人を特定できるようになったというように理解している。そういった中で、５１０件のうちに余りにも悪質な事例については、特に保護者等が、これを許さないというように判断した際には、訴訟にまで発展する、改正法によって速やかに相手を特定し、訴訟にまで至るケースを想定するがそれはなかったという理解でよろしいか、それを把握しているかどうかについて再度お尋ねしたいと思う。

生徒指導課長

そのような相談や対応はなかった。

財務課長

先ほどの新井委員の県立学校の耐震化の質問について、残り耐震化が進んでいないのが部室１９棟であるが、そのうちＩｓ値が０．３以下のところが１０棟である。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１０月３１日（木）農林部）

【説明者】
横塚正一農林部長、野澤裕子食品衛生安全局長、片桐哲也農林部副部長、
竹詰一農林部副部長、中村真也農業政策課長、中村寛農業ビジネス支援課長、
小川和泰農産物安全課長、渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、
今西典子生産振興課長、鈴木英雄森づくり課長、中﨑善匡全国植樹祭推進課長、
西澤徳一郎農村整備課長

【発言】
長峰委員
１　行政報告書４７０ページ「（ク）肥料高騰への対策」について、機械を導入したとあるが、具体的にどのような機械が導入されたか、そしてその支援の成果はどうなっているのか。
２　行政報告書４７４ページ「（ウ）農業の６次産業化支援事業」について、６次産業化の取組は生産者にとってどのように貢献できたとお考えか。また、開発された商品の販路拡大、販路開拓のための支援はあわせて行われたのか。
３　行政報告書４９１ページの「ア　都市と農山村の地域間交流の促進」について、「（ウ）森がつなぐ山とまちの未来事業」として、森林環境譲与税の活用に向けた市町間の協議を行って２件の森林整備協定が締結されたとあるが、その過程で具体的に県としてどのような役割を果たしたのか。

農産物安全課長
１　化学肥料低減経営強化緊急対策事業では、肥料の散布量を調整できるライムソワーやブロードキャスターなどの施肥機や、肥料を田んぼの全面にまくのではなくすじ状にまくことで散布量を減らせる側条施肥田植機などを導入した。また、地域内資源由来肥料利用拡大事業では、堆肥を利用しやすい形状に加工するペレット製造機や、良質な堆肥生産のための堆肥プラントなどを導入した。支援の成果であるが、現在導入された機械等を活用して、堆肥の施用など、化学肥料使用量の低減のための取組が行われている。これにより、令和７年度までに、新たな堆肥が約１３００トン生産され、また、化学肥料の使用量が１４５トン削減される見込みである。

農業ビジネス支援課長
２　６次産業化の事業について、新商品の開発を例にして説明すると、令和３年度から令和５年度までに、１５７品目の新商品が開発されている。３年間で開発された商品の令和５年度の売上げの合計は約９，２００万円となっており、新商品の開発で売上げに貢献してると考えている。販路開拓に向けた支援ということであるが、令和５年度については、食品加工業者と流通事業者との交流会を合計２９回、それから新商品のＰＲ会を１回開催し、この交流会には５０４人が参加し、ＰＲ会には２０品の新商品が出品された。こういった取組をすることで、令和５年度の新商品の売上が、５３品目で約１，５００万円あったため、販路開拓の支援が実際の売上につながっていると考えている。

森づくり課長

３　県は山側と都市部の市町村の相互連携による森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用等の取組を円滑に進められるよう、令和３年度に山とまちをつなぐサポートセンターを設置して、県内市町村の意向等について情報収集と提供を行っており、連携を希望する市町村に対して、連絡調整や協定締結に向けた支援を行い、今回２件の協定締結に至ったということである。

長峰委員

６次産業化の方向性と、その基となっている経営ビジョン事業計画はそれぞれの事業者が作成したものであるが、実際に６次産業化を進めて出口戦略をもって、そこから得た知見をまたリターンしてその事業計画自体を見直すという作業が必要と思うが、それへの支援は何か考えがあるのか。

農業ビジネス支援課長

経営ビジョンの作ったものを、どのようにブラッシュアップしていくかというような御趣旨の御質問と思うが、農林振興センターと農業ビジネス支援課で、経営ビジョンの策定について支援をしているところであるが、作成したら終わりということではなく、その後も継続して事業者に対し、見直しについても助言をしている。

保谷委員

１　県内農業の収益力を高める取組について、埼玉県５か年計画において、農家一戸当たりの生産農業所得を引き上げることを目標としているが、令和元年度と４年度の推移を比べると９％減となっている。この理由は何か。

２　林業振興の取組について、５か年計画において県産木材の供給量を増やしていくことを目標として定めているが、令和２年度から５年度の推移では１３％減となっている。この理由は何か。また県産木材振興のための取組としてどのようなことをやっているのか。

３　全国植樹祭について、県全体で盛り上げていくために令和５年度に行った取組は何であるのか。そして、テーマとして掲げている「人・森・川　つなげ未来へ　彩の国」、これはどのような意味なのか。

農業政策課長

１　この指標は、名前のとおり生産農業所得ということで、売上げに相当する金額から経費に相当する金額を差し引いたものを対象としたものである。令和元年度時点の策定時の値からの情勢の変化として、令和２年頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大があった。その中で外食向けの需要が減少している中で、販売の金額の伸びがとどまっていたということが一つの原因と考えている。もう一つの原因として、コスト部分を差し引いた指標になっているため、令和４年度以降、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、生産資材の価格高騰が全世界的に生じており、農業分野においても、生産資材価格高騰によりコスト部分が増大し、結果として所得が減少傾向になったということが主な原因と考えている。

森づくり課長

２　減少した理由は、ウッドショックにより製材価格が高騰したが、それが山元立木価格

に反映されず、森林所有者に十分な利益が還元されなかったため伐採意欲が低下したこと、それからウッドショック時に木材流通が滞ったことを受けて、流通各社が在庫を確保した結果、全国的に在庫が大幅に増え、木材価格が下がった影響により、伐り控えの動きがあったことなどがあり、増加につなげることができなかったと考えている。これに対する取組として、県産木材供給量の増加に向け、県産木材を使用する住宅等や県産木材のサプライチェーングループ構築などに対する支援、公共施設などを整備する市町村等に木材建築技術アドバイザーを派遣して木造化を推進するなど、県産木材の利用拡大に取り組んでいる。既存の木材流通体制は複雑な上、商社などが介在し、需要情報が山元に直接伝わらないため、流通コストが割高で、ウッドショックのような急激な需要の変化に柔軟に対応できる供給体制とはなっていない。そこで、川上から川下までの県産木材需給関係者が連携して情報を共有し、川下が求める時期に、必要な量、質の県産木材を供給できる新たな流通体制の構築を進めているところである。

全国植樹祭推進課長

３　令和５年度は、機運醸成のための広報活動に用いるシンボルマークや大会のポスター原画の選定を行い、そのシンボルマークを基にピンバッジやのぼり旗を製作し、ポスター原画を基に大会のポスターを印刷して、全県へ幅広い広報を行ったところである。行政報告書にも記載のある苗木のスクールステイやどこでも植樹祭のほかに、特設のホームページを設け、Ｘを開設して、取組やイベントの情報を発信した。「人・森・川　つなげ未来へ　彩の国」のテーマの設定であるが、開催理念を簡潔に表現して、埼玉らしさを全国に発信するキャッチフレーズやスローガンを一般に公募した。全国から２，０００点の応募があり、専門委員会で選考を経て総会で決定したものである。その際の採用理由として掲げたのが、山村や都市など県に暮らす人が、植樹によって森を育み、森林から流れる川によって人々の生活が潤される営みを未来の子供たちにつないでいこうという強い思いが込められているということで採用した。

保谷委員

１　生産農業所得が減少した理由として、コロナ禍による販売の伸びがとどまったとのことだが、これは一時的な要因なので、また回復するというふうに考えてよいのか。原材料高によって経費が大きくなってしまった、そのため利益率が下がってしまったというのはある意味恒常的な要因であるので、これからも続くというふうに見込んでいるのか、その点の認識を伺う。またそもそも、農家一戸当たり生産農業所得という指標は、兼業農家だけではなくて、兼業農家と専業農家、両方を含んでいるのか。また、農業法人というのは含まれていないのか。様々な経営形態の農家あるいは法人を含んでいるのであれば、そもそも指標として採用することに、どのような意味があるのか。

２　ウッドショックについては、中間業者が利益を抜いてしまって川上に利益がもたらされなかったと、そういった御説明であったかと思う。そうであるならば、根本的に産業として問題があるのではないか。根本として何かを見直さなくてはならないのではないかと思うが、どのように今後取り組んでいくつもりなのか、輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業というのをやっているが、輸入木材と戦っていくという考えでこのような事業をやっているのか、そこをお聞きしたい。

３　全国植樹祭については、テーマとして掲げている「人・森・川　つなげ未来へ　彩の国」、これの考えをお聞きしたが、あくまでも植樹祭は、埼玉県植樹祭ではなくて全国植樹祭であり、なおかつ、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰いで行うイベントであるので、

あくまでもそこで得られる成果は、彩の国だけに留めずに全国に広げていくべきものであると思う。そうであるならば、テーマは「人・森・川　つなげ未来へ」だけで、「彩の国」というふうに盛り込むのはおかしいのではないかと思うが、見解を伺う。

農業政策課長

１　所得が減少した理由として、コロナ禍による販売金額の減少については一過性のものであり、現時点では経済の正常化は進んでいると理解している。実際に、令和３年度から令和４年度にかけては農業産出額の売上げに相当する金額が伸びている状況のため、コロナ禍の影響は解消されてきていると考えている。その一方で、生産費の高騰については、依然としてその影響は大きいと考えている。令和４年度の値だが、依然として高い水準で、この状況がいつ解消されるのかというのも現時点では見通しが立ちにくい。指標の定義として、兼業農家、専業農家を含むのかという点について、これは県全体の生産農業所得を県内の全部の農家数で割っている。兼業農家の方もいれば、専業農家、主業的に行っている農家の方も含み、その数で割った数字である。そういった多様な主体を含むという前提でこの指標を採用する意味をどのように考えているのかということだが、生産農業所得のマクロの数字だけではなかなか実際の経営に落とし込んだときの数字のイメージがつきにくいということで、全農家数という形の指標としている。本来であれば専業農家は幾らなのか、兼業農家は幾らなのかという議論も可能性としてあるかもしれないが、生産農業所得の内訳がないので、主業農家の生産農業所得は幾らかというデータの内訳がないことから、このような指標としている。

森づくり課長

２　ウッドショック時に川上に利益が行かなかったとして、産業として問題ではないかという御指摘について、我々もこのような状況は問題があると考えており、川上から川下まで県産木材の流通が複雑で、それで途中でいろいろ経費がかかってしまう。さらに情報が伝わらないために県産木材もなかなか手に入らないというような問題があった。それを直すべく、新たなシステムを今検討しており、川上から川下まで情報を共有するとともに、そこの経費を削減して山側に利益をもたらすというような形で考えている。もう１点、輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業についてであるが、輸入木材に関わらず、国産木材も当然競争としては戦っていく必要があり、県産木材をいかに供給拡大していくかということは重要だと思っている。そこで、サプライチェーンということで、それぞれ特定の川上・川中・川下の事業者が組んで、その情報をやりとりして、よりコストがかからず、山元に利益が還元するようなサプライチェーンを組んで取り組んでいる。

全国植樹祭推進課長

３　お話にあったとおり、確かに全国の森林に共通する普遍的なテーマについて、例えば植樹の意義だとか、森林資源の循環利用の大切さとか、そういったことを訴えていく場である。他方で、それぞれの開催県の魅力、開催県ごとの森林の状況だとか、開催県が独自に行っている森林の取組、その県の木材の良さ、それから観光の部分での魅力だとか、そういったことについても発信する絶好の機会でもあると認識している。そこで、近年では他の開催県においても、県の愛称などをテーマに入れるところもあって、本県でも今回、一般公募するに当たっては、埼玉県で行う大会であることが分かりやすくアピールできるテーマとしたいと考えた。公募に当たっては、埼玉らしさを表現するキャ

ッチフレーズやスローガンをということで、皆様に求めたところである。

保谷委員

林業のサプライチェーンが複雑であるという説明だが、何がどのように複雑なのか改めて詳しくお聞きしたい。その複雑な状況がシンプルに改善されれば、埼玉県の林業は競争力を持ち、売上げも利益も伸ばしていけるという考えなのか。

森づくり課長

サプライチェーンではなく、流通体系が複雑だということである。それをもっとシンプルにして、川上・川中・川下それぞれが情報を共有できるような体制を作るのが大事だと思っている。そうすることによって、県産材が必要なときに必要な量、必要な質のものが手に入りやすくなり、流通体系が簡素化することによって、途中の経費が削減されることにより、山側に利益がもたらされると考えている。このシステムを構築するべく、昨年から関係者で協議会を立ち上げて、その流通も含めてどういう問題点があるか課題を整理しながら取り組んでいるところである。

田並委員

１　行政報告書の４５６ページ、「イ　新規就農総合支援事業」について、地元に農大があり、男性女性どちらも、普通に生活できるのであれば農業に従事したいという若い人がたくさんいて、大変嬉しく思っている。そういった中で、この新規就農総合支援事業には期待しているのだが、令和５年度はどのような考えに基づいて支援事業を行い、どのような効果があったのか。

２　４７０ページ、「イ　林業における施策」で、表を見ると県産木材供給量は減少傾向にあって、良い施策を実施しているとは思うがそれでも減少している。先ほどの答弁でウッドショックや値段、又はサプライチェーンなど、そういう供給体制、社会的要因での原因があるという話があった。ただ、それ以外にも私は製材所の不足だったり、乾燥場の不足だったりそういった要因もあると考えているのだが、そのような要因はないのか。

３　４７３ページ、「オ　農林水産物の需要拡大」について、海外の販路拡大は大きく期待してるところであるのだが、どのような品目を扱っているのか。また、県全体としてこの県産農産物の輸出は令和５年度において拡大しているのか。

農業支援課長

１　青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、国庫事業活用して資金を交付している。就農準備については、県が指定した研修機関で農業研修を行っているものに対して交付している。また営農開始については、経営が不安定である新規就農者に対して交付している。経営発展事業については、就農後の経営発展のために必要な機械、施設等に支援をしており、２年目となる令和５年度については、１５人に対して７，１０３万５，５００円を交付している。その成果としてイチゴやキュウリ等で、新規就農者が７５０万円の補助金を活用してハウスを新設するなど、初期費用がかかる施設園芸で、新規就農者の確保にもつながっている。

森づくり課長

２　製材所や乾燥施設の不足について、製材所や乾燥がボトルネックになってしまってい

るのではないかというようなことだと思うが、確かに本県も大規模な製材工場が余りないため、ボトルネックの一つになってくるのかなと考えている。先ほどの新たな流通システムを検討している中で、その辺の課題もやはり業界の中から出ており、対策を考えている。大きな乾燥施設も併設している製造工場に乾燥の機能を集約化させて、大部分の中小の製材会社については、木を挽くことだけに特化して、乾燥は大規模なところが行うという仕組みを作ると、もっと生産量が上がってくるんじゃないかというような意見もあるので、それも参考にしながら今後進めていきたい。

農業ビジネス支援課長

３　行政報告書に記載しているＰＲ経費を補助する事業の対象品目は、米、お茶、イチゴである。県全体の輸出額の伸びについて、これは畜産物も含めての金額になるが、令和５年度の輸出額は約５億７，０００万円となっており、これは前年度比で８．４％の増加となっている。またこの額はこれまでで１番大きい金額となっている。

田並委員

米、お茶、イチゴとのことであるが、米の輸出先は、主にどこが多いのか。

農業ビジネス支援課長

調べて回答する。

小早川委員

１　行政報告書の４５５ページ、新たに３３０人が新規に就農したとのことだが、就農された方の年齢等バックグラウンドを分析していれば伺いたい。

２　行政報告書の４８４ページ、「ア　農作物の鳥獣被害対策」について、令和５年度の実際の相談件数と被害状況被害額は幾らか。また、対策の効果をどのようにとらえているのか。

３　資料７「令和５年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書」の３４０ページ、鳥獣の被害防止総合対策の交付金が見込みを下回ったという記載があるが、これについてどう捉えているのか。

農業支援課長

１　県は育成が必要な担い手数を算出するに当たり、自ら農業経営を行う、自立就農者と農業法人等が雇用する就農者に分け、目標数を算定している。自立就農者については、国の算出方法を参照して本県における基幹的農業従事者を算出し、その人数を継続的に確保するため２０歳から６５歳の４５年は、世代交代年数として、約２１０人とした。一方就職就農の者については、２０１５年の農業センサスより求めた農業形態を維持することを目標に、世代交代数を、やはり４５年として約１１５人としている。この自立就農者の目標約２１０人と就職就農の目標約１１５人を合計して、年間約３３０人を育成すれば、埼玉県の農業の維持発展させるための担い手が確保できると考えている。

委員長

内訳や年齢は、調べて後ほど答弁願う。

農業支援課長

２　農作物の鳥獣被害の県への相談件数については、具体的な数値は把握していない。相談は農林振興センターにおいて対応している。被害状況については、県では毎年市町村に照会し、把握している。直近の令和５年度の速報値では、４３市町村から被害の報告があり、被害面積は約３３．４ヘクタールである。被害金額については、８，２００万円と推計している。

農業支援課長

１　新規就農者の３３０人の年齢について、１９歳以下が５人で２%である。２０歳代が１０４人で３２%である。３０歳代が９３人で２８%である。４０歳代が７０人で２１%、５０歳代が４１人で１２%である。６０歳から６４歳までが１７人で５%である。そのほかバックグラウンドであるけども、３３０人に対して、男性が２２８人、女性が１０２人である。３３０人のうち、新規学卒については２７人、Ｕターンは１１０人、新規参入は１９３人である。

２　交付金が見込みを下回った理由について、鳥獣の交付金によって得られた効果については、緊急捕獲によって捕獲された頭数が、イノシシが８８０頭、鹿が１，９７４頭である。

３　実際に捕獲された頭がこれであるが、要望があった計画より頭数が下がったということが理由である。

農業ビジネス支援課長

米の輸出先国で数量が一番多いところはロシアで、それ以外の輸出先国を参考に述べると、シンガポール、オーストラリア、香港となっている。

小早川委員

農業の担い手の育成でバックグラウンドについて答弁いただいたが、新規参入の方もいるということで、参入前の業界までは把握はしていないか。もし、それを踏まえて分析して令和５年度、新規就農者の確保に向けた取組で特に強化した点があれば御教示いただきたい。

農業支援課長

就農に際して、前の職業については特にデータはない。

萩原委員

１　行政報告書４９２ページ「ウ　県民参加の森づくりの推進」に、県が助成した団体が２８と記載があるが、この事業内容の詳細と効果、助成した根拠について伺う。あわせて、森林ボランティアの活動の参加人数についての記載があるが、何をもって参加とされたのか。

２　行政報告書４７３ページ、農林水産物の需要拡大の輸出に関して、この事業にジェトロ埼玉が関わっているのか、関わっているのであればその事例について伺う。また、県との連携もあったのか。

森づくり課長

１　事業内容については、森林ボランティア団体が行う森林整備、それに必要な作業器具

の整備、ボランティアを募集したり普及啓発をする等の内容について助成している。効果については、森林ボランティアが行った森林整備の面積が令和５年度で２７７ヘクタールあり、これを効果として考えている。根拠について、要領上の事業実施主体の要件として、規約等が備わっていてしっかりと活動ができることと、規約に名称や事務所・会員・役員の構成が載っているということを必須としている。活動の拠点、事務所と活動場所が県内にあった上で、森林整備活動を行う実施計画書をしっかり確認した上で、適正であれば、助成している。何をもって参加なのかという点であるが、延べ人数の集計の仕方は、毎年、ボランティア団体にアンケート調査を実施しており、その中で森林整備にどのぐらいの人が関わったか聞き取りを行い、それを根拠として人数を計上している。

農業ビジネス支援課長

２　県の輸出の促進の事業に関して直接的にジェトロと何か連携しているということはないが、例えば県の事業についてジェトロのネットワークを使って広報していただいたりとか、あるいはジェトロのセミナー等の案内があった場合については県に連絡を頂けるので、それらを輸出事業者に案内する等の連携はある。

飯塚委員

行政報告書の４６８ページに、和牛繁殖雌牛の資質向上を図るため、県内繁殖農家が飼育する雌牛の１４頭、秩父高原牧場で飼育する県有牛２６頭について、ゲノミック評価を実施したと記載がある。優良繁殖の雌牛の選抜を行い、優良繁殖雌牛の受精卵２８個を買い取って、秩父高原牧場において受精卵移植を行い優良雌牛の増殖に取り組んだというんですけど、私も何度か以前ゲノミックの関係で質問しているのだが、具体的に繁殖雌牛の選抜の増殖の具体的な進捗はどうなっているのか。

畜産安全課長

ゲノミック評価では、枝肉の歩留りのよさが期待できる等の基準を設けて優良な繁殖雌牛を選抜している。その結果、繁殖農家の飼っている飼養牛から１１頭、県の秩父高原牧場の県有牛から１１頭の優良繁殖雌牛を選抜した。買い取った優良繁殖雌牛の受精卵２８個については、既に県の県有牛、秩父高原牧場の県有牛に移植をして、９頭が受胎している。その受精した牛からは死流産等があったものの、現在、雄１頭、雌１頭の牛が元気に成長している。残りについては順次これから分娩する予定であり、順調に進捗している。

飯塚委員

令和２年度、一般質問の中で、農林部長から、平成３０年度から令和２年度までの３年間で、家畜改良に積極的な畜産農家が所有する繁殖用雌牛の７５０頭のゲノミック検査を計画して、６１４頭の検査ができたと答弁されたが、検査した頭数は分かるか。

畜産安全課長

調べて後ほど回答する。

平松委員

１　行政報告書の４５９ページの遊休農地の発生について、地域や規模など傾向があるのか。また、規模は小さいが、県南部でも遊休農地が存在している。都市部における遊休

農地解消の取組状況についても伺う。
２　行政報告書の４７４ページ、「（ウ）農業の６次産業化支援事業」について、実際に６次産業化に取り組んでいる農業者数は幾つか。また、先ほど開発した商品の売上について答弁があったが、実際、農業者単位、経営体単位で見たときの売上というのはどうなっているのか。

農業ビジネス支援課長
１　遊休農地の発生する場所の傾向としては、傾斜地が多く、農地の形が整っていないなど、条件の悪い場所になる。中山間地域については遊休農地の割合が高く、全体の４５％程度の面積を占めている。都市部の遊休農地解消の取組については、発生の未然防止と解消の取組を進めている。例えば川口市においては、親から相続した農地を近隣農家に貸し付けていたが、その方たちが耕作できなくなったところがあり、現在は民間企業に依頼して市民農園として活用している事例がある。通常は農業委員や農地利用最適化推進委員が連携して、遊休農地があった場合については、地元の担い手による活用を促すなど、土地所有者と耕作者のマッチング活動を進めている。
２　６次産業化に取り組む農業者数であるが、農林水産省の６次産業化総合調査という調査があり、直近の数字が令和４年度であるが、本県の事業体数は６４０となっている。また、１経営体当たりの売上であるが、合計の売上が１１７億であるので、単純にこれを６４０で割ると、約１，８００万円となる。

平松委員
１　１経営体当たりの売上げが１，８００万円という話であったが、個別のボリュームが違うと思われる。経営体ごとには分かるのか。何百万円から何百万円が何件か、などの形で伺いたい。
２　６４０の農業者経営体があるという話であったが、増加傾向にあるのか、あるいは横ばい状態なのか。あわせて、うまくいっている農業者とそうではない農業者がそれぞれいると思われ、６４０の経営体について分析をしていくことで、さらに呼びかけをすることができたり、あるいは、売上を上げていくことにもつながっていくと思う。６４０の経営体についての分析というのはしているのか。

農業ビジネス支援課長
１　売上げに対する個別の数値については、すぐお答えできない状況である。６次産業化に取り組む農業者数の傾向は、おおむね横ばいという状況である。
２　６４０の経営体について分析をして、好事例を展開できないかというような御趣旨かなと思うけども、６４０経営体の分析をすると、例えばいろいろな資料を経営体から御提出いただくなど、御負担もかけるので難しいところだが、例えば県ではＭａｄｅ　ｉｎ　ＳＡＩＴＡＭＡという、６次産業化の優良商品の表彰などをやっており、そういった優良事例を分析して６次産業化の研修なども実施しているので、そういった機会を捉えて広く６次産業化に取り組む事業者に展開したい。

委員長
答弁できないものについて、資料自体はあるのか。

農業ビジネス支援課長
　国の統計資料を確認して、そういった分類がされてるものがあったら提供したい。

畜産安全課長
　先ほどの飯塚委員の、ゲノミック評価の令和３年度から令和５年度までの検査頭数は幾つかという御質問にお答えする。２０８頭検査している。

荒木委員
　行政報告書の４５０ページ「５　イノベーションの促進」について、令和５年度はスマート農業技術の開発、実証実験及び普及を行い、作業の省力化と効率化が図られたと記載があるが､農業のＤＸスマート化という意味では､農業トラクターの自動運転化なんかも、大分導入されてきていると思っている。これについては、ＧＰＳを頼りに位置が特定されてると思うのであるが、ＧＰＳだと最大２メートルほどのずれが生じることもあると聞いている中で、昨今、ＲＴＫの情報基地局を複数の衛星として受信してＧＰＳと組み合わせることで誤差が数センチ以内に収まる、こういった技術があると聞いている。ＲＴＫの情報基地局については他の都道府県でも自治体レベルで取り入れている事例があるようだが、県は令和５年度に導入設置の検討は行ったのか。

農業支援課長
　昨年度の予算特別委員会等にも取り上げられ、ＲＴＫ設置等の整備等、また事業等の質問があった。ＲＴＫについては、ソフトバンク等の携帯会社が参入し、比較的安価なプロバイダーなど既に使えるものがある。県全域のサービス状況を踏まえると、特定の地域などで希望がある場合、県が基地局を設置するのではなく、国の制度を使っていただく方向で議論をしている。また、ＲＴＫ基地局は、県のモデル実証事業で導入されているが、基地局の利用料金は高めで、民間の携帯会社のサービス等を使う方が安価に導入可能なこともあり、そういった検討もしている。

荒木委員
　国庫でまかなわれる可能性があるということか。現在導入している他の自治体と、都道府県等と意見交換なり状況を聞く場は令和５年度にあったのか。

農業支援課長
　仰るとおり国の補助事業等があるため、そちらを活用している事例があり、今後も国の補助事業等を活用することもあると思われる。また、他県との情報交換等については、特にはやっていないが、今後は機会を捉えて行っていきたい。

荒木委員
　川越より西側の地域での導入が民間で進んでないと聞いているが、もし国のそういった制度を活用とするならば、地域偏在的なものを解消するという意味も含めて、そういったところに導入するという理解でよいか。

農業支援課長
　電波等については民間サービスのカバーエリア等のお話になると思うけれども、西部のほうは受信が甘いところもあるので､今後もそういった事業制度等を活用して推進したい。

城下委員

１　行政報告書４６５ページと、要求資料１６の関係で伺う。米の需要に応じた生産を行ったと記載されているが、令和５年度の需要と供給量はどうだったのか。米不足が起きた現状から、令和５年度の見込みは適正だったのか。また令和５年度は高温障害が広がったが、その影響と規模について伺う。

２　行政報告書４５８ページ、「ア　農業委員会等補助事業」についてだが、埼玉県の農業振興地域整備基本方針の確保すべき農用地等の面積のうち、令和１２年度目標値を、計画策定時である令和元年度の６１，９３８ヘクタールを下回る６０，５１７ヘクタールとしたのはなぜか。

３　行政報告書の４６０ページ､令和５年度の制度改正によって農地の貸し借りについて、貸し手と借り手で行っている利用権設定がなくなり、農地中間管理事業に一本化されるということだが、利用権の設定と農地中間管理事業の面積の割合はどの程度なのか。また、農家の方からは利用権設定では手続が２か月程度の期間でできたものの、農地中間管理事業では期間が延びて困っているという声が寄せられている。手続期間が長くなっていることについての対策を検討したのか。

４　行政報告書４８３ページ、「ウ　農作物災害緊急対策事業」について、高温・干ばつによる米と大豆の被害に対して条例に基づき支援したと記載がある。近年の高温被害では、他の農作物の収穫量の減少や、実際に実がつかないなどの事態も発生しており、こうした部分にも支援が必要だと考えるが、令和５年度に支援の検討はされたのか。

生産振興課長

１　国は、人口と国民１人当たりの消費量から、令和５年の全国の主食用米の需要量を６８２万トンと想定した。それに対して供給する見込みとして、令和５年の米の生産量を６６２万トン、それから、令和３年から４年の米の在庫量が１９７万トンあったため、合わせて８５９万トンの供給ができると想定した。しかしながら、インバウンド需要が増加したり、米の価格がほかの食品の価格の上昇に比べて緩やかだったということなどもあり、令和５年の主食用米の需要量が当初よりも２３０，０００トン増加し、７０５万トンというような状況になった。令和５年度の見込みについて、国としては、需要実績が見込みを約２００，０００トン上回った状態で、１０月末発表の米の民間在庫量が１５３万トンと、１９９９年以降で最も少ない状態ではあったが、在庫量を需要量で割った割合が２１．７％と､全体需要としては逼迫している状況ではなかったという見解を示している。

農業政策課長

２　確保すべき農用地等の面積の目標については令和４年度の実績値が最新であって、令和５年度の数値はまだ取りまとめ中である。令和１２年度の面積の目標が基準となっている令和元年度の農用地等の面積の目標に比べて下の水準で設定されている理由は、国が設定方式を定めておりまして、それに基づいて算出をした結果である。大きな算定の考え方としては、直近の農地の減少面積が継続した場合に、令和１２年にどれぐらいの面積が予想されるか、その上で、農地の減少を抑制するための政策効果を見込んで、そういったものの合計値として、令和１２年度の目標値６０，５１７ヘクタールを設定している。

農業ビジネス支援課長

３　利用権設定による貸借と農地中間管理事業による貸借の面積の割合は、国の発表によると、令和３年度の実績になるが、利用権設定に係るものが２，９２８ヘクタール、農地中間管理事業に係るものが１，４８１ヘクタールとなっており、概ね２対１の割合となっている。農地中間管理事業に貸借の方法が一本化されて手続きが長くなったことについて対応しているのかという質問だが、農地中間管理事業に一本化される時期は令和７年度からになってである。それに先立ち、今年度から、これまでは地権者からの書類と耕作者からの書類が必要でであって、それを先に地権者から出していただいて、そのあとに耕作者からというような形でやっていたのだが、これを同時に出して審査をすることができるようにした。これにより、農地中間管理事業の手続については、これまで４か月ほどかかっていたのが、３か月に短縮することができるようにした。それから、今現在、県が行っている、農用地利用集積等促進計画というものの認可公告事務があるが、これを市町村に権限移譲することができる。この事務を移譲できるともう１か月短縮できるため、市町村に対してこの事務の権限移譲を受けていただけるように推進している。

農業支援課長

４　令和５年度の高温障害の影響と規模であるけども、令和５年の６月から９月の高温・干ばつにより、水稲や大豆の被害があった。市町村から報告のあった被害面積は１，３６８．９４ヘクタールである。推計される被害金額については、４億５，３９３万８，０００円である。近年の被害の他の農作物への発生や支援が必要だということで、露地野菜、施設野菜、果樹など多くの品目で影響が少なからずあると認識している。令和５年度は夏季の高温、少雨が予測されていたため、県では、７月に技術対策資料を作成して、各地において現場指導し、農業者の支援を行った。例えば露地ナスなどでは、つやが無くなり、品質が低下するおそれ、またナシにおいては小玉傾向になる恐れがあったため、かん水なり敷き藁などの対策、ダニ類等の発生が懸念されるため、必要に応じた防除などの技術支援を行った。

城下委員

米に関しては国のいろいろな計算方式の中でやったということで、聞く限りではちょっと国の見込みが甘かったという印象を持ったが、状況は理解した。それで農地の部分だが、令和５年度、令和６年度は制度の過渡期というところで、いろいろ苦労もあると思うが、手続の簡素化もそうだが、この農地を借りている方たちにとっては、制度の仕組みそのものを知らない方もいると聞いている。農家に対してはどのような説明をして、周知をしてきたのか。

農業ビジネス支援課長

法律は令和４年度に改正しているので、この制度改正について、市町村が農業者に周知できるように、市町村に対しての説明会を開催したりとか、市町村が実際に農業者にこの制度改正について説明をするときに使えるようなパンフレット・チラシをお配りして周知している。新規に農地の貸借の相談があった場合については、中間管理事業の活用を促すなど、制度の周知も図っている。令和５年度は、市町村が開催する農業者の話合いの場に県の担当者も出向き、制度改正の説明を行っている。

農業支援課長

先ほど小早川議員から委員から御質問いただいた、令和５年度の担い手対策についてである。特に強化されたところということであるけども、就農者の、前職の把握等は行っておらず、特定の分野に対して新規就農者を確保しているということはないが、全県で幅広い分野、また職種から多くの就農相談を希望する方がいるため、県では県内１１か所に就農相談窓口を設けて相談に応じている。令和５年度は延べ８１６人の相談実績があり、そういった点を強化しているところである。

農業ビジネス支援課長

先ほどの平松委員から御質問があった６次産業事業の年間販売額の構成比について、国の統計で売上げ金額別の農業者の割合が分かり、年間販売額が１００万円から５００万円が４５．７％で最も多いボリュームゾーンになっている。その次が、１，０００万円から５，０００万円で、２２．２％となっている。１００万円未満が１２％、１００万円から５００万円が先ほど申し上げたように４５．７％、５００万円から１，０００万円が１２．２％、１，０００万円から５，０００万円が２２．２％、５，０００万円から１億円が０．８％、１億円から３億円が６．７％、３億円以上が０．５％となっている。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１１月５日（火）県民生活部）

【説明者】
島田繁県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、檜山志のぶ県民共生局長、
田辺勝広県民広聴課長、関根良和広報課長、鈴木淳子共助社会づくり課長、
今川知浩人権・男女共同参画課長、鵜澤浩美人権・男女共同参画課共生推進幹、
川崎賢一郎文化振興課長、安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、
髙野正規スポーツ振興課長、岸幹夫スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹、
田中康博消費生活課長、大久保忠弘防犯・交通安全課長

【発言】
須賀委員
１　行政報告書１５９ページ「（２）埼玉の文化芸術の多彩な魅力発信」の「ア　県立文化会館の管理運営」のうち、彩の国さいたま芸術劇場の大規模改修工事について、我々自民党１期生も有志で再オープン直前の芸術劇場を視察し、施設のすばらしさや改修工事による改修点・改善点もある程度把握しているが、改めて大規模改修工事の効果を今後どのような形で生かしていくのか伺う。
２　行政報告書１７２ページ「キ　競技力の向上」において、アスリートの発掘、教育、育成、強化についてアスリートに対する支援等が示されているが、具体的にどのような成果があったのか。
３　行政報告書１７７ページ「（４）相談・苦情処理体制の充実」について、令和５年度の消費生活相談においては、どのような内容が多かったのか。また、相談が多い分野に関しては、県民に向けてどのように注意喚起等を行ったのか。

文化振興課長
１　今回の大規模改修工事については、耐震化による安全性の向上などに重点を置いて、各所の改修を行ったものである。機能の向上の一つとして、新たにオンライン配信設備が整備されたため、貸館の利用者に向けてオンライン配信設備を整備したことを周知するとともに、指定管理者の自主事業においても、オンライン配信設備の活用を図っていきたいと考えている。また、舞台については、吊り物機構を更新し、移動速度がスムーズに調整できるようになったため、演出の幅をより広げていくような形で運用をしていきたい。

スポーツ振興課長
２　令和５年度は、次世代アスリート発掘のため、オリパラ一体の埼玉トップアスリート輩出事業、いわゆるプラチナ事業というものを進めている。小学生を対象としたプラチナキッズを６１名、これは小学５年生が３１名小学６年生が３０名で、中学生を対象としたプラチナジュニアを３９名、これは中学３年生が１１名、中学２年生が１７名、中学１年生が１１名という人数で、それぞれ育成強化プログラムを実施した。また、国際大会等での活躍が期待される健常者のプラチナアスリート３０名、そして障害者のパラドリームアスリート２０名を認定し、スポーツ科学を活用した専門的なサポートを実施した。その主な成果であるが、認定したプラチナアスリートが国際大会２９大会で約１

０名入賞を果たしている。あわせて、パラドリームアスリートについては、国際大会延べ３６大会で１２名入賞を果たしている。さらに具体的には、２０２４年のパリオリンピック近代５種の銀メダリストの佐藤大宗選手は、このプラチナアスリートの前身のドリームアスリート事業で支援をしてきた方である。あわせて、パリパラリンピックのほうでは、車椅子ラグビーで金メダルを獲得した倉橋香衣選手、中町俊耶選手、羽賀理之選手等５名の方が、パラドリームアスリートとして支援した選手である。

消費生活課長

３　令和５年度に多かった相談としては、インターネット通販における、健康食品や美容関係の商品など定期購入に関する相談である。県内、これは市町村も合わせた形になるが、令和５年度は３，９４６件の相談があり、令和４年度の４，６００件から減少しているが、引き続き多くの相談があった。そのほか、多かったところでは、不要な屋根工事に関する相談や、ＳＮＳなどを利用した副業の勧誘を装った詐欺、水回り、水道、鍵、自動車の暮らしのレスキューなどの過剰な請求などの相談が４年度に比べて増加している。消費生活支援センターでは、消費者の被害防止や意識啓発に向けて消費生活講座を開催しているほか、ホームページやＳＮＳなど様々な媒体を活用してこれらの事案に対する啓発活動を実施している。先ほどの相談が多かった事案に関しては、重点的に注意喚起を行うため、高齢者お助けかわら版という４コマ漫画を使った分かりやすいリーフレットを作成して、市町村や金融機関窓口に配布を行った。

須賀委員

１　大規模改修に関して、オンライン配信設備ができたということだが、これの周知状況はどうなのか。また、オンライン発信を具体的にどのように活用しているのか。

２　強化プログラムに関して、大変すばらしい国際大会での成果等が出たことはお話では十分分かったが、私が最初の質問で聞きたかったのは、強化プログラムというものが具体的にどのようなことをしてるのか、特に、スポーツ科学を使ったという点はどのようなことをしているのかということであり、これを具体的に示してほしい。

３　相談苦情処理について、インターネットの通販で特に健康食品とか医療用品の定期購入についての相談が多かったと聞いたが、これはサブスクの定期購入の解約に関する相談なのか、少し具体的に教えていただきたい。

文化振興課長

１　オンライン設備の周知状況について、今年の２月に内覧会を開催して、オンライン配信設備を整備したことは広く周知をしたところである。また、劇場のホームページでも広報をし始めたので、貸館利用者に広く周知している。どのように活用してきたかということについて、劇場がオープンしたのが令和６年３月からであるため令和６年度の範囲になってしまうが、貸館利用者のうち何件かはオンライン配信設備を使った事業を展開したと聞いている。また、財団の自主事業においても、複数回、オンライン配信を行うとのことである。

スポーツ振興課長

２　専門家による栄養的なサポート、メンタル面の指導、技術的な指導をしている。

消費生活課長

３　インターネットに関する質問の例では、例えばインターネットの広告を見て非常に安く、サンプルや試供品を購入したつもりが、送られてきてみたら定期購入になっていて、解約したいが販売店に電話してもつながらない等の相談例がある。

保谷委員

１　行政報告書１４７ページ、「３　共助社会づくりの推進」について、外国人について質問するが、私には外国人に対する差別やヘイトの意図はないことをあらかじめ申し添える。県内在住外国人あるいは在留外国人は増加傾向にあるが、在住外国人による地域活動、社会貢献活動への参加について、令和５年度はどのようであったのか。

２　行政報告書１６３ページ、「７　国際政策の推進」について、いわゆる多文化共生策について、報告書によると埼玉県多文化共生推進プランに基づいて各種施策を総合的に推進したとのことであるが、同プランが基本目標として定めている「日本人住民、外国人住民が共に日本一暮らしやすいＳＡＩＴＡＭＡづくり」は実現に近づいたのか。実際には日本人住民と外国人住民との間での緊張感は高まっており、逆の方向に進んでいないかどうか。

３　資料７「令和５年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書」１１４ページ、第２款第３項２目「（２）埼玉県プレゼンテーション推進費」４，８５５万円のうち、バーチャル埼玉関連の費用は幾らであったのか。内訳として、イニシャル費用と、月額のランニング費用等、そのほかイベントごとに別途費用が発生するなど、別途費用が発生するのであればその費用は幾らであったのか。また、このメタバース関連での成果指標と目標設定は何であるか、デイリー、マンスリーそれぞれのユーザー数、滞在時間の中央値、令和５年度に開催したイベントの内訳、各参加者数、アンケート調査を行った場合は得られた回答数、埼玉バーチャル観光大使の春日部つくしちゃんとのコラボ状況はどうであるのか。

共助社会づくり課長

１　地域社会活動に関しては、県政世論調査で毎年度、参加している県民の割合の調査を行っているが、その中で在留外国人の割合については把握していない。

国際課長

２　「日本人住民、外国人住民が共に日本一暮らしやすいＳＡＩＴＡＭＡづくり」のため、このプランでは、指標として、多文化共生を推進する人材の育成数というものを掲げており、令和８年度までに５，０００人を育成することを目標にしている。令和５年度末現在の合計は２，３８６人で、目標値の４７．７％を達成していることから、目標に向け、着実に取組が進んでおり、実現に近づいていると考えている。

県民広聴課長

３　バーチャル埼玉関連の費用は、総額で３，５８６万円となっている。そのうちのイニシャル費用が約１，４８０万円、ランニング費用、サーバー代等が年間１，１００万円、月に直すと１２６万円となっている。次に、イベント等の費用であるが、１１月１４日に行ったオープニングイベントが４２９万円、２月３日に行ったイベントが２７５万円かかっている。成果指標と目標設定であるが、バーチャル埼玉の成果指標としては、ユーザー数３０，０００人を目標としており、昨年度実績が約４１，０００人のユーザー

数であった。滞在時間は、平均値で４分１５秒となっている。続いて、令和５年度に開催したイベントの内容は、１１月１４日の県庁オープンデーで「翔んで埼玉」のＧＡＣＫＴさん等がいらっしゃったステージがあったが、それとリンクする形でバーチャル内でもイベントを行った。これについては１，３４５人のユーザー数であった。そのほか２月３日には恋たま、ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンターのセミナー、移住に関する地域おこし協力隊募集セミナーを開催して、それぞれ５２名の参加があった。同じく同日春日部つくしのスペシャルイベントを行ったところ５９４人の参加があった。アンケートは２月３日のイベントに合わせて２月３日から２月２９日まで、バーチャルサイトも全般についてアンケート調査を行い、１２８名の方に御回答いただいた。最後に春日部つくしとのコラボであるが、先ほど申し上げた２月３日のスペシャルステージのほか、県政を紹介する、川越の蔵づくりの町並みを再現したブースにおいて、春日部つくしが県内の観光スポットを紹介するようなものを流しており、そちらの方にもたくさんの方にアクセスいただいた。

保谷委員

１　最初の共助社会づくりの推進のところで、まず県としては、調査もしていないということを確認した。在住外国人の社会参加、地域、地域活動への参加について調査もしていないということが分かった。県の多文化共生推進プランによると、市町村窓口における手続の機会などを活用し、外国人住民への効果的な情報提供や地域活動への参画促進に取り組むことが望まれますと、市町村に対して、望まれますというちょっと他人事的な表現で、望みつつ、県としては何かをやるということを一切プラン上は定めていない。県の姿勢として、何か在留外国人の社会参加を促すようなことを全くしていないのか、令和５年度において、何もしていなかったのか。改めて確認したい。

２　国際政策について、県の５か年計画においては、施策３２の多文化共生と国際交流の埼玉づくりとして、施策指標として２項目を掲げている。一つ目は県が支援する海外留学奨学生数である。これは海外に留学する日本人の若者、埼玉県民の若者の人数を示している。これは従来国際交流と呼んでいたものであって、旅行やホームステイとか留学とか、海外の人たちと相互に交流して理解を深めることが目的のものである。もう一つの指標は、多文化共生を推進する人材の育成数ということで、これは先ほど御答弁いただいたものと思うけれども、在住外国人に対して日本語学習支援を行うボランティアの人数であって、在住外国人に対して私たち日本国在住日本人がどう接して支援していくのかというものである。支援の過程で、対象者の母語や母国の文化を学ぶことはあるかもしれないが、本質的には双方向のものではなくて、一方向のものである。県が令和５年度において行った国際政策において本質的に全く異なるもの、国際交流と外国人とどう接していくのか、支援していくのかという、全く異なる２点を、ただ相手が外国人だからというだけの理由でごちゃまぜにしてしまっているのではないか。どのように考えているのか。

国際課長

１　平成２５年度、県内の在住外国人は１２３，０００人であった。令和５年度末は２３４，０００人と、約１００，０００人増えている。在住外国人が増えている中で、在住外国人の中には長くいる方、まだ来て間もない方など色々な在住外国人の方がいる。そういった中で、在住外国人の方の中には、当初は日本に慣れずに生活できなかった方もいるが、生活していく中で、今度は支える側になっているというような外国人の方もい

る。県としては、そういった在住外国人の方が様々いるため、それぞれの立場で活躍できるような取組を進めていきたい。
２　国際政策の大きな二つの柱として、国際交流と多文化共生がある。この国際交流と多文化共生というのは、異なる文化、そして背景を持つ人々が、相互に理解を深め、共存するという意味では重要な要素であることから、相互に連携し、国際政策を進めていきたい。

平松委員
１　行政報告書１４４ページのデジタル媒体による広報について、デジタル媒体やＳＮＳ等も活用して広報を実施しているとあるが、効果測定についてはどのような状況か。
２　Ｉｎｓｔａｇｒａｍに関しては、インスタグラマー６組８名をアンバサダーに任命したということだが、どのような基準で選定したのか。それぞれの視点で県の魅力や取組を投稿していただくということもあるとのことだが、県として、広報するに当たってこのような課題があってこのような層に届けたいとか、このようなコンテンツに関心を持つようアプローチしたいとか、どのような形で選定しているのかという点について確認したい。

広報課長
１　ＳＮＳの広報活動の効果測定をどのようにしているのかについて、県ではＩｎｓｔａｇｒａｍやＬＩＮＥ、Ｘ等のＳＮＳを活用したデジタル媒体で広報活動を実施しており、デジタル媒体は、それぞれその特徴があり、プッシュ型などもあるが、基本的に例えば検索性に優れていたり、いつでも見直せるというようなところがあるので、まず登録者数を増やすということを第一として取り組んでいる。登録者数について、ＬＩＮＥ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ、Ｘ、Ｆａｃｅｂｏｏｋの登録者数が、令和４年９月末は２１１，６１９人であったのが、令和６年の９月末では８５４，５３２人と大幅に増えているところである。また、登録者数を増やしただけでは効果測定は十分にできないと考えているので、どれだけ相手に表示をされたかという、いわゆるインプレッション数も併せて測定している。インプレッション数は、令和５年度の上半期のＳＮＳのインプレッション数が、例えばＬＩＮＥは約３，４７９万回であったが、令和６年度の上半期は約８，８７７万回と増えている。また、Ｉｎｓｔａｇｒａｍには力を入れており、令和５年度の上半期はインプレッション数が約５８０，０００回であったが、令和６年度の上半期は約２１９万回となっている。このような形で、どれだけ県民をはじめとする皆様に県の情報が届いたかということで効果測定している。
２　Ｉｎｓｔａｇｒａｍの広報の１番の目的は、県の取組や施策をいかに若者に届く媒体に育てるかということで取り組んでいる。そのため、若者への訴求力というのは選定基準の一つである。また、一定の影響力がなくてはいけないので、フォロワー数や、選考の段階では、過去の投稿等を踏まえて、どれだけ埼玉愛とか埼玉にゆかりがあるかとか、埼玉に愛を持って投稿しているかなど、そういうことを含めて選考している。

平松委員
増やすための取組をしているということでお話をいただいた。インプレッション数で捕捉をしているという話があったが、大切なのは、届くというところからプラスして、そこからどういうアクションを起こしてもらうかということだと考える。ＵＧＣというか、リポストしてもらったり、それを話題にしていただいたりという形でそれがきちんと伝わっ

た結果、アクションにつながっているということも大切だと思うが、それはどのように捕捉しているのか。

広報課長

例えばＩｎｓｔａｇｒａｍでは、エンゲージメント率、いいねやリアクション、コメントなど、プラスの反応をした方がどれだけいたかということが指標の一つとなる。インプレッション率では、例えばＩｎｓｔａｇｒａｍでは最近だと６％欠けるぐらいのところであり、割と高いと認識している。測れるところは測ってはいるが、なかなか広報の効果、行動変容をどれだけ起こしたかというのは測定しづらい面もある。今後も、例えばアンケート調査などを利用し、調査結果を量的なデータに変換し、定性的なアンケートのインタビュー的なものを追加するなどの混合型の評価などを使いながら測定していきたい。

田並委員

１　行政報告書の１５２ページ「４　人権施策の推進」の、「イ　同和問題の解決」について３点質問する。一つ目は、インターネット上におびただしい数の差別情報が書き込まれ、２０１９年から県内５８市町村が連携してモニタリング事業を行っているが、こういったモニタリング事業を行っている市町村に対し、令和５年度県は何か支援をしたのか。

２　全国部落調査ということで、鳥取ループという出版社が、全国の部落の地名リストをインターネットに掲載するという事件が起き、昨年、東京高裁が差別されない権利を認めて削除命令を出したが、これを無視している。さらには、部落探訪と称して全国の部落、同和地区の動画、熊谷市でもあったが、表札やお墓までも映した動画を掲載して、埼玉県では１２市町の１８地区が晒されている状態である。こういった地名リストや動画を直ちに削除すべきと思うが、令和５年度において県はそういった地名リスト又は動画の削除に対して、どのような対応をしたのか。

３　２０２１年に行政書士等が職務上の請求書を利用して、不正に１１４件の戸籍を取得したという事件があった。その後は大きな事件はなく、県の努力もあったと思うのだが、令和５年度においては、こういった職務上請求書を利用できる行政書士等８士業に対してどのような指導を行ったのか。

人権・男女共同参画課長

１　令和５年度は、モニタリングを実施している市町村に対する支援として、県が会議を主催した。その代表の市町村を集め、部落差別に係るインターネット上の差別的な書き込みについて、各地域の実態把握や、あるいは他の市町村にも参考になるように削除事例の共有を図る、そういった会議を初めて行った。

２　令和５年度の取組としては、市町村が集めた情報について、県からも、さいたま地方法務局に情報提供して削除につなげていただくとか、あとは当課が直接法務局に対して知事要請文をお持ちしている。

３　士業団体への指導について、まず令和４年度にできた条例で禁止行為が定められている。例えば結婚又は就職に際しての身元調査、あるいは土地取引等に対して、そういう地区を取引の対象から除外するとか、そういったものが禁止行為として定められているので、県としては関係団体に働き掛けをしている。具体的には、例えば行政書士であれば、行政書士会の指導については当課の所管外ではあるが、条例が施行されたので、行政書士会に訪問して周知をしている。直接の所管課である市町村課では、行政書士会に

対して適正な職務の遂行について、会員に十分な周知を行うよう指導しており、また例年行政書士会の研修などの機会を通じて、会員である行政書士について、直接周知していると聞いている。またそれ以外の弁護士会だとか司法書士会などの士業団体にも県が訪問して条例の周知をしている。土地取引の関係であれば、埼玉県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会埼玉県本部という団体があるが、そういったところに働き掛けはもちろん、当課の人権啓発講師が研修等に行ったりするなどの取組を行っている。

田並委員

１　最初のモニタリング事業の支援で、会議で事例の共有をしているということで、それも大切とは思うが、兵庫県などの府県ではこのモニタリング事業に対して財政支援を行っているところもある。そのような検討を令和５年度は行わなかったのか。

２　鳥取ループについては市町村からの情報を集め、知事の要請もしているとのことだが、例えば部落探訪の動画で晒されている九つの市においては首長が直接法務局又は支局に出向いて削除要請をしているが、知事の要請というのは知事から削除要請をしたという受け取りでよいのか確認したい。

人権・男女共同参画課長

１　市町村で削除用のアカウントを取得するというようなことを聞いているが、それに要する費用は少額であるので、県が補助制度を創設するものではないと考えており、令和５年度に検討などはしていない。お互いの地区がどのように対応しているのかということを共有するための支援が必要だと思うので、県が音頭を取って会議を開いたということである。

２　知事の要請文を、当課でさいたま地方法務局にお持ちし、直接こういう問題が起きてることについて話をした。

小早川委員

１　行政報告書１５０ページ「（３）コミュニティ活動の促進」について、令和５年度助成金がどのような地域社会づくりを進める取組に活用されたのか。

２　資料７の事項別明細書説明調書１１５ページに県民活動推進費の記載がある。この不用額を生じた理由に、補助金等の執行見込みが下回ったためと記載があるが、この要因を県としてどのように考えているのか。

３　行政報告書の１８４ページ「（３）市町村に対する防犯のまちづくりへの支援」について、防犯環境の整備において、市町村への助成実績等の記載がある。資料７の事項別明細書説明調書１１７ページに防犯の環境整備事業費この不用額が約３，１００万と記載があるが、この要因をどのように分析しているのか、令和５年度の取組、県としての評価を伺う。

共助社会づくり課長

１　地元の清掃活動、子供の集まり、従来から続いている花植え運動など、地道な活動に支援をした。

２　団体への助成金では不用額はほとんど出ていない。コミュニティの関係では、埼玉未来大学といういきいき埼玉が実施している事業に約９，３００万円の補助金を交付しているが、こちらで８４３万円の不用額が出ており、主に育児休業を取得した職員の関係で発生している。それで人件費の不用額が出たのと、講師謝金で若干余りが出たという

状況である。

防犯・交通安全課長

３　防犯環境整備事業費については、市町村が実施する防犯カメラ整備事業等に対する補助金等である。令和５年度の予算額が３，４４７万６，０００円であるのに対して、不用額が２５２万９，８６５円、率にして７．３％となっている。この不用額が発生した理由については、補助事業を実施する市町村の事業実施状況を確認して、防犯カメラ等の導入等が済んだ市町村から交付額と実際にかかった経費の差額を返還してもらった上で追加事業の募集を行い、予算の適正かつ適切な執行に努めたが、最終的な実績報告において、複数の市町において、補助内示額と実績等の差が生じたものである。今後は、市町村の補助事業実施状況を今まで以上にしっかりと把握し、執行残が発生しないよう適正な補助金の執行に努めていく。

小早川委員

防犯の関係で再質問するが、要は周知が適切にされていなかったということか。執行残が生じたという話であるが、そこに対して県は令和６年度に取組を、市町村に対して働き掛けをしたのか、令和５年度はどうだったのか。

防犯・交通安全課長

執行については、内示をした後できるだけ早いうちに、実際に各市町村において、防犯カメラの導入等をした場合にかかった経費との差額については報告を受けており、差額の分は一度県のほうで引上げ、再度各市町村に対して募集をかけるという形で差額が発生しないようにしているが、結果として、不用額２５２万９，８６５円が発生してしまったという状況である。

髙木委員

１　行政報告書１６３ページ「７　国際政策の推進」について２点質問する。「イ　外国要人等の接受」について、駐日大使の受入れなどを行ったとあるが、これは単なる知事表敬の内容なのか、それともももっと大使が様々な交流をして、これは県民生活部の所管ではないかもしれないが、県の物産をＰＲしたとか、そういった深い交流なのか教えていただきたい。

２　保谷委員からも質問があった「ウ　外国人が暮らしやすい環境の整備」について、今外国人のトラブルもあるが、日本で暮らす外国人が快適に過ごす意味においても日本のルール、刑法、また地元でこういうトラブルが起きているから気を付けましょうとか、こういうふうに改善をしましょうというような、そこまで踏み込んだ上で、外国人との共生という取組をしているのか。

国際課長

１　表敬については、大使に本県の記念品を差し上げている。例えば、時期によるが、イチゴをお贈りしたり、伝統品などをお渡しすることで、埼玉県の伝統工芸品、農産品がどういうものかということが分かっていただけるきっかけになっていると考えている。今年度も、大使が表敬訪問をしたことをきっかけに、埼玉県の資源循環リサイクルを知りたいということで、環境関係の企業を訪問していただくというようなことも行った。このように、表敬が県の農産品や県内企業を知っていただくような機会となり、農産物

や企業が海外で受け入れられる機会となるとよいと考えている。
２　委員おっしゃるとおり、ごみ出しや騒音など生活上のトラブルについては市町村からも相談や情報を受けている。県では、外国人住民向けに、生活情報に関するルール等を定めたガイドブックを多言語で作成している。こういったものをホームページで掲載するだけではなく、市町村が、独自に、多言語生活情報を提供する際の参考としていただいている。今後も市町村と連携しながら多文化共生を進めていきたい。

髙木委員

１　知事表敬が中心であると受け止めた。例えば、知事が様々な物品を差し上げてアピールをしているのは結構なことだと思うが、それにより大使が再訪問した事例などがあれば教えてほしい。
２　多文化共生について、自治体とのサポートをしているとのことだが、自治体には県ほどは外国語が堪能な人が各市町村にはいないと思う。そういったボランティアスタッフを養成しているとのことだが、その方々も市町村のルールや、トラブルを未然に防ぐために市町村に派遣されているのか。市町村でそういった方々を活用している事例などがあったら教えていただきたい。

国際課長

１　大使が再訪問するということはなかなかないが、大使館の職員の方が、こういうことを聞きたいとか、一つのきっかけとなって新たな交流につながっていくことはあると思う。
２　県では、多文化共生キーパーソンという制度を設けている。市町村で、今現在外国のコミュニティで活躍されているような、例えば日本語教室で活躍されているような日本人、そして外国人の方もキーパーソンとして県から委嘱し、その方の情報を市町村にも共有して、埼玉県の情報とか、気を付けたほうがいい点などを、キーパーソンを通じて、外国の方に伝えていただいている。

城下委員

１　まず行政報告書１５３ページ、令和４年７月に施行された埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づいて、令和５年度は基本計画を策定したと記載がある。県条例１１条には、県は基本理念にのっとってパートナーシップ・ファミリーシップ制度、それに関する必要な施策を講ずるものとあるが、令和５年度の基本計画策定で、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度導入はどのように議論されたのか。
２　令和６年４月時点で、パートナーシップ制度が、県内のほぼ全ての市町村で相互に利用できるようになっている。しかし、利用可能な行政サービスには自治体間でかなり差がある。行政報告書１５４ページには、県の性の多様性施策に係る市町村連携会議を設置したと記載があるが、この連携会議では、どのような取組をしたのか。行政サービスの地域間格差の是正なども検討したのか。
３　相談体制についても、当事者の方から、電話相談にかけてもなかなかつながらないという声も寄せられている。回線を減らしたという話も過去に聞いた記憶があるが、この点についてはどのような検討がされたのか。
４　行政報告書１５８ページの「オ　ＤＶ被害母子への心のケアと自立支援」について、心理教育プログラムのホームページを見ると、ＤＶ被害を受けた女性やその子供に対して、同時に学ぶことのできる大変重要なプログラムだと認識している。これについては、

就学前と低学年コースに分かれてそれぞれ５回ずつ行われているとのことだが、このプログラムを必要としてる方はまだまだいると思う。受入れ人数を増やす取組は令和５年度どのように検討されたのか。

５　一時保護件数の実績は徐々に減少傾向かなという認識を持っている。昨年度の決算特別委員会でも、当県議団の質問に、全国的に保護件数が減少しているというような答弁があった。国の調査でも、仕事や学校を休みたくないという様々な理由があると思うけども、安全性を確保するためにも、外出や、携帯電話を使っての外へのやりとりなどできない方がいるということも理解はしているが、そこまで心配が要らないような方については、そうした対応についても検討がされたのか。

６　行政報告書１７３ページ、「ケ　埼玉県屋内５０ｍ水泳場・スポーツ科学拠点施設の整備」について、ＰＦＩ事業として一般競争入札を実施して事業契約を締結したとある。ＰＦＩについては、過去に福岡県でのタラソ福岡の問題を指摘して、結果としてここはもう閉鎖しているが、ＰＦＩ方式にした従来方式の建設では、何が問題だったのか。最大の理由は財政的な面なのか、この点についてお答えいただきたい。

７　行政報告書１８５ページ、「（１）性犯罪等被害者支援の推進」についてである。平日夜間及び休日の相談体制についてなんであるが、昨年度の決算特別委員会でも、支援センターが民間企業であるダイヤルサービス株式会社に再委託をして、専用回線が最低１人で、相談体制を取っているという答弁があった。この相談を受けるに当たっては専門性、資格要件が必要と思うが、研修や医療機関、警察との連携対応など、令和５年度の実績を伺いたい。

８　性暴力被害者支援看護職（ＳＡＮＥ）について、現在六つの拠点病院に１人配置されている看護師である。交代制で深夜も配置ができるよう求めてきたところであるが、交代制度の深夜帯の配置が令和５年度は実行できたのか。

９　当県議団にも、昨年、家族が性暴力の被害に遭ったという相談が寄せられた。アイリスホットラインに相談したかお聞きしたところ、このアイリスホットラインを知らず、被害を知った直後はパニックになってどうしていいのか分からず、いろいろ調べてやっとたどり着いたというお話だった。広報がどういうふうにされているのか、どのような改善点があるのか答弁いただきたい。

人権・男女共同参画課共生推進幹

１　埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第１１条に基づき、基本計画策定の際は、学識経験者や当事者、経済団体などを構成員としている埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の委員や、パブリックコメントにより意見を頂いた上で、市町村がパートナーシップ制度の導入などの施策を実施できるように、情報提供・助言その他必要な支援を行うということを定めている。

２　市町村連携会議によって市町村の差を埋められるかについてであるが、１月に立ち上げた埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議では、県が見直しを行ったような、同性パートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けるほか、パートナーシップ・ファミリーシップに関わる権利として、例えば電子申請や郵送で対応するといった当事者が安心できる方法を検討したり、保育園の送迎、公営墓地の申込みといった、各市町村の行政サービスの事例を紹介したりすることで、課題の共有や連携を進めている。また、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する市町村の行政サービスについては毎年照会を行っており、結果を県ホームページで公開している。市町村の行政サービスについて県が定めることはできないが、当事者が安心できるように、会

議やホームページを通じて、市町村において、新たな行政サービスの導入を検討するように働き掛けていきたい。

３　にじいろ県民相談の件数は、導入当初の令和４年度は、１日当たり約３件であったが、令和５年度は約６．５件、令和６年度は９月末現在で約８．５件と増加傾向にある。ＳＮＳなどを活用した広報を行ったため相談件数が増えたと考えている。今年度は、時間帯によってはお待ちいただく状況が確かに生じている。今年度は１０月から新たにメタバース相談を開始したところではあるが、今後、相談件数や待ち時間の状況を踏まえて、必要に応じて、回線の増設も含めて、相談体制について検討したい。

４　ＤＶ被害は体の傷だけでなく心にも大きな傷が残り、避難してＤＶから離れた後もその傷が深く残ると言われている。また、親の暴力を目撃して育った子供たちへの影響も非常に大きく、非常に重要な取組であると考えている。こちらのプログラムの参加者数を増やす取組についてであるが、心理教育プログラム自体が、被害を受けた母子が安心できる環境でグループでの話合いだとか実技を通じてＤＶ被害のダメージから回復する力を引き出すという内容になっているので、１回に多数の母子を対象にして開催することはできず、参加者数が限定されているものになっている。より多くの方に参加をいただきたいので、ラジオスポットＣＭや彩の国だよりで周知を行ったほか、チラシを活用して、対象者に最も身近である市町村に、参加者への声掛けの協力依頼も行っている。

５　保護実績が徐々に減ってきているというお話であったが、男女共同参画推進センターの支所、昨年度までの婦人相談センターであるが、こちらは公的なシェルターとしての機能を持っており、加害者からの追及を防ぐため秘匿性を確保した運用を行っている。携帯電話等の利用に当たっては、位置情報機能や写真、ＳＮＳの投稿等によって所在地が判明してしまうという危険性があり、ＤＶ被害で避難しているほかの入所者を守るためにも、利用は制限している。なおこの支所では、位置情報を知られる恐れのない安全な携帯電話を用意して、入所者本人に貸出しを行っている。また外部との接触を一切遮断するほどの心配は要らないような、一時保護には当たらない方については、シェルターではなくて、民間団体等で運営をしているいわゆるステップハウス、自立の準備をするための中間的な施設となるが、それを活用するなど、困難な問題を抱えている女性の、御本人の意向に沿った、きめ細やかな対応を行っていく。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

６　ＰＦＩ方式については、従来方式のように設計、建設、運営・維持管理といった業務を分割して発注するのではなく、設計から運営・維持管理までを一括して発注し、かつ長期の運営を同一の事業者に包括的に行ってもらうというものである。従来方式のような仕様書を定めて発注する仕様発注方式ではなく、性能を満たすことを要件として発注する性能発注方式であるため、整備、運営の両面において、民間事業者の創意工夫が最大限引き出され、良質なサービスを提供することが期待できるものとなっている。令和３年度に事業手法を検討した際、全国の水泳場の整備運営に関する事例を調査したところ、青森県や滋賀県草津市、宮崎県といった自治体も、ＰＦＩ方式を採用して整備を行っているとのことであった。また同年度に、民間事業者へのサウンディング調査を実施したところ、ＰＦＩ方式は設計から運営までを一体で実施することで、従来方式よりコスト削減が見込めるとの声が多数であった。こうした調査結果を踏まえ、本県においても、令和４年３月に、この屋内５０メートル水泳場整備の基本計画を策定するに当たり、従来方式で整備した場合とＰＦＩ方式で整備した場合の比較を行ったところ、ＰＦＩ方式のほうが事業費を抑えて整備できるなどのメリットが期待できることが分かったため、

本事業ではＰＦＩ方式を採用した。

防犯・交通安全課長

７　県がアイリスホットラインの業務を委託している埼玉犯罪被害者援助センターが平日夜間と休日の業務を再委託をしているダイヤルサービス株式会社の相談員の資格要件についてである。再委託における業務仕様書では、業務委託に従事する者について、性犯罪被害の実態に精通し、支援対象者からの相談に適切に対応し、必要な支援をコーディネートできる医師、看護師、助産師または保健師を充てることとしており、現在ダイヤルサービス株式会社では、看護師、助産師または保健師の資格を有する方を相談員として配置している。研修については、相談員は年に３回程度、大学等で行われる性暴力等被害者支援に関する研修に参加していると伺っており、性犯罪等被害者支援に関する専門的な知識を習得しているものと認識している。次に、すぐに医療機関や警察などにつなげる必要がある場合の対応であるが、ダイヤルサービス株式会社が緊急な支援が必要と判断した場合は、県産婦人科医会が指定する県内６か所の基幹となる病院に連絡し、受入れの調整を行う、相談者に警察への届出を促す、援助センターの職員に引き継ぐなどの対応を行っている。ダイヤルサービスから引き継がれた援助センターの職員は、被害者に対して、被害状況などを丁寧に確認し、支援内容等を説明した上で、必要に応じて、病院等への付添い支援をすることとしている。令和５年度中、ダイヤルサービスでは５３３件の相談を受理しているが、休日夜間における援助センターへの緊急の連絡はなかった。

８　県では、令和元年度からＳＡＮＥの養成事業を開始しており、令和４年度までに１３名の方が研修を修了し、県産婦人科医会が指定する県内６か所の病院などに配置されているが､交代制で深夜帯にも配置できる体制には至っていない｡性犯罪等被害者に対し、専門的な知識を有するＳＡＮＥが安定的に支援を行える体制を整えるためには、継続の配置が必要と考えており、昨年度から３期生の養成を開始し、現在は５名の方が研修を受けている。今後のＳＡＮＥの養成については、県産婦人科医会や県看護協会の御意見を伺いながら検討していく。

９　県では、アイリスホットラインについて、広く県民に周知するため、県ホームページや彩の国だよりへの掲載やＳＮＳによる発信、イベントやキャンペーンにおけるリーフレットや犯罪被害者等支援カードの配布、市町村のホームページや広報紙への掲載依頼などの取組を行っている。また、若年層に対する取組として、令和４年度までは、県内の高校１年生全員に対して、犯罪被害者等支援カードを配布していたが、若年層の性犯罪等被害者に関する相談が多いことを踏まえ、令和５年度は配布対象を拡大し、中学１年生全員にも配布した｡性犯罪等被害者が適切な支援を受けられるようにするためには、まずはアイリスホットラインの相談窓口を知っていただくことが重要であるので、今後も県警察、援助センター、市町村などの関係機関と連携し、民間事業者と協力しながら効果的な広報に努めていく。

城下委員

５０メートルプールについて、ＰＦＩ方式にした経緯を答弁いただいたが、今の物価上昇による資材の高騰や人材確保に大変苦労されている。審査の中でも、入札不調が起きた件数も増えているという中で、果たしてこの５０メートルプールの入札契約を実施をされたけれども、計画が見込みどおりに進んでいくと受け止めているのか。また令和５年度については、ちょうど５年度の末の今年の３月なので、例えば、一括だが、経費や、長期運

営も重なってくる。令和５年度はこれらの課題について議論されたのか。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

物価上昇や人材確保の影響について、本事業は、事業期間が長期にわたることから、事業契約書において、物価変動等に応じて、事業者に対価として支払うサービス購入料を改定する規定を盛り込んでいる。整備費については公共工事に準じた仕組みとして、県や事業者が物価変動等を踏まえてサービス購入料を適正な水準に改定するといういわゆるスライド条項を規定している。当該規定に基づき、事業者から物価変動等に関する相談や要求があった場合には、速やかに対応していくこととしている。また事業期間を通じて適切かつ確実に事業が実行されるよう、事業者の設計・工事の状況だけでなく事業者の経営状況に大きな影響がないか､財務状況のモニタリングも行うこととしている｡このようにして、事業者による設計・工事の状況を適切に把握し、工期が遅れることのないよう、進捗管理をしっかりと行っていく予定である。このようなことも合わせて令和５年度に議論をしたところである。

城下委員

物価スライド条項も入っているということで、令和５年度のＰＦＩ導入に当たっての様々な検討の中では、当然物価が高騰した際には県の持ち出しも増える可能性もあるという認識の基で議論したという理解でよいのか。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

そのとおりである。物価の変動に応じて、スライド条項が発動されれば、県の負担も増えるということも想定している。

荒木委員

１　行政報告書１３８ページ、「８　青少年の健全育成」で、非行等の問題を抱える青少年を支援するために、青少年の立ち直りを見越した体験交流会や社会就労経験を実施したということで、協力団体の中で企業と記載があるけども、この企業はどういった接点で、このような取組を行ってくれているのか。また、この交流会や就労体験についてはそれぞれ男女の比率があると思うが、どれぐらいの方が参加しているのかについてお尋ねしたいと思う。

２　埼玉県アライチャレンジ企業登録制度が始まってから２年になると思うが、令和５年度はどれくらいの伸び幅があったのか。登録企業は現在６３社と記載があるが、伸びた数について教えてほしい｡また､令和５年度は令和４年度に比べて新たな取組があれば、これについても具体的に教えていただきたい。

３　県のにじいろ相談窓口の中に企業プロデュースや商品プロデュースについての相談があったということであるが、どのように相談に乗り、回答したのかについて、特定の企業のことなので、なかなか言えない部分もあるかと思うけれども、教えていただける範囲で伺いたい。

青少年課長

１　企業との接点については、立ち直り支援の前から青少年課又は県が協力いただいている様々な企業に働き掛けをして、こうした趣旨で非行防止の観点から御協力いただけないかということでお願いをしてきたところ、多くの企業の御賛同を得て、令和５年度に

ついては９９の協力企業団体に御登録をいただいている状況である。男女の比率であるけれども、学校のこどもたちの活用が多くなっており、続いて若者支援団体、こどもたちの支援団体の活用が多くなっているので男女の比率はおおむね半々である。

人権・男女共同参画課共生推進幹

２　企業の登録数についてであるが、令和４年度は２６社であったが令和５年度の実績は６３社となっている。参考までに、令和６年度については、８月末現在で１０４社ということで伸びている。令和５年度の新たな取組についてであるが、令和５年度については、基本計画の策定をし、性の多様性を尊重した社会を実現するため、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の充実、暮らしやすい環境づくりの３本柱で施策を進めている。理解の増進としては、にじいろ県民講座をオンラインで実施して、企業向けのにじいろ企業研修については、オンラインと講師派遣で実施した。また、県内大学と連携をした普及啓発活動も行っている。昨年度は性的マイノリティーが利用時に困難を感じることが多いと言われている医療機関や不動産業界に向けたリーフレットの作成もしている。暮らしやすい環境づくりとして、令和５年度は、性の多様性に配慮した取組を進める埼玉県アライチャレンジ企業登録制度を引き続き実施をしたほか、同性パートナーとその家族の権利と身分に関する権利の制度の見直しを行い、埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議を立ち上げ、市町村との意見交換等を行っている。

３　特に商品プロデュースに対しての回答というものではないが、企業からは、どういった取組をすればよいのかといった相談はあったので、それについて、こちらのほうで企業の取組として有効なもの等を回答している。

荒木委員

１　青少年健全育成について、非行少年の交流会ないし就労体験ということで、従前から接点のある企業に、今回引き続きお願いしているということであるけども、ちょっと想像するに、青少年なので、小学校、中学校、学生さんということで、その子たちが改心し、真面目になり、高校なり例えば大学を卒業して、今までお世話になった、特にこういった非行に対して問題意識を持っている企業に就職したとか、いろんな縁をいただいたとかの事例があれば、参考までに教えていただきたい。

２　新たな取組は、企業側が行ったことで令和４年度にはない新たな取組の事例があったかどうかの質問であるので、あったらお答えいただきたいと思う。

青少年課長

１　残念ながら、そういった事例は把握していない。

人権・男女共同参画課共生推進幹

２　アライチャレンジ企業の昨年度の新たな取組についてであるが、県のほうで、アライチャレンジ企業で行っている取組の動画を作り、県のホームページで上げたほか、企業交流会ということで、アライチャレンジ企業に登録されている企業を一堂に集め、情報交換会等を行っている。

荒木委員

県が実施しているものではなく､企業が何か新しいことしているということはないのか。なければないでよい。

人権・男女共同参画課共生推進幹

企業の側から新たに取り組んだというのは、アライチャレンジ企業に登録をしていただいた会社の中で、新たに研修を行うといった報告は受けている。

荒木委員

最初２６社で、具体的な取組があった。プラスアルファ３０になって、従前の企業も含めて、令和５年度に今までにない取組があったかどうかについて伺いたい。なければないという回答でよい。

人権・男女共同参画課共生推進幹

報告を受けている上では、特に目新しいものはない。

萩原委員

１　行政報告書１７１ページ、「オ　総合型地域スポーツクラブの育成・支援」について、第一に、総合型地域スポーツクラブが県内にどれだけあるのか。

２　同ページに記載されている、地域スポーツアドバイザーが持つ専門知識というのはどういうものか。

３　クラブの設立運営、活動の支援を行ったとされているが、幾つのクラブに関わったのか。

４　この事業を行うに当たり、どのような方向性を持って実施をしているのか詳細を伺いたい。

５　行政報告書１８４ページ、「（３）市町村に対する防犯まちづくりへの支援」の中で、防犯環境の整備で防犯カメラと、特殊詐欺対策機器の購入補助についての記載がある。これを助成した自治体数について、機器別に教えてほしい。また、要望があった自治体数は幾つか。

６　先ほど、多文化共生キーパーソンの質疑があった。５か年計画には、先ほども議論があった多文化共生を推進する人材の育成数というのがあるが、この取組の違いについて教えていただきたい。

スポーツ振興課長

１　令和５年度末で９３クラブ創設されている。

２　令和５年度に採用した地域スポーツアドバイザーは、大学教授であり、その専門は体育科教育である。体育科教育というのは、生徒の保健体育の学力向上を図るため、保健体育教員に教育や、研修が適切に実施され、効果を上げていくための科学的な裏づけを提供していく科学的領域と言われている。。このように指導者育成につながる専門知識とあわせて、前職が県教育局であったので、市町村や団体等の行政、地域のことを理解しているので、様々な調整が行えるというふうに考えている。

３　九つのスポーツクラブに関与したところである。

４　総合型地域スポーツクラブは、県民が、お子様から高齢者まで様々な世代、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの嗜好やレベルに合わせて参加できる、正にスポーツ振興に貢献されているクラブである。このクラブを県としても今後も増やし、支援をしていくという方向でいきたいと考えている。

防犯・交通安全課長

５　防犯カメラについてであるが、令和５年度は１４市町に対して補助金を交付している。特殊詐欺対策機器については、令和５年度は９市町に対して補助金を交付している。要求があった市町村については全て補助金を交付しているので、交付市町村数、要求市町村数は同数である。

国際課長

６　多文化共生キーパーソンは、主に既に交流経験が豊富な方を県が委嘱するものであり、多文化共生推進の人材に関しては、県が新たに実施しているやさしい日本語の講座や、日本語学習支援者の研修などを受講して、新たに多文化共生に取り組んでいこうという方達を育成していくという違いである。

萩原委員

総合型地域スポーツクラブのこの事業について、今の答弁であったのは、このクラブを増やしていく、また支援をしていくということであった。既存のクラブが、今非常に意識しているのは、クラブのやっぱり価値を高めていくために、地域貢献というのがとても大切だということである。もちろんそれは自らの努力であるところもあるかと思うが、この点について、方向性として合致してるところも非常にあるかと思うので、地域貢献というところで県がどのように関わってきたのか、またその認識についてお答えいただきたい。

スポーツ振興課長

まさに、この総合型地域スポーツクラブは、スポーツの振興を通じて地域貢献を図っているところである。そのために、県としては、指導者の講習や横のつながり等の情報共有をしているところである。委員おっしゃるとおり、地域貢献をキーワードとして、我々としても先進事例等の、情報共有等々をしっかりとしていきたい。

井上委員

１　行政報告書の１５５ページ、「５　男女共同参画の推進」について、「ウ　男女共同参画に関する苦情の処理」では、県民からの苦情申出について、３件の申出があり、苦情処理委員が令和４年度からの継続分を含め４件対応したと記載がある。令和４年度の継続分というのが、県立学校の共学化をめぐる議論であるが、それについて、令和５年８月に勧告が行われた。この勧告を行うまでにどのような調査が行われ、要した人件費、委員報酬、旅費など、費用総額は幾らか伺う。

２　令和５年度は、県民からの苦情が新規で３件だったとある。申出方法は郵送、ファクスまたは電子申請で可能であるが、この３件の申出方法は、それぞれどのような方法であったのか。

３　男女共学に関する苦情の際は、申出人に対して、その趣旨の確認等、多くのやりとりが行われた上で受理したと承知をしている。この令和５年度の３件についても、そうした趣旨確認等を丁寧に行った上で、受付け、もしくは非該当と判断したのか伺う。

人権・男女共同参画課長

１　苦情処理委員の関係で、令和５年度の共学化の関係についてどのような調査をしたかについてであるが、苦情処理委員が検討して学校の管理職の数、学校の方針、他県の状況などのヒアリング等を行った。人件費については専属の担当職員がいるというわけで

はなく、業務の一部として行っているので取り出して算出するということはできないが、苦情処理委員の事業予算として措置されているものについて、令和４年度と５年度にまたがっているのでざっくりとではあるが、苦情処理委員と、それを補助する専門員への報酬の支払いとして、約１４０万円かかっている。また、会議をするときに会議室を借りたりする場合もあるので、その費用が約５０，０００円。そのほか委員の方に来ていただく旅費に相当する費用弁償やお茶などの費用を合わせて約６０，０００円、総額約１５１万円となっている。

２　申請の３件であるが、電子メール２件と、ファクス１件である。

３　苦情処理委員の庶務を当課で行っているので、まず書類についての形式審査を当課の職員が行い、その上で、要件に該当しているかどうかについては苦情処理委員専門員が検討し、必要に応じて本人に聞き取り等を行ったりしている。

井上委員

１　書面などの形式審査を経て、必要に応じて丁寧な確認ということであったが、対面による申出のほうが細かく事情を酌めると思うが、令和５年度にそういった議論はなかったのか。

２　勧告としては令和５年の８月３０日に勧告したが、苦情処理委員として結論を出したのはいつなのか。

３　県のホームページを見ると、全ての申出が調査されますかというＱ＆Ａがあり、その中に、次の申出などはこの制度で調査することはできませんという例示があり、次のように書いてある。人権を侵害された旨の申出が、当該申出に関わる人権侵害のあった日から１年を経過した日以降にされたとき。報道などによると、申立て人はいつ人権侵害があったかという問いについて、女子差別撤廃条約に日本が批准した日というふうに申出たと聞いている。それは１９８５年である。これは先ほど、令和５年度調査・検討を行ってきた上で、調査を行わない事例というのに当てはまると思うが、調査を行った判断の是非について伺う。

人権・男女共同参画課長

１　苦情処理の職務については、苦情処理委員が方針や要領を定めるということになっており、事務処理要領で、郵送、ファクス、電話、書面で出すことができると定まっており、利便性を高くしていると考えている。特に対面でというような議論は、令和５年度はなかった。

２　勧告について最終的な結論を出したという意味では、令和５年７月であると思う。

３　要件に該当しないものに当たるのではないかというお話だが、この苦情申出制度については、条例で大きく２点申出ができることになっており、１点は県の施策で、２点目が人権侵害である。１年以上経過しているというのは人権侵害の話であるので、この共学・別学については、県の施策についての案件ということで、その要件には該当していない。

人権・男女共同参画課共生推進幹

荒木委員からの質問で、説明が足りなかったので補足する。先ほど、企業の新たな取組についての質問があり、アライチャレンジ企業登録制度の項目を出るような新しい取組はなかったのでなかったと申し上げたが、企業側の新たな取組として紹介をすると、例えば不動産会社では、申込みのときに本名ではなくて通称名を使って申込みができる取組を始

めたとか、アライチャレンジ登録企業にお寺があるが、セクシャリティーを問わずに挙げられる結婚式を始めたとか、そういった報告があるので、補足で説明する。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１１月５日（火）危機管理防災部）

【説明者】

犬飼典久危機管理防災部長、鶴見恒危機管理防災部副部長、黒澤努危機管理課長、
出井正美消防課長、関口大樹災害対策課長、石曽根祥子化学保安課長、
濱崎勝志危機管理課危機対策幹

【発言】

長峰委員

１　まず１点目、行政報告書１８７ページ、「埼玉県５か年計画」における指標で、自主防災組織の組織率に関して、令和４年度９２％とあり、自主防災組織は県内自治体においてかなりの割合で組織化されていると捉えることができる。一方で、１９１ページ、ミンナ防災事業での補助を受けた県内市町村数が２３市町となっているが、それ以外の市町村への情報提供を行ったのか。また５０事業と報告にあるが、どのような内容であったのか。

２　行政報告書１９１ページの防災講座について、自治会同様に自主防災組織の構成員の多くは高齢化していることが予想される。こうした講座を通じて若い世代が防災へ興味関心知識を持つことは意義あることと思われるが、令和５年度の１７９名の大学との連携について、どのようなものなのかお聞かせいただきたい。

３　行政報告書２０７ページ、「（６）消防団への加入促進」について、加入促進のために広報活動、あるいは動画の公開をしていただいているが、団員数とそれから定足数及び定数に対する充足率が減少している原因について、どのように捉えているのか。

危機管理課長

１　ミンナ防災事業に関して、市町村への周知であるが、自主防災組織の更なる活動の活性化を図るため、令和５年度、市町村に対する補助制度を新設したが、市町村の防災担当主管課長会議や自主防災組織の担当者向けの研修会などで、全ての市町村に補助制度の活用を呼び掛けているところである。補助事業の内容であるが、令和５年度は、防災士の資格取得費用の支援であったり、若い世代を対象とした防災講座やワークショップの開催などが補助事業として実施されている。

２　１７９名が受講しているけれども､高校生の災害ボランティア育成講習会であったり、城西大学での防災講座、それから学生消防団研修会など、そういったところで避難所運営の疑似体験などの講座を実施しているところである。

消防課長

３　消防団の定数に対する充足率減少をどのように捉えているかということであるが、主な原因としては、やはりこの１０年間で、２０代から３０代の新規団員者数が４割ほど減少しているという状況がある。これは少子高齢化により、若年人口の減少であるとか、それからやはり働き方も、地元で働くというよりは、地元市町村以外で働くサラリーマンといった方が増加していたり、消防団自体も団員の高齢化に伴い、リタイアされていくということもあるため、なかなか充足率を満たしていくことができない状況にあると考えている。

長峰委員

消防団の加入促進について、お答えいただいた内容は、おおむね理解はできるが、原因の一つには、やはり消防団員の処遇というものがあると。基本的にボランティアではあるけれども、出動に対する報酬、あるいは年間、ボランティアであって高い給料をもらっているわけではないが、待遇の部分について改善がやはり必要だと思う。この改善についてはもちろん、市町村の組合の消防であるので県がそこに対してとやかく言うことはないにしても、やはり県としても、市町村だけでは消防団を維持できない現状があるので、県からも処遇改善等について何らかの措置を考えるべき段階に来ているのではないかと考えるが、令和５年度を通して、どう考えるか。

消防課長

団員の処遇ということで、報酬であるけれども、国の基準は３６，５００円が年間報酬となっており、本県の平均は６２，０００円ほどで、比較的高い報酬である。そういう中で、市町村も交付税措置を受けて消防団の費用も賄っているので、お金を県から出すというのは難しいところがある。県としては、企業と連携した機能別消防団を進めている状況である。

長峰委員

処遇改善に関して、お話はよく分かった。やはり消防団の運営費に関して、何らかの手を差し伸べる方法もあるのではないかと考えるが、運営費を今市町村が補助しているけれども、それは市町村から、非常に使いづらいとか予算が不足してるという話も出てくるが、令和５年度の実績を踏まえた上でその点はいかがか。

消防課長

資機材の部分の補助については、国の補助があるので、県として財政支援は難しいと考えており、団員確保の部分を支援していきたいと考えている。

東山委員

１　行政報告書の１９７ページ「（５）危機や災害ごとの役割分担や対応要領の明確化」について、埼玉版ＦＥＭＡの図上訓練を行ったとあるが、訓練の成果と課題は何か。また、実効性ある初動体制を迅速に行えるよう調整する機能を強化するために、成果や課題を踏まえた上での展開をどのように展開していくのか。

２　行政報告書１９８ページ「（２）防災ヘリコプターの運航」について、令和６年能登半島地震では、緊急消防援助隊として被災地に出動し、石川県輪島市などで救助活動を行ったと説明書きがあるが、具体的にはどのような活動を行ったのか。

危機管理課長

１　令和５年度は６回の図上訓練を実施し、これまで作成した地震、風水害などのシナリオをブラッシュアップしたほか、新たに火山降灰、国民保護のシナリオを作成した。県が調整、連結機能を発揮し、訓練を通じて、関係機関とも課題を共有することで、災害時にそれぞれの機関がどのような動きをするのか、把握することができたと考えている。一方で、県と災害時応援協定を締結しているものの、これまでの訓練に参加実績のない機関も多いことから、そこが課題と考えている。この成果と課題を踏まえて、今後の展

開についてであるが、令和６年度においても６回の訓練を予定している。これまで作成したシナリオについて、発災場所や、被害内容を変えるなど、ブラッシュアップを図るとともに、新たに林野火災のシナリオを策定する。また、これまで訓練参加実績のない協定締結機関にも参加していただくよう、積極的に声掛けを行い、関係機関との更なる連結の強化を図っていく。

消防課長

２　消防庁長官から出動の指示を受け、令和６年１月３日から５日、それから１月１７日から２０日、２回被災地へ出動して石川県の輪島市などで救助活動を行った。２度の被災地の派遣で延べ２隊１４名が活動し、活動内容は、孤立集落から高齢者を救助したり、傷病者を石川県内の病院から他県へ転院搬送したほか、地上部隊員をヘリで搬送するなどの業務を行ったところである。

東山委員

１　ＦＥＭＡであるが、当該年度も、大雨の被害をはじめとして様々な災害があったけれども、実際に災害の際に具体的にどのように機能したのか。訓練と実際の行動に乖離があったならば、ブラッシュアップしていく必要があるけれども、図上訓練が実際の災害にどういう役割を果たせたのか、評価を伺いたい。

２　被災地での活動は大変な職務であったと思う。苛酷な現場で救助され、活動された隊員の皆さんのケアについては、どう対応したのか。また救助体験をどのように受け継ぎ、対応しているのか。

危機管理課長

１　ＦＥＭＡ訓練が実災害に生かされているかという御質問であるが、令和５年６月に越谷市などを襲った記録的大雨では、一部の自治体が混乱し、正確な被害状況の把握がままならない中で、県は迅速に、県内の３市町への災害救助法の適用を決定することができた。これまでに災害救助法の適用をシナリオに組み込んだ図上訓練を実施してきていて、その成果が災害発生時の初動対応に生かされた事例だと考えている。

消防課長

２　帰投後、能登半島に出動した隊員がしっかりと休息・回復できるよう、航空隊員の人員調整であるとか、休暇であるとか、そういったことを航空センターのほうで配慮して心身に支障をきたさないように配慮している。体験については、今回の救助活動を通じて、先ほど申し上げた大規模災害時の孤立地域における高齢者の救助を行ったのであるが、高齢者を救助する際は航空機に持ち上げる時にハーネスという器具を身体に付ける場合、装着時に高齢者の方の体が動かないようにしていただくよう、丁寧にお声掛けをする必要があるとか、苦心した点が結構あったということで、本県で同様な災害が起きた場合にも、今回の経験を生かしていきたいと考えている。

細川委員

１　１点目は、前の委員からもお話のあった消防団についてである。資料４の２０７ページの表を見ると、女性団員の方も少しずつ増えていることが見受けられる。それについて、現在の女性団員の訓練の内容についてお聞かせいただきたい。男性と同じ訓練をしているのか、あるいは女性のみで分団を組んで、そしてそこで訓練をしているのか。

２　令和５年度における消防団員の労務災害というのはどのような状況下での申請が多いのか。どういった場面でけがをした方が多いのか、訓練中なのか、あるいは火災現場なのかを伺いたい。
３　同じく資料４の１９３ページから１９４ページ、帰宅困難者対策について伺う。県内の主要７駅に協議会を設置されているが、県内には鉄道の乗換えの駅も多くあり、乗降客も多いかと思う。この７駅に協議会を設置している理由は何か。また、令和５年度において、ほかの駅についてこの協議会を設置するといった検討はなされているのか。
４　駅周辺帰宅困難者対策協議会の設立及び運営のためのマニュアルが県のホームページに載っているが、これが平成２６年１１月に出されたもののようである。この１０年間の中でスマートフォンの進化であるとかあるいはＷｉ－Ｆｉであるとか、こういった通信が相当進化しているので、今現在もこの平成２６年度で発行されたマニュアルを使用しているのかを伺う。
５　資料４の１９４ページ「（４）令和５年６月２日からの大雨及び台風２号の対応」について伺う。この大雨で越谷市内の国道や県道が冠水をして、床上床下浸水の被害が多く発生した。この被害は内水被害と言われているが、被害が大きいことから、県も災害救助法による救助を行ったかと思う。こういった今回のこの水害で埼玉県として教訓としたものは何か、またこの教訓から、令和５年度に取り組んだものについてお聞かせいただきたい。

消防課長

１　消防団の女性の活動についてお答えする。基本的には一部消防団では、女性団員も男性と一緒になって消火活動を行っている、訓練を行っているという団もあると伺っている。他方、多くの消防団では、女性の役割を普及啓発や広報活動に限定し、救命講習の実施とか、高齢者のお宅への防火訪問とか、そういった活動が中心の消防団も多いと聞いている。やはり女性ならではの活動をやっていただいているケースの消防団が多いと伺っている。
２　労務災害の件である。令和５年度の統計が集計中であるので、令和４年度、３年度でお答えする。令和４年度は５件中、訓練中のけがが５件、令和３年度はけがが６件あったが、２件が火災活動中、４件が訓練中のけがとなっており、訓練中のけがが多い傾向である。訓練中のけがは、ポンプ操法の練習などがあるので、そういった練習中のけがであるとか、エンジンカッターなんかを使った際に切った物が足に当たったり、そういったけががあると聞いている。

災害対策課長

３　委員の御質問にお答えする。まず帰宅困難者対策の関係である。７駅に設置している理由であるが、この協議会自体は、国、市町村、民間事業者等、個別の取組だけでは限界があるものであるから、この関係団体が連携して、帰宅困難者に対して必要な支援を行うために設置されているものである。経緯としては、平成２４年度に県内の駅利用者数が多い主要５駅に対して、まず協議会を設置した。さらに平成２７年度、平成２８年度に帰宅困難者が多く発生する市に働き掛け、熊谷駅と所沢駅において協議会を設置した。帰宅困難者対策は非常に重要であるので、市町村の防災担当主管課長会議などの場で周知を行っているところであるが、その後、新たに協議会を設置するまでには至ってないというところである。引き続き、働き掛け等を行っていきたいと考えている。
４　マニュアルの関係である。平成２６年度に作成したものかというところであるが、御

指摘のマニュアルについては国から示されたガイドラインを基に平成２６年度に作成したものであるが、こちらは協議会を設立するためのマニュアルである。今ある各協議会においては、コロナ禍を除いて毎年度、訓練を行っており、その訓練の中で、具体的なオペレーションの運営マニュアルを作成している。こちらについては、訓練などにおいて必要に応じて更新しているというところである。

５　１番の教訓はやはり市町村の被害情報を早期に把握することの重要性ということを改めて感じたというところである。令和５年度中の取組としては、そういった情報の早期把握が重要であるので、市町村の防災担当主管課長会議において、早期に災害オペレーション支援システムに入力をしていただく、報告をしていただくということをお願いしたところであるが、さらには、災害救助法を適用した市町村が概数で被害情報を報告した経緯があったので、そういったことを発表していただいた。また、災害オペレーション支援システムの再構築の中で、分かりやすく入力するような機能を追加するように盛り込んだところである。

消防課長

先ほど、労務災害のところで、令和３年度の件数について、２件が火災での活動中、３件が訓練中のけがで、通勤途上の労務災害が１件であるので訂正する。

細川委員

１点だけお伺いする。先ほどの消防団についてである。私も消防団に入っているけれども、けがをされたところでポンプ操法の話があった。ポンプ操法については各報道を見ても、実際やるのかやらないのかも含めて検討がなされているところである。やはりけがが多いのはポンプ操法で、労務災害申請していなくてもけがが多いのはここの部分かなと思うけれども、令和５年度において、ポンプ操法について何か検討されたことがあるか教えていただきたい。

消防課長

消防協会が全国大会に向けて、ポンプ操法の県大会をやっていて、それに向けた練習中のけがというのが大変多いと聞いている。一方、各市町村の消防団も、ポンプ操法大会に出場しないところもあると聞いていて、今後、消防操法大会の見直しを、消防協会と県が連携して検討していきたいと考えている。

髙木委員

１　行政報告書の２０１ページの「４　国民保護の推進」では、埼玉版ＦＥＭＡと、加須市における国民保護実動訓練を実施したということであり、連携が強化されたということになっているが、何をもってその強化と言えるのか。そしてこれは反省点はなかったのかということ、それからそもそも、国民保護の目標とするところの目標はどれぐらいで、今、令和５年の間だとこの辺りまで達成できているとか、反省点があるなどあれば教えていただきたい。

２　大規模災害において、私は一般質問でも申し上げたが、富士山や浅間山の噴火について、先ほどＦＥＭＡでも取上げられたという話があったが、降灰対策について令和５年度はどういうものがあったのか具体的に教えていただきたい。

危機管理課長

１　国民保護実動訓練においては、自衛隊、警察、消防、市町村、医療機関などが参加し化学剤を用いたテロを想定した一連の対応行動について確認し、共有した。その中での反省点ということであるが、自衛隊などの実動部隊と比較すると、行政機関の対応がややスムーズさを欠いた場面があったため、今年度は事前の準備を入念に行い、全体として、円滑に対応をすることを目指している。

２　こちらもＦＥＭＡ訓練での取組ということになるが、令和６年３月、火山噴火時における降灰被害への対応として、訓練を実施し、国の想定において被害が大きいとされる県南東部の市のほか、東京電力や、ＪＲ東日本、ＮＴＴなど、３９機関、５８人が参加した。埼玉版ＦＥＭＡ図上訓練として初めてのシナリオであったため、熊谷地方気象台から火山噴火に関する基礎知識や、降灰により予想される住民生活への影響などを説明いただいた後、噴火前から噴火後数日までの対応について、検討した。今年度においても、改めて火山降灰対策のシナリオによる訓練を実施予定であり、関係機関との連結を深めていきたいと考えている。

髙木委員

１　国民保護について、令和５年度の加須市におけるこれ化学テロに対する実動訓練ということであるが、行政報告書では弾道ミサイルにおいてＪ－ＡＬＥＲＴに触れられているけれども、これについては目標値がどれぐらいで、少し最初の私の質問が悪かったのであるが、現在、どのようになっているのかというところもお答えいただきたい。

２　降灰対策についてであるが、昨年初めてやったということで、その対策を確認したということだが、具体的な対策はまだしていないということか。

危機管理課長

１　弾道ミサイルについては、国民保護実動訓練ではなく、もう一つの図上訓練のＦＥＭＡ図上訓練のほうで実施している。こちらについては、令和５年度に初めての実施だったが、令和６年度についても実施し、想定を変えながら、更なる対応の確認と共有というものを図っていきたい。

２　火山降灰については、実際に被害を経験した事業者がほとんどない状況であるので、先ほど答弁したように、基礎知識のところから始めたため、今後より具体的に、一例であるが降灰による健康被害に係る対応であったり、民間事業者の施設の復旧などをテーマとして、訓練で取り上げることを検討している。

平松委員

１　行政報告書の１９４ページ、帰宅困難者対策についてである。先ほど細川委員からも質疑があったところであるが、主要７駅以外の協議会が立ち上がってないエリア、取組というのは、現状だと協議会としての取組はないということになると思うが、そういったエリアでの現在の取組を把握しているのか。

２　次に、バス輸送訓練であるが、令和５年度もこちらは帰宅困難者対策ということで実施されていると思う。県内で主要７駅の市と実施しているというところであるが、実際に災害になると、帰宅困難者はこの７駅がある市以外でも発生するわけである。例えば訓練にほかの市町村がオブザーバーとして参加するなど、取組を広げていくような必要性もあると考えるが、それについての見解を伺う。

３　災害時帰宅支援ステーションについて、コンビニ等多くの事業者と災害時における徒

歩帰宅支援に関する協定を締結している。こういった取組については評価する。事業所によっては、数も多いため、全ての関係者の方に周知されているとは言えないケースがあると思う。例えば、こちらについても、訓練事業者の方々に訓練に参加していただくなど、やり方があると思っている。私は令和４年９月定例会の一般質問で協定等を災害時に機能させるためにということで取り上げた。協定がいざというときに機能するように、実効性を上げる取組を行う必要があると考えるが、見解を伺う。

４　行政報告書２０２ページ「ア　教育訓練実施状況」に教育について、いろいろ書かれているけれども、消防学校で実施されており、先般視察させていただいた。私自身も消防団員の研修へ行ったことがあり、そのときは泊まりではなかったのであるが、宿泊棟を見て、男性については１部屋４人ということで、かなり今の時代に合っていないなという印象を持っている。今のキャパシティだとこの仕組みでしかないという話ではあるんであるけれども、ちょっとここが課題であると感じる。また、水難救助訓練場については、平成２０年に壊れてしまって、以降使われていないという状態。代替の取組で何とかしているという話であるけれども、施設自体は当然必要だと。合わせて屋内訓練場のエアコンが大変効きにくい状態だということも確認している。これらは早急な対策が必要と考えているが、教育訓練に問題はないのか、課題をどのように認識されているのか伺う。

災害対策課長

１　主要７駅以外のエリアでの取組ということであるが、この協議会を設置していない市町村においても、ホテルや商業施設であるとか、そういったところの一時滞在施設の確保をしている。また、帰宅困難者対策訓練に、全市町村の防災担当者に参加を呼び掛けていて、一時滞在施設の開設、運営等の参考にしていただいてるというところである。また、これは全県が対象であるが、一斉帰宅抑制に関するリーフレットなどを配布して、県民への普及啓発をしている。

２　バスの輸送訓練の取組を広げる必要性であるが、御指摘のとおり、現在は主要な駅のある６市で訓練を行っているところである。令和５年度のバス輸送訓練においては、協議会設置市以外の市町村の防災担当者にも参加を呼び掛け、５市町から訓練参加者があった。委員御指摘のとおり、取組を広げていくことが重要だと考えているので、より多くの方が参加できるように取り組んでいきたいと考えている。

３　災害時帰宅支援ステーションの関係である。いざというときに協定が機能するように実効性を高めることが必要だと考えている。そこで、県の協定を締結している事業者に、災害時帰宅支援ステーション事業者用ハンドブックを配布していて、帰宅困難者の具体的な対応方法や支援の内容について、具体的に紹介・周知をしているところである。また、令和５年度の埼玉版ＦＥＭＡ図上訓練においては、協定を結ぶ事業者に、災害時帰宅支援ステーションとして参加をしていただいた。実効性を高める取組を図っていきたいと考えている。

消防課長

４　消防学校については、昭和５３年度に現在地に移転して以来、校舎棟や寮などの基本的な構造物がほとんど変わっていない。管財課の定める長期保全計画に基づき、修繕を重ねながら今まで学校教育を実施してきた状況である。開校以来４５年経過しているので、トイレなど内部設備の改修は順次行っているが、委員御指摘のとおり、寮棟が狭小である、教育施設が一部使用できないという状況もあることから、今後抜本的な施設の

あり方について、改修の時期を検討していく必要があると考えている。消防学校施設でどのような訓練が必要で、どういった施設が必要なのかについても、今後、消防本部や専門家の方の意見を聞きながら、検討していきたいと思っている。

平松委員

消防学校の関係についてはわかった。是非お願いする。帰宅困難者対策についてである。ちょっと早口で聞き取れなかったんであるけれども、呼び掛けをして自治体も参加をしていたりするということか。バス輸送訓練の方は５市町ということであり、やはりその協議会の訓練自体にも参加する市町村はそんなに多くないと思う。まずどのぐらいかというところと、そこを増やす取組を更にするべきと考えているんであるけれども、それについての御見識か御見解をお伺いしたいと思う。また、災害時帰宅支援ステーションに関して、ＦＥＭＡには参加していただいていて、ハンドブックも配布をして周知していることだと思う。しかし、なかなか事業所の、例えばコンビニも加盟している。そうすると、災害はいつ起こるか分からないので、起きた瞬間にアルバイトの方しかいないという場合もあって、そういうときでも機能していくというのがとても大切だと思うので、そういう意味では、さらにこれ以上の取組が必要だと思うが、御認識はいかがか。

災害対策課長

まず、二つ目の災害時帰宅支援ステーションの関係から先にお答えする。コンビニ等もあるし、場合によってはアルバイトの店員もいるという形である。先ほど申し上げたハンドブックには、その辺が割と具体的に書いてあるため、そういったものを活用していただきながら、従業員の方でも対応できるように、支援内容の周知を図っていきたいと考えている。もう１点、協議会の参加者を増やすべきというお話である。個別の駅ごとの協議会になるため、どうしても中心は駅がある市町村となっている。ただ、せっかくの機会であるので、協議会と相談しながらではあるが、可能な限り、オブザーバーなどで参加できるよう検討していきたいと考えている。

城下委員

１　災害救助法関連、それから防災ヘリについて何点かお聞きする。行政報告書１９４ページ、要求資料１２、令和５年６月２日からの大雨及び台風第２号の対応について、災害救助法の適用を県としてすぐに対応したことは評価したい。この災害は、床上浸水７９３軒となった。災害救助法による救助のうち、住宅の応急修理の件数は令和５年に何件あったのか。また、半壊と準半壊のそれぞれの件数をお示しいただきたい。

２　災害救助法の４号適用については、空振りを恐れず適用することが大事だという観点で、県は４号適用するために、市町村への働き掛けも、いろいろと努力されたと思うが、令和５年度の働き掛けについてどういうところを頑張って取組をされたのか。

３　令和６年５月に住家の被害認定基準運用指針が改正された。これもこの間の災害に関しての教訓を踏まえた部分だと認識している。内水氾濫による被害の場合、浸水の深さにより、簡易判定できるような仕組みとなり、埼玉県・市町村安心支援制度による支援実績、運用指針改正前の令和５年度と比較して、今回の改正であると大体どれぐらいの支援実績が増加しているのか確認したい。

４　要求資料の１９、平成３０年から令和６年３月末までの県の防災ヘリの手数料の総額が、２０４万円となっている。令和５年度の有料区域での山岳救助事案は何件あったのか。また、防災ヘリの利用は現場で消防が判断するわけであるけれども、遭難者が料金

を負担できない場合がある。未済額の説明があったが、制度導入から減免の規定などについて、どう検討しているのか。

災害対策課長

１　災害救助法による住宅の応急修理は、越谷市が５件、草加市が３件の計８件であった。８件のうち、半壊はなく、全てが準半壊であった。

２　４号適用について市町村への働き掛けをどのようにしたかであるが、大きい台風が来る場合については、熊谷気象台などと一緒に、台風や大雨の説明会を実施している。その中で、市町村が得た情報を、県に早く提出していただきたいということを申し上げていて、具体的には災害オペレーション支援システムへの入力を呼び掛けているところであるが、被害状況を随時、県からも繰り返し確認した。

３　安心支援制度の申請件数の令和５年度と６年度の比較であるが、支援実績として、令和５年度であるが、半壊特別給付金が３件、それから令和４年度から引き続いているものであるが、家賃給付金が２件である。令和６年度が、１０月３１日現在であるが、半壊特別給付金について、１０件の支援を行っている。災害の状況が異なるためあくまで単純な件数の比較であるが、半壊特別給付金については７件増加している。

消防課長

４　令和５年度の有料区域での山岳救助件数は７件である。減免の実績はない。その根拠規定であるが、減免については、埼玉県防災航空隊緊急運航業務に関する条例施行規則で定めており、この中に生活保護受給世帯であるとか、生活困窮者の方であるとか、あと山岳地域に立ち入った後に、地震であるとか、自然災害なんかがあって救助が必要になった場合、こういった場合には減免の対象となっている。これによらない特別な理由がある場合には、その都度、減免の対象を判断するということとしている。

城下委員

住家の被害認定基準運用指針の改定によって、半壊判定の件数は増加していると思う。改正運用指針が市町村においてしっかりと適用されるよう、県は市町村を支援する必要があると思うが、この支援に当たっては、担当課としては、どのような議論をしているのか。

災害対策課長

改正運用指針が適切に運用されるようにするというのはまさにそのとおりだと思う。市町村に対して住宅被害認定の調査研修会を行っているが、この中でも改定された指針について説明した。また判定方法等について、個別ケースが多いので、市町村からの問合せも個別に対応している。引き続き判定が適切に行われるように、市町村を支援していく。

飯塚委員

行政報告書２０７ページの「（６）消防団への加入促進」について、不勉強で申し訳ないが、この団員数と、うち女性団員数、うち学生団員数とあるが、学生というのは、年齢で分けているのか。つまり、学生というのは大学生のことを指すのか、その中の女性が何人とかという、成人と学生の人数の内訳を伺いたい。というのも、神川町で消防団の特別点検があり、小学生の団員を組織しているのである。消防の放水訓練もやったりしている。今いろいろお話が出ていて、報酬だとかという問題が出てくるが、やはり、地域は地域の人間が地域のために守るんだという意識の醸成というのは重要だと思うのであるが、そう

いう中で、その人数の内訳を知りたい。また、小学生の消防団が神川町の大きな団の中に存在してるというようなことは、県は把握しているのか。

消防課長

まず、少年消防団のほうからお答えすると、少年消防団、高校生ぐらいまでであるが、少年消防クラブというのが市町村によって活発なところはある。三郷市なんかも、結構積極的にやっており、消防団の活動みたいなことを小さい頃から醸成しているということで、少年消防の操法大会みたいなものもあり、こういったものに参加している状況である。次に学生であるけれども、まず学生は基本的に大学生であり、これが２４９人、女性が７４５名という形になっている。

飯塚委員

少年消防団が、どこの地域に、どのようにあって、人数がどのくらいだとかというのは、後で資料で頂ければと思う。

消防課長

後ほど提出する。

井上委員

１　令和５年度、県としても様々な備品の購入をしているかと思う。そのうち特に、食料備蓄品について伺う。令和５年度、購入した点数はどれくらいか確認したい。加えて、例えば市町村であると、賞味期限が近づいた備蓄品を地元市町村のイベントで配布するとか、そういった活用をしている。県の場合は量も多いので大変だと思うが、県が行っている活用の事例等について伺いたい。

２　行政報告書１９１ページ、「イ　ミンナ防災事業」に関してである。こちらの目的は、自主防災組織の活性化等を図るため、県内市町村に対し補助を行うというものである。この補助金である埼玉県地域防災活動活性化事業補助金は、令和４年度までは新規に自主防災組織を立ち上げた場合に、資機材の整備であるとか、自主防災組織設立促進のメニューとなっていたが、令和５年度以降は、自主防災組織の活動の活性化につながるメニューに変更したと伺っている。この変更はどのように功を奏してきたかという視点で、以下の点をお伺いしたいと思う。事業トータルの補助実績の市町村数、総事業数、総額、これらは令和４年度実績と５年度を比べるとどうなっているのか。それから、変更したということであるので、市町村からは使いやすくなったという声が届いているのか、それとも逆に使いにくくなったなどといった声が上がってきているのか、その点をお伺いしたい。加えて、令和５年度の結果を踏まえ、県内自主防災組織の活性のためにいい変更だと評価しているのか。

３　令和５年度も、台風、大雨、大雪などに備えるために、例えば公共機関の計画運休であるとか、計画的な企業のリモートワークの推奨など、社会的にも、危機管理の意識というのは高まってきていると感じている。そこで、こうした状況の中、令和５年度において、危機管理防災部が果たした役割はどのようなものがあり、具体的に何回ぐらいの機会があったのか。

災害対策課長

１　備蓄の食料購入であるけれども、食料については、アルファ米２６０，０００食余り、

レトルトがゆが１００，０００食余り、缶入りパンが２８，０００食余りを購入している。有効活用の事例であるが、県においてもこういった食料について、学校、フードバンク、子ども食堂等に提供して有効に活用している。例えば、市町村においては、防災訓練の際に非常食の参考としていただくことがあるので、配布している例がある。

３　令和５年度に危機管理防災部が果たした役割について、基本的には災害対応するために、情報収集を行ったり、何か起きたときには対応するというところである。件数としては、令和５年６月２日からの大雨の対応として、災害対策本部を設置した。また、９月の台風であるとか、令和６年能登半島地震の関係では、災害即応室を４回設置している。また、危機管理防災部内の体制であるけれども、警報等が発令した場合に、情報収集を図る体制として、情報連絡室を３０回設置した。

危機管理課長

２　令和５年度に、それまでの資機材購入への補助から新たな補助制度として防災士の資格取得支援や若い世代を対象とした防災講座などへ補助することとした。令和４年と５年の比較では、市町村数であったり、補助額についてはいずれも下がっている。こちらは、この補助メニューが一新されたことについて市町村への周知が遅れたといった面もあるかと思い、その点については反省もある。市町村からは、資機材購入についてやはり一定のニーズがある一方で、補助メニューが増えたこと、特に防災士の資格取得支援が対象となったことはよかったという声を頂いているところである。この見直しの評価についてであるが、県としては、やはり実際に活動をしていただくというところに補助していきたいという思いがあり、自主防災組織の活動の実施割合については、令和５年度の速報値であるけれども、これはコロナ禍が終息したという面もあるが、令和４年度に比べて大幅に改善をしている。今後も、この新たな補助メニューで活性化に特化して取り組んでいきたいと考えている。

荒木委員

１　行政報告書の２０１ページ、「４　国民保護の推進」ということで、先ほども話があったが、弾道ミサイルが発射されて警報システムが作動する事態に備えて、もろもろの対応がとられたということである。ホームページで公表しているということだが、令和５年度において、危機管理上、国と県の危機管理防災部との間で行われた情報共有や意見交換の場はどれくらいあったのか、頻度も含めてお答え頂きたい。

２　「（２）国民保護訓練の実施」とあるけれども、国民保護図上訓練を実施したということで、ミサイルの着弾から事態認定後までにおける関係機関の対応等について協議したということである。ミサイルについては、防衛システムの網の目をかいくぐって着弾してしまった際に、どこに落ちるか分からないということだと思うが、事後の対応について協議があったということであるが、その対応すべき機関が被害に遭った場合、２の手３の手でそれ以降の対応が図られるような協議は、その中に含まれていたのか。

３　ホームページを見ると、「弾道ミサイル飛来時の行動に関するＱ＆Ａ」の中で、近くに建物又は地下がない場合はどうすればよいかという問いに対して、県の公式の回答では、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭を守ってください、とある。もちろん１００%の対応はできないかもしれないが、これについてはちょっと余りにも公式見解として、頭を守ってくださいということだけ回答するというのは、いささかどうなのかなと思っている。こういったことを載せざるを得ないような現状について、令和５年度、課としてどのような話し合いというか、認識があったのか。

危機管理課長

１　国との情報交換ということであるが、この件に関して改めて会議等は行われてないが、例えば、弾道ミサイルが発射されたような情報が入ると、国から連絡が来たりというように、その都度やり取りしている。

２　ミサイルに関しては、令和５年度が１回目の訓練であったので、まずは基本的な対応というか、ミサイルが着弾した場合には誰がどのような動きをするのかという確認をしたので、こちらについては、年度を重ねていく中でブラッシュアップしていきたいと考えているところである。

３　ミサイルについては、自分のいる場所にそのまま落ちてきた場合には対応のしようがないというところがあるが、少し離れたところに落ちた場合には、爆風であったり、割れたガラスであったり、物が飛んでくることによるけがが非常に危険だと言われている。そのため、建物に入るということが基本とされているが、建物がない場合には物陰に隠れるであるとか、頭を守るということも、その限られた時間の中においては、有効な手段であるということで、啓発をしているところである。

荒木委員

関係機関の対応について協議したということで、昨年度初めてであったということで、言い方は悪いが、基本的な協議しかされてなかったということだと思う。ということは昨年度少なくとも着弾があった際には、一つの機関が機能不全に陥ってた場合には対応ができなかったということになると思うが、しっかりブラッシュアップをお願いしたい。これちょっと質問じゃないですね、すみません。頭を隠すしかないということであるけれども、ここについてはシェルターの問題がどうしてもセットとなり、我が団の鈴木正人議員も一般質問を何度かしている。これに関して、日本では０．１％であるか０．０１％で、イスラエルと、確かスイスかイスラエルでは１００％そろえている。アメリカでもまだ５０％というところであるが、シェルターについては令和５年度、何か協議の場又は国に対する申出等はなかったのか。国防については当然国が主導で行うべきことであるが、今年からか、自衛隊の基地や地下鉄をシェルター化するという話もあったが、令和５年度のシェルターについての協議がもしあればお尋ねしたい。

危機管理課長

今のところ、シェルターに関して県で検討はしていない。研修会でそういったものが取り上げられていて、そこに県の職員が参加しているといったことはある。

萩原委員

行政報告書１９２ページ、「（２）防災学習センターの管理運営」について、自助、共助の取組を推進するために、本当に重要な施設と思っている。来館者数が令和５年度に５２，１００人ということで、コロナ禍で落ち込んだところが、５類となった昨年度、これから来館者数も増えていくと思うが、コロナ禍前と比べて、どれぐらいの比率になっているのか伺う。また、これは本当に普及啓発事業のために重要な施設だと思っているのだが、来館者数の目標数値は設定しているのか。また、コロナ禍当時は試行錯誤したこともあるかと思うが、オンラインを利用した事業は行っているのか。

危機管理課長

コロナ禍前との来館者の比較であるが、令和５年度では、先ほど御指摘のように５２，１００人ということで、以前は６０，０００以上の利用者がいたので、回復傾向にはあるが、まだコロナ禍前までは戻り切っていないという状況である。目標値については、令和５年度については、目標５０，０００人に対して来館者数が５２，１００人となったので、目標数値はクリアしている。オンラインの活用については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和２年６月にそな一えチャンネルというＹｏｕＴｕｂｅチャンネルを開設し、防災学習センターの職員が企画した動画を制作し配信をしている。令和５年度からは、県が作成した普及啓発の動画も配信を行うなど、コンテンツの充実を図っている。

萩原委員

オンラインの取組について、コロナ禍のときの対応ということはあったと思うが、感染症の状況とか、様々な環境の変化、また、常にいろいろな災害がある中で、日進月歩、進化していかなきゃいけないところもあると思う。そういうことも踏まえて、この令和５年度に新たに取り組んだ内容というのがあれば、お答え頂きたいと思う。

危機管理課長

防災に関しては、それぞれの日頃の備えがやはり重要と思うので、県が動画を作成するというのは、令和５年度から行っているところである。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１１月７日（木）　産業労働部関係）

【説明者】
目良聡産業労働部長、藤田努地域経済・観光局長、浪江治産業政策局長、
久保佳代子雇用労働局長、内田貴之産業労働政策課長、
小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、
北島義丈産業拠点整備推進幹、竹澤幸一企業立地課長、横内治金融課長、
松澤純一観光課長、髙橋利維雇用労働課長、伊藤佳子人材活躍支援課長、
深野成昭多様な働き方推進課長、下村修産業人材育成課長
山本好志労働委員会事務局長、加藤和美副事務局長兼審査調整課長

【発言】
長峰委員
１　行政報告書４２８ページ、「ア　サーキュラーエコノミー推進センター埼玉の設置」について、マッチング件数が２８件とあるが、具体的にどのような事例があったのか。
２　同ページの、研究会等によるリーディングモデルの構築支援について、令和５年度のリーディングモデル構築支援の進捗状況について説明をお願いする。
３　行政報告書４３４ページに「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議の議論を反映させ、エネルギー原料価格高騰に対応した支援施策などを予算措置した」とあるが、令和５年度において、この会議体の中で、ほかにどのような議論があったのか。反映させるような議論はなかったのか。
４　行政報告書４４２ページ、「ア　人手不足の分野や成長分野の職業訓練の実施」について、企業においてのリスキリングが求められる中で、県立高等技術専門校としてどのような在職者訓練に取り組んだのかについて質問する。

産業創造課長
１　例えば、余剰米の廃棄が生じている菓子製造業者が、この余剰米についてもったいないからどうにかしたいという話があり、こちらに食品廃棄物を発酵させて、成分を抽出してアップサイクルするという企業があり、そちらをマッチングさせていただいて、余剰米の成分を取り出して、化粧品にアップサイクルすると、そういうようなマッチングをさせていただいた事例がある。また、プラスチックの梱包材を使用している電子機器製造会社さんで、これも梱包材をもうちょっと環境にいい、サーキュラーエコノミーに資するものにしたいという御希望があったので、バイオプラスチック材を製造している企業、そちらをマッチングさせていただき、梱包材のバイオプラスチック化を目指していくと、そういったマッチングをさせていただいたところである。
２　２８件の中で、２件が製品化まで至っている。また、３件が現在試作開発中という形で、そういったような進捗状況になっており、例えば製品化に至った事例でいうと、農家で発生している規格外のサツマイモ、こちらの方と米麹を製造しているところで、やはり米麹も廃棄が出てしまうというところがあるので、米麹とサツマイモを掛け合わせて、発酵させて芋蜜というものを作製し、それを製品化したというような事例がある。そういった形でリーディング構築の支援をさせていただいている。また、研究会等によるリーディングモデル構築支援というふうに行政報告書でも書かせていただいている

とおり、研究会も設置しており、今、食のサーキュラーエコノミーと未利用資源の有効活用、この２テーマで研究会を進めている。この研究会の中で、会員さんがいらっしゃるので、その会員さんの中で、リーディングモデルとしてどういったものができるかということを、昨年度に始め、今年度も引き続き構築の検討をしているといった状況である。

産業労働政策課長

３　戦略会議の中では、先ほどの高騰対策以外にも、構造的な課題についての議論を、部会を設けてやってきた。価格転嫁の円滑化をはじめ、例えば中小企業の業態転換についてであるとか、適切な人材の育成・確保について、部会を設けて、構成員である産・官・学・金・労がオール埼玉で取り組めるような戦略的取組について議論を行ってきたところで、それらを補正予算や当初予算の方に反映してきた。具体例を申し上げると、例えば中小企業の業態転換においては、サーキュラーエコノミー、県内の中小企業のＤＸ支援、こういったテーマで議論を行い、施策を推進すべきだという議論があったので、先ほども説明があったが、例えばサーキュラーエコノミーのリーディングモデルについての構築支援についての予算化を、令和６年度の当初予算で実現させていただいたということ。それから、ＤＸについては、ＤＸのコンシェルジュの体制の強化について、当初予算のほうでお認めをいただいたところである。また、もう一例を挙げると、適切な人材の育成・確保においては、人材の育成であるとか、マッチング支援が必要だといった議論をしていただき、具体的には令和６年度の当初予算において、企業人材サポートデスク熊谷の開設という予算をいただき、これも実現したところである。こういった形で、様々な分野において戦略会議の中で社会実装すべき取組についていろいろ議論を重ねて、補正予算や当初予算の方につなげている状況である。

産業人材育成課長

４　中小企業を対象とした民間の調査によると､約５割がリスキリングの取組内容として、新しいデジタルツールの学習と回答をしている。こうした状況を踏まえて、高等技術専門校で実施している在職者訓練では、ＩＴ分野の講座を充実させている。令和５年度は、在職者訓練全体の受講者約４，０００人のうち、デジタル分野の修了者は１，４６６人と、全体の約４２％を占めている。中でも、ＡＩ・ＩｏＴを業務に導入するための訓練を拡充し、３４６人が受講している。また、従来から根強い要望のあるものづくり分野などの在職者訓練も引き続き実施している。更に、個々の企業のニーズに合わせて、訓練内容をカスタマイズして提供できるオーダーメイド型訓練や、講師派遣型訓練などにより、企業のリスキリングを支援していきたいと考えている。

長峰委員

１　リーディングモデルの２８件のうち製品化が２件で他に試作が３件とあるが、この受け止めとして、この数値はいかがか。多いというかよく効率的にできているとか、どのような解釈をしているのか。

２　今の４４２ページのリスキリングのお話の中で、ＩＴ関連、介護、建設を人手不足や成長分野というふうに資料の中では位置付けられているが、選定基準は今ちょっとお話あったが、どのような選定基準で、民間委託訓練等については、学校であればしっかりと課程が決まってしまうけれど、民間委託訓練に関しては、もう少し時代にこの成長分野あるいは人手不足とされる分野の選定にもっと現状に合わせた柔軟な対応を取り得

ると思ったのだがどうか。令和５年において、その選定基準について何か所見があったら教えていただければと思う。

産業創造課長

１　昨年度から始めた取組であって、製品開発というのはやはり１年でできるというのはめったになくて、４，５年かかるというのが通常な部分があるので、うち２件事業化できたというのは、かなりスピード感を持ってやれたのかなと。また、３件も事業化を目指して動き始められているということは、進捗としてはいい方ではないのかなというふうに受け止めている。

産業人材育成課長

２　介護、建設の有効求人倍率は、長期にわたり全産業平均を大きく上回っており、人手不足が非常に深刻な状況が続いている。また、あらゆる分野でデジタル化が進展している中で、ＩＴ関連は今後も成長し続けると見込まれ、国のデジタル田園都市国家構想においても、５年間で２３０万人を確保するとされている。こうした状況を踏まえて、これらの分野をそれぞれ人手不足分野や成長が見込まれる分野と考えているが、このほかにも県内企業の様々なニーズに対応できるように、求職者に対しては、高等技術専門校では施設内訓練としてものづくりを中心に２１の訓練科を、それから今お話もあったように、民間の委託訓練では、保育などの分野も含めて、事務など、令和５年度は３２４講座を実施している。

須賀委員

１　令和５年２月の予算特別委員会の附帯決議で、県ＤＭＯの職員採用に当たり、県は世界に通用する取組強化のため、知見と実績を有する人物を採用できるよう支援するとともに、能力が発揮できる環境を整えることとされているが、これを受けて県及び県ＤＭＯではどのように対応してきたのかを伺う。

２　行政報告書４１５ページの「（３）企業誘致活動の実施」について、前年度と比較して、令和５年度の立地ニーズの状況、また、立地件数の状況、更に立地企業への補助金の状況をそれぞれどうだったのか伺う。

３　行政報告書４３４ページの「イ　価格転嫁の円滑化に向けた取組」について、価格交渉のノウハウ獲得に向けたこの専門家による伴走型支援の実施というのがあるが、その支援の内容と成果について伺う。

観光課長

１　昨年１０月に、埼玉県物産観光協会のＤＭＯ本部長として民間企業で活躍されてきた山本本部長を採用させていただいている。英語はもちろん堪能で、中国語もお使いになる方で、インバウンド誘致に非常に豊富な経験を持つ専門人材である。また、本部長がその能力を存分に発揮していただけるように、インバウンド担当課長も新たに採用して、体制強化を図っているところである。

企業立地課長

２　需要回復によって立地ニーズが高まる一方、建築資材の高騰による立地ニーズが先延ばしになる企業というのもあった。令和５年には、オンラインを活用した積極的な企業誘致を行った結果、立地件数は５３件と、令和４年の６０件は下回っているが、年度目

標である５０件は達成したところである。また、令和５年度の補助金の活用状況だが、２７件ということになっており、令和４年度の３５件よりも低下した。補助金は、工場などを建設して、不動産取得税を支払うことに対しての補助ということになるので、立地決定からおよそ操業の確認をして３年ほどずれることとなる。３年前というと令和２年度は、コロナ等で立地件数が減少したことを受けて、今回補助額が減少となったと考えている。

産業労働政策課長

３　この支援については､国のパートナーシップ構築宣言に登録いただいた企業に対して、中小企業診断士を派遣させていただき、価格交渉における課題の洗い出しであるとか改善策の提示などを、無料で支援させていただくというものである。また、本県のオリジナルで開発をさせていただいた価格交渉支援ツールや収支計画シミュレーター、こういったツールの活用方法についても丁寧に御支援申し上げているところである。令和５年度は県内企業１４９社に対して支援をした。その結果、価格転嫁の成功事例もたくさん生まれており、例えば２０%増の改定に成功したとか、年間１億円の増額を提示して認められたといった事例も生まれている。こういった成功事例については、今年度事例集という形でまとめて広く普及をさせていきたいと考えている。

須賀委員

１　ＤＭＯに関して、世界に通用する取組強化のための知見と実績を有する人物ということで今、本部長、山本本部長であるか、英語・中国語が話せて、いろんな経験も豊富だということで、またインバウンド担当課長も採用したという話だが、私のイメージだともう少し、ＤＭＯにもちろん予算があって限りがあるんでしょうけど、何だろう、具体的にこのような能力を持ってる方を採用したのかなとは思ったのだが、このお２人だけなのか。また、その課長というのは、具体的にどのような仕事をされるのかというのを伺いたい。

２　最後の問題のツール、収支計画シミュレーターとかそのようなことのことだったのかと思うが、これ県独自というお話だったが、これは具体的にどのような方が作られたのか。もし可能であれば、どのような内容のものなのかもお示しいただければと思う。

観光課長

１　山本本部長は国のＪＮＴＯ、日本政府観光局の方でも仕事をされており、九州の広域のＤＭＯでもその勤務経験がある。要は、インバウンドの経験も豊富であるし、そういった半官半民のようなところでも経験を豊富に積んでいらっしゃった方である。それから、インバウンド担当課長はどんなことをしているのかというところであるが、もちろん山本本部長をサポートする役職であり、いろんなファムツアー、現地視察ツアーということで、海外からのメディアの方、あるいは旅行会社の方をお招きして、埼玉にはこんないいところがあるよ、もちろん川越なんかも御案内して、そういったファムツアーなどをやっている。そういったものの現場の取り回しや、あるいは現地、アメリカや台湾などの海外の方々との直接のやり取りなどをするということで活躍をしていただいているところである。

産業労働政策課長

２　まず価格交渉支援ツールであるが、原材料の価格等が一目で分かるものであって、例

えば企業の社長さんが自分の会社の業種を入力いただくと、自動的にその業種が主に使っているような原材料の標準的な項目が１０項目ほど出てくる。期間を設定できるが、例えば過去５年間とか原材料の価格の推移が一目で分かるようなグラフを、簡単に印刷出力ができるというものであって、それを基に価格交渉の際のエビデンス資料として、価格交渉に臨んでいただくということで、企業側から、交渉先からは、そういったエビデンスというものが非常に求められるから、内容も国のデータを使っているので非常に信憑性が高いということで、現在１，４２１品目のデータに対応している状況である。これが価格交渉支援ツールで、これについては基本的には、予算を掛けずにということで、職員がアイデアを出し、民間のコンサル会社の相談にも応じていただきながらやっており、現在、毎月毎月単価の入替えもやっているし、使い勝手がよくなるようにコンサルにも御相談しながら改良を重ねて今に至っているという状況である。もう一つ、収支計画シミュレーターは、例えば企業の財務諸表など、いろいろな財務データを入力いただく必要があるが、そうすると価格転嫁をした場合としない場合で収益にどれだけ影響があるのか。要するに、価格転嫁しないとこれだけ収支悪化しますよ。逆に価格転嫁をすれば、これだけ収支改善ができて、これだけ利益が出ますから、例えば、賃上げがこれぐらいできるのではないかというところにシミュレーションができるというところで、こちらも非常に好評をいただいているところである。

城下委員

１　行政報告書の３８７ページ、それから要求資料の３０であるが、シルバー人材センターに対する支援についてである。令和５年度に実施した助言指導の主な内容をお願いする。

２　令和５年度は国民の圧倒的な反対の世論を背にインボイス制度が実施強行された年でもある。請負契約となるシルバー人材センターの会員にはどのような影響が出ているのか。

３　県として、令和５年度はどのような対応をされたのか。

４　行政報告書の４１５ページから４１６ページ、要求資料の２８である。先ほども出ているが、立地企業に対する支援について、企業誘致活動による法人税収アップを目的とした事業である。県内雇用の創出、とりわけ正社員・正職員の雇用効果については、これまでも指摘をさせていただいたが、本事業は県内に新たに立地した企業に対して、先ほど出たように不動産取得税、これを上限２億円交付している。１点目であるが、令和５年度の実績２７件のうち、新たに立地した件数と県内移転の件数についてお願いする。

５　令和４年度が実現３５件となっているが、先ほどの質疑であると、資材の高騰とかで、工事の関係もあって、なかなか時間的、時差があったというような説明だったと思うが、その辺はどのように、今後につなげていくつもりなのか、分析をどのようにされているのか。

６　県内雇用の創出について、昨年の決算特別委員会でも指摘をさせていただいたが、正規雇用の人数引上げなどは、令和５年度どのような取組がされたのか。

７　雇用の継続性、これは大事だと思うが、どのようにフォローアップされたのか。

８　行政報告書の４３９ページ、トラック輸送事業者燃料価格高騰支援事業について、燃料価格の高騰による影響の緩和策として、緊急的な措置であった。大変これもありがたい事業だったというふうに認識している。小型普通自動車は２０，０００円、軽自動車とオートバイは７，０００円の支援だったと思うが、申請期間が令和５年度末から今年度にまたがっているが、予算額と決算額、それから不用額、申請件数、それぞれお願い

する。
９　県内トラック運送事業者の全てに支援が届いているのかどうか。また、令和５年度はどのような課題が出されたのか。

人材活躍支援課長
１　公益認定法人に基づき、各シルバー人材センターに対して、原則３年に１度立入検査を実施している。令和５年度については、主に契約書の日付漏れであるとか、役員が法令で定められた条件を満たしているかどうかの確認書類の不足などがあり、適切な処理や確認できる書類の整備などについて指導をした。
２　令和５年度におけるシルバー人材センター会員の１人当たりの年間収入というのが、約４８０，０００円である。インボイス発行事業者の登録を受けるのは、事務の負担などから現実的ではないというふうに考えており、現状ではシルバー人材センター側が、会員にインボイスの発行を求めるということはせず、シルバー人材センターが消費税を納めており、会員に影響はないと考えている。
３　まず県内のシルバー人材センターを取りまとめているのが、埼玉県シルバー人材センター連合といい、そちらの連合がシルバー人材センターに対して、制度に関する情報提供や研修などを実施しており、県については、連合に対し運営費補助をすることで連合の取組を支援している状況である。

企業立地課長
４　新たに立地した件数は、企業数１４件、県内移転が８件である。残りは拡張５件というふうになっており、事業所は、場所は変わらないが、設備投資をしたとか、新規に設備投資をしていただいた企業ということになる。
５　説明したコロナの影響もあり、ちょっとタイムラグのおかげで減ったということで、今後、立地ニーズが以前より回復傾向にあるので、こちらの補助金を活用してＰＲをして１件でも多くの企業立地に結び付けていきたいと考えている。
６　同補助金は、企業の立地を促進することによって、地域経済の活性化とともに雇用の確保を目的としている。これまでの立地実績では、工場や流通加工施設、立地先で多くの新規雇用を生み出す施設がある一方で、自動化とかロボット化によりＩＴを使うことによって雇用は少ないが高い生産性を有する施設もある。補助金は、企業を呼び込むインセンティブとして効果を持つ必要があり、雇用人数の要件を引き上げることによってその効果を低減させないような視点も必要と考えている。一方で、雇用を生み出すということは、とても大切なことで、流通加工施設については、非正規雇用の割合が高い傾向もあることから、令和３年に一度見直しを行い、新規雇用者数について１０人以上、そのうち５人は正規雇用とするような要件の引上げを行ったところである。このような効果を引き続き検証し、適切な補助金の交付に努めてまいりたいと思っている。
７　フォローアップについて説明する。雇用に関しては、企業側の事業活動が最適な形で行われるために、継続性についてはお願いしているものである。補助金の交付要綱に縛られるものではなく、全ての交付企業に対する雇用の調査は行っていないところである。一般的なフォローアップ調査の際には、雇用の状況を確認し、人材不足の課題がある企業に対しては、企業人材サポートデスクなどを紹介することで、企業の要望に見合った支援を行っている。今後も、雇用の継続については、継続して働き掛けてまいりたいと考えている。

商業・サービス産業支援課長

８　いわゆるトラック支援金と我々呼んでいるが、トラック支援金についてお答え申し上げる。この支援金であるが、令和５年１２月定例会で御議決をいただいた後、準備をして、令和６年３月１３日から申請を開始して、６月１７日で申請受付を終了したという状況である。予算額としては、全体で２３億２，８００万円であった。ただ、委員おっしゃるとおり、申請の受付期間が３月中旬からだったので、年度内では収まらないということで、予算を繰越しているので、今年度も引き続きその予算を活用して申請を受け、そして交付金を支払ったという状況である。なので、決算額というお話があったが、これは今年度の全体決算額が出ないと分からないため、これも大変申し訳ないが、今はちょっと出ないというところである。全体では、昨年度は２件、それから今年度は６，１９６件の皆様にトラック支援金を補助させていただいた。

９　皆様に支援が届いているのかというところでは、まずこういった申請受付が始まりますよということを発信をすることが大事であるので、我々、市町村はもちろんだが、あとトラック協会のほか、特に軽貨物の方は、トラック協会とちょっと別グループだったりするので、そういった方が入ってる赤帽首都圏の組合など、そういったトラック、軽貨物の方もフォローできるような団体、それからあと各経済団体、商工会議所、商工会、それから金融機関など、合わせて２３１機関にポスターを貼らせていただいたり、それからチラシを置いていただくということで、周知の御協力をいただいた。また、この申請期間中にも、まだ申請が出ていない事業者の方には、住所の分かる範囲で、ＤＭ、ダイレクトメールでもお知らせをしている。それから、いろいろなメディアを使わせていただいて、ネットニュースであるとか、それから、よくトラックの方、ラジオも聞いていらっしゃるので、ＮＡＣＫ５なども使って、様々なツールを使って支援をさせていただいたところである。課題についてだが、やはりこのどうやって申請をするかという手段だと思う。これについては、まずはなかなかトラック事業者の方で落ちついて書類を書けない方については、スマホで簡単にオンライン申請ができるようにした。そういったオンライン申請のシステムを立ち上げて、それで、できるだけ提出いただく書類も全て写真を撮ってそれを添付すれば申請できるようにという、できるだけ簡便な方法をとっている。また逆に、デジタルが苦手な、ちょっと高齢な運転士の方が、運送事業者の方というのは、こちらは紙でも出せますということで、紙対応もちゃんと残し、コールセンターも設け、電話で問合せも受けるということで、デジタル・アナログ両方で対応させていただいたところである。

城下委員

１　まずシルバー人材センターについてだが、消費税については、個々の会員には負担を求めていないということが分かった。センター側が消費税を納めているということで、県として、令和５年度の途中から始まっているんで、全体としてどれぐらいの消費税をシルバー人材センターが負担したかという情報把握はされたのかどうか。

２　企業立地についての雇用の部分であるが、令和３年度見直しを流通部門でされたという答弁をいただいたが、これによって令和５年度、どれぐらいの新規雇用が生まれたのか。

３　雇用の継続フォローアップについては、お願いはしているが、把握はしてないというような趣旨の答弁だったと思うが、これやはり埼玉県内での雇用創出も大きな目的の一つだというふうに思うので、これについては、そういった議論、フォローアップ、引き続き調査をしていくというような議論は、令和５年度されなかったのかどうなのか。

人材活躍支援課長

先ほど、立入検査の法律名称を正しく申し上げていなかった。公益法人認定法である。正しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律である。訂正させていただく。

１　こちら１年の試算として、大体このぐらいではないかということで、正しいかどうかは正確でないが、あくまでも試算である。こちらが県全体で１３億５，０００万円ということである。

企業立地課長

２　３６３名と把握している。

３　フォローアップについては、計画ベースでの人数を把握していたところであるが、実際のところはフォローアップ調査をやることになっており、今年度調査を行っている。実際と計画ベースとのかい離があるので、実際のところの調査を行って把握に努めてまいるという考え方になっている。

人材活躍支援課長

先ほどお答えした消費税の金額について訂正する。先ほど１３億５，０００万円と申し上げたが、現在消費税を納める際に控除があり、８０%の控除があるので、実際には１３億５，０００万円の２割をシルバー人材センターが納めることになるということである。

城下委員

雇用の確保の部分だが、令和５年度新規で３６３人と御答弁いただいたが、このうち正規者職員は何人で、たしか非正規の方もいらっしゃると思うが、この３６３人のうちの内訳だけ確認したいと思う。

企業立地課長

正規の数が１８３名である。パートの部分が１８０名ということになっている。

細川委員

１　資料４の行政報告書の３８７ページ、「イ　シニアへの就業支援」のところである。埼玉県のセカンドキャリアセンターでは、延べ利用人数が１５，０００人で、就職の確認数が１，７７０人ぐらいとなっている。約１割強の方が就職に至っているということだと思うが、この就職率についてどのような評価をされているのか。また、埼玉県として、現状認識と、もし改善されたいことがあれば、あわせて伺う。

２　同じく資料４の４０４ページ、障害者雇用支援について伺う。埼玉県の障害者雇用総合サポートセンターにおいて、雇用開拓員が県内の企業を訪問したり、あるいは促進するような取組をしていただいて、良いことだと思う。そこで、令和５年度において、新規で障害者雇用を行った企業数について教えていただきたい。また、障害者の方がより多様な職務につけるような業務の開拓、あるいは新しい業務の創出が進んでいるかどうか、具体的な業務開拓の成果や事例があればお聞かせいただきたい。

３　資料４の４０６ページ、「５　地域の魅力創造発信と観光振興」について、ちょっと全般的な話になるが、この観光振興や魅力創造発信、様々な取組がなされており、それぞれが効果を出しているとは思うが、その中でも最も効果があった、言い方を変えると手

応えを感じた取組、施策は何だったのかについて理由も併せてお聞かせいただきたい。

雇用労働課長

１　利用者については約１５，０００人だが、こちらは延べ人数であって、実人員での就職率になると、約５割弱となっている。この数値は、全国のハローワークの直近の就職率、２５．３％を大きく上回るものとなっているので、この結果については、地域に密着した就職相談から職業紹介までの一貫した丁寧なマッチングを行っていることの効果の現れというふうに考えているところである。また、一方で、就職相談セミナー、面接会などの各種サービスが求職者の就職決定にどのように影響を与えているかの効果検証については、今後の課題と考えており、このようなデータを積極的に収集分析し、更なる就職率の向上に結び付けてまいりたいと考えている。

２　まず令和５年度に新規で障害者雇用を行った企業数であるが、令和５年度に採用確認した企業数については、雇用開拓部門で１１２社、企業支援部門で１７３社の、合わせて２８５社である。次に、新しい業務開拓等についてである。障害者雇用総合サポートセンターでは、職場や業務を把握した上で、障害者の特性に合った仕事の切り出しや職場環境への配慮を提案することで、企業が安心して雇用できるよう支援を行っているところである。例えば、精神障害者の雇用が難しいと言われている保育園の事例であるが、忙しい保育士のサポート業務として、おもちゃの片づけや除菌、寝具シートの片づけなど、様々な業務がある。こういった業務の中から企業支援アドバイザーが仕事の切り出しをアドバイスさせていただき、新たな雇用につながったという事例がある。

観光課長

３　御覧になった方もいらっしゃるかと思うが、昨年の１１月、「翔んで埼玉～琵琶湖より愛を込めて～」がちょうど公開されて、なかなか全国で放映される映画で埼玉という名前が入ってる映画は少ないので、これを好機と捉え、いろいろとプロモーションをさせていただいた。まず、映画公開前だが、東京のホテルで、二階堂ふみさんと映画監督の武内監督が、埼玉県知事と滋賀県知事に謝罪をするという、もちろんネタだが、そういう会見をして、かなりのマスコミの方がお集まりになり、相当話題になった。また、御記憶にあるかと思うが、昨年１１月１４日の県民の日に、二階堂ふみさんとＧＡＣＫＴさんが県庁を訪れて、ちょっと見たことないような厳重な警備体制で、お客さんも非常にたくさんお見えになり、かなりこれも話題になった。映画公開に合わせ、埼玉の観光、例えば川越の蔵造りの町並みとか、「あまりん」とかそういったものを紹介する動画を作り、映画公開している映画館で、シネアドと言っているが、宣伝動画を流していただくとか、あるいは映画のロケ地の近隣の観光地、あるいはグルメを紹介したロケ地マップを作成して映画館で配布するなど、そういった形でやらせていただいた。こういった大きな波が来たときにそれに適切に乗っていくということで、埼玉県の観光あるいは魅力を発信できたのではないかなというふうに考えている。

細川委員

シニアの就職支援というので、私の認識が間違っており、５割強の方が、就職率として５割強の方がいらっしゃったということで、そこでまたお伺いしたいのが定着率について伺う。特に県でも、高齢者に対して支援を行ったり、あるいは職場適応の支援とかあるいは短期離職を防ぐための県の取組がされているかと思うが、こういった効果的に、こういったものが機能しているかどうか認識かどうかお聞かせいただきたい。

雇用労働課長

まず先ほどの就職率だが約５割弱である。定着率について、全体の率については把握していない。令和５年度に、同センターで職業紹介を行って正社員として就職決定したものについては、６か月を超えて在籍しているものの割合、こちらは把握できており、こちらは６割を超えているところである。また、県の高齢者の職場適応のための支援や短期離職を防ぐための取組であるが、職業紹介をする際に、シニア向けインターンシップにより業務体験、職場見学を実施している。インターンシップを行うことで、求職者は就職する前に企業のことをよく知ることができるし、また、企業も求職者一人一人の人柄や能力等を知ることができるため、就職後のミスマッチを防ぐことにつながるものと考えているところである。

平松委員

１　行政報告書４１５ページの「（３）企業誘致活動の実施」によると、先ほどからも質疑があったけれども、令和５年の実績が５３企業とのことであるが、他の都道府県と比較するとこの数字というのはどんな状況なのかという点についてお聞かせいただきたいと思う。

２　雇用について、先ほど城下委員からも質疑があった。新規が３６３名ということで、そのうち正規が１８３名ということだったが、この１８３名の内訳というのは分かったりするものか。大卒だったり新卒だったりという、分かれば教えていただきたいと思う。

３　２，１１２件にアプローチをされたというお話であるが、埼玉に進出した企業がどんなきっかけで、埼玉に進出を検討するに至ったのかという点についてお聞かせいただきたいと思う。オンラインを活用したという答弁も先ほどの須賀委員の答弁の中であったが、オンラインといっても、オンラインセミナーだったり、オンライン商談というか、いろいろあると思うが、どんなきっかけだったのかという点についてお聞かせをいただきたいと思う。

４　当然、セールスをしたものの誘致に至らなかったケースというのもあったと思うが、どんな理由があるのかという点についてお聞かせいただきたいと思う。

５　企業流出の状況について、どんな状況になっているのか教えていただきたいと思う。また、あわせて流出防止のため、４年度からフォローアップを強化されて、令和５年度も当然取り組んでおられるわけであるけども、立地応援団、Ｒｉｃｈリンクなどの状況というのが、どんな状況か、どう評価されているのかという点についてお聞かせをいただきたいと思う。

企業立地課長

１　５３件というのは、他の都道府県と比較する場合にで、同じ条件で比較するものがなく、経年的に比較することができるのが５３件。埼玉県が企業誘致大作戦をやったときからの数字のカウントの仕方になるので、単純な比較はできないが、工場立地動向調査というのがあり、これは国で行ってるものである。国のアンケートに答える形で、ある一定規模以上の工場の立地について計るものであるが、令和５年度埼玉県は全国１１位になっている。２３件の立地ということで、５３とはちょっと違う数字になってくるんであるが、全国一律の比較になると、２３件で１１位ということになる。

２　そこまで調査をしておらず、数字を持ち合わせていない。

３　広報ＰＲ等を行っており、例えば企業訪問、ホームページ、ＰＲセミナー、立地セミ

ナー等やっているが、都内で行う各種展示会への集中訪問等できっかけを作るようにこちらで努力をしているところである。

４　金融機関ＯＢなどが訪問し、ネットワーク営業のノウハウなどを持ってセールスをしているが、つながらなかった理由としては、企業によって様々ということにはなるが、総合的に検討した結果、産業用地がニーズにマッチしなかった。広さ、あとはアクセス、求める人材確保が難しかったというのは話を聞くところである。また、そういった企業の判断によるものになるが、総合的に条件が合わなかったということで至らなかったということになっている。

５　企業の流出情報については、状況については、新聞報道、企業訪問、定期的なアンケート調査で把握している。特に影響のある企業については、アプローチをして、企業の跡地の活用方法などを確認している。応援団やＲｉｃｈリンク企業については、現在それぞれ１００社を超える企業が集まっているが、応援団については自らの立ち位置で、企業誘致に貢献していただいているところである。また、ネットワークについては、県のホームページ等に掲載して、横の関係を築けるように、こちらとしても機会を設けるなどを行っている。交流会、Ｒｉｃｈリンクというのは、企業、立地した企業の集まりであるが、交流会も年１回行い、関係性の構築、ビジネスチャンスに活用いただいている状況である。

平松委員

１　雇用についてだが、詳細１８３名の内容は出ないというお話であった。ここで埼玉県も人口減少にいよいよ突入しているという中であり、県内の若者たち、埼玉県で育った、あるいは県内の大学に通うような学生たちにも、引き続き埼玉県に住んでいただきたいと思っているが、就職のタイミングで県外に行くというケースも多々あり、そういった意味では、この企業誘致した企業の新規雇用というところが、こういった埼玉の若者たちにマッチした就職先であるというのが大切だというふうに思っている。先ほどの御答弁であると、なかなかその１８３名の内訳も分かっていないという話であったので、何とも言えないんであるけども、今の工場が３８件とか、そういった状況見たときに、なかなか県内の若者たちの受皿になってるかというと必ずしもそうではないなというふうに思っている。企業誘致する中で、この人口減少ということを考えたときにも、やはり県内の若者達の就職先のちゃんと受皿になる、そういう企業というのを誘致していくってのが非常に大切なポイントではないかなというふうに考えるが、その点について、御認識をお聞かせいただきたいというふうに思う。

２　企業流出の関係だが、その流出数でいくと、令和５年度はどんな状況だったのか、数を把握しているという話だったので、数を教えていただきたい。

企業立地課長

１　委員おっしゃるとおり、雇用の受皿、若者の受皿としての企業誘致というのは非常に大切だと考えている。県内に立地した企業に、一定の条件を満たすことで不動産取得税の相当額を補助しているが、その一つに先ほどもちょっと説明している雇用の条件というのがある。そちらを活用しておいていただいて、受け皿として増やすというのが一つと、あと市町村ごとに状況が違うと思うが、若者の人気のある職種とか、そういったものを市町村と情報を共有しながら、どういった企業が必要かということをターゲットを定めながら行うというのも一つ行っているところである。また、企業誘致戦略の中でも、重点促進分野というのを決めており、その中で成長産業とか、そういったこれから伸び

る企業に重点的に補助金を充てるなどして、誘致に向けて頑張っているところである。雇用が１人でも増えるように、誘致担当としては努力していきたいと考えている。
２　流出についてであるが、令和５年度は２件あった。

新井委員
１　行政報告書の４３１ページ、「イ　海外ビジネスサポート拠点における支援」ということで、ベトナムとタイに拠点があったが、３月３１日でタイはもう閉所したと伺っている。令和５年に、このタイの方について伺うが、このタイのサポートデスクがあった３月までに、タイのサポートデスクにかかった費用、それと内訳、それから委託先を詳しく教えていただきたい。
２　もう一つは、この実績で１０５件の相談とあった。この相談された企業に関して、サポートデスクから引き継いで、県としてこの企業を追っているのか、フォローしているのかを伺いたい。
３　なぜ閉鎖したのか理由をお聞かせいただきたい。それから、閉鎖した後の引継ぎに関しても教えていただきたいと思う。

企業立地課長
１　タイのサポートデスクだが、まず５年度の委託金額が８８０万円であった。また、委託先については、ネットロックホールディングスという企業になる。費用についてだが、人件費が５９４万円で、サポート拠点費、通信費などが３９０，０００円、大きいところであると、あとはネットワーク交流会などイベントの経費が４９５，０００円。あとはＰＲのための費用ということになる。
３　廃止についてであるが、令和５年度に見直しを行い、海外サポート拠点の利用件数がピークに比べて減少傾向にあるということと、あとジェトロ埼玉ができたので、そちらに事務の引継ぎをさせていただいて、役割分担を行っているというところである。

新井委員
ちょっとお話をさせてもらいたいのだが、このタイのサポートデスクに関しては、当初出発のときは多分２，０００万円近くの経費がかかったと思うが大分安くなった。７年前に私が不正を暴いてしまってから、いろいろあった。ちょっとお話しすると、ＡＳＥＡＮに視察に行った際、このタイのサポートデスクに行くと、ビジネスビルの一角に、「埼玉サポートデスク」と看板があって、そこにデスクがあって、常駐の職員がいて、コバトンやら埼玉県の装飾がしてあった。私、プライベートで、仕事でタイに行って、一利用者として電話をしたところ、１日電話を架けても電話に出なかった。ビルまで押し掛けて行ったけど、ビルに何の表札もなかった。埼玉県を通じて電話をしたら、やっと電話が通じて、案内してもらったら違うフロアに案内をされて３０分待たされた。やっとそのサポートデスクに行ったところ、以前見たような同じようなサポートデスクがあったが、慌てて作ったんでしょうね、同じサポートセンターの看板が、同じ種類の、山梨県北杜市とか、仙台市という、同じ大きさの看板が１０数枚そこに置いてあった。つまりこの、そういうふうに、サポートデスクという名目でいろいろな自治体から依頼を受けて、常駐している職員もいなかった。電話も出ない、そういった常設のデスクもないというところを暴いてしまってから、それから改善しますという話を聞いていた。１度抜き打ちで行ってみていただきたいと話をして、抜き打ちで県庁職員が行ったら、「先生がおっしゃるとおりだった」という現状だった。これ令和５年は、実はサポートセンターデスクがまだあるってちょっと

知らなかったのだが、令和５年度に関して、このサポートデスク、住所を見たら、同じビルで同じ部屋だった。令和５年度、これ県庁から職員が抜き打ちで行ったかどうか、それをちょっと聞かせていただきたい。

企業立地課長
県から職員が抜き打ちで行ったということはなかった。

新井委員
その現状を見て、この相談実績というのは、ちょっと怪しいなと思っている。１０５件の相談があって、本当にこの件数の相談があったのかどうか確認をしたのかどうかというのを、まずお聞かせいただきたい。もう一つ、こうした不正があって改善すると言っていたが、このいわゆる不正防止に関して、どうやって不正防止を担保したのか。要するに私が指摘してから、本当にその業務を行っているのかどうかというのを、どうやって監視していたかというのを聞かせていただきたい。

委員長
休憩が必要か。何もやっていなかったらそれでよい。

企業立地課長
実績のほうは実績報告等を用いて確認するとともに、オンラインミーティングを定期的に行って確認をしていたところである。その中で報告を受けているものについては、県としては確認をとっていたということになっている。

新井委員
つまり１０５件相談があったというだけで、どういった企業からどういう相談があったのか、そして嘘か本当か確認するという意味ではなくて、そういう相談があるということは、サポートデスクに全部丸投げではなくて、県として何かしらフォローをしなかったのか。この１０５件の相談件数に関して、何らこの県庁の本部、本庁として何も関わってなかったということでよいか。

企業立地課長
大変失礼した。報告の記録、相談先、企業と全て確認している。報告を受けているので、その内容について、企業等の確認をしている。

新井委員
いやいや、この１０５件の相談を受けた、企業の名前とか内容を聞いただけではなくて、実際この１０５件の会社に１度でも１社でも県庁のほうからアプローチをしたのか。何かしら関わったのか、その事例があるのか。

委員長
分からないのであれば、後で調べてからでもよい。

企業立地課長
確認してお答えしたいと思う。

委員長

後ほどもし分かったら、相談して提出していただきたい。

萩原委員

１　行政報告書３９４ページ､｢オ　奨学金返還のための手当の支給などを行う中小企業等を支援」とあるが、一つ目として、事業内容の詳細と効果について伺う。２点目、利用企業者数３８社、利用者数１５０人とあるが、申請件数と事業者に助成した額はどれぐらいだったかお聞きする。

２　行政報告書４３０ページ､｢ア　ジェトロ等と連携した海外展開の支援」について、まずこれは県産業振興公社の中心の話になるかと思うが、ここで行ったとされるアドバイザーによる海外展開ニーズの掘り起こしの詳細について伺う。２点目として、ジェトロとの連携について４４件とあるが、これについても取組の内容についてお聞きする。また、有望案件をジェトロに送り出したとあるが、それについてもお答えいただきたい。３点目として、産業振興公社とジェトロの連携について、５年前にジェトロが設置をされて以降、その役割が、それ以前と変わってきたと思うが、昨年度どのように取り組んできたのか。ジェトロの特性をどのように生かしてきたのか、それぞれの役割と立ち位置も含めてお答えいただきたい。

３　行政報告書の４３２ページ､｢（９）中小企業に対する金融支援」について、ゼロゼロ融資の無利子期間が終了して、借換え需要に対応するため伴走型経営改善資金を大幅に拡充したとされているが、具体的にお聞きする。

雇用労働課長

１　企業が採用している従業員に対し、正社員として雇った場合に、６年間手当等で奨学金の返還を支援した場合に、県が２分の１支援するものである。多様な働き方実践企業については、補助率を３分の２に引き上げて、通常年間１人上限９０，０００円、多様な働き方実践企業については１２０，０００円交付するものであって、令和５年度は３８社１５０人に利用いただき、決算額としては、３，２３４万４，７２８円となっている。

企業立地課長

２　産業振興公社では､アドバイザーによる企業訪問を通じて､海外ニーズの掘り起こし、おおむね２００件を行っている。また、そのうちジェトロの支援メニューに見込みのある有望案件についてということで、４４件の送り出しを行っている。ジェトロと産業振興公社の役割分担については、公社がアドバイザーによる企業訪問を通じて、海外展開ニーズを掘り起こし、企業の段階に応じた伴走支援を行い、ジェトロの支援メニューを活用できるレベルまで引き上げるという役割を持っている。また、ジェトロは、国内外での商談の実施、海外バイヤーのマッチング等、実際の支援等も行っているところであるので、そういった強みを生かして海外展開につながるまで、充実した支援を行うという役割分担を行っている。

金融課長

３　委員おっしゃるとおり、ゼロゼロ融資の終了に伴い、返済に苦慮している県内中小企業からの借換需要などに対応できるため、伴走支援型経営改善資金を活用して対応して

きたところである。令和５年度拡充の中身ということだが、融資枠をそれまで２００億円だったのを５倍の１，０００億円に拡充した。また、利子補給率、利子の助成であるが、その補給率を０．４%だったものを令和５年度は０．６%に拡充して対応してきたところである。

萩原委員

１　奨学金返済の支援で効果について伺ったが、中小企業に働く方の定着の支援、つまり人材確保のためのこれを促す狙いというふうなところがあったかと思うが、この事業は始まってまだそんなに経ってないので、その効果ってなかなかどこまで見えるかというのはあるかと思うが、現時点でそれについてどういう認識なのか伺う。

２　このゼロゼロ融資に関するこの伴走支援型経営改善資金だが、コロナによる売上げの減少という理由で、この資金を借りた事業者が、倒産は免れたが、長い期間これから返済をするわけで、ここに対してというのはこれだけ多くの予算を使って、事業者に貸しているわけで、相当ないろんな理由がやっぱりあるかと思う。やっぱりきめ細かな配慮というか、特にコロナもそうだが、この昨今の物価高に関しての内容もあるので、そういうことも含めて事業者の立場に立って、これやっぱり進めるべき話だと思うが、これについての取組、認識についてお伺いする。

雇用労働課長

１　委員おっしゃるとおり、県内中小企業の人材確保と、定着を促進し、若者から選ばれる魅力ある企業を支援するというもので行っているものである。まだ確かに始めて今年度が３年目ということであるが、一応利用していただいた企業様の声を聞かせていただくと、進路決定の際の前向きな判断につながるのではないか、優秀な人材確保につながるものと期待しているというような形で、企業側の期待も高い声を頂いているので、引き続きこの制度が多くの企業に利用していただけるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えている。

金融課長

２　伴走支援型経営改善資金だが、先ほど申し上げたとおり、確かにゼロゼロ融資の返済で苦しんでいる方もそうであるし、エネルギー原材料価格や物価高騰、そういったことで苦しんでる方にも対応できるように、２００億円だったものを５倍の１，０００億にしたり、利子補給率を０．４%から０．６%に拡充して対応してきたところである。それで、結果としてだが、１，０００億円当初予算で措置を認めていただいたところだが、それを上回る１，１３２億円という実績を残しているので、御活用いただけたのではないかというふうに思っている。

高木委員

１　行政報告書の３８６ページだが、このシニアの職域拡大の件である。この内容について、内訳で、どういった企業がシニアの人達の受入れを促進しているのかという、例えば製造業だとかサービス業だとか、それぞれ特徴あると思うが、それについて内容を教えていただきたい。

２　これは４０７ページ、外国人の観光客の受入れだが、よくこの産労でも外国人受入について、観光客の受入れを一生懸命やってらっしゃっているが、どれぐらい定性・定量的に、お金を落としていってるのか。令和５年度はどれぐらいお金落として、できれば

令和４年度と比較できればいいかなというふうに。そうすることによって今までのＰＲがどういうふうに生かされてるのかが分かると思うので質問させていただく。

３　４２５ページの、ベンチャーの支援であるが、３０５件創業件数になったと、相談件数３，５０８件のうちというふうな形であるが、この内訳について、同じように教えていただきたい。どのような企業の相談があって、そしてその中でどういうふうなのが、マッチングも含めてだろうが結実しているというか、スタートアップにこぎ着けているかという、その点について教えていただきたいと思う。

人材活躍支援課長

１　県では、シニアの活躍推進に取り組む企業を、シニア活躍推進宣言企業として認定している。こちらの認定企業の数だが、令和６年８月末現在で３，４２４ある。これの特徴だが、まず業種別に申し上げると、１番多いのが製造業で９４７、割合的には２７．７％。２番目が医療・福祉、これが７６０で割合は２２．２％。３番目が建設で４８０、割合１４．０％である。また、規模別に見ると、規模別の上位３つを申し上げると、従業員１から２９人のところが１番多く４４．０％、次が３０から９９人の事業所で３５．８％、３番目が１００から２９９人の規模で１４．１％である。

観光課長

２　訪日外国人の消費として、令和５年で約１４６億円という数字が出ている。令和２年から４年は、コロナ禍にあり、ゲートが結構閉まっている時期が長かったので、令和元年度と比較すると、令和元年は約７５億円となっており、コロナ禍前よりは明らかに伸びている状況である。インバウンドによる消費は、本当に外から入ってくるお金というところが特徴になるので、その点を踏まえ、インバウンド誘致にしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えている。

産業支援課長

３　まず業種であるが、１番多いのはやはりサービス関係で、３０５件中２０３件となっている。この２０３件、更に分析すると、１番多いのが専門技術、例えば士業とかコンサルだとかそれから広告業だとか、こういった方々が４３件。それから、生活関連サービスということで、理美容とかエステだとかそういったもの、これが２９件。それから教育、学習支援、例えば塾だとかスポーツ教室だとか、そういったものを開業された方が２４件。これがサービス関係である。それから、次に多いのがやはり小売業、こちらが４３件。それから、続いてが飲食店３５件となっているところである。また、形態としては、やはり個人事業主、こちらの方が圧倒的に多くて１６８件。続いて株式会社が８９件となっている。なかなかスモールビジネスが多いところではあるが、ＩＴ関係の起業された方も例えば２１件あって、こういったところから、例えばサロンにつないでいくこととかができるのではないかと考えているところである。

髙木委員

今、おっしゃったような内訳で大変分析をなされていると思うのであるが、今サロンにそれを活用していきたいというふうなお話があり、それを踏まえた上での御質問だが、埼玉県独自というか、埼玉県ならではでこういうものが多かったという分析だとか、そういうふうな結果があれば教えていただきたい。

産業支援課長

相談そのものについては、埼玉県独自というところではないが、今、都内に通われていて、それで埼玉で起業したいという方、こういった方の相談も受け付けており、そういった意味での埼玉にある程度、企業立地誘致ではないが、埼玉で起業していただく、誘致しているというところについても行っているというのは、ここの窓口の一つの特徴かなと思っているところである。

小早川委員

１　行政報告書の３９１ページ、キャリアチェンジの促進についてである。キャリアチェンジ専任のカウンセラーを配置した取組についてであるが、この施策の目的について伺う。また、相談件数が２，７３６件というふうにあるが、恐らく延べ人数かと思うが、分かれば実人数、また、そのうちキャリアチェンジの実績、これについてもお伺いをする。

２　同じく３９７ページの仕事と生活の両立支援についてである。相談件数が１０８件というふうにある。介護や子育てなど相談内容の内訳について伺う。

雇用労働課長

１　コロナを契機に、円滑な労働移動を推進するということが国を挙げて求められてきたことを背景に、県としてもそのキャリアチェンジ事業というものを実施させていただいた。求職者については、異業種・異職種への再就職を、企業には経験にこだわらない、異業種・異職種からの人材を確保して、再就職希望者と受入企業をマッチングさせる等の各種事業をさせていただいた。延べ相談件数については、２，７３６件ということであるが、実人員が何人だったかということについては、申し訳ないが、把握していない。また、キャリアチェンジをした実績ということであるが、今私どものほうで把握できているのは、この行政報告書の例えば合同面接会のところで２１人の方の就職が決まったと。それから紹介予定派遣制度を活用して、７３人の方が就職につながったといったところで整理しているところである。

多様な働き方推進課長

２　最も多いのは介護になっており、介護２６件、次に子育てが２１件、病気治療が１３件、その他ということで４８件であった。その他は例えばメンタル等である。

小早川委員

１　まず１点目のキャリアチェンジの促進に関してだが、令和５年度の当初予算の主要な施策の資料を拝見していると、円滑なキャリアチェンジ促進で１００人という記載があったが、ここを目指して５年度取り組まれたということで認識があっているかというところを踏まえて、どのように評価をされているのかというところと、先ほど、キャリアチェンジのカウンセラーを配置したというところで、これ単独でのカウンセラーに対する成果というのは行われていないということでよいか。

２　仕事と生活の両立支援であるが、これはどのような方が相談に対応されているのか、またこの内訳、先ほどお伺いしたが、相談を受けた後のフォローというか、企業側に対してなのか、適切な機関につなぐのか、どういったことをされているのかお伺いする。

雇用労働課長

１　先ほども答弁したとおり、就職者については、２１人と７３人ということで数は上がってきたので、相応の成果はあったものというふうに考えているが、委員御案内のとおり、なかなかやはり経験を超えたキャリアチェンジというのは実際問題、企業側も求職者も敷居が高い、困難度が高いというものであるので、県の取組によって皆が皆キャリアチェンジできたということではないというふうにも承知しているところである。また、キャリアカウンセラーによる相談に基づいて、それが直接どの程度成果につながったかという部分については、この事業全体を通して個々のところで把握しているが、カウンセラーの相談だけで就職につながったというところについては今承知しておりませんので理解いただければと思う。

多様な働き方推進課長

２　相談員であるが、今の方は、民間企業で人事労務の業務に従事した方になっていただいている。相談を受けた後のフォローであるが、まず、相談員がその場で具体的な提案ができるものについては提案をしている。また、よりふさわしい、例えば国とかの窓口がある場合にはそちらにつないだり、あるいは、国の制度であるとか県の支援制度がある場合も紹介している。

荒木委員

１　行政報告書３８１ページ、「３　女性の活躍推進」ということで、埼玉県女性キャリアセンターにおける就業相談や子育て中でも受講しやすいセミナーの実施などにより、女性の就業を支援したということで、いわゆるM字カーブ、谷底の３０代女性の就業率を上げていこうということであると思うが、数年前は埼玉県として下から数えたほうが恐らく早かった。M字カーブの谷底の３０代の就業率が県の職員の方の支援と努力によって安定が図られてきたということで、全国と同等の数値になってきているというふうに認識している。そういう中で、令和５年度は実績として７５．７%の３０代女性が就業されたということであるけども、この中の正規・非正規の割合を教えていただきたいと思う。

２　令和５年度、こういった形で就業された方が、半年ないし１年足らずで離職をしてしまった人数が分かれば教えていただきたいと思う。

３　国による働き方改革等で、多様な働き方実践認定企業という埼玉県の取組も相まってこういった数値が上がってきているというふうに思うが、プラスアルファで、受入れ側の企業側の努力もなければなかなかこういった数値も達成し得ないものだというふうに思っている。生産年齢人口が下がっているとはいえ、女性の活躍というのもこれから大いに期待されるわけであるが、その中で企業側のテレワーク、あるいは時間短縮勤務、また託児所とかってこともいろいろ努力されていると思うが、企業側の対応としてどういったことが１番この就業率アップの要因になったのか。ここをどう分析しているのかについてお尋ねをしたいと思う。

４　同じく４３２ページの、先ほど萩原委員のほうからもお話があったいわゆるゼロゼロ融資についてであるけども、これに関しても言うまでもなく、長きにわたるコロナ禍で疲弊する中、ゼロゼロ融資などの各種支援で窮状をしのいだ県内の中小零細企業、これは一定数、またあるいはそれ以上あったというふうに認識している。そういった中で、債務超過を招き、資金調達に課題を抱えながら、物価高や人件費、昨今の人件費上昇等のコストアップを強いられ、中小零細企業は体力をそがれる中でその返済に苦慮してい

るものと思う。そこで昨年度、令和５年度の県内におけるゼロゼロ融資の返済率って言うんですかね。なかなか完済に至ってない企業も多いと思うけども、例えば半数の企業は返した、あるいは３割ぐらいは返したというデータがあれば、内訳あれば教えていただきたいと思う。

５　ゼロゼロ融資を受けた後の県内企業の倒産件数は、令和５年度トータルでどれぐらいあったのか。また、その数というのは、対前年度比でどうだったのか。つまり上がったのか、下がったのか、これについての質問と、そしてそれぞれその倒産した企業の業種別のデータがあれば教えていただきたいと思う。

人材活躍支援課長

データのほうはちょっとしばらく時間かかるので、先に就業率が上がった理由ということでよいか。

委員長

時間がかかるのであれば、データは後でもよい。

荒木委員

企業側のどういった努力が実って受入れ側として就業率アップの要因になったのか。

人材活躍支援課長

３　人材活躍支援課、当課では、対象が働く側、いわゆる労働者のほうである。なので、働く女性に対しての支援であるが、その中でも働きたい、それから働いている女性、人に対しての支援であるが、企業様にも協力をいただいている。働く女性応援講座というのは共催でやっており、例えば、中小企業家同友会の女性経営者クラブファム様と共催でセミナーをやっている。また、働く女性に対してのメンター制度というのがあり、企業様のほうからメンターとして出している。それとあと、何といっても大きいのは、企業の多様な働き方、テレワークであるとかそういったところが１番大きいかと思う。

多様な働き方推進課長

３　今の答弁の多様な働き方推進課の取組も関わっているので、当課の取組についても答弁させていただく。先ほど委員から紹介があったが、何といっても、企業側の多様な働き方実践企業認定制度、これが５年度末現在３，９７７社の企業が認定をとっていただいているところである。議員御案内のとおり、この認定制度自体は平成２４年度に女性の活躍を推進する企業を応援するという制度としてスタートしたところである。その後、例えば平成３０年に、いわゆる働き方改革推進法、これが施行になり、女性のみならず、男女が生き生きと働ける職場環境づくりを認定するということで認定項目等を若干見直したところである。というような経緯があるが、結果として先ほど申し上げたとおり、３，９７７社というかなりの数の企業の御協力をいただいているので、やっぱりこの制度が女性の就業率の拡大にもつながったのではないかというふうに考えているところである。あともう一つ紹介させていただくと、当課のほうでは、働き方改革に積極的に取り組む企業に対して、例えば社会保険労務士であるとか、中小企業診断士の方、いわゆる専門家を、アドバイザーとして派遣している。その中で、例えば長時間労働の是正、あるいは女性の職域拡大、あるいは同一労働同一賃金の実現などについても、個別具体的に企業の実情に合った支援をしているところである。こういった取組が、一つ二つで

はないかと思うが、いろんな取組が相まって、女性の就業率の向上につながったものであろうというふうに考えている。

人材活躍支援課長

１　令和４年就業構造基本調査によりますと、埼玉県の女性の正規が６８４，０００人、非正規が９０１，６００人。割合を申し上げると、正規が４３．１%、非正規が５６．９%である。

金融課長

４　いわゆるゼロゼロ融資については、令和２年度と３年度に実施をしたが、執行額の合計で見ると、約１兆２２３億円である。そして、返済率ということだが、返済と借換えなども含んだ率であるが、５４．７%という率になっている。

５　利用した方、その後の倒産件数とか業種別の件数ということである。こちら倒産件数そのものではないが、融資のいわゆる焦げつき件数を指す代位弁済の件数についてお答えをさせていただきたいが、令和５年度の代位弁済件数は１，３３０件で、前年度と比較するとプラス３８３件、金額で１３６億円、前年度比でプラスの約３９億円という状況である。そして事業別だが、こちら、保証協会の保証全体での順位でのお答えになるが、上位４業種で見ると、建設業、続いて製造業、小売業、卸売業という順になって、これで全体の８割を占めるという状況である。

産業労働政策課長

５　ゼロゼロ融資の説明を申し上げたが、倒産件数については、ゼロゼロ融資との関係については分析はできない、全般的なトレンドについて説明申し上げたいと思う。令和５年度１年間の倒産件数は全体で３５８件ということで、前の令和４年度が２９７件であったので、若干増えているという状況である。ということで、現在はおおむねだが、コロナ前の水準に戻ってきているというふうに認識している。それから業種別であるが、これは令和５年度の件数についてである。建設業については９８件、最も多くて２７．４%の構成比であった。サービス業ほかについては７７件で２１．５%で、サービス業ほかの中には飲食業も含まれており、飲食業が１３件あった。それから、製造業については６６件、１８．４%と続いている。建設業の割合が非常に高いのではないかというふうに考えている。

人材活躍支援課長

２　離職女性の離職率についてだが、こちらで持っているデータが先ほど申し上げた令和４年の就業構造基本調査で過去１年間で離職した女性のうち、出産、育児のために離職した女性ということでデータがあるので、そちらのほうをお答え申し上げたいと思う。埼玉県が先ほど申した過去１年間で離職した女性のうち、出産、育児のために離職した女性は、離職者数８，５００人である。

荒木委員

１　ゼロゼロ融資についてだが、先ほど返済率的な質問をしたときに５４．７%が借換えも含めて対応しているということであるけども、これは完済、借換えして全て金融機関に返済したということの理解でよいかどうか。

２　倒産ということ、焦げつきという話があったが、倒産という判断をせざるを得なかっ

た、令和５年度の中でその先の廃業に至ってしまった件数と、それから事業継続をもう一度頑張ってやってみようというふうに思った企業というのは、そのうちどれぐらいあったのかについて、再度お尋ねしたいと思う。

金融課長

１　借換えをしてゼロゼロ融資を全額返したのかという御質問かと思うが、そのとおりであって、ゼロゼロ融資は返済して伴走支援型経営改善資金とか借換資金といった形で、今、借換えの制度融資を利用していただいたということである。

２　そのうち廃業の件数や事業継続の件数は把握していない。

産業労働政策課長

２　ゼロゼロ融資との関連については分析はできないが、一般的な状況について説明申し上げる。休廃業と解散については、民間の調査会社が暦年ベースでの件数を公表している。令和５年の県内の休廃業解散件数であるが、これは２，２８７件で、対前年比１１．８％の増となっており、２年連続の増加となっている。調査が開始された平成１２年以降最多だった令和２年の２，１１５件を上回っており、過去最多を更新している。

荒木委員

確認で先ほど５４．７％の借換えをして、完済したという率お示しいただいたが、逆に借入れを借換えをしないで返済した数値とかというのがもしあったら教えていただけるか。

委員長

すぐ出せなかったら後でいい。時間もないので。

金融課長

調べて後ほどお願いしたいと思う。

井上委員

１　行政報告書３８２ページの観光振興について、外国人観光客数が、令和８年の目標値を超える数字となっている。私としては、オーバーツーリズムを心配もしている。令和５年の数字を踏まえての県の認識と、令和５年度に行ったオーバーツーリズム対策の具体例を伺う。

２　３８８ページ、埼玉しごとセンターについてである。ここにある利用者満足度の数値を見ると９９．４％と非常に高い。いろんなアンケートで９９．４％の満足率ってあんまり聞いたことがないが、これはどんな調査で、設問はどのような内容で、調査対象者は何人かなど詳細をお伺いする。

３　３９０ページ、企業人材サポートデスクによる中小企業支援である。ここで合同説明会の実績が載っている。参加企業数１８６社、就職確認者数１２４名と出ている。この合同説明会に当たって、企業側はどれくらいの求人数を持ってきて、この合同面接会に臨んでくれていたというふうな数字を県は把握しているか。何を言いたいかというと、参加企業数よりも就職確認者が少ないという状況になっている。この状況を県としてどのように捉えているのか。要は、参加企業者数は、この政策、取組に納得してくれているのかという視点でお伺いいたしたいと思う。

４　４００ページ、企業内保育所の設置・運営についてである。令和５年度交付実績は２

施設ということだった。それぞれの園に対する交付額を教えていただきたい。それから、企業内保育所の令和５年度までの総数は何施設か。及び、これまで開設しながらも、閉園に至ってしまった保育所があるかないか、あれば数を教えていただきたい。それから、代表事例としてスタートしたコバトン保育園。この定員に対する稼働率をお答えいただきたい。

５　４０８ページ、おもてなし通訳案内士の養成についてである。１９名、令和５年度認定とあるが、延べ人数はこれまで何人か。加えて、今回１９名認定したということであるが、この方々の稼働実績はどうなっているのか教えていただきたい。

６　アニメ活用の取組についてである。行政報告書には、「アニメの聖地を紹介する『埼玉アニメ聖地パンフレット』を作成・配布し、誘客促進を図った」とある。それは恐らく、こちらの「埼玉アニメ聖地ガイド２０２４」のことかなと思うが、プレスリリースでいうと、リリースが４月３日となっている。作成・配布といったところにまで、令和５年度中にどういう計画でやってきたのか、その点確認させていただく。

７　４２６ページ、女性の創業支援である。以前、私はこの女性の創業といっても、その多くは、例えばハンドメイド雑貨のネット販売、こういった分野に限られていることが多いというようなお話を聞いたことがあった。もちろんそれはいいことだが、例えば雇用を生むといった波及効果はどうしても小さくなってきます。令和５年度実績において、この女性創業の分野や規模、また雇用へのつながりなど、そういった傾向をどのように把握しているのか確認をさせていただきたい。

観光課長

１　昨年の１２月に、井上委員から経済・雇用対策特別委員会のほうでも川越を心配されていると話を伺っている。１月に川越市さんとお話しして、オーバーツーリズムに向けた対策懇談会を市として立ち上げたいという話だったので、私どもも参加させていただくことになった。これは今年度の話になってしまうが、今年度、この会議は２回開催されており、その中で国の補助金、オーバーツーリズムに関する国の補助金も取りに行かれるということになり、今年度中に、例えば飲食店の行列が長くなってしまうところについては、整理券をスマホ等を活用して、ＤＸを使って対応するものであるとか、あるいは駐車場の混雑状況をあらかじめお知らせする仕組みなどの導入に向けて、今動いているところである。オーバーツーリズムに対する県の認識ということだが、埼玉県全域がこのオーバーツーリズムということでは決してなくて、やはり川越、あるいはこの時期的に秩父、三峯神社など、そういうところがある。まだ全域に渡っているということではないので、川越が一つメルクマールになると思うので、懇談会に参加させていただく中で、協力させていただくという形でやらせていただきたいというふうに考えている。

５　２７年度からこの制度をやっており、延べ８６５名である。これは令和５年度時点のものである。それから、昨年度認定された１９名の稼働状況だが、旅行会社に登録されて活躍されている方が３名、それからオンライントラベルエージェンシー、例えば、ネットで今旅行の申込みをされる方が多いので、そういった、固有名詞を言うとじゃらんなどのサイトだが、そういうところに登録されてる方が１２名。２名ほど重なりがあるので、１３名がそういった形で活躍されているという状況である。

６　「アニメ聖地２０２４」が公表されたのが２月９日であり、パンフレット自体は３月２８日に完成している。このパンフレット、裏方の話になるけども、こういったパンフレットを作るときに一番難しいところが版権元との調整である。プロダクションさんとか作家さんの了解を取り付けるというのはなかなか難しいところがあって、ネットに載

せるに当たってどういう載せ方をするかと言ったときに、当然パンフレットそのままでは不可とか、いろんな制約がある中で、その調整にちょっと時間が経ってしまい、ちょこたび埼玉の新着情報に載ったのが４月３日という経緯である。

雇用労働課長

２　この調査は、埼玉しごとセンターで毎月第２週の６日間アンケート回収箱を設置し、御利用者様アンケートとして実施しているものである。アンケートはＡ４片面１枚で、利用者満足度のほかセンターに対する意見・希望などを聞いている。利用者満足度が９９．４％となったアンケートの設問であるが、埼玉しごとセンターの各相談コーナーでの相談に対するサービスについての満足度と、職員の対応に対する満足度を聞いており、満足又はやや満足との回答を集計したものである。令和５年度の調査対象者は、利用者２，０５２人に対して回答者が６７１人、回答率は３２．７％という状況であった。

３　企業人材サポートデスク、地域での合同面接会の求人数については、合計で１，８２３人となっている。次に、参加企業数よりも就職確認者が少ないこの状況を県としてどう捉えているのかについてである。一般的に合同企業面接会の参加者の就職率というのは、よくて１割程度というふうに言われている。こうした中、この地域面接会では１４．３％と比較的高い就職率となっており、企業にとっては、採用コストの観点からも、効率・効果的な機会になっているものと考えている。参加企業からは、「ふだんは求職者と接する機会がなかなかないので、大変良い機会をいただいた」、「多くの希望者とまた積極的に採用につなげたい方も多かった」などという声もいただいており、人材確保の一助になっているものと考えているところである。

多様な働き方推進課長

４　整備費補助金は１か所当たり１件当たりの上限額が５００万円となっており、まず１件目は、保育園の新築に対する補助であり、こちら５００円となっている。また２件目であるが、保育園の増築あるいはその備品の購入に対する補助で、４９１万６，０００円となっている。整備費補助金は平成１８年度から開始しているところであって、補助金を活用して整備した企業内保育所の総数について申し上げると、平成１８年度から令和５年度まで延べ９５施設となっている。この９５のうち、令和５年度末までに、閉園してしまった施設は、１７施設となっている。約１８％、既にもう閉園というちょっと残念な結果になっている。続いて３点目、コバトン保育園の稼働率の関係であるが、直近３年間の稼働率を申し上げる。定員１２人のところ、いずれも４月１日現在であるが、令和４年度が８人、令和５年度が９人、令和６年度が８人。稼働率で申し上げると令和４年度６７％、令和５年度は７５％、令和６年度は６７％となっている。

委員長

さっき５００円と答弁したが、合っているのか。

多様な働き方推進課長

５００万円である。失礼した。

産業支援課長

７　創業１５８件のうちの主な創業分野であるが、やはりサービス業、こちらが１番多くて１０３件、それから小売業が２３件、飲食業が１９件というのが主なところである。

サービス業のうち、１番多かったのは介護福祉関係、こちらが２１件、それから美容やエステなどが１８件、それから士業やデザイナーなどの専門リリースサービスが１７件といったところであった。また、規模なんであるけども、組織形態として、やはり個人事業主、こちらが１０３件。株式会社が３０件、合同会社が１９件といったところである。また、雇用についてのつながりだが、やはりそういう個人事業主が多いというところもあり、最初の創業時の就業者数は１人というのが１４０件。２人が８件、３人が５件で、４人以上は５件のみというところだった。ただ、１番多かったのは、警備会社を起業された方で、２４人で就業された方というのがいらっしゃった。これだけを見ると、経済的な波及効果というのは、確かに小さいところではあるが、女性の就労支援というのが、もともと、先ほどもM字カーブが話題に出たが、M字カーブの解消について、女性の就業の機会を増やすなど選択肢の一つとして、創業という選択肢を示すというところがあったので、その面では、２０代及び３０代の起業が６６件あったので、ある程度政策目的を果たしていると考えているところである。

企業立地課長

先ほど新井委員から御質問いただいた件についてであるが、今回タイサポートデスクのチェック体制については、平成３０年度からチェック体制を強化して抜き打ち連絡等も、その後行っているが、その１０５件への企業のアプローチについては、今現在確認が取れれない状況であるので、後ほど状況を報告させていただきたいと思っている。

金融課長

先ほど荒木委員からゼロゼロ融資の完済率というお話があったが、データがないのでお答えさせていただく。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１１月７日（木）福祉部）

【説明者】

細野正福祉部長、縄田敬子こども政策局長、岸田正寿副部長、
武井裕之地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、播磨高志社会福祉課長、
今井隆元地域包括ケア課長、草野敏行高齢者福祉課長、茂木誠一障害者福祉推進課長、
髙橋良治障害者支援課長、築地良和福祉監査課長、黒澤万里子こども政策課長、
山崎高延こども支援課長、菊池陽吾こども安全課長、多久島康寿児童虐待対策幹

市川忠埼玉県総合リハビリテーションセンター長、相子知行埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局長

【発言】

東山委員

１　行政報告書２５９ページまた３０５ページ、「８　障害のある人もない人も共に生きる共生社会の推進」について、当該年度からスタートした埼玉県思いやり駐車場制度の協力区画確保に向けて、県はどのような取組を行い、効果と課題についてはどのように考えているのか。また、効果と課題を踏まえた上でどう展開していくのか。

２　行政報告書２９７ページの発達障害者就労支援センターについて、センター４か所で令和５年度１２８人が就職したとあるが、具体的にどのような支援を行って就職につなげたのか。また就職先の仕事内容や傾向、どういった職種に就いた方が多いのかなどをお示しいただきたい。さらに、離職率も併せてお願いする。

３　行政報告書２６８ページの「エ　子育てファミリー応援事業」について、令和５年２月の予算特別委員会で、当事者目線と物価高の現状も踏まえつつ、県民のニーズも多様であることから、子育て世帯に対する支援を効果的に行うため、現金給付を検討するとともに、支給額の増額を検討することと附帯決議を付したが、どのように取り組んだのか。

福祉政策課長

１　思いやり駐車場制度についてである。協力区画の確保については、経済団体や商業施設、金融機関などに対して、電話や直接訪問により区画の登録を依頼してきた。その結果、協力区画の登録数であるが令和５年度末時点で２，８７６施設、７，２１５区画となっており、これは全国トップクラスの登録数となっている。また、制度の周知については、県ホームページをはじめ、県政ラジオ番組や彩の国だよりで情報発信をしているほか、県社会福祉協議会の広報紙でも特集を掲載していただいたりしている。また、市町村にも、広報紙で広報をしてもらっている。そのほか、制度を開始した令和５年１１月には、浦和駅において、知事を先頭に、県議会の皆様にも協力をいただきながら街頭啓発を行った。その後も、県庁オープンデーや交通安全フェアなどのイベントで啓発活動を実施している。制度の効果であるが、公的に発行される利用証の掲示の有無によって客観的な把握が可能になるので、適正利用が促進され、歩行が困難な方など、区画を真に必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなると考えている。実際に、利用証があることで区画を利用しやすくなった、などの声をいただいているところである。また、

外見では歩行が困難なことが分からないことから、これまで区画の利用を控えていた内部障害者の方や妊産婦の方、そういった方が気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現につながることが期待されている。課題については、多くの県民に周知が行き届いていない部分もまだあるというふうに考えている。そういった効果と課題を捉えた上での展開として、今後、協力施設や障害者団体にアンケートを行う。そこで、制度開始から１年たった現状を把握し、課題を整理した上で協力区画の拡大に向けて取り組むとともに、制度の更なる周知に取り組んでまいる。

障害者福祉推進課長

２　発達障害者は、人とのコミュニケーションが苦手であったり、独特のこだわりがあったりするなど、就職する上で様々な課題を抱えている。そうした障害特性や本人の就労能力に応じて、適性のある分野で活躍できるように、就労の支援を行っているところである。具体的には、本人との面談や職業能力の適性検査等を行い、軽作業を通じて、得意不得意を本人に理解してもらいながら、目指すべき雇用形態、障害者就労枠か一般枠か、それから、業種、職種等を確認し、訓練としてパソコン操作などのオフィスワークや、グループディスカッション、電話対応などのビジネスマナー、面接の受け方など、実践的に訓練しているところである。就職に結び付いた方の仕事内容についてであるが、パソコン事務などの事務系が約４割、商品整理や掃除、軽作業などの作業系が約４割、そのほかに、営業職や介護職などがある。離職率だが、令和５年度までの累計の就職者のうち、離職者の割合は約１５％であり、数でいうと毎年１０数人の方が離職されている。離職の主な理由は、業務量が増えて体調不良となった、会社の理解はあったが職場の同僚の理解が十分でなく居づらくなってしまった、職場で感情のコントロールが十分できなかったなどとなっている。センターでは、離職した理由を基に改めて本人の適性を考慮するなどして、再就職を支援しているところである。

こども支援課長

３　この事業は附帯決議を踏まえ検討を行ったところであるが、この事業は単なる経済的な支援ではなくて、ギフト等の配布の際に市町村と子育て世帯をつないで、孤立した子育てなどを防止することを目的としているので、形態としては現金給付ではなくてギフトの現物給付とした。多様な県民ニーズに対応するために、ギフトの内容を、例えば食品やスキンケア用品など、６種類の中から選択できるようにしてある。また、ギフトの金額については、限られた財源の中であるが、１人当たり最大１０，０００円相当としたところである。

東山委員

発達障害者就労支援センターだが、離職率が１５％ということであったが、本人が就職後に安心して仕事を続けられること、これが非常に重要になってくるわけだが、就職後のフォローアップはどのように行っているのか。

障害者福祉推進課長

就職後のフォローアップについては、センターにおいて、就職後１、２週間は電話で本人の様子や体調を適宜確認しており、その後、月に１、２回程度職場を訪問し、本人や企業の担当者から就労の状況を確認しているところである。具体的には、本人と企業の担当

者の双方と面談をし、職場での困り事への相談に対応するとともに、必要に応じて業務内容や業務量の調整など課題解決に向けた助言を行い、離職することなく働き続けられるよう支援しているところである。

田並委員

１　行政報告書の２６８ページのきめ細かな少子化対策の推進の「イ　結婚支援の取組」ということで、恋たまのことだと思うが、仲のいい後輩が恋たまで結婚をすることができた。ありがとうございました。誰か紹介してほしいと私のところに来る人には、もう私は５９歳なので、５９歳しかいないということで、恋たまを紹介しているが、意外にいい取組だがまだ知られていないところがあって、もっともっと知ってもらいたいと思っている。令和５年度においては、どのように県民に周知したのか。

２　行政報告書の２７５ページで、「（６）児童虐待防止対策の推進」の「イ　児童相談所の体制強化」について、昔に比べて児童相談所の職員も増やしているところであるけれども、私も何か所か以前に回らせていただいて、新人の方を採用していただいたのはありがたいが、教育には我々中堅職員が当たっているので、我々中堅職員はこどもの対応と新人の教育等ということで、我々中堅はすごく負担が増えている、という話を聞いて、委員会か一般質問でもしたが、新人の教育に当たっては、何か工夫をしてほしいということを以前もお願いしたことがあるが、令和５年度においては、新規採用の職員をどのように育成されたのか。また、育成に当たり、中堅職員の負担は増えていないのか。合わせて、「イ　児童相談所の体制強化」の三つ目の丸印で、リスクが低いと判断した事案について、民間事業者に安全確認の実施を委託するとあるが、委託先はどういうところなのか。また、民間事業者の取組内容はどのような内容なのか。

３　行政報告書の３０４ページ、「ウ　障害者の芸術文化活動の推進」ということで、過去に会派の仲間と２回、あと私の支援者を連れて障害者アートを見に行ったが、障害者が頑張っているよねというレベルではなくて、凄いなと、多くの人に見てもらうことによって、また新たな障害者に対する理解が増え、心のバリアフリーにつながると思うのであるけれども、県民にどのように令和５年度は周知をされたのか。そしてまた、この障害者アートは本当に凄いものだが、収入に結び付いているのか。もし結び付いているのだとすれば、県としてどのような支援をしているのか。

こども政策課長

１　お知り合いの方の嬉しいお話もいただき誠にありがたい。委員の御指摘のとおり、恋たまをより多くの方に登録していただくために、より多くの方に知っていただくことが大事であると考えている。令和５年度の取組としては、ホームページやＳＮＳ、新聞広告、市町村でのポスター掲示など、そういった形で周知を図ってきた。具体的な方法としては、恋たまで成婚されたカップルに協力をいただき、成婚に至った経緯などのインタビューをホームページに掲載してＰＲを行った。また、ＳＮＳでは、Ｉｎｓｔａｇｒａｍからホームページへの誘導を行ったほか、ＹｏｕＴｕｂｅに恋たまのＰＲの動画を掲載して、ターゲット広告という居住地とか年齢などに合わせた表示の広告を実施した。このことで５年度は、ＰＲ動画は３１０，０００回再生された。それから、ＡＩを活用したマッチングを行っている。これが注目され、民放やＮＨＫなどの報道番組、情報番組等で取上げられた。こうしたことも登録の増加につながったと考えている。今後も、こうした周知の取組を続けてまいりたい。

児童虐待対策幹

２　新規採用の職員だが、全職種について児童相談所において、年度当初に業務の基礎的な知識を習得するようオリエンテーション研修を実施している。また、年度途中においても、例えば、実践的な知識を習得することを目的とした新任職員の基礎研修を３日間やっている。各職場においても、担当別に先輩職員とペアを組み、いわゆる新任職員のスキルアップを目指すシスターアンドブラザー制度、こういった制度もあり、このようなものを活用しながら新任職員の育成に取り組んできた。続いて、育成に当たり中堅職員の負担が増えていないかであるが、児童相談所の職員については、やはり個々のケースの対応や、児童とか保護者の接し方、こういったことも含めて現場経験というのが非常に重要だと考えている。いわゆる中堅職員などがやっている姿を見せて、新任職員に学んでもらうとか、実践させてみるといった業務を行いながら研修、いわゆるＯＪＴが非常に重要であると考えているので、そういった機会を捉えて、職場内研修という形でやっているが、委員指摘のとおり、中堅職員の負担という観点も考えないといけないと考えている。そこで、児童相談所では、令和４年度から、音声認識システムというものを導入しており、例えば、経験の浅い職員の電話相談に関して、ヒアリングの補助機能としてガイダンス表示が出るような形になっている。それにより、相談者の聞き漏らしを防止したり、リアルタイムでテキスト化することによって、例えば先輩職員が横から見ていて、気になった場合はすぐ指摘ができるような取組も行っており、業務効率化とともに、中堅職員の負担軽減にもつながるように努めているところである。委託先は労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団埼玉事業本部である。取組内容であるが、この事業所は県内に三つの拠点があり、児童相談所においてリスクが低いと判断した事案についてのみ、委託団体に連絡をして責任者の指揮の下、訪問員２人体制で家庭訪問等を行い、児童の安全確認を行っている。実際に通告を受けた児童相談所では、ほかの通告と同様に組織としていわゆるリスク評価を行っており、委託可能と判断した事案についてのみ安全確認を委託している。民間事業所においても、安全確認を行うに当たって適切な対応ができるよう、県からマニュアルや家庭訪問時のチェックポイントを示している。民間事業者は、これに基づき、こどもの様子、保護者の様子、生活環境などについて細かくチェックをして、その後、児童相談所に連絡、報告することとしている。

障害者福祉推進課長

３　障害者アートを通じて心のバリアフリーにつなげていくためには、多くの方にまず、創造性あふれるアートを直接見ていただき、魅力を知っていただくということが重要である。県では、美術の専門家などが選考した作品を展示する障害者アート企画展や、昨年度から開始したものだが、教育局が開催する県展との同時開催の展示、それから、多くの方の目に触れるホテルや公共施設での常設展示、集客イベントでの展示などを行い、その魅力を発信しているところである。また、県のホームページにアートオンライン美術館を開設し、作品だけではなくて美術系大学生による作品の解説や、作家の創作活動に密着した動画を掲載して、作品の背景や作者のパーソナリティにも触れながら鑑賞できるように工夫しているところである。今後も、障害者アートの魅力を発信して心のバリアフリーの浸透を図っていきたいと考えている。それから、障害者アートが収入に結び付いているのかという質問であるが、障害者アートの民間企業へのリースや販売、デザイン利用料などの利活用を推進するということは、障害者に対する県民理解を深めるのみならず、経済的支援にもつながるものと考えている。そこで、県では、経済団体の総会などに出向いて、利活用の働き掛けを行ったり、県ホームページに、実際に利活用

している事例の紹介をするなどして、企業からの問合せに応じて、施設との間の橋渡しを行っている。こうした取組により、令和５年度は９件４９作品の契約に結び付いているところである。

田並委員

１　児童相談所の強化というところで、経験が必要なのは分かった。ただ、以前の質問でも経験が必要だからＯＢなどを活用すれば、中堅職員の負担は減るのではないかということを申し上げたことがあったが、令和５年度においては、そういった新任の方の教育にＯＢを使う検討はなされなかったのか。

２　委託はワーカーズコープということで了解した。ただ、児相で相談を受ける人は、児童福祉司とか資格が必要だったように思うが、リスクが低いとはいえワーカーズコープに委託する場合、ワーカーズコープでも児童福祉司などの資格が必要なのか。リスクが低いというのは、大体どのぐらいのことなのかということも併せてお教えいただきたい。

児童虐待対策幹

１　今、再任用職員等がいるので、ベテラン職員の知恵や経験の活用のために現場で活躍いただいている。また、退職後のＯＢの方は、今現在、３人市町村に派遣をしており、市町村の職員の育成ということで活躍いただいているところである。

２　児童福祉司というのは任用資格であるので、県で任用されたらなることができる資格である。例えば、確認したところ、職員の経歴として社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員とか、いわゆる現場での相談支援歴が長い方は、職員として活躍されているところである。リスクについては、基本的にリスクが低い中でも、やはり民間委託を行うものは、恐らくただの泣き声で通告の内容からして大丈夫だろうと児相が判断したもので、当然、虐待歴や一時保護歴があるなど経歴データもあるので、そういったものでリスクが高いといったものは、児相職員が対応している。

保谷委員

１　生活保護法施行事務監査について、令和５年度において、一般監査の結果がどうであったのか。それと、特別指導監査、特別監査、個別監査を行ったのかどうか。行った場合は、その結果はどうであったか、それぞれについて監査と指導の報告書を公開しているのかどうか。

２　児童虐待防止対策について、令和５年度に、それ以前と比べて、何か児童虐待の状況についての変化があったかどうかという点についてお聞きする。また、児童虐待のボリュームについては、継続的に増え続けているわけだが、カウントする方法、定義というのが令和に入ってから２回変更されている。令和元年度に、指標が虐待通告受付件数から虐待相談対応件数に変更していて、さらに令和５年度において、相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースを対応件数から除外するというやり方がとられていて、長期的なトレンドの変化というのが追跡しにくくなってしまっているわけだが、この点についてどう考えるのか。

３　ケアラー支援について、県のケアラー支援計画は第１期が令和３年度から５年度までの３年間で、第２期が令和６年度から８年度までの３年間ということで策定されたわけだが、令和５年度までの埼玉県ケアラー支援計画第１期をどのように総括するのか。それらを反映して、令和６年度からの第２期計画にどのようにつなげたのか。

社会福祉課長

１　一般監査、特別指導監査等の実施状況であるけれども、一般監査、それから特別指導監査、特別監査、個別指導をそれぞれ実施したところである。主な監査結果としては、面接相談記録の記載が不足しているなど、面接相談に関するものであったり、受給者の収入や資産の把握等に関するもの、あるいは、訪問の頻度や時期に課題があったものなどが結果としてある。それから、監査結果であるが、県のホームページ等での公開ということはしていないが、監査方針説明会や査察指導員研修、ケースワーカー研修等の機会を捉えて、ケースワーカーの事務に関することであるので、ケースワーカー等にフィードバックをして、生活保護行政が適正にかつ効率的に運営できるよう周知指導などを行ったところである。

児童虐待対策幹

２　令和５年度の状況だが、さいたま市を含む本県の児童虐待相談対応件数は１７，４７２件で、前年度と比べて１．５%増加している。虐待の種別は、心理的虐待が約６割で前年度に引き続き最も高い割合を占めている。あとは、経路別だが、警察からの通告が最も多く、通告全体の約６割を占めている。また、虐待を受けた児童の約４割が、０歳から就学前までの乳幼児というところと、主な虐待者は実母、実父となっており、この両者で約９割を占めているといった状況がある。過去との変化については、現在、ここ数年はこうした傾向に極端に大きな変化は見られなかったが、委員御指摘のとおり、児童虐待相談対応件数自体は依然として増加傾向にあると考えている。続いて、委員御指摘のとおり、令和元年度については、例年実施している記者発表の指標を虐待通告受付件数から虐待相談対応件数に変更した。これはもともと、受付の件数、対応の件数の両方を調査集計してきたところであるが、当時、近県の自治体において、公表時に対応件数を用いている自治体の方が若干多かったということなどを捉え、本県においても公表時に掲載する数値を受付件数から対応件数に改めたものである。その際、参考に過去に公表している数値についても対応件数にそろえており、トレンドの変化の追跡には直接影響するものではないと考えている。また、今年度は国からの通知に基づき、令和５年度の児童虐待相談対応件数の公表の際に、令和４年度分について、調査の結果、虐待行為がないことが確認されたケースを対応件数から除外するという修正報告を行った。虐待がなかったケースを除外したことにより、相談対応件数が修正前から８．８%程度下がった。ただ、先ほど申し上げたとおり、虐待種別で、心理的虐待が約６割や、警察からの通告が約６割ということなど、そういったいわゆる大きな意味でのトレンドという意味では、現時点で、直ちに大きく傾向が変わるような認識はない。なお、令和３年度以前の件数の修正については、現在、国において検討しているので、本県としては、国からの通知があり次第、その方針に沿って適切に対応したいと考えている。

地域包括ケア課長

３　令和５年度までの第１期計画では、まず、ケアラーの存在を知ってもらうということを一つの柱として、例えば、毎年１１月を全国初のケアラー月間として、集中的な啓発を実施するなど、各種取組を進めてきたところである。これらの取組により、ケアラー、ヤングケアラーに関する認知度については、１０%台だったものが８０%台に大幅に向上するなど大きく前進したものと考えている。しかしながら、依然として、家族が介護をするのは当たり前というような考え方が根強く、ケアラーが孤立し、悩みを声に出しにくいという状況が見受けられる。加えて、介護と両立できずに仕事をやめてしまう、

いわゆる介護離職の問題は、ケアをする働く世代の方だけではなくて、企業にとっても人材を確保できないという経営課題ともなっており、積極的に支援をする必要があると考えている。そこで、第２期計画では、ケアラーを支える社会への転換を引き続き図っていくとともに、新たに、企業におけるケアラー支援体制の構築として、仕事をしながら介護する方、いわゆるビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援にも取り組んでいくこととしている。

保谷委員

１　生活保護の監査について、改めてお聞きする。生活保護に関しては、度々不正受給というのが問題になって、それらのケースの中の多くで自治体側の対応に問題があったケースというのが報道されている。法定受託事務なので国の下請で市町村が行っているわけだが、市町村によって適正にそれらの事務が行われているのか、という県民の間での不安の声が、多くあるのではないかという考えがある。そうであるならば、その監査結果というのは当然公開されるべきだと思うが、公開しない理由というのはなぜなのか。もし、情報公開請求をした場合は公開する用意があるのかどうか。

２　児童虐待防止対策について、人材を充実させていて、様々な対策を拡充していて、なおかつ、啓発活動にも力を入れ続けてきたわけだが、そうであるにもかかわらず件数が増加トレンドにある理由というのは何であるのか、どのように考えているのか。

社会福祉課長

１　監査結果については公開していないが、ケースワーカー等の研修等でフィードバックをし、周知指導している状況である。個人情報の部分もあるので、そういったところも一定の配慮が必要かなというふうに考えているところである。また、公開の請求があった場合は、個人が特定されない形で公開をするということで、令和５年度は１件公開をしているところである。

児童虐待対策幹

２　各種取組は行っているけれども、今月１１月は児童虐待防止推進月間であるが、あらゆる県民の方に御理解と御協力をいただき、隣近所の方に、例えば、虐待の疑いのあるような声、怒鳴り声だとか音だとか、そういったものも含めて、もしかしたら虐待ではないかということを感じたら、躊躇なく、１８９若しくは＃７１７１などに連絡するように普及啓発してきているので、そういったことも影響としてあるかとは思う。やはり水面下に眠ってしまうことは決して許されないことだと思うので、それが結果として虐待がなかったということであっても、やはり連絡を頂くということは重要だと考えている。

小早川委員

１　行政報告書の２６８ページ、「エ　子育てファミリー応援事業」について、先ほど東山委員からも質問があった内容になるが、令和５年度の件数が１８，２２１件ということだが、この申請率、配付率を伺う。それを踏まえて、県として本事業の効果、評価をどのようにされているのか。

２　行政報告書２９５ページ、「ク　高次脳機能障害者支援体制の整備」について、まず、県内の令和５年度の診断者数、それから相談件数が４，７２２件ということだが、県総合リハビリテーションセンター、霞ヶ関南病院、春日部厚生病院の３か所で受けられて

いると思うが、それぞれの相談件数、併せて流入経路を教えていただきたい。それから、高次脳機能障害者を雇用している企業を対象に訪問を行ったという記載があるが、支援企業の選定理由は、依頼があって行かれているのか、何か基準があって選定して訪問されているのか。関連して、事項別明細書説明調書の１９１ページ、高次脳機能障害者の支援事業費について、不用額の詳細要因についてお伺いする。

３　行政報告書３０２ページ、「タ　在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業の実施」について、令和５年度本事業にかかった費用、また、本事業に対する県の評価をお伺いする。

こども支援課長

１　子育てファミリー応援事業の申請率であるが、令和５年度にこどもの生まれた家庭に対しての申請率は、令和５年度末の時点では、令和５年度に参加していなかった所沢市を除くと４７．９％になっている。なお、この事業はこどもの出生後１年間申請ができるので、５年度に生まれた方についても、まだ申請が可能な方もおり、令和６年６月時点では、６８．５％となっている。効果については、それなりに活用されていることもあり、また、実際にギフトをお配りしたときに、市町村の相談窓口等の案内をしているが、委託事業者経由で市町村に相談があった件数が８６件あり、それなりに効果を上げていると考える。

障害者福祉推進課長

２　高次脳機能障害者の診断者数は、統計等が存在しないので、はっきりとした数字は申し上げられないが、参考に国が実施した令和４年度生活のしづらさに関する調査の調査結果で、医師から高次脳機能障害と診断された者の数は全国で２２７，０００人という推計があり、この比率からいくと本県では約１３，０００人と推計しているところである。次に、高次脳機能障害者支援センターの相談件数４，７２２件の内訳だが、県総合リハビリテーションセンターで受けているものが４，５８４件、霞ヶ関南病院が３９件、春日部厚生病院が９９件となっている。また、そのルートは、本人からの相談が４２．４％、家族からが２６．５％、関係機関、市町村や医療機関、福祉施設が２４．８％などとなっている。次に、就労支援について企業への支援だが、高次脳機能障害者を雇用した際に、どのような業務を与えて、どういった対応をしたらいいかというのが分からないという企業があるので、そういった企業からの問合せを受けて訪問しているというのが最も多い例であり、そのほか本人から依頼を受けるケースというものもある。次に、高次脳機能障害支援事業費の不用額について、資料にある、高次脳機能障害者支援事業費というのは、２事業に分かれており、まず一つ目、高次脳機能障害者支援強化事業の不用額は１０７万円であり、県総合リハビリテーションセンターでは、１名の医師が週２回、１名の医師が月２回診察を行っているほか、予約状況に応じて不定期に非常勤医師を招へいして診察している。その非常勤医師の勤務日数が見込みを下回ったことにより不用額が発生したものである。もう一つの、高次脳機能障害者を社会全体で支えるシステムの構築事業の不用額は３７４万円である。この事業は、霞ヶ関南病院と春日部厚生病院への相談窓口の設置に係る委託料と、高次脳機能障害者への就労支援に関する費用で構成されており、この不用額は、就労支援に係る費用について、企業などからの支援依頼の件数や、研修依頼の件数が想定を下回ったため発生したものである。

障害者支援課長

３　令和５年度については、費用として、８，６７１万円が決算額になっている。次に、令和５年度の評価について、令和５年度の事業費であるが令和４年度から比較して大体３０％ぐらい伸びている。行政報告書にも書いてあるが、利用日数についてもデイサービスについては約２倍以上になっているということで、地域で生活する特に医療的ケアを必要とされる方々にとっては、レスパイトのニーズというのが非常に高いということを認識している。それから、これを受けられるだけの受皿づくりというものが今後も必要になってくるのではないかと考えている。

小早川委員

１　子育てファミリー応援事業について、出生後１年間申請できるということで、まだ途中段階ということだが、先ほど、本事業の目的について、単なる経済的な支援ではなく、市町村と子育て支援をつなぐという孤立防止を目的としているという話があった。市町村によっては、このギフトを単に配ることで終わるという話も聞いている中で、こういったことを県として認識をされているのか。認識をされているのであれば、当初のこの事業の目的とはそぐわない形で市町村運営がなされているのではないかと思うが、県の認識を伺う。

２　高次脳機能障害の支援体制について、先ほど県総合リハビリテーションセンターと霞ヶ関と春日部の相談件数について回答があったが、県総合リハビリテーションセンターが４，５８４件、霞ヶ関が３９件、春日部が９９件ということで、かなり県総合リハビリテーションセンターの相談件数が多いと思うが、相談件数が偏っている理由があるのであれば教えていただきたい。

こども支援課長

１　県も少子化対策協議会等の場を通じて、市町村には事業の目的は毎年度丁寧に説明をしており、決してそういうことのないように、市町村にも取り組んでいただきたいと話はさせていただいているところで、そこは今後も徹底してまいりたい。

障害者福祉推進課長

２　高次脳機能障害の相談者が県総合リハビリテーションセンターに偏っている理由についてであるが、県のホームページやパンフレットなどには、県総合リハビリテーションセンターと霞ヶ関南病院、春日部厚生病院、三つの連絡先を併記しているが、東部地域や西部地域に住んでいる方も含めて、相談者が電話で、まずは県総合リハビリテーションセンターに相談するという傾向が強いというのがその理由ではないかと考えている。一方で、２病院は、相談だけではなく、県総合リハビリテーションセンターで実施する個別支援のカンファレンスだとか、県が実施するセミナー、研修会の協力など、専門的な知見を生かした活動も行っているところである。この２病院に委託を行っている趣旨は、地域ごとに支援を進めていくということであるので、今後は、東部地域西部地域でそれぞれ、エリアごとに支援体制を強化していくことも考えていきたいと考えている。

髙木委員

行政報告書の２９６ページ、「ケ　発達障害者支援体制の整備」で、令和５年において発達障害者は何名対象であると県は把握しているのか。令和元年ぐらいからの傾向を見せていただきたい。そうすることによりこの県の支援体制を検証できるので示していただき

たい。

障害者福祉推進課長

発達障害者の数というのは、特に国等で調査などはしておらず、正確な数は把握することが難しい。参考だが、文部科学省の調査で、１５歳未満のこどもが対象になるが、現状、通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査の中で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すと学級担任が回答した児童生徒は令和４年調査で８．８%となっており、県内の人口比でいくと県内で７６，０００人という数字がある。前との比較だと、その１０年前、平成２４年に調査をしており、当時は６．５%という数字であったので、２．３ポイント上がっている。また、発達障害者の数が増えているのかどうかということに関しては、発達障害というのは、生まれつきの脳の障害と言われており、その割合が大きく変わるということは考えにくく、発達障害が広く認知されることになったことで、教育現場などにおいて、支援の対象として困難のあるこどもへの気付きの意識が高まったのではないかと思っている。

髙木委員

数を正確には把握していないということで、パーセンテージを回答されたが、そもそも発達障害関係の支援をしようという中で、県内でどれぐらい発達障害者がいるのか、その支援を要する児童生徒がいるというものを把握していないというのはいささか問題なのではないかと思うが、それについてコメントを頂きたい。

障害者福祉推進課長

発達障害の場合には、非常にグレーゾーンと思われる状態の子供などもいるので、どこまで含めるのかというのが非常に難しくて、医師にかかってる子供もいれば、そうではない子供もいるため、現状、国の調査を基に把握しているという状況である。

髙木委員

県として予算をつけて発達障害の方々を支援しようとしているので、正確な数字がなくて、国から言われているからこれぐらいの数字でというふうな形で、少し乱暴なのではないかと思いながらも、支援の整備について考えているところで、もう少ししっかりデータをまとめ、データを集めれば、本県にふさわしい支援の方法ができてくるのではないかと思うので、そもそも今回決算で、令和５年度のものを審査するに当たっては、そこのところが不安があるというようなことを申し上げさせていただく。

委員長

今のは要望であるので、後で言っていただきたい。

新井委員

１　以前、５か年計画の会議で、資料の中に発達障害者の数は正確に明記されていたと思うが、発達障害は、有無ではなく濃淡である。誰しもが発達障害の要素を持っている。僕も広い意味では発達障害者である。ちょっと、僕は平均値より高いと。政治家、弁護士は多い。発達障害者と言い切るその根拠は何かと言ったら、支援が必要な数だと答弁があったはずである。県は全体の数を把握しているはずであり、分からないというのはおかしいと思う。言葉の定義の問題では、グレーというものがあるかもしれないが、そ

の当時は、支援が必要な数がこの数だと言っているはずである。そういう統計も取らなくなったのかどうか、まずそれを聞かせていただきたい。
２　行政報告書２９４ページにある、手話通訳者、いわゆる県の認定だと思うが、９８人、この数だが、本県の手話通訳者試験を通った人たちという意味なのか。国の手話通訳士は、大体、日本全国で４，２００人おり、本県で２８１人登録があるが、国で２８１人手話通訳士がいて、本県の認定の手話通訳者が９８人、僕の感覚では少ないのではないかなと思うが、県として手話通訳者の適正人数、目途みたいなものがあるのか。手話通訳者の試験で通った登録が９８人だとしたら、この養成人数というのは、いわゆる教育をした数なのか合格させた数なのか。令和５年度に行われた年に一度の通訳者の試験に関しては、受験者、合格率がどれくらいだったのか。
３　２６６ページに、「（５）ホームレスの対策の推進」とある。ホームレスの方はいろいろな事情があり、例えば、ガード下に住んでいる方とか、河川敷だとか、又は常設の寝床がない方とかいろいろな方がいて、人目につかないところで暮らしているが、本県のホームレスの数１０７人について、すごく具体的な数字だが、数字の根拠についてどのようにカウントしたのか。何か登録制度でもあるのか。

障害者福祉推進課長
１　国の調査は１０年ごとにやっている調査で、県として独自に調査はやっていない。国の調査を基に、どれぐらい支援が必要な人がいるのかということを把握して、事業を実施しているというのが実態である。
２　９８人という数字は県登録手話通訳者であり、手話通訳士とは別である。この９８人の手話通訳者について、県内から依頼があった際に派遣を行っており、人数の考え方というか足りているのか足りていないかといったところだが、参考までに申し上げると、要請があったにもかかわらず派遣ができなかったという事例は、約３％ぐらいあるということで把握しているので、さらにこの９８人というのは増やしていかなければならない数字だと考えており、手話講座をより多くの方に受けていただき、あるいは受けていただいた方をより合格に導けるような支援を実施していく必要があると考えている。また、令和５年度の一次試験の受験者９１人に対し、合格者２５人、２７．５％、次いで２次試験、受験者５９人のうち、合格者４人、６．８％となっており、資料にある養成人数４人というのは、合格者の数である。

社会福祉課長
３　国が毎年１月にホームレス実態に関する全国調査というものを実施しており、市町村が公園、河川、道路や駅舎などを調査して、その結果を取りまとめたものを公表しており、その確認した数字というものが行政報告に出ている県内のホームレス１０７人ということで記載をしている。

萩原委員
１　行政報告書２５６ページ、「２　安全で安心して暮らせる社会保障の推進」についての、生活保護世帯、中学校３年生の学習支援事業の利用率が指標としてあるが、この事業の内容について、確認の意味を込めてお聞きする。この指標だが、令和２年度が４３．７％、令和５年度が４０．２％と数値が下がっている。それでいながら、令和８年度が６０％になっている。令和５年度で利用率が下がった理由について伺う。
２　行政報告書２８８ページの「イ　認知症ケアの支援」について、地域において認知症

の人の早期発見早期対応を図るため、認知症サポート医の養成研修を行ったとある。この研修内容、この事業を行った理由、認知症サポート医とはどういう位置付けにある方なのか。そして、令和５年度は２１人となっているが理由は何か。現在、全体で何人いるのか。

社会福祉課長

１　全体として、令和５年度４０．２%だが、県の所管している町村分については、８６．２%と過去最高の利用率となった一方で、市については３７．９%ということで留まっている。実際にこどもの状況としては市部の占有率が非常に高いということがあるので、市の利用者が増えない限り、全体の利用率向上が難しいというふうに考えているところである。理由としては、市によると、令和５年度の場合についてはコロナの影響などもあり、なかなかこどもたちに来ていただくことが難しかったというようなことは聞いている。県の場合は、アウトリーチで訪問支援を行っているので、そういったところでコロナの影響を比較的軽減することができたと考えているので、アウトリーチ支援なども是非やっていただきたいと市にもお願いしているところである。

地域包括ケア課長

２　認知症サポート医は、認知症の診療に習熟して、認知症が疑われる人を訪問等したり、早期発見早期対応の要となる認知症初期集中支援チームで活動する医師を養成するための研修となっている。研修の対象者については、医師会の推薦により、決定をしているところである。人数だが、令和５年度は２１人だが、県で累計２３９人の養成をしたところである。さいたま市と共同で養成もしており、さいたま市は令和５年が８名で、累計で７５人、県全体では、３１４人を養成したところである。

萩原委員

１　学習支援事業だが、コロナが理由だったという話で、アウトリーチをしている、していないというのが答弁の内容だったと思うが、アウトリーチをやっている市は幾つあるのか。

２　認知症サポート医は、資料では、地域において早期発見早期対応を進めていくということで認知症サポート医の養成を行っているということだが、この地域においてということで、認知症対策として早期発見早期対応、保健医療部で言えば早期治療も大事だと思っている。そういうことも含めて、早期対応というのが非常に大事だとこれまでずっと訴えてきたが、認知症サポート医というちゃんとした位置付けをされている方がいて、それを地域において、広げていくそういうようなことの認識、お考えについてお聞きする。

社会福祉課長

１　実際に、県の学習支援事業を実施している事業者が、市にも同様に実施をしているところが全部で２４市あるので、こちらについては県と同じような体制をとっていると承知しているところである。

地域包括ケア課長

２　認知症サポート医は、初期集中支援チームの中心となる医師である。現在、初期集中支援チームは、全市町村に設置をされていて、全部で９２チームが設立されており、実

際、認知症の方や認知症が疑われる方、家族を訪問して、認知症についての困り事であるとか心配事を確認し、その上で本人や家族の状況に合わせた医療機関やサービス利用につなげて、本人と家族の負担等も減らしていくという、そういった取組をしているものであり、今後そういったチームを増やしていけるように取り組んでいきたいと思っている。

萩原委員

学習支援事業についてだが、全ての市がアウトリーチをやっているわけではないということだったが、やっていない市に対してアウトリーチを促しているということで、これは令和５年度で、全てそういうところに対して促したのか。

社会福祉課長

生活困窮の担当者の会議等があるので、こういったところで、アウトリーチ支援が効果的だということでお話をさせていただいたところである。

平松委員

１　行政報告書２８８ページ、「（７）認知症施策の推進」について、一般質問でも取り上げたが、いわゆる軽度の認知障害、ＭＣＩ段階での認知機能低下予防の取組を行えば、認知症になるはずの方の１０数%から４０%の方が健常な状態に戻る可能性があると言われている。大変重要な取組だというふうに考えるが、令和５年度は、どのような取組を行ったのか。また、市町村の取組について把握しているのか。併せて、市町村での取組を促進するための取組についてお聞かせいただきたい。

２　行政報告書２９７ページ、「サ　伊豆潮風館の管理運営」について、先般、会派として視察をした。視察した結果、改めて、障害のある方、そして家族の方にとっても貴重な施設だと認識をしたところだが、他方、幾つか課題もあることが分かった。エアコンが効かない客室が７室あって、夏場クレームにつながっていると。怒って帰った方もいると聞いている。早急な改善が必要ではないかと思うが認識をお聞かせいただきたい。

３　連泊されている方が課題になっていて、このままでは泊まりたい方が泊まれないような事態も起きうるが、その点についてどのように認識をしているのか。

４　県外の宿泊者数が４割ぐらいになっているが、あくまで県の施設であるので、県内の方と県外の方の宿泊料に差を設けることが必要ではないかと考えるが、その見解をお聞かせいただきたいのと、宿泊料自体が、上限が条例で５，２００円と規定されて、かなり低廉な額だと思うが、県外の方でかつ障害がない一般の方でも５，２００円で宿泊ができるという状態になっている。この上限自体についても検討していくような時期ではないかと思っているが、見解をお聞かせいただきたい。

地域包括ケア課長

１　認知症の発症を遅らせたり、通常に戻る可能性があるなど、ＭＣＩ段階で早期に発見し、早期に専門機関につなげることというのは非常に重要と考えている。ＭＣＩ自体は、認知機能は低下しているものの、日常生活にはまだ支障があまり出ていないという状況になるので、例えば施策としては、認知症の専門医ではないが、高齢者が関わることが多いかかりつけ医を対象として研修を実施し、ＭＣＩの認識や専門機関へのつなぎなどを促している。また、ＭＣＩへの認知症の疑いがある人に訪問などを通じて支援する認知症初期集中支援チームの要となる認知症サポート医の養成も行い活動を支援してい

るところである。また、先ほど言ったとおり、まだ支障が出ていないという状況なので、そのことに気付くのは家族の方も多いと思う。家族の方が、ちょっとおかしいなという気付き、ちょっと不安だなというようなことに対応するために、家族からのＭＣＩを含めた認知症の電話相談窓口を開設して、アドバイスやその後の対応についての相談に対応しているという状況である。さらに、市町村の実施しているＭＣＩ段階での取組を県内に広げていくことも重要と考えている。把握しているところでは、例えば、物忘れ検診などにおいてＭＣＩと診断された方に対して、個別に専門機関から電話等で連絡をとって助言をする取組などを行っている市町村もあるので、そのような取組について研修等を通じて、他の市町村にも紹介していきたいというふうに考えている。

障害者福祉推進課長

２　伊豆潮風館は開設から３６年が経過しており、計画的な修繕が必要な状況である。県では、総務部において伊豆潮風館を含む県有施設について長期保全計画を作成している。伊豆潮風館の現在の長期保全計画は、平成３０年度から令和１９年度までとなっており、昨年度、令和５年度は内装などの大規模な改修を実施した。エアコン空調設備については、令和１０年度に実施すると計画に位置付けており、現状前倒しすることは難しい状況である。全館空調システムとなっていることから、エアコンの効きが悪い部屋には、現在、要望に応じて個別に冷風機を貸し出す対応を行っているところである。

３　特定の利用者が連泊を続けているという状態は県も確認しており、長期間滞在している事例があった。指定管理者から相談があり、やはり公平性の観点から問題があると判断し、指定管理者と協議の上、昨年度から、利用できる日数を７泊までに制限する運用を行っている。

４　令和５年度における県外利用者の割合が４割、県内利用者が６割という状況になっている。県内外の宿泊料金については、平成２８年度に、障害者、高齢者以外の一般利用者については差を設けたが、障害者については、県内外で同一料金としている。県有施設であることから、県外の一般利用者の上限を上げるということや、障害者についても、県内県外に差を設けるということも一つの考え方だと考えている。宿泊料金は条例で上限額を定められているので、利用者の割合や、宿泊料金収入などを見て、指定管理者にも状況を確認しながら検討していきたいと考えている。

平松委員

１　伊豆潮風館の関係でお聞きする。まず、空調が効かないということで、長期保全計画で令和１９年まで計画されていて、エアコンが令和１０年ということで、あと４年ぐらいは暑い夏を送っていただくと、それが分かっているから冷風機を要望があれば個別で貸し出すと、それはちょっとさすがに問題なのではないかと思う。７室暑い部屋があって、その中でも２室は特にひどくて、利用者の方が怒って帰ったり、実際にクレームにつながっているというような状態があって、今、全館空調を個別に切替えて実施をするというふうにお聞きしているので、当然、予算が伴うものであるためその辺も理解はするところだが、一方でそういった状況はなかなか看過できないというところで、例えば、特に暑いその２室だけ先行して行うだとか、そういった取組は検討できないのか。

２　連泊について、７泊に制限をされたということだが、全てのシーズン制限をしているという理解でよいのか。

障害者福祉推進課長

１　２室は冷風を送り出す設備から最も遠いということで、構造上、効きが悪く、利用者の方に迷惑を掛けている状況である。２室については、個別空調を設置するなどの方策も含めて検討していきたい。

２　７泊の制限であるが、もともと年末年始については、繁忙期ということで、利用可能な日数を２泊までという制限をしているので、全てのシーズンということではない。

荒木委員

１　行政報告書の２６６ページ、「（５）ホームレス対策の推進」について、令和５年度、町村部においては県が、市部においては市がホームレスを含めた生活困窮者の相談窓口を設置し、相談支援を行った。けれども、ホームレスの方も１０７人、国の認定の中で、ホームレスの方がこういったところの相談に来るということは、私の中では想定がなかなかできないところである。実際に令和５年度、どれぐらいの相談件数があって、相談に乗った結果、どれぐらいの自立ないしは支援につながったのか。そもそも令和５年度１０７人ということであるが、こういった対応をしていく中で、減っているのか、あるいは現状維持、増えているのか、この状況についてお尋ねしたい。

２　県内で空き家対策が問題になっており、例えばホームレスの方がそういった空き家に入ったりして、近隣住民の方に迷惑がかかっているということが想定されるが、そういった事例があるか教えていただきたい。

３　２８７ページの「イ　介護保険制度の運営推進」について、たまに聞く話だが、介護認定の調査員が認定調査をするが、世帯の意向によって、高齢者の症状よりも、ＡＤＬ、日常生活動作レベルを大げさに伝える。あるいは、逆のパターンもあるかもしれないが、そうすることによって介護認定のレベルが上がるなどという示唆をケアマネジャー、あるいはそれに携わる介護職員の方から、こういうふうにしたほうがいいよ、言ったほうがいいよとなどという示唆があり、その意向を反映した結果、介護認定レベルが上がっているという事例を聞くが、その中で、県として、認定調査員の研修を行っているということである。本来は市町村がきちんとその事実に基づいた認定をすべきであると思うけれども、そういった事例を聞くので、研修等で県がそういった視点をもって、しっかりやっているのかどうか見解、現状をお尋ねする。

社会福祉課長

１　実際に、ホームレスの調査で１０７人ということだが、ホームレスの方を市町村の職員が把握をすれば、支援につながるように、生活保護の相談とか生活困窮者の自立支援制度に乗せていくというようなことはあるが、実際にホームレスの方が相談窓口にこられたという形での把握はしていないので、そこの部分については県では承知していない。それから、人数の推移だが、平成３０年は２００人ということで、令和６年１月が１０７人で減少してきているという状況と承知しているところである。また、生活困窮者自立支援制度の窓口等で、ホームレスの方として相談に入るというところの入口の部分での把握をしていないので、実際に自立した方のところも、申し訳ないが分からないということである。

２　こちらの方には、そういう情報等が上がってきていないので、そこの部分について承知はしていない。

地域包括ケア課長

３　要介護度は、介護に要する手間で判定される。要介護認定の基準は全国一律で定められているため、この基準に基づいて客観的な認定が行えるよう、県は市町村の認定調査員や審査会委員等に対してきめ細かく研修を実施しているところである。具体的には、実際に調査を行う認定調査員向けに、まず認定調査に従事する資格を付与するための新任の研修、次に、現役の調査員のスキルアップを図る現任研修、また、市町村の求めに応じて市町村が主催する研修への県からの講師派遣を実施し、令和５年度は９８９人の受講があった。また、審査を行って最終的な介護認定を決定する、介護認定審査会の委員にも研修を実施している。こちらも、新任の方を対象とする新任研修、また、事例を基に模擬判定や事例検討を行う。事例研修、併せて高齢者に多い疾患等を学ぶ研修を実施して、令和５年度は１，０３１人への受講があったところである。このような形で、きめ細かく研修や事例検討を行い、スキルアップを図ることで、客観的な認定が行われるように取り組んでいる。

荒木委員

認定調査員について、本当にきめ細やかな対応をいただいてるが、その上で、私が申し上げたような状況が見受けられるということになると思うが､そういった状況を踏まえて、今後、更にまた対応いただきたいと思うが、再度答弁をお願いする。

地域包括ケア課長

研修はきめ細やかに実施している。その中身についても、毎年検討していく必要があると考えている。例えば、テキスト等で、動作だけを示しても分からないので、そういったところを動画に撮って分かるようにしたり、意見も踏まえてなるべく理解が進むよう分かりやすいような形で研修づくりも進めていきたい。

城下委員

１　行政報告書２７０ページ、「ウ　保育所等の運営補助」の、障害児を担当する保育士の加配に関する経費について伺う。令和５年度に、保育関係者からこの制度をなくさないでもらいたいという要望も頂いている。県にも行っていると思うが、見直しを考えているということだったが、令和５年度、見直しの検討についてどういう検討をされたのか。

２　この制度については、発達障害は年齢が進まないとはっきりと診断されないことが多いが、そうしたときにも加配をしっかり行えるようにしてもらいたいという声がある。昨年の決算特別委員会でも、重度障害児からグレーゾーンの話も先ほど出たが、いわゆる気になる子まで幅広く認めているという回答を頂いている。令和５年度の実態として幅広く認められているのかどうなのか。

３　行政報告書２６３ページ、「（１）生活保護の適正実施」について、要求資料１１にも関連するが、昨年１１月に群馬県の桐生市の保護費を満額支給しない、窓口申請を拒むなどの生活保護制度の不適切な運用が大変大きな問題となった。生活保護の適正な実施を図ることは、水際作戦などをやめさせることも当然含まれると認識している。職員の研修や指導監督は、この点どのように令和５年度は指導されたのか。

４　桐生市の実態を受けて、研究者らによる生活保護情報グループが、保護率を調査したところ、４１．１%減っていたことも判明している。県内でもこのグループの調査結果で、保護率が大きく下がっているところがあるが、調査等は県として行ったのか。

５　行政報告書２７５ページ、要求資料１４だが、児童福祉司の配置基準が３０，０００人に１人と引き上げられ県も増員に頑張っている。定数どおりにはなかなか配置できていない苦労も承知している。令和５年度の不足数とその対策についてどういう対策をとられたのか。
６　県は児童虐待通告のうち、先ほども田並委員の質疑であったが、リスクが低いと判断した案件については、民間事業者ワーカーズコープに安全確認の実施を委託しているということであった。共産党県議団では安全確認にはやはり専門性、先ほども現場の経験を有する方を頼んでいるというような答弁もあったが、令和５年度、ワーカーズコープが行った安全確認３５６件のうち、児相に回された件数があったのか、あれば件数をお示しいただきたい。
７　共産党県議団としては、非正規職員にファーストタッチを任せることについては、本当に専門性、先ほど個人情報の観点からも大変重要だという話もあったが、民間委託にするならばせめてこの民間の職員を正規でということも求めてきた。令和５年度の雇用実態、形態、勤務年数を定期的に把握すべきと求めてきたが、こういった点をきちんと令和５年度把握されたのか。
８　児童養護施設の虐待について、要求資料１６だが、被措置児童の虐待件数について、令和４年度は通告６件のうち、虐待認定が３件、令和５年度は通告１４件のうち虐待認定が８件と資料に出ている。児童養護施設で虐待を受けるなどあってはならないと思う。原因についてどのように分析し、どういう対策を取ったのか。また、虐待を行った施設に対しては、外部有識者を入れて根絶を図るなどの対応を行ったのか。
９　行政報告書の３０７ページ、「（３）社会福祉施設等の指導監査」についてだが、指導監査実績数は３，６０４件、指摘件数が１，０６５件、そういう件数が出ているが、特別調査等が３７件と報告があった。指摘内容はどのようなものが多かったのか。
10　今年に入って運営会社恵の事業所が、利用者から食材費を過大に徴収していた問題もあって、指定更新ができなくなった。障害児通所支援事業者が報酬を過大に請求し不正に報酬を受領した問題では、指定の取消し処分となったが、監査で問題を見つけて是正させることが令和５年度にできなかったのかどうなのか。

こども支援課長

１　この補助金については、障害児を担当する保育士の加配に要する経費について、県と市町村で２分の１ずつ負担をして、県の独自の補助金として障害児１人当たり月額４万円を補助しているものだが、この補助金の対象は、障害の程度が中度と軽度の障害児に限られている。一方で、障害児保育に要する経費については、保育の実施主体である市町村に対して国から地方交付税措置がされており、県の補助事業よりも対象の範囲が広く、重度の障害児からいわゆる気になる子までを対象としている。交付税措置の金額も年々手厚くなっており、今年度は障害児１人当たり年額で約１６３万円が交付税措置をされている。ただ、このような財政措置にもかかわらず、これが十分に市町村には活用されておらず、県の補助事業だけを実施している市町村もある。令和５年度には、これらを踏まえ交付税措置を活用して適切に事業を行っていただくように市町村に働きかけていたが、その後、市町村と県の役割分担の観点から、やはりこの交付税措置を活用して障害児保育事業を市町村が保育の主体としてしっかりしていただくことが必要であると考え、一定の準備期間も考慮して、令和８年度からこの事業を廃止することとしたところである。
２　国の交付税措置は、重度から気になる子まで全て対象になっているが、実際には市町

村の単独事業であり、現状では、重度障害児に対しての補助制度を持っているところが４２、それから気になる子に対しての補助制度を持っているところが１６となっている。

社会福祉課長

３　研修、指導監査についてであるが、職員研修では、適切かつ丁寧な面接相談を実施して、申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎むよう、ケースワーカーや面接相談員等に周知をしているところである。また、監査においても、面接相談記録を確認して、相談者の申請意思や窮迫状況、相談や助言の内容、申請に至らなかった場合には、その経緯等を確認して面接相談が適切に行われているのかを確認指導しているところである。

４　民間の情報グループの調査結果について、平成２４年度と令和３年度を比較して、保護率が大きく下がっている県内の福祉事務所があったということはこちらも承知をしている。福祉事務所の状況を見ると、宅地の開発が進み、管内人口が１割程度増えたというようなこともあり、保護率の減少幅が大きくなったと認識をしているところである。

福祉政策課長

５　児童福祉司については、これまで関係部局と調整を図りながら、職員の定数確保及び採用に努めてきたところである。しかしながら、令和５年度においては、児童福祉費の定数３１６人に対して、実職員数が２８３人となっており、差引きで３３人の欠員が生じていた。そこで対策だが、職員の確保に向け、これまで児童相談所長による大学への直接訪問や業務説明会、インターンシップ等によるリクルート活動を積極的に行ってきた。採用試験についても、上級試験による福祉職の採用に加え、平成２９年度からは、児童福祉司に特化した採用選考を実施しており、さらには令和３年度から受験可能年齢を５９歳までとするとともに、年２回実施をして、より多くの方に受験をしていただけるように取り組んでいるところである。なお、今年度からになるが、福祉職の採用試験において、教養試験を廃止する、それから、経験者採用試験の試験区分に福祉職を新たに加え受験しやすい環境をしっかりと整えて、必要な職員の確保に努めていく。

児童虐待対策幹

６　児童相談所が受理した児童虐待通告については、いわゆる初期調査として行う児童の安全確認の一部分のみを民間事業者に委託しているものである。民間事業者には、安全確認の概要について、その日のうちに電話等により児童相談所に報告することとして、翌開庁日に、正式に報告書を提出いただいているところである。その報告を受けた後児童相談所において、その後どのような対応を行うかということを検討していくこととなるので、例えば１回の安全確認だけでなく、日を変えて児童相談所の職員が再度訪問するというようなことなどもある。そういう意味では、全ての事案について児童相談所に回して、その後、児童相談所が責任を持って対応することとなっている。参考に、安全確認を民間事業所に行っていただいた際、例えば、現場において緊急を要した事案や、児童相談所の職員を呼出して、現場で民間事業者が待機しなければいけなかった、そういった事案はなかった。

７　安全確認に従事する職員の要件としては､正規又は非正規という就労形態ではなくて、対面による相談業務の実務経験が１年以上あることということで定めている。また、安全確認のための訪問は、常時２人体制としており、家庭訪問を実施している間は、児童相談所と連絡、相談が可能となるように、携帯電話を所持する等の体制を整えている。

さらに、業務執行に当たっての専門性を確保するために、事業者が職員の研修を定期的に行っているとともに、個人情報の管理については、事業者が職員に対して個人情報の適正な管理に関する規定の内容を説明した上で、誓約書の提出を求めているところである。県としては、こうした報告を受けて確認を行っており、業務遂行に必要な能力の有無を求めているところだが、業務の履行状況についてはしっかりと確認をしてまいりたいと考えている。そういう意味では、現時点で、専門性、個人情報の観点から問題があるとは考えていない。また、現在、県において定期的な把握ではあるけれども、職員が変更になった場合など、業務上必要な場合について勤続年数と確認を行っているところである。

福祉監査課長

９　指摘件数１，０６５件のうち多かったものであるが、非常災害対策計画が未策定だったもの、あるいは身体拘束適正化の取組が不十分だったもの、あるいは職員の配置が不適切だったものなどとなっている。

10　食材料費の過大徴収についてであるが、事案発覚前の監査では食材料費の徴収に当たり、利用者にきちんと説明をして同意をとっているのか確認を行っていたが、徴収額が適切かどうかというところの確認までは行っていなかったところである。今回の事案を受け、現在は、食材料費に関する出納帳などを確認して、収支の管理状況や、残額が生じた場合利用者にきちんと返還されているのかなどを確認している。次に、指定取消しとなった障害児通所支援事業者についてだが、こちらは県の監査が終わった直後から不正請求が行われていたことから、監査の時点では不正を確認できなかったところである。

こども安全課長

８　原因分析だが、近年、児童養護施設に入所しているこどもについては、虐待やその影響を受けたこども、障害を抱えたこどもやいわゆるケアニーズが高いという言い方をするが、そうしたこどもが増えていて、職員の負担がちょっと大きくなっている部分があるかなと考えている。負担軽減を図るという観点から、今年度新規に児童心理治療施設の多機能化による児童養護施設への支援ということで、具体的には児童心理治療施設の児童精神科医や、心理士を児童養護施設に派遣をしたり、逆に来ていただいたりというような取組をして、こどもの対応について助言をするような取組を行っている。また、乳児院では、医者に通うこどもも多かったりするので、医療機関の連携の調整員の配置をするなど、そういった取組を通じて職員の負担を軽減して、ゆとりある処遇を行えるよう取り組んでいる。それから、被措置児童虐待防止に向けたそのものの取組としては、県主催において虐待防止の研修を施設長向けにしているのと、あと、各施設の職員が別の施設に行って研修をするような取組、ほかの施設の状況を学ぶというような取組をしている。それから、先ほど虐待を受けたこどもが増えているということで話をしたが、やはりこうしたこどもの行動特性については、トラウマの影響が大きいと近年言われており、そういった知識の習得を図るような研修も、施設の協議会や各施設で行っている。あと、各施設によっては、施設職員が被被措置児童虐待のチェックリストのようなものを使って、自分の処遇を振り返るような取組をしている。それから、改善勧告などを行っている施設に関しては、当然我々のほうからも外部有識者を入れた検証委員会を設置するように伝えており、施設の方から自らそういった外部識者を入れる検証委員会などもやっている。それから、全て通告のあった案件に関しては、外部有識者で構成されている児童福祉審議会の児童養護部会に諮っており、そうした児童養護部会等での助言に

ついても、県から各施設にお伝えしているところである。

城下委員

１　保育所等の運営補助についていろいろ説明いただいたが、なぜ、国の交付地方交付税の部分がスムーズに活用できていないのか。なぜそうなっているのか分析調査をしたのか。

２　国の制度が充実しているからといって、県もやはり子育て支援というのを中心に置いているわけなので、この制度を両方維持するという議論がなされなかったのか。市町村にも周知をしっかりとやっていかなければならないと思うが、その点も含めて答弁いただきたい。

３　指導監査の部分だが、いろいろ担当としても課題も認識をされているということは分かったが、今回のこの部分を踏まえて監査の改善が必要と考えるが、先ほどの答弁いただいた部分と併せてほかにまだ検討した事項があれば、それもお示しいただきたい。

こども支援課長

１　国からは地方交付税の交付金として来るため、補助金として目的を定めてくるものではないため、市町村の方で自由に使える部分もあり、それは市町村での判断の上でほかのものに使われてしまっている可能性もあると考えている。

２　県の補助金を維持するという検討もされなかったのかということだが、そういったことも含めて、総合的に検討した結果、役割分担等も踏まえて今回廃止という決断に至ったものである。実際に廃止までまだ期間があるので、市町村できちんと交付税を生かして制度設計をしていただけるよう、市町村には強く働き掛けてまいりたい。

福祉監査課長

３　今回の事案を受け、やはり県のほうが監査に頻回に事業者に伺うということがこういった不正の防止に一番効果が大きいと思っている。したがって、いろいろ監査の効率化などを進め、より頻回に監査に行けるように努力をしてまいりたいと思っている。

井上委員

１　行政報告書の２７８ページ、「（３）里親制度の普及・充実」についてである。こども家庭庁で、令和６年１月２３日に社会的養育家庭支部部会第４回というのが開催された。そのうちに、里親等委託の推進についてという資料があり、里親等委託率というのは今回も資料で示されているが、それ以外に、登録率、稼働率、この二つを重要な指標として取上げている。行政報告書２５７ページには、実績値として、令和４年度の里親等委託率２４．２%が示されているが、先ほど申し上げた登録率、稼働率を示すことができるのか。

２　三つの指標を挙げたが、里親等委託率というぐらいなので里親だけではなくてファミリーホームも含んだパーセンテージだが、これを、里親の場合のみを取り出した資料というのはあるのか。

３　先ほど申し上げたこども家庭庁の資料によると、全都道府県と政令都市を、今里親の取組がどうなっているのかを大きく四つに分けていて、里親等委託率も登録率も伸びている自治体、それから、委託率は伸びているが登録率は伸びていない自治体、三つ目が、登録率の伸びに比べて委託率が伸びていない自治体、最後に、委託率も登録率も伸びていない自治体で、本県は県内で見ると、さいたま市は２で委託率は伸びているけど登録

率は伸びていない。一方で本県は、委託率も登録率も伸びていない自治体の４という評価を受けている。要するに何が大事かというと、登録者数を増やすことそれからマッチングも進めること、これによって、里親等委託率の向上が見込まれると指摘を受けている。以上を踏まえて、行政報告書の「（３）里親制度の普及・充実」に、様々な取組が載っているが、令和５年度、実質的には令和４年度だが、実績をどう捉えるのか。先ほどのこども家庭庁の指摘を踏まえて、どのような改善策が議論されているのか。

４　２９８ページ、「（３）障害者の自立支援」について、「ウ　グループホームの事業の充実」という点について伺う。経年でチェックをしていくと、利用定員数も、住居数も増えていることが分かる。それに伴って、介護職員のニーズも増えているということだと言える。障害者グループホームでの介護職員の就業環境というのは、ほかの福祉施設に比べても厳しいと言われている。その要因の一つが、日中支援加算が土日祝日の勤務に算定できない点というのが指摘されている。県もこの点については課題と考えているとは思うが、令和５年度、国に対して要望を上げるなどどのような行動をとったのか確認したい。また、その活動を行った場合には、国はどのような反応、対応があったのか。

こども安全課長

１　里親等委託率２４．２%に対する登録率、稼働率ということだが、登録率については、６７．６%、稼働率については、３５．８%という数字になっている。

２　里親のみを取り出した数字ができるのかということだが、里親のみ取り出すと、委託率については１６．９%、登録率については５６．２%、稼働率については３０%という数値になる。令和５年度については委託率は２４．３%とほぼ横ばいという状況になっている。

３　こども家庭庁の報告書を見ると、やはり委託登録率が高いところは委託率も高いというところもあるので、何とか登録率を上げていきたいと思っており、まず１点としては、今年度、里親等支援センターが設置されたので、そういったところと一緒になって、入門講座などいろいろな取組をして何とか登録者数を増やしたいと思っている。それから、児童相談所の方でも、先進自治体、独自委託率の高い自治体の方に来ていただき研修で話をするなど、そういった話も参考にさせていただきたいと思っている。それから、今年度こども家庭庁が各自治体にヒアリングをして、現状把握と今後についての助言をするということで、現在、ヒアリングの最中だが、今後、国からも助言を頂けるということなので、助言も踏まえて、取組をしていきたいと考えている。

障害者支援課長

４　グループホームの現場で働く方々からは、土日の関係の支援を必要としている方がたくさんいらっしゃるけれども、報酬面での評価が十分でないという意見が寄せられているということは承知している。私どもとでは、政令市がある１６の都道府県の障害福祉主管課長で構成される、１６大都道府県障害福祉主管課長会議という会議があるが、こちらを通じて、令和６年度報酬改定があったところだが、その報酬改定の議論が始まる前の令和５年８月に、制度の見直しについて国に要望をしたところである。しかし、こちらで把握している限りでは、検討の過程では意見としてこういう事実があるということを言及されている部分はあるが、最終的な報酬の改定の中には、今回のお話いただいた部分については、実現されていないというのが状況である。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１１月８日（金）企業局）

【説明者】
板東博之公営企業管理者、新井哲也企業局長、加藤政寿水道部長、佐藤和央総務課長、
忽滑谷真理子財務課長、島崎二郎地域整備課長、檜山建水道企画課長、
岸本貴志水道管理課長、山本栄至主席工事検査員

【発言】

須賀委員

１　埼玉県公営企業会計決算書、４６ページから４７ページに改良工事の概況の記載があるが、その中に、行田浄水場の耐震化工事を実施中とあるが、そこも含めて県営水道における浄水場施設の耐震化について、これまでの取組状況と今後の見込みについて伺う。これに付随するが、行田浄水場の耐震化工事以外の改良工事に関しては既に完成と書いてあるか完成目途の時期が明記されているが、こちらの工事だけは記載がないのはなぜか。

２　令和５年度埼玉県企業局決算の概要の２ページ、工業用水道事業の説明の中で、令和５年度決算では、施設の老朽化に伴い修繕費が増加した影響で赤字となったという説明があったが、この修繕費が増加した具体的な理由は何か。

水道管理課長

１　浄水場施設の耐震化については、平成２３年度に耐震診断を行っており、順次耐震補強工事を進めてきたところである。耐震対策の対象とした施設が１１４施設ある。そのうち１１３施設については、令和５年度までに耐震対策を完了した。今後について、残る一つ行田浄水場の着水井の関連施設については、今年度耐震工事が完了予定であって、これによって全ての耐震、対策が完了する見込みである。

２　令和５年度に修繕費が増加した主な理由であるが、通常であれば、漏水復旧では、管の穴を防ぐ程度のカバーを設置するような工事でよいところ、昨年度は地中深いところでの漏水があり、管の入替えによる漏水復旧が必要となった。これにより、復旧費用が約１．８億円増加した。

須賀委員

一つ答弁漏れがあった。

水道管理課長

完成時期の記載については、今年度末を予定しており、時期まで記載をしなかった。

須賀委員

１　平成２３年度に耐震診断を行ったということだったが、今年度、耐震化完了の予定と説明があった。その診断から完了まで大体１３年ぐらいと長い時間がかかったと思うが、理由を伺いたい。

２　地中深いところの修繕が必要で１．８億円ほど増加したという説明があり、漏水復旧費用が増加したということは分かったが、配水管の老朽化対策はどうなっているのか。

水道管理課長

１　浄水場の耐震化の工事については、浄水場の床や壁のコンクリートを厚くしたり、鉄筋を挿入したりする工事になるので、運転中の浄水場を停止して作業することが必要になる。しかし水を供給して受水団体に送る必要もある以上、浄水場は全面的に運転停止することができないため、部分的に停止して工事をやっていたということで、浄水場施設の耐震化については長い期間を要した。

水道企画課長

２　工業用水の配水管の老朽化対策であるが、現状では穴が空いたところをふさぐような修繕をしているが、抜本的な対策としてやはり管路更新が必要になる。我々としても、今後計画的な管路更新を予定しており、更新に当たっては、断水したときの影響の大きさ、管の古さ、元々の管の耐震性の有無、そういったところを評価して優先度を決めて、優先度の高いところ、具体的には大久保と柿木の二つの浄水場があるが、柿ノ木浄水場の近くの大口径の管から更新を進めたいと考えているところである。

須賀委員

配水管の老朽化対策、今どうやってやっていくかっていうことは説明いただいたが、大体どれぐらいの期間でできるのか。令和５年度の時点ではどれぐらいかかるかという計画は立てたのか。

水道企画課長

管路の更新が必要だということで答弁したが、具体的な計画はこれからで、令和５年度の時点においては、時期、費用や規模はまだ決まっていない。

東山委員

１　令和５年度公営企業会計決算審査意見書の「２　留意又は改善を要する事項」に、事業の期間延長や造成後の分譲地の引渡しで課題が見られたとあり、事業期間が延長されると社会情勢の変化などにより内定企業が辞退するなどのリスクが発生すると指摘されている。そこで、これまでに、事業期間を延長したことにより、実際に企業が辞退した事例はあるのか。

２　企業の辞退があった場合、新たな企業を募集するなどの業務が発生すると想定されるが、具体的にどのような業務を行うことになるのか。またこの事態により発生する損失はどの程度なのか。さらに、市町村の役割を定め、事業期間の延長を防ぐ手だてを講じているようであるが、これ以外に企業局として考えられる対策はあるのか。

３　令和５年度埼玉県企業局決算の概要の３ページ、水道用水供給事業について、安全・安心で良質な水の供給のため、高度浄水処理の導入など必要な投資を行うとある。安全・安心で良質な水の供給というのは極めて重要であるが、一部の地域において、水道水の中に高濃度の有機フッ素化合物、いわゆるＰＦＡＳ等が含まれていた事例もあった。県営水道は問題ないのか。ないとは思うが、伺う。

地域整備課長

１　事業期間を延長したことにより実際に企業が辞退した事例はあるのかについてであるが、令和元年度以降、三つの団地、六つの区画で、事業期間を延長した後に社会情勢の

影響、特に新型コロナウイルス感染症の影響により経営の見通しが立たないということで、５区画が辞退されている。また、建設費の高騰等によって資金繰りがかなり厳しくなった、そういった事情によって、内定の辞退があったところである。

２　企業が辞退した場合は、次点の企業を内定したり、その次点の企業がいない場合については、追加募集という形での事務が生じることになる。辞退により発生する損失については、幸いこれまでは辞退があった区画も、追加募集等の事務は発生しているが、予算額を増やすとか、そういう形での損失は発生していない。しかしながら、引渡しが遅くなることで、事務を進める関係で、人件費の増加であるとか、当初よりもお金を受け取る時期が遅くなることによって逸失利益という部分は生じていると考えている。市町村の役割の定めであるが、現在、例えば市町村の役割として地元調整という形で市町村に担っていただいている。特に用地交渉については市町村に対応いただいているところであるが、市町村にお任せにすることなく、私どもも定期的に連絡を取り、困難事案を抱えていないかであるとか、そういった部分について共有を図ることによって、必要なフォローであるとか、市町村と一層意思疎通を図りながら、進捗や課題について共有することで、市町村が困難課題を抱え込むのを避けられるようにしている。また、県でも造成工事であるとか、いろんな工事を担う形になるが、それも組織的な形の中で、随時進捗管理やチェック体制を構築していく。そういう形の中で、不用意に事業期間が遅れるようなことがないような形での取組を進めているところである。

水道管理課長

３　ＰＦＡＳとはフッ素を含む有機化合物の総称である。このうちＰＦＯＳ・ＰＦＯＡについては代表的な物質として国の規制対象となっており、最近報道されているのは主にこの物質となる。企業局においては、県営５浄水場の原水並びに浄水、また１４の送水地点においてＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの測定を３か月に１回の頻度で行っており、令和６年度の結果では、最大で１リットル当たり４ナノグラムと、国の定めた暫定目標値の１リットル当たり５０ナノグラムに対して十分低い値であることを確認している。今後も測定を継続して、引き続き安全性を確認し、ホームページ等で公表していきたい。

細川委員

１　決算の概要の２ページの工業用水道事業について、表によると給水契約水量が前年度から０．２６％の微増になっている。下の決算概要を見ると、事業収益全体はマイナスであるが、そのうち給水収益については０．２％増ということで微増になっている。右の表の下を見ると中長期的には契約水量の減少に伴い給水収益は減少見込みとなっているが、令和５年度においてこの給水契約水量や収益がプラスにもかかわらず、今後の給水収益の見込みが減少するとした理由や背景について伺う。

２　３ページ目の水道用水供給事業についてお伺いする。令和４年の９月に発表された埼玉県営水道長期ビジョンについて見ると、老朽化に対する積極的な更新であるとか、あるいは耐震化の工事が推奨されており、安定供給のための取組の強化が求められていると思う。一方で令和５年の資料を見ると、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加によって、経常利益・純利益は減少見込みとしている。老朽化対策は必要不可欠と思うが、この対策をすることで収支が悪くなっていく状況が今後続くかと思うが、令和５年度において、どのような方針、考え方に基づいてこの老朽化対策に取り組んだのか。

水道企画課長

１　給水収益が増えているということであるが、これは令和５年度が実はうるう年であって、１日分収入が多かったことが影響している。その上で今後の契約水量の減少を見込んだ理由としては、工業用水道の給水区域では、事業者の撤退や廃業が進んでおり、事業所数とか契約水量でいうと、緩やかな減少傾向にある。今後もその傾向は続くと見込んでいる。また、新たな需要に関しても、地域的には宅地化であるとか商業地化が進むエリアであって、新たな大口需要はなかなか見込めないと思っているところである。

２　修繕費、老朽化対策の考え方ということであるが、これは令和５年度に限ったことではないが、修繕費についてはコストの縮減や平準化に配慮して執行している。しかしながら、事業開始から５０年以上が経過しており、老朽化が進行しているところも事実ではある。特に機械や電気設備については、アセットマネジメントの手法に基づき、定期的な点検、計画的な修繕、メンテナンスを行って、長寿命化を図る取組を行っている。

萩原委員

１　決算の概要の３ページ、水道用水供給事業について伺う。まず、この資料左側の決算概要の中の給水収益が減少した理由について伺う。

２　同じく資料左側、減価償却費の減少と記載されている。埼玉県公営企業会計決算書５９ページでは、令和５年度約１９３億円との記載がある。この減少の理由とその内訳についてお聞きする。

３　資料右側、動力費も減少ということで、その詳細について、埼玉県公営企業会計決算書の５７ページと５８ページの動力費について記載されているが、合計で約４７億円と、この動力費については減少していると記載がある。その理由として、ウクライナ情勢による電気料金高騰による影響と記載があるが、もう少し詳しく教えていただきたい。また、どれぐらいの減少額となったのか、令和５年度に企業局として減少した動力費について何らかの対応を行ってきたのか、それについても伺う。

水道企画課長

１　初めに上水の給水収益の減少の理由についてである。給水収益については家庭や事業所などで水利用の合理化が進んでおり、それによって傾向としては平成１３年度をピークに減少傾向となっている。令和５年度はうるう年の影響で１日給水収益が多かったものの、５年度については、新型コロナの流行に伴ってそれまで少し増加要因であったところが落ちついたということで、給水収益としては前年度に比べ減少したものである。

財務課長

２　減価償却費は、令和４年度と比べて１８億２，２００万円の減少となったが、このうち１６億７，０００万円が利根中央導水路の水利権の減価償却が令和４年度で終了したことによるものである。この利根中央導水路の水利権であるが、これは利根中央事業という農業合理化事業に参画して得た水利権であって、償却期間の２０年が終了したため、減価償却費がかからなくなったものである。

水道管理課長

３　動力費の関係について回答する。令和５年度が４７億円ということで、令和４年、５９億円だったものが下がった。下がった理由になるが、燃料費調整単価等の要素が減少であったことが１点ある。あわせて電気料金の単価が安い契約に切り替わったことによ

るものである。どのぐらい単価が下がったかっていうことに関しては、電気料金を使用電力量で割り戻した１キロワットアワーを単価で比較すると、約５円程度、率にして２０％ぐらい下がった。どのような対応をしたかということについて、先ほど説明したとおりであるが、電気料金の契約を安いものになるように工夫したことがある。あわせて浄水場については、送水ポンプで水を送るため、非常に電気代と動力費がかかる。この削減の取組を省エネの対策として行っており、過去からインバーターの制御だったり、回転数の制限を取り入れたりしたことで過去から最大約１３%削減したりとか、また、令和５年度については、送水圧力を下げるという取組を加えており、これにより約１，２００万円の電気料金の削減にも寄与している。

萩原委員

三つの質問の答弁で、給水収益の減少についてコロナによる在宅需要が減ったというところは、ある意味一時的な内容であると思う。それ以外にも、どちらもやはり収益減少傾向にあるのではないかと思うが、減価償却費については、正にこの年度に２０年の水利権が終わったということと、動力費については、ウクライナの情勢により電気料金が高止まりしている中、様々な努力がなされているのかなと思うが、いずれにしても、黒字にはなったものの、かなり厳しい状況の中で、頑張っていただいているのかなと思う。それも踏まえて､このコストの縮減というところで､これまで何度もちょっとお話しされているが、それについて、御答弁をいただきたい。

水道管理課長

令和５年度に関して言うと、答弁以外にも委員要求資料１６で出させていただいてる部分もあるが、太陽光発電の設置であったりとか、令和５年度は吉見浄水場において既存太陽光発電に、５０キロワット、一般世帯１４世帯分ぐらいに相当する太陽光発電の設置を増設する工事を令和５年度から令和６年度にかけて実施している。また、大久保浄水場及び新三郷浄水場においても、実施設計を行って、令和６年、令和７年にかけて４００キロワット、一般世帯で約１１５世帯に相当する太陽光発電設備を導入する予定である。

髙木委員

大久保浄水場を視察させていただいたが､高度浄水処理施設を今作っているが､先ほど、令和５年度の決算においては、例えば本管の老化とか、リペアによってお金が非常に厳しくなってるということを伺ったが、高度浄水処理の維持管理だとかそういうものを含めたときに、さらにこれから、老朽化をしたものをリペアしていく中で、維持管理などを考慮した上で高度浄水処理施設の建設を今進めているのかというところについて、１点確認したい。

水道企画課長

現在大久保浄水場で高度浄水処理の整備を進めているが、維持管理については並行して浄水場の方でやっているので、リペアをしながら高度浄水もあわせて進めている。

水道管理課長

高度浄水処理のほかに浄水場の施設に関しても施設の計画をちゃんと持っている。修繕計画と呼んでいるが、施設を新しく設置して、毎年使いながら、修繕をかけたり点検をしたり、そこで安全・安心を確認しているが、やはり使っていくうちにどんどん老朽化して

劣化していく。そこについて部品を交換して、また復帰して戻ってということを何回か繰り返して、最終的には費用対効果で更新してしまった方がいいという判断があったときに更新するというような、そういう修繕計画を持っているので、そこは建設と維持管理を並行しながら、施設を管理している。

髙木委員

高度浄水処理、この前も我々が飲ませていただいて、非常においしかった水であるが、導入することによって、今おっしゃったようなこれから施設が様々老朽化していき、それをリペアする、そしてまたこの高度浄水処理施設を維持していくお金を考えたときに、メリットがデメリットを上回っているから令和５年度においても事業を進めていっている、という理解でよいのか、最後に確認したい。

水道企画課長

そのとおりである。高度浄水は水の安全のために進めているものであって、費用対効果も考えて進めている。

平松委員

１　令和５年度埼玉県企業局決算の概要の工業用水道事業と、水道用水供給事業の災害対策についてお聞きしたい。１点目であるが、火山灰対策ということで、富士山の宝永噴火と同規模の噴火による降灰の堆積予測を基に火山灰対策を実施されていることと思うが、まず、県内浄水場への影響というのはどのような状態なのか。あわせて、覆蓋化建屋やシートという形で対策をされると思うが、その状況が現在どうなっているのか、あわせて今後の考え方についてお聞かせいただきたい。

２　次に、大規模停電時の対策についてである。自家用発電設備で対応していくという話になると思うが、燃料確保についてはどのような状態になってるのか。

３　先ほど、東山委員の質疑の中でＰＦＯＳ・ＰＦＯＡのお話があり、検知されてないということで、暫定目標値だったと思うけど、５０ナノグラムに達してないということで、私も毎日直接、ごくごくと飲んでいるので、安心したところであるが、受水団体、自治体さんによっては、地下水とブレンドしたりしている。その辺は、自治体、受水団体でって話なんでしょうけれど、地下水の状況がどうなってるかっていう捕足を県がしているのかという点について確認させていただきたい。

水道管理課長

１　降灰対策のシミュレーションは、国の方で、令和２年度にシミュレーションが新しくされたということでいくつかのモデルがあるが、埼玉県の浄水場が１番被害を受けるというシミュレーションの中では、大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場が影響を受けるであろうということで考えている。あわせてここの部分については特に大久保と新三郷に関しては、今年度、覆蓋化というか、既存施設をカバーするというよりも、ろ過池の目詰まりが１番影響があるので、そこを防ぐような対策を今、委託業務の中で検討しているところである。あわせて庄和浄水場については、更新のときにちょっとやろうということで今考えている。

２　基本的に自家発電設備を各施設に整備しており、燃料については、約１０時間程度連続で運転できるように確保している。あわせて民間の会社と協定を結んで、追加で補給をしていただくようなことを想定している。先日の南海トラフに関連した地震の発生が

あったときもそこの確認等はしているところである。燃料は灯油になるが、大久保と新三郷については一部ガスの供給を受けているので、ガスの供給が止まらなければ、連続運転が可能になると考えている。

3　１４地点、受水市町村の１番遠いところであったりとかということで、確認をしているところである。あわせて県の生活衛生課の水道担当でも各市町村の水道の行政指導をしており、そこで、各県内の市、事業者の水質状況確認をして管理しており、その部分については情報共有をしている。

平松委員

1　火山灰対策の関係で、本年度の話までいただいたが、大久保と新三郷は対策をされていて、庄和浄水場はこれから更新時に対策をしていくという話である。ただそういった状況がいつ起きるかっていうのがあり、庄和浄水場管内は今日は給水できないということになってしまっては困る。そこはどうなってるかという点についてお聞かせいただきたい。恐らく、融通しながらやっていくという話になると思うが、その場合の配水量、給水率がどんなふうになっているのか。

2　大規模停電のときの対策なんであるけども、１０時間というお話であった。その１０時間については、同じ量の配水ができるっていう認識でいいのか。また、協定を結んでいるという話だが、どのぐらいの量が供給されて、どのぐらい自家発電できるのか確認したい。また、大久保と新三郷については、ガスが供給されるのであれば、ずっと稼働するっていう話なのか、あるいは給水量の変化がないのか。あわせて、国のＢＣＰ関係の資料を見ると、７２時間が推奨されているようだと思うが、どのような見解か。

水道管理課長

1　水については、連絡管でつながっている部分もあるので浄水場間で水の供給をやる予定でいる。送水管は五つの浄水場で相互に水をバックアップする体制を構築しているので、水総合管理システムというものもあるため、それらにより確認をしていきたい。あわせて、市町村については地下水を保有しているところもあるので、受水団体の地下水量も確認しながら判断していく形になると思う。融通の量については、約７割の送水ぐらいのイメージで考えているところである。

2　停電時の対策であるが、１０時間で実際フォローしていただくところのタンクの容量が、東松山に基地があって、そこから、庄和・行田・吉見などに、４トン車ぐらいになるが、それでピストン輸送をするっていう形を考えている。距離もあるので、４回行けるところであったり２回行けるところであったりということで、計算では、大体先ほど１０時間と言ったが、これが１９時間から１７時間ぐらい持つことになる。もう一つ、ガスが供給されているところについては、ガスが来ていて、自家発電の設備に関しては、基本的には非常時に使う非常用発電設備ということで、常用を想定していないが、壊れるか壊れないかっていうのを判断しながら、使っていくっていうことで、７２時間の話もあったが、同じような形になるかなと思う。目標の７２時間については、やはり各浄水場で灯油やふだん使わない中継ポンプ、小タンクなどをいくつか持っているが、何年かに１回で捨ててしまうとか交換しなくちゃいけないということもあるので、やはり費用対効果を見ながら、今揃えているのは大体１０時間ぐらいもつような容量を確保しているところである。庄和浄水場のバックアップについては、シミュレーション上は１００％供給が可能ということで、自家発電を動かしたときには、県営浄水場で配れる水の量というのが、１００％じゃなくて、市町村の地下水も有効利用してさせていただいて、

７割の水を供給するっていう部分。あわせて、火山灰対策で庄和が停止したときについては、先ほど７割と言ってしまったが、ここは１００%カバーできるということで、修正する。

委員長

あと、７２時間の国の何とかって、質問なかったっけ。

水道管理課長

７２時間については、国が推奨している目標値ということで、東京都も７２時間を目標としているということで我々も把握している。一方で、先ほどお話したように、やはり７２時間自家用発電で使うか使わない等の部分については、まずは１０時間確保する整備をしていて、追加の対応としては、供給をいただくような民間の会社と協定を結んでいるという形で対策しているところである。

城下委員

１　水道用水供給事業に絞って何点かお聞きしたいと思う。県は今年の７月に、令和８年４月１日からの水道用水の料金改定方針を発表している。現在１立方メートル当たり、先ほども説明あったが、６１．７８円だったか、それを７６円、約２３%引き上げるという内容だったと思う。料金改定の説明資料を見ると、施設の老朽化、電気料金及び物価高騰の影響による維持管理費の増加、一方で給水収益が減少しているということであるが、令和６年度以降、純損失が継続的に発生する見込みから、料金改定を行うというのが説明の趣旨だったと理解している。料金改定額は、令和５年度決算等を踏まえて精査するとあったが、料金改定額に変更はあるのか。

２　資料１の企業局決算の概要の３ページを見ると、今回１２億３，５００万円の黒字となっている。それでも料金改定に変更はないのか。改定額をお聞きしたい。

３　７６円に引き上げると、平均的な家庭用水道料金への影響は１か月当たり１７６円とのことである。実際に市町村の水道料金がどうなるのか、市町村への聞き取りを行っているのか、行ったとしたら最大の引上げはどれぐらいか。今、県内で状況把握されているのか。

４　水は本当に命に関わる問題で、それを維持管理という観点で現場の職員の皆さんが頑張っておられるのは、本当に理解している。一方、水道料金の滞納を理由とした給水停止件数は令和５年度で延べ３９，６５６件に上っている。件数も契約数に対する停止数の割合も、年々増加している。そこで伺うが、要求資料１５の内部留保資金の推移の水道用水供給事業会計を見ると、令和５年度末で約４１２億９，０００万円の内部留保がある。この内部留保の一部を使うことは令和５年度に検討されなかったのか。

５　物価高騰に係る電気料金が増加した分については、地方創生臨時交付金、国の交付金を活用することを検討したのか。

水道企画課長

１　料金の精査であるが、料金算定に当たり、令和５年度の決算の状況を踏まえ、具体的には、今後の物価の水準であるとか、金利等の動向を勘案して精査を行っている。現在、料金改定条例案を１２月の定例会に提案する準備を進めているところである。

２　決算の黒字については、直接的にはこの料金への影響はないが、最終的に内部留保に回っていくので、それが将来的には、料金を抑える効果となる。

３　市町村の料金の状況であるが、受水団体である市町村にとって我々の県水の受水費というのは、費用の一部となるので、受水団体の経営に与える影響はある。ただし受水比率が異なるので、受水団体ごとにその影響は異なることになる。市町村の水道料金は、市町村がそれぞれ条例で定めており、県水の料金改定によって、各受水団体が、どの時点で料金改定をどの幅で行うかというのは、それぞれの判断になると考えており、企業局のほうで市町村への聞き取り等は行っていない。

４　内部留保資金の活用ということで、こちらを一部使うことを検討しなかったのかという御質問であるが、内部留保資金については、水道用水を我々が安心・安全な供給をするために、今進めている高度浄水施設であるとか、今後行う管路更新等の施設投資、設備投資の財源として、一定規模は資金を確保していく必要があると考えている。また、近年多発する災害であるとか、そういった不測の事態に対応するためにも、一定の規模の資金を確保する必要がある。内部留保資金については、将来的な建設投資に係る企業債、借金を抑えることにもなり、先ほどちょっと申し上げたが、間接的には将来の受水団体の負担を抑えることにもなると考えている。したがって、現時点でこの内部留保資金を料金の一時的な引下げに使うようなことは考えていない。

財務課長

５　物価高騰で電気料金の増加分について地方創生臨時交付金を検討したかの御質問だったかと思う。令和５年度は交付金が２回あって、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、それと１１月には物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金があって、企業局としては、いずれも活用を検討はしたが、本県においては限りある財源を、長期化する物価高騰の影響で厳しい状況に置かれている事業者並びに県民の方への緊急かつ直接的な支援に重点的に配分するということで、公営企業への支援は見送られたところである。今後もこういった交付金の追加の機会があれば、引き続き支援を求めていきたい。

水道企画課長

最初の令和５年度の決算の黒字の部分の答弁で修正、補足をする。水道料金についてはまず法令で、料金算定期間における費用を、その期間の水量で割るということで総括原価方式というのが決められている。料金算定期間、今回は令和７年度から１０年度という４年間で考えているが、今年度の決算の状況というのは、この料金算定に直接的には影響しないが、料金算定期間の費用の算定に当たっては、この令和５年度の決算の状況を踏まえて物価等の動向を勘案するということで反映している。

城下委員

１　いろいろ今説明いただいたが、令和５年度の決算の審査をしているわけで、これを踏まえて、既に記者発表もしているので、もう改定の変更はないという理解でよいか。変更はあるのかどうかと聞いているので、それに対して、ないならない、あるならある、そこの部分についての御答弁を明確にいただきたい。

２　黒字であっても設備投資にも費用がかかるので取っておかないといけない、という趣旨の御答弁だったかと思う。市町村の聞き取りはしていないということで、これは当然市町村は、県が上げてしまうとどうしても上げなきゃいけないと、市町村も今悩んでいるのである。そういう声は、やはり聞く必要があると思うが、なぜそこは聞き取りはしなかったのか。

３　内部留保を一部使うことを検討しなかったのかっていうことについては、設備投資に使っていくということであるが、これは使ってはいけないということでよいのか。そこを確認したいと思う。それから、一般会計からの繰入れも検討はされなかったという理解でよろしいか。
４　地方公営企業法では、災害の復旧その他特別な理由による必要がある場合には、一般会計または特別会計から補助することができるとされている。県が決断すれば、一般会計からの繰入れはできるという理解をしているがこれでよいか。
５　大久保浄水場、先ほどから高度浄水処理施設の整備のお話もあって、おいしい水も頂いた。これに対しては、総額いくらになっていくのか。そのうち国庫補助はどれぐらいになるのか。

委員長
令和５年度ね。

城下委員
国庫補助はどれぐらいになると、令和５年度想定されるのか。お願いします。

委員長
５年度の範囲で答えてください。

水道企画課長
１　まず料金改定の見直し、精査があるかないかということであるが、前回記者発表したのは７６円程度。それについては、現在、精査をしており、金額については変更がある。
２　市町村の聞き取りをなぜしないかということであるが、我々これまで料金改定に当たって、何度も市町村に説明会をしている。その中で、各団体の意見や要望を伺って、具体的にそれぞれの市町村が、いつ上げる上げないというところは聞き取りしてないが、上水については料金改定の時期を１年据え置いて、８年度から上げることにしている。これについては市町村の皆様からの御意見が多くあったので、そこを踏まえて判断したもので、御指摘のとおりそれぞれがいくら上げるかという改定幅や時期までは、確認してないが、そういった市町村の声というのは、我々はしっかり聞いて対応したと考えている。

委員長
市町村へはちゃんと対応しているということでよいか、それだけ答えていただきたい。

水道企画課長
はい。個別の聞き取りはしていないと申し上げたものである。

財務課長
３　料金の引上げに関連して一般会計の繰入れの御質問に回答する。地方公営企業は法により原則として料金収入による独立採算性がとられており、維持管理のような、経常費への赤字補てんのような性質のものを、一般会計から繰り入れることは適切ではないと考えている。また、繰入金は同じく法で経費の負担の原則として定められており、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難と認

められること、そういったことについて一般会計等から出資などの方法により負担するものとされており、一般会計から繰り入れるかという基本的な考え方については、毎年度、総務副大臣通知として発出されており、基準に基づく繰入金については適切に措置されているところである。
４　災害の対応の関係の繰り出しであるが、これは本当に地震等の災害時においてということであって、電力費の高騰であるとかそういったことは対象となっていないと考えている。

水道管理課長
５　大久保の高度浄水処理の５年度分の事業費に関しては約８０億円となっている。それに対する補助金が約７億円である。

水道企画課長
一つ答弁漏れがあった。内部留保資金を使えないのかということで、特に駄目ということはないが、経営上は、その部分を事業資金として確保したいということで考えているところである。

城下委員
１　内部留保活用については駄目ではないと、ただ企業局の考え方としてそういう考え方だというのは分かった。先ほど地方公営企業法の部分で、災害復旧のことは私も理解している。物価高騰や今回のエネルギーの価格高騰というのはウクライナ情勢の影響などの、これまでに想定されなかった部分での事態であるから、「その他」っていうところには、当然、今回のような事例も入ってくるんじゃないかと。国もそういう形で臨時交付金も活用して、どうぞ使ってくださいと来てるわけなので、そこは県の解釈次第かなと思っているのだが、そこは、幅としてはありうると理解してもよいのか、この点確認したい。
２　大久保浄水場の高度浄水処理については、令和５年度では８０億円かかって、そのうち７億円しか国から来てないということでね、本当は国も頑張っていかなきゃいけないなと思うのだが、これについては、令和５年度、国に対して知事もいろいろ要望されているが、命に関わる分野である。この分野は国の果たす役割も重要であるので、国に対しての要望はどのようにしたのか。

財務課長
１　先ほどの災害時の「その他」に物価高騰が入るのではないかという件であるが、繰入金は企業局のほうから要求して一般会計から繰り出していただくものであるので、その他に何が含まれるかということについては、一般会計との話の中で、どういったものが含まれるかということをすり合わせして、今後可能であれば要求ということも検討していきたい。

水道管理課長
２　約８０億円に対して７億円ということで、補助金の制度上、基準事業費という形で補助が交付されている。ここの見直しについては、様々な機会を捉えて国に要望をしているところである。

小早川委員

先日大久保浄水場を視察した際に、現地の職員の方とも様々意見をお伺いする中で、人材の確保のところに関してお話があった。人材の不足であるとか採用がなかなか難しいといったお声もあって、この令和５年度における人員の体制、これに関して十分な状況なのかという県の認識、それから人材の確保の状況、令和５年度の人材確保にかかった費用だとか、取組状況、人材確保の計画等を伺う。

総務課長

企業局の職員の採用は、人事委員会が実施している知事部局の職員と共通の試験の合格者の中から採用している。そのため全庁的な課題となってしまうが、一部の、やはり技術職では受験者数が減っており、採用者数が採用予定数を下回り、その結果人員が不足するというような傾向があってこれは全庁的な課題となっている。具体的に企業局でどのような活動をしたかということについて、まずはそういった学校の生徒さんとか学生さんに対して、まずは、企業局の職員がどのような仕事をしているのかということを説明し、少しでも関心を持ってもらいたいというような活動をしている。令和５年度については、例えば、県立の県内の工業系の高校などを訪問して、令和５年度は１５校を訪問したが、進路指導の先生と面会をして先ほど申し上げたような説明をさせていただいたり、それから希望する方にはオンライン相談会や職場見学会などを実施している。金額のほうは、はっきりと数字が分からない。

小早川委員

答弁漏れかなと。採用予定について。

総務課長

これも知事部局と一緒になってしまうが、知事部局の定数があって、その定数に対して退職見込み者数等を勘案して、必要な採用人員を人事委員会に報告し、最終的に人事委員会が全庁的な採用者数を決定する。特に企業局独自に採用計画を定めているわけではない。

小早川委員

先ほど職場見学会等という話があったが、１５校訪問されている中で、職場見学会等に来ていただいている生徒の状況をお伺いする。

総務課長

令和５年度については、全部で５回ほど実施して全員で３０人ぐらい見学に来ていただいている。やはり、ちょっと話が戻ってしまうが、先生と話していても、まず企業局がこんな仕事をしているということを知らなかった、採用をしているということも知らなかった、というような声を結構聞く。先生が知らないということは生徒も知らないため、まずはよく御理解をいただき、職場見学会等を通じて最終的に受験者数が全体として増加すればいいということで、今後も活動していきたい。

井上委員

１　委員要求資料８、こちらは緊急備蓄用貯水の状況を示していただいたものである。全ての浄水場及び中継ポンプ所で、緊急備蓄用貯水をしていただいていて、合計で６１０，０００立方メートルに上るということを示していただいた。企業局の水道企画課のホー

ムページを見ていくと、事故災害への備えというページがあって、そこには給水拠点のイメージとして、災害時の浄水場の災害時給水栓からの補給活動状況が紹介されている。災害がいつ来るか分からないという状況の中で、こうした訓練は毎年度実施しているのか、令和５年度だけ実施したのかお伺いする。あわせて、ここに、いわゆる給水車ではなく一般の県民が水を求めて並ぶということを想定しているのかどうかも伺う。またそれに備えた訓練も行っているのか。

２　先日視察の際にアルミボトルウォーター彩の水だよりを頂いた。こちらは、県庁のかっぽ、そぴあ、あと企業局で箱売りをしているということを確認しているが、令和５年度の販売実績はどのくらいなのか。

３　こちらには災害用備蓄水と書いてある。これをどのような形で、災害用備蓄水として、備蓄しているのか、その活用状況というか、どこにどれぐらい備蓄されているのかというのを伺いたい。ちょっとこの背景を申し上げると、県の危機管理防災部のホームページには、防災備蓄の状況といって、例えばアルファ米が何人分とかそういうことが書いてあるのだが、水の備蓄については触れられていない。そういった点も含めて、この災害用備蓄水の状況を確認したい。

水道管理課長

１　給水車の補給活動の訓練については、毎年９月に、全ての浄水場で災害時給水栓を使用して、給水車に水を補給し、操作並びに運転の訓練を実施している。一般の県民の方が水を求めて並ぶことも想定しているのか、という点については、定めているマニュアルの中で、給水車と、住民の動線が錯綜しないように、事故等を起こさないようにと記載しており、住民の方が並ぶことも想定をして訓練を実施している。また、危機管理防災部が主催する９都県市合同防災訓練にも毎年参加しており、来場している住民に対しては、給水車を用いて、実際水を供給するというようなことも実施しているところである。

水道企画課長

２　彩の水だよりは新三郷浄水場の高度浄水処理水を充填して販売しているものである。これまではペットボトルでずっと販売をしてきたが、今、委員がお持ちのアルミボトルは、令和６年度から配布を開始したものである。令和５年度の実績であると、ペットボトルであるが、実績としては１９２本販売した。ただ、これは販売した本数で、無償でいろいろ会議などでお配りすることもあった。アルミボトルは本年度から販売しており、１０月末の実績で５７６本ということで、御好評いただいている。

３　アルミボトルにも、災害用備蓄ということで記載しているが、我々がアルミボトルにそう書いたのは、災害時に皆さんに備蓄していただきたいという啓発を目的としているものである。したがって、県全体や企業局でどこかにアルミボトル水を災害時に使うために備蓄しているわけではない。

井上委員

１　まず、浄水場における訓練は丁寧にやっているということで安心した。動線を考えているとのことであるが、一般住民の方が来たときには、一度給水車を経て配っていくのか。持ってきたものに直に入れていくのかっていう、そのあたりも、本当に災害の状況によって変わってくるかと思うので、様々なシミュレーションをしておく必要があろうかと思う。マニュアルの中身を全部説明していただくというのは難しいと思うが、持っ

てきたものに直に配ることまで想定が及んでいるのか確認したい。

２　アルミボトルの販売は令和６年度からということで承知した。昨今、アルミボトルによる水の備蓄が注目されていて、ペットボトルで１９２本だったものが、アルミになってこれだけ、５７６本売れたというのは、備蓄するときに、アルミのほうが光をはね返すなどから備蓄に向くというような視点から増えているのかなと感じた。一方で、先ほどの答弁からすると、県の備蓄品としては今までのペットボトルのもので災害備蓄はしていなかったという認識であるが、その点をちょっと深掘りして伺いたい。ペットボトルだから長期保存できないということで県の水の備蓄につながっていなかったのか、そもそも浄水場の水を県の備蓄品とするという議論そのものが令和５年の時点ではなかったのか、確認させていただけたらと思う。

水道管理課長

１　基本的に、住民への給水活動に関しては、水道事業を担う市町村が行うことを想定しており、県内の水道事業体に確認し、給水拠点や災害時の避難所で県内に約２３３か所の臨時給水栓があるということで、そこに県の送水管から蛇口をつけて、給水するようなことも実施している。そこの訓練についても別途実施をしているところである。

水道企画課長

２　彩の水だよりの備蓄の関係であるが、ペットボトルの時代から、我々の目的としては災害時に皆さんに水の備蓄の重要性を伝えるという啓発を目的としているので、災害のために備蓄ということについては、ペットボトルもアルミボトルも目的とはしていない。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１１月８日（金）下水道局）

【説明者】
吉田薫下水道局長、豊野和美下水道管理課長、水橋正典下水道事業課長

【発言】

長峰委員

１　資料Ｎｏ．１、決算の概要の「３　資本的収支の状況」において、再生可能エネルギーの活用促進による温暖化対策等に３５億円とあるが、具体的にどのようなことを行ったのか。

２　資料Ｎｏ．３、改善又は検討を要する事項とその措置状況の下水道資源の有効活用について、令和５年度の進捗状況はどうであったのか。

３　同じく下水道で肥料の利用について、燃焼灰の肥料原料としての利用と脱水汚泥の堆肥化という異なるアプローチで検討を進められたようであるが、どのような知見が令和５年度において得られたのかを説明願う。

下水道事業課長

１　再生可能エネルギーの活用については、具体的に荒川水循環センター、元荒川水循環センター、新河岸川水循環センターの焼却炉の更新において、焼却に伴う排熱を利用した発電を焼却炉で使用する電気に利用したり、超高温焼却による一酸化二窒素の発生を削減することで、従来の焼却炉と比べて、温室効果ガスの削減が機会期待できる設備の導入を行っている。

２　下水道資源の有効活用の進捗状況として、令和５年度においては、下水道資源の有効活用に向けた取組として、元荒川水循環センターに密閉型の堆肥製造設備、小型の堆肥製造設備などをリースして設置して、荒川上流流域、市野川流域利根川右岸流域の県北部３流域から発生した汚泥を用いて堆肥の試作を行った。また県北部３流域の水循環センターで発生する汚泥の堆肥化事業に関する基本検討を行った。加えて、下水汚泥燃焼灰の成分分析を行うとともに、肥料原料としての利用可能性や、菌体りん酸肥料への登録に向けた検討を行ったところである。こうした取組をして得られた知見であるが、下水汚泥堆肥の試作については、悪臭のない堆肥ができ、肥料成分については一般的な下水汚泥堆肥と同様で、窒素りん酸が高く、加里が低いことであるとか、有害成分については全て基準値以内であることが確認できたとともに、農業関係の方にも視察いただき、ＰＲにも利用することができた。また堆肥化事業に関する基本検討については、各種堆肥製造方法の比較検討を行い、堆積型と呼ばれる手法が最も有利であることが確認されたため、今後は堆積型と呼ばれる手法で堆肥の試作について検討する予定である。実際の事業化に向けては、事業性やこの堆肥の利用者、需要の確保等が主な課題であることが確認されたため、今後も引き続き実現可能な事業スキーム等の検討を行っていくこととしている。下水汚泥燃焼灰の肥料利用については、今年の４月に全国で初めて下水汚泥燃焼灰を菌体りん酸肥料として登録するに至り、肥料原料としての利用に関心を頂ける肥料会社に試験販売を行い、複合肥料の製品開発等を進めていくこととしている。

田並委員

１　下水道事業は、県民にも大変大切な事業だと思っている。ただこの下水道事業において２年連続赤字決算となっているのは、先ほど説明があったとおり燃料や電気代の高騰などの営業経費がかかっているものと理解する。一方で、燃料や電気代とか資機材などは、今後も高止まりされていくことも予想される。加えて今後、ストックマネジメントというか、老朽化した設備の改修などで支出は増えていくことも予想される。令和５年度の予算執行においてキャッシュフロー等を見ても、やはり、特に設備投資について、必要な投資的支出と理解しているけども、今後いろいろ支出が増えていくことが予想される中で、今後の運営費改善に向け、投資的支出は将来を見据えた工夫をされているのか。

２　事業を継続していく上で、人材確保が重要なのは言うまでもないことだと思うが、今、どの業種で聞いても人材不足が問題となっている。令和５年度において特に技術系の人材確保はどのように取り組んだのか。

３　下水道分野において、国際的技術協力の推進を行っているが、これはすばらしい取組だと思う。やはり現地の資材や技術で維持管理できることが、国際的協力というのが大変重要なのかなと考える。確認も含めて、そこのところはどのように取り組まれたのか。

下水道事業課長

１　設備投資については今後３０年間の中長期的な事業の見通しを踏まえた埼玉県下水道局ストックマネジメント計画を策定しており、この計画に基づき、対策を進めている。具体的には、施設の適正な維持管理によって寿命化を図りつつ、リスク評価等により優先度の高いものから計画的に改築を行うこととしており、地震対策や地球温暖化対策なども含めた建設改良投資の平準化を図りながら、計画的に改築更新を実施している。また特にその運営費改善に資する取組として、下水汚泥の焼却に伴う排熱を利用した発電機能付きの新型焼却炉の整備であるとか、下水処理において従来よりも細かい気泡で微生物に空気を効率的に供給できる超微細散気装置というものがあり、消費電力の削減にも資する省エネ型の機器の導入なども、設備の改築更新のタイミングなどに合わせて積極的に行っているところである。

下水道管理課長

２　下水道局では、人材確保策として、下水道業務を実際に体験するインターンシップを実施したり、職員が大学や高校を訪問するリクルート活動、採用活動などを行っている。インターンシップについてであるが、コロナ禍で、令和２年度から４年度までは、受入れを中止していたが、令和５年度から再開して、昨年度は４名の学生を受け入れた。また、大学・高校の訪問については、県内で、例えば埼玉大学であるとか、ものづくり大学などを訪問し、高校においては、工業高校を対象に、職員が学校へ出向き、進路担当者に県の事業であるとか採用方法の説明を行っている。このように、人材確保は非常に重要であるので、ほかにも、下水道局だけではなく、企業局と連携して、浄水場と水循環センターを会場に、学生向けの現場説明会、オンラインセミナーなども実施をしている。今後も、このような取組を工夫をしながら、適正な人材確保に努めていく。

下水道事業課長

３　国際的技術協力について、現在タイ王国レムチャバン市を対象に国際的技術協力を行っており、昨年度は、現地のポンプ交換作業などの活動を実施しているが、現地の民間

事業者の方に御協力いただきながら、レムチャバン市の職員とともに実施しているものとなっており、現地の資材であるとか技術でも、今後も持続可能な取組となることを常に意識しながら進めているところである。

保谷委員

１　私から大きく２点お聞きしたいと思う。一つは維持管理負担金の改定についてである。近年の原材料高、エネルギーコスト高の影響があったということであるけれども、維持管理費用に対しての影響というのがどのくらいのものだったのかというのを数字でお示しいただければと思う。また維持管理負担金を改定するに当たってどういうプロセスで、どういうスケジュール感で行っているのか伺う。また維持管理の費用の変動を、負担金のほうに反映させるのにどのくらいの時間差が生じているのか。おおむね５年ごとに改定しているとのことであるけれども、令和５年度において、作業として何を行ったのか。また原則として想像できる範囲では、受益者負担の原則とか、赤字は出さないとかというところは恐らく当然なのだろうと思うけれども、それに加えて何か原則があるのか。例えば、営業損益プラスマイナスゼロを目指しているとか、営業利益何%あるいは幾らを目指しているとかそういったルールがあるのであればそこについてお聞きしたい。

２　大きな２点目としては、全人口減少に伴って、下水道インフラをどうやってダウンサイジングしていくのかについての考え方である。人口が減少していて、必要な下水道の処理能力、ボリュームというのも減っていくと思うが、他方で下水道施設の維持には固定費的な部分もかかるためで、サイズを縮小していくという試みが恐らく必要なのだろうと思う。どのような考えを持っていて、令和５年度において何を行ったのかお聞きする。

下水道管理課長

１　近年のエネルギーコスト高などの維持管理費用に対する影響である。維持管理費について、令和４年度は、２６３．２億円で、令和３年度と比べると、約４４億円増えている。電気料の増加額は、令和３年度と比べると、令和４年度は約３８億、薬品費は５．４億、令和３年度と比べて増えている。このため、電気料と薬品費の高騰分が維持管理費を押し上げているものと考えている。また、令和５年度は、維持管理費が２５４億円でエネルギー価格高騰前の令和３年度に比べると、３５．６億円増えている。電気料を、同じように、令和３年と令和５年度で比べると、電気料は１８．６億円、薬品費は６．５億円、計２５．１億円増えているので、この電気、または電気を使って生産する薬品費の影響というのは、維持管理費に大きく影響してるというふうに考えている。また、ほかに原材料高についてであるけれども、こちらは修繕費や委託料に影響するものであるが、修繕費や委託料は、原材料高だけではなく、労務単価の上昇も受けているというふうに考えている。維持管理負担金の改定のプロセスについてである。次の単価適用期間中に、維持管理負担金はそもそも議会で単価の議決をいただいており、その後、単価を５年間適用するという覚書を結んで運用している。であるので、維持管理負担金の単価は、次の単価の適用期間中に必要となる費用の見込額を、処理水量の見込額で割って算定している。であるので、覚書に基づいて、負担金単価は５年ごとに見直しをしている。改定のタイムスケジュールであるけれども、基本的には４年目に、改定のスケジュールや試算結果を示し、５年目には、４年目までの決算に基づいて、負担金単価を算定し、提示している。その上で、市町の意向によっては、段階的、激変緩和などで、段階的改定にして、単価を取りまとめて、法定の改定手続をしているところである。下水道法で、利益

を受ける限度において費用を負担させることができるとされていることから、できる限り収支が均衡になるように、４年度目までの決算に基づき算定しているので、単価の決定は、５年目というスケジュールになっている。次に、維持管理費用の変動を維持管理負担金に反映させる時間差についてであるけども、その維持管理負担金の単価に係る覚書の適用期間が満了するタイミングで次の負担金単価に変動させることを基本にしている。ただし、県と市町が結んでいる覚書には、著しい事情変更が生じた場合は協議すると定めており、令和４年度のようなエネルギー価格の高騰が再び発生した場合などは臨時に改定することも可能であるが、市町への説明や協議、また、下水道法で定める手続が必要になるので、１年以上の時間差が生じてしまうというふうに思っている。ただ実際には、単年度の維持管理費用の変動だけではなく、未処分利益剰余金など、会計全体の状況を勘案して判断になるというふうに思っている。それから、営業損益がプラスあるいはマイナスになったらどうかというルールについての御質問であるが、これについては、先ほども少し申し上げたが、下水道法では利益を受ける限度において費用を負担させることができるとされているので、基本的には収支均衡になるよう流域ごとに管理している。流域ごとに収支均衡になるように考えているので、この利益を受ける限度において費用を負担させるというのが、維持管理負担金にとっては一番大きなルールになると考えている。また、令和５年度に行った改定作業についてである。令和５年度には、単価適用期間が令和５年度末までの、荒川左岸北部流域と利根川右岸流域の改定手続を行った。両流域とも、前年度の令和４年２月に改定スケジュールを示して、令和４年度末に試算説明をして、その後、令和５年度になってから、令和４年度決算に基づく算定単価の説明協議、また、法定の意見照会、さらに昨年の１２月定例会で、議決を頂き、その後、年明けに覚書を締結をした。こちらが令和５年度に改定した２流域についてであるが、また現行単価の適用期間が令和６年度末までの流域市町に対しても、令和５年度中に若干調整をしている。令和５年度は、令和６年度末で現行単価の適用期間が終わる流域市町に対しても令和５年の７月に改定スケジュールを示したほか、令和６年の１月には、市町戸別訪問をして、各流域の収支状況を説明、また、３月には試算について説明をした。このような形で、令和５年度に改定作業を行った。

下水道事業課長

２　人口減少社会においても流域下水道事業を安定的に運営していくためには、処理水量に応じた施設の適切なダウンサイジングを行うことが、将来的には必要となることが見込まれるので、今後の人口減少による処理水量の減少を適宜見通しながら、施設の改築更新のタイミングに合わせて段階的に進めていくことになるものと考えている。埼玉県全体としては人口減少の局面に入っているけれども、流域下水道の処理人口としてはまだピークを迎えている状況ではないため、令和５年度においては施設のダウンサイジングを行った事例は特にない。

保谷委員

計算方法については説明いただいて大体理解したつもりなんであるけれども、それを市町側に提示して、恐らく提示したその場で結論が出るわけではないので何度かやりとりをすることになると思うんであるが、過去に改定したときに、大体例えば何回ぐらい打合せをするであったりとか、どのくらいの時間がかかるであったりとか、そういったスケジュール感をお示しいただければと思う。

下水道管理課長

市町との調整の回数、時間スケジュールについて、基本的には、維持管理負担金の適用期間の５年目の１２月定例会に単価の改定の議案を提出することを目指しており、そこから少し遡った時期に調整を始めている。流域ごとに収支を管理して単価を設定しているものであり、計算した結果単価改定の必要はないということも過去に何回もあったので、そのような場合には、割と短期間で、５年度目の第１四半期、４月５月ぐらいで話がまとまることもあった。また、流域によっては累積赤字を抱えているところもあり、そういったところについては、負担金の単価にどのぐらい累積赤字解消策として乗せていくかというような話を協議をする必要があり、調整に１年以上かかったこともあった。

萩原委員

１　「埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の資本的収支の状況に記載されている耐震化されてない施設数について、耐震化事業４５億円と記載されているが、能登をはじめとして、昨今の大地震を考えるときに、下水道という重要インフラの耐震化はやはり非常に重要だと思っている。その中で、事業内容にある耐震化された施設数を伺う。また、令和５年度末時点で耐震化されてない施設ってのはどれぐらいあるのか。あわせて、これらの事業は耐震化計画に基づいていると思うが、その進捗についても伺う。

２　令和５年度の耐震化工事に関わる入札の状況、不調・不落の状況はどうだったのか。

下水道事業課長

１　令和５年度においては、第三次総合地震対策計画に基づいて耐震化を進めていた。この第三次計画においては、緊急輸送道路にあるマンホールの浮上防止対策、緊急輸送道路にある中小口径管の耐震化、中継ポンプ場の耐震化又はバイパス化、水循環センターの流入から放流までの最低１系列の耐震化を位置付けていた。令和５年度末における対策未了の状況については、緊急輸送道路にあるマンホールの浮上防止対策については、６２１基中、５６基、約１割が未了という状況になっている。また緊急輸送道路にある中小口径管の耐震化は全て完了している。中継ポンプ場の耐震化又はバイパス化については、２２か所のうち７か所、約３割が未了という状況である。水循環センターの流入から放流までの最低１系列の耐震化については、９か所のうち３か所、約３割が未了という状況になっている。

２　耐震化関係の不調・不落の状況については、令和５年度は耐震診断等の委託で１件、それから工事で９件の不調・不落があった。

萩原委員

不調・不落について、これまでも他部局で議論があり、非常に重要な問題だと考えている。これまでの議論どおり、物価高騰による資材高騰等の影響があるというふうに思っているが、全体としてどのような理由で不調・不落になったのか。下水道局としてどのように対応したのか。

下水道事業課長

不調・不落の主な要因としては、不調・不落になっている工事が主にマンホールの浮上防止対策ということで、道路交通に配慮しながらの工事になってくるため、工事業者の方からはちょっと敬遠されがちな工事というところがあると思う。私どもとしてはできるだけ発注の単位を大きくして、工事業者の皆様にも魅力を感じていただけるような発注の仕

方の工夫等を行っている。

萩原委員

施設に関して、ポンプ場とかに関しては、不調不落はなかったのかどうか、対策などはどうか。

下水道事業課長

ポンプ場や水循環センターの施設の耐震化工事については、不調不落はそこまで目立たなかった。令和５年度はなかった。

髙木委員

流域下水関係について､分流式と合流式と大きく分けて二つあるが､令和５年において、特に合流式と分流式の何割ぐらいが埼玉県であったかというのはどう把握してるのか。ゲリラ豪雨などで非常に多量の水が入ってしまうと水循環センターもパンクしてしまう可能性があるため、分流式にどんどん変えていくような傾向にあると思うが、状況について令和５年時点でよいので教えていただきたい。

下水道事業課長

県内の分流と合流の割合であるけれども、埼玉県内では分流式下水道の区域が非常に多くなっており、合流式下水道のエリアについては、全体の１割ぐらいということになっている。この合流式下水道を改善するという部分については、自治体で持っている管を換えるだけではなく、各家庭の接続部分から変えていただかなくてはならないため、完全に全てのエリアを分流式下水道に変えていくというのは、なかなか現実的には難しいという課題がある。

平松委員

１　資料Ｎｏ．３「改善又は検討を要する事項とその措置状況」の４ページ、下水道資源の有効活用を進めることということで､先ほど長峰委員から質疑もあったところである。お聞きする中で理解したんであるけども、特に燃焼灰の肥料原料としての利用についてお聞きしたいのだが、先ほども令和５年度成分分析をされたと、農業関係の方も視察をされて、ＰＲをしてきた等のお話をお聞きした。菌体りん酸肥料で登録をし､「荒川クマムシくん１号」という名前でやっていくということで、化学肥料が高騰した折、チャンスでもあると思っている。また、国産原料を確保できるという意味でも非常に大切な取組だと思っている。その上で､どう課題を解決していくかという話だと思うが､利用者、農業者の方の抵抗感がかなり強いという話で、この辺の話をやはり地元の農業者の方にお話をしても、抵抗をかなり強く持たれているという点がある。その点をどう解決していくか、具体的にどのあたりに抵抗感を持っていてどう解決していこうと考えているのかお聞かせいただきたい。

２　カドミウム等の重金属の問題について、検査をしていて問題がないと先ほど説明があったが、下水汚泥のコンディションによって変わってくると思う。昨年度からの実施だと思うが、出る頻度というのはどのようなレベルなのか。また、同じ話であるが、下水汚泥のコンディションによって含有成分のばらつきが出ることが想定されるが、当然、原料にするには安定した品質が求められると思う。この点についてはどう考えているのか。

下水道事業課長

１　まず抵抗感については、やはり有害成分を心配する方が多くいらっしゃると認識している。そのため、今年４月に菌体りん酸肥料として登録した荒川クマムシくん１号については、出荷ごとに有害成分の分析を行い、基準適合したもののみを出荷するという対応を取っている。成分分析の結果等を県のホームページで公表しているのと、下水汚泥燃焼灰の効果や残留性などの確認のため、栽培試験も実施しており、こうした結果も積極的に開示することなどにより、皆様に安心してお使いいただけるように努めていきたいと考えている。

２　重金属の出る頻度ということで、今年４月に菌体りん酸肥料として登録した荒川クマムシくん１号については、昨年の１１月から定期的に有害成分の分析を行っているが、これまでに有害成分の基準に適合しなかったものはないという状況である。成分のばらつきであるが、菌体りん酸肥料として登録するに当たり、肥料成分については過去の実績値の最低値に一定の余裕を持たせた値を保証するようにしている。有害成分については先ほど申し上げたとおり、出荷ごとに分析を行って基準に適合したもののみを出荷している。さらに、荒川水循環センターについては、全国でも有数の規模を誇る下水処理場になっているため、水質が比較的安定しやすいという特徴がある。それに加えて汚泥貯留槽に一定期間汚泥を貯留してから燃焼しているので、汚泥の性状も比較的安定しやすいという特徴がある。

平松委員

　そうすると、出荷ごとにチェックをして問題なければという話であるが、重金属の問題が起きるようなことは余りないような状況というふうに理解をしていいのか。あわせて仕組み上、その成分についても、安定を比較的するような仕組みになっているかつ、求める品質も最低限クリアできるような状況と理解してよいか。

下水道事業課長

　委員のおっしゃるとおりである。

城下委員

１　要求資料９について、令和５年度は八つの流域下水道のうち、先ほども説明質疑もあったけど、荒川左岸北う、これが１立方メートル３８円から４６円に、それから利根川右岸流域が８３円から１０５円の維持管理に要する市町の負担金単価が引上げられた年度でもある。負担金単価の引上げは、市町の下水道料金の引上げにつながっていくわけである。県が引上げするとそれぞれの市町は下水道運営審議会を開いて審議していくという流れになるが、引上げとなった実態を把握しているのか。

２　負担金の引上げ理由としては、先ほど来の老朽化のための修繕費の増加電気代、労務単価の上昇ということが説明されているが、下水道の整備維持管理、感染症対策も大変必要不可欠な業務であるわけである。であるので、令和５年度、国庫補助は、各種単価の上昇に、先ほどの説明あったこれらの上昇に見合った交付がされたのかお答えいただきたい。国に対しての国庫補助や交付金の増額などどのように要望したのか。

３　自然エネルギーの取組についてである。要求資料６であるが、様々な自然エネルギーの活用資源の活用に取り組んでいると認識している。自然エネルギーの活用については当県議団も積極的な取組を提案してきたが、バイオガスの発電事業、それから太陽光発

電事業の令和５年度の実績について伺いたい。エネルギー価格の高騰や地球温暖化防止の観点からも、この事業の拡大について、令和５年度はどのような検討がされたのか。

下水道管理課長

１　令和５年１２月定例会で御議決をいただいて、令和６年４月から負担金単価を引き上げたのは、荒川左岸北部流域と利根川右岸流域の計９市町が該当する。このうち、令和６年４月からこれまでの間に下水道使用料が改定されたのは４市町、また、令和７年３月からの改定を予定しているのは、１市１町と承知している。

下水道事業課長

２　国庫補助について、下水道施設の整備や改築更新を行う建設改良事業の国庫補助金については、近年、こちらからの要望額に対する国からの配分額の割合である、内示率というが、この内示率が低下傾向にあり、各種単価が上昇していく中で非常に厳しい配分状況になっていると認識している。こうしたことから、令和５年度と比較して、令和６年度は大幅に増額して予算要望を行ったところであるが、令和６年度当初予算の内示率も低かったことから、現在国の経済対策で検討されているかと思うけれども、積極的に要望して、国庫補助金の確保に努めているところである。

３　バイオガス発電事業や太陽光発電事業の令和５年の実績についてであるが、まず、バイオガス発電事業による収入と発電量について、中川水循環センターで約４億円の収入、それから約１，２３０万キロワットアワーの発電量があった。それから元荒川水循環センターで約７，７００万円の収入、約２９３万キロワットアワーの発電量があった。太陽光発電については、小山川水循環センターで約３，２００万円の収入と、約１０８万キロワットアワーの発電量、それから中川水循環センターで約２，７００万円の収入と約８６万キロワットアワーの発電量があった。それから最後であるけれども、令和５年度においては、古利根川水循環センターでのバイオガス事業についての検討を行ったところである。

城下委員

担当課としても、財源確保を国に要望しているということは分かった。最後、自然再生エネルギーの部分でお聞きしたいが、売上げ額、中川が４億円で、元荒川が７７００万円、それぞれ、お示しいただいたが、見込み額は幾らだったのか。令和５年度、発電の収入、どれぐらい見込んでいた中で結果が４億円だったのか。また、古利根川で検討中ということだが、ここは新たに検討されたのか。

下水道事業課長

中川水循環センターでは、約９２５万キロワットアワーの発電量を見込んでいた。元荒川水循環センターにおいては、約２７０万キロワットアワーの発電を見込んでいたので、どちらももともと見込んでいたのを上回る発電ができている状況である。金額については、ちょっと当時と電気代も変わってきているが、収入は発電の収入ではなくて、発電事業者にガスを売却をして収入を得ているので、そういう意味ではもともと見込んでいたよりも当然ガスの販売量が多いため、収入も多くなっているものと認識している。それから、消化バイオガス事業については令和５年度検討を行ったのは古利根側だけで、そこで新たに整備する検討を行っているけども、中川水循環センターでの増設などについても、現在検討を進めているところである。

井上委員

下水道の広報についてである。先日、衛生会館前に、下水道の日作品コンクールの受賞者のマンホールが設置されていて、とてもいいなと思った次第である。下水道管理課の広報の取組として、様々やっていただいている中に、埼玉県内のデザインマンホール蓋の一覧がホームページにも載っている。これは、県下水道局の取組を知ってもらうという意味でも、各市町村のＰＲにもなってよい取組だと思うが、下水道局の呼びかけなどによって、設置が広がることを私は願っているが、令和５年度における取組状況を伺いたい。

下水道管理課長

マンホールの蓋は非常に人気があって、観光とか、いろんな活性化に、市町村の活性化に効果があるというふうに認識している。そこで、令和５年度は、県でデザインマンホールの魅力を発信することで、下水道にさらに関心を持っていただけるように、初めてデザインマンホール人気投票を行った。この人気投票であるが、地域の特色を反映したデザインの一般部門とキャラクター部門の２部門を設け、インターネット投票を行い、各部門上位の３団体を表彰した。これがマスコミにも取り上げられるなど、大変好評であり、下水道に関心を持っていただくための効果はあったと思っている。そこで、今年度は第２回目を開催することとして、１１月１日から投票が始まったところであるので、１人でも多くの方に関心を持っていただけるように、盛り上げていきたいと考えている。

新井委員

東日本大震災で被災した集合住宅に進んでいた私の友人が、あらゆるライフラインが寸断されて、一番困ったのは下水道だという体験談を聞いた。であるから下水道のＢＣＰというのは極めて私は重要なことだと思っている。令和５年度に行われたＢＣＰの訓練、どういった訓練を行ってそしてどういった成果があったのか、簡単に教えてください。

下水道事業課長

委員御指摘のとおり、下水道が被災すると非常に大きな影響があるので、被災した場合にも、早期に機能復旧するということが重要になってくるかと思う。下水道局においては、円滑な情報伝達であるとか対応方策についての検討実施などを通じて、職員の対応力の強化を図ることを目的とした、様々な形態の訓練を毎年度実施している。訓練の企画実施に当たっては、前年度の訓練成果や課題を踏まえてテーマを設定し、計画的に訓練を実施している。例えば地震だけではなく近年多発する浸水被害にも対応できるよう、令和２年度から浸水被害を想定した訓練も実施しており、令和５年度は様々な災害に対応できるよう、水害や地震を想定した訓練を実施した。それから実動訓練ということで、現場対応力強化のために土のう積みであるとか仮設ポンプによる排水作業を実際に実施する訓練を行ったりであるとか、あとはタブレットであるとかウェアラブルカメラを導入し、新たな情報を収集伝達手段の習熟を図っているところである。こうした訓練を通じて、災害時における対応の課題を検証し、ＢＣＰに反映させて実効性を今後も高めていきたいと考えている。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１１月１１日（月）環境部）

【説明者】
石井貴司環境部長、横内ゆり環境未来局長、竹内康樹環境部副部長、
鈴木健一環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、浪江美穂エネルギー環境課長、
小ノ澤忠義大気環境課長、堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
尾崎範子資源循環推進課長、髙橋和宏みどり自然課長

【発言】
須賀委員
１　行政報告書２２０ページの「（１）事業活動における省エネルギー・CO_2排出削減対策の促進」の中に、環境科学国際センターに太陽光発電設備等を設置して、隣接する騎西特別支援学校へ災害時に電力供給するモデル事業を行ったという記載があるが、どのような事業だったのか、具体的に説明をお願いする。
２　行政報告書２２６ページの「（１）大気・水質などの汚染の監視」の「ア　大気環境の常時監視」について、大気中のフロン類の濃度を調査した結果、温室効果の高い代替フロン（ＨＦＣ）が増加傾向だったと記載があるが、その原因について県は把握しているのか。また、県はフロン類に対してどのような対策を通常行っているのか伺う。
３　行政報告書２３６ページの「（１）サーキュラーエコノミーの推進」について、サーキュラーエコノミー型のビジネス創出に係る経費に対して７件の補助をしたという記載があるが、具体的にどのような事業を採択したのか伺う。

エネルギー環境課長
１　環境科学国際センターに、太陽光発電設備、蓄電池、それから、電気自動車のバッテリーを建物の電源として活用するための設備であるＶ２Ｂを設置して、発電した電力を効率的に活用するために蓄電池や電気自動車の充放電をエネルギーマネジメントシステムにより最適化する事業を行っている。隣接する県立騎西特別支援学校と自営線を結んで、特別支援学校は福祉避難所になっていることから、そういったところへの電力供給を想定しており、令和５年度には、この導入に関する基本設計、実施設計を行ったところである。

大気環境課長
２　オゾン層を破壊する特定フロンの新たな製造を世界的に抑止していくことになった結果、代替フロンへの転換が進み、大気へのフロンの排出量が年々増加していることが原因と考えている。また、県の対策であるが、国の推計では、代替フロンの排出量のうち、約７割が業務用の冷凍空調機器からであることから、県では機器の管理者に対するフロン類漏えい防止のための調査、技術的助言及び指導を、専門家を派遣することにより実施している。機器廃棄時の適切なフロン回収を推進するため、フロン排出抑制法に基づく建築物解体工事現場などへの立入検査も実施している。さらに、解体工事業者や工事発注者、それから施工業者などを対象とした法令説明会の開催や、県の広報紙及びホームページなどへの掲載、関係業界団体への周知などにより、フロン類の適正管理を推進している。

資源循環推進課長

３　具体的な事業としては、例えば、規格外の野菜を事業者独自の技術で付加価値の高い食品パウダーに加工して、地域の飲食店などと連携して商品化する事業があった。また、食品工場の排水から油分を事業者独自の技術で分離回収をして、バイオ燃料として利用する事業などがあった。

須賀委員

１　騎西の特別支援学校に関しては、基本設計ができたということで、まだ実際にこれは機能し始めていないのか。

２　食品の冷凍に関するものが７割ぐらいとフロンに関するお話があり、それで漏えいを防ぐようなお話があったと思うが、それをしっかりと抑えれば、フロンというのはある程度しっかり処理できるものなのか。

エネルギー環境課長

１　工事については今年度行っているところであるので、この後、機能していく。

大気環境課長

２　フロンが漏えいするのは主に機器を使っているときと、廃棄時にちゃんと回収できないということがある。機器を使っているときに漏れてしまうのはどうしようもない部分ではあるが、点検をきっちりしていくことによって漏れる量を減らすことは可能になるかと思うので、そういったことをきちんとやるようにということで、専門家を派遣して、指導しているような、そういう状況になっている。

保谷委員

１　埼玉版スーパー・シティプロジェクトの成果についてである。行政報告書２１９ページになる。市町村から多くのプロジェクトのエントリーがあって、出そろってきたところかと思うが、コンパクト、スマート、レジリエントというそれぞれの面で、令和５年度における成果の合計がどの程度のものであったのか、お聞きしたいと思う。

２　川の環境改善についてである。行政報告書２４１ページである。環境部としては川の環境改善のために、生活排水処理施設の整備とＳＡＩＴＡＭＡリバーサポーターズプロジェクトの展開を行ったとのことだが、これ以外に何か行ったことがあるのかどうかお聞きしたいと思う。

３　農業が既に衰退してしまった旧農業地帯、県内であれば県南地域が主に当たるわけだが、これらの地域には農業のために人工的につくられた用水路とか、農業用の排水路が残っている。例えば、農業用水としては見沼代用水とか、六ヶ村用水とかといったものである。農業用の排水路としては笹目川などが挙げられる。既に農業目的では使われていないために、大雨のときを除いて、ほぼ通年水が流れていない。その結果として、水がよどんで、悪臭が発生したり、ヘドロが発生したり、あるいは割れ窓理論的な現象によって不法投棄が発生したり、といった環境悪化の原因となっている。これらは、取水工は人工的なものなので、源流が山の中といったようなものではないので、人工的に通水しようと思えばできるわけだが、令和５年度において通水の努力を行ったのかどうか、お聞きしたいと思う。

４　太陽光発電施設による環境破壊についてである。行政報告書２２０ページである。家

庭用ではなくて、主に法人による営利目的の大規模な太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーについてお尋ねする。これらについては一般論として、森林破壊、土砂崩れ、景観の悪化、太陽光パネルに含まれる有害物質の飛散による土壌や水質汚染、太陽光パネル償却後の不法投棄等による環境破壊や、野生動物の生息地や移動経路を奪うことによる生態系への影響をもたらす可能性が指摘されている。令和５年度における県内の状況はどうであったのか、お聞きする。

エネルギー環境課長

１　令和５年度までに地域まちづくり計画を策定した市町村は１９団体ある。計画には、コンパクト、スマート、レジリエントのコンセプトに対応して目標を設定し、達成状況については、市町村が自ら評価を行うことにしており、この１９団体のうち、令和６年３月に策定した２市町を除く１７の団体で指標が前進している。これらの団体の地域まちづくり計画におけるＫＰＩの総数は９０指標あるが、コンパクト、スマート、レジリエントの三つの要素で見ると、コンパクト、スマートは約６割、レジリエントは約５割の指標が基準の年限に比べて、まちづくりが進んでいるという状況である。

４　令和６年３月末における県内のメガソーラーのＦＩＴ認定件数は２０２件で、このうち稼働しているのは１９２件であると把握している。これらのメガソーラーについて、令和５年度には地元の市町村等から委員御指摘のような御相談はいただいていない状況である。

水環境課長

２　公共用水域の水質改善のため、生活排水処理施設の整備に加えて、工場・事業場への立入検査を昨年度は９４１件実施したところである。立入検査の結果、排水基準を超過した工場・事業場に対して改善指導などを行い、産業系排水の負荷の低減を図ったところである。

３　河川への通水については、水利権の上限を超えて取水を行うというところは困難な状況である。一方、中川、綾瀬川流域等の水環境改善のため、利根大堰からの冬期における通水と、通水量の確保については毎年要望しているところである。この結果において、令和５年度に一定の通水が行われていると理解をしている。また、委員のお話のあった見沼代用水、六ヶ村用水、笹目川においても、一定程度の通水があったということで伺っている。

保谷委員

１　スーパー・シティプロジェクトについてだが、これはもうスタートの時期というのがそろそろ終わって、一通り出そろってきたので、成果を追い求めて検証していく段階なのではないかと思うが、この点について考えをお聞きする。今の埼玉県５か年計画によると、その成果指標を、スーパー・シティプロジェクトに取り組んだ自治体数、エントリーした自治体数というふうに設けているが、そろそろこの成果指標を設定し直して、コンパクト、レジリエント、スマートそれぞれについて、具体的にどのくらいコンパクトにするか、スマートにするか、レジリエントにするのかと、そういった指標を設けて進んでいくべきではないかという考え方があるが、どのようにお考えか、認識をお聞きいたしたいと思う。

２　先ほどの御答弁によると、達成指標が自治体の報告によると何割達成できたという、そういった形で数字を管理しているようだが、ちょっとこれは具体的によく分からない

ので、何かもう少し分かりやすい説明があれば教えていただければと思う。
３　太陽光発電施設による環境破壊についてだが、県内の市町村からの相談がないという点については分かったが、何かその県内のメガソーラーの数であったりとか、稼働状況であったりとか、あるいは運営企業の実態についてであったりとか、こういったものを調べて、定期的にチェックするような枠組みというのは埼玉県にはないのか。
４　川の通水状況について、ある程度は行われているようであるというところだが、何かこちらも定期的に把握するような枠組みというのがないものなのかどうかお聞きしたいと思う。通水が仮に行われているとしても、実際にヘドロがあったりとか、不法投棄がなされていたりといった状況は恐らく昔と変わってないかと思うので、この点についての御認識もお聞きしたいと思う。

委員長

先ほどのスーパー・シティの計画期間中の見直しを行ったかどうかは令和５年度行ったかどうかの答弁をお願いする。

エネルギー環境課長

１　昨年度においては、４６市町村がエントリーを済ませるというところで、５か年計画で掲げる令和８年度までの計画を前倒しで達成できたというところにおいて、令和５年度においての一定の成果があったと考えている。一方で、委員が御指摘のとおり、このスキームは、エントリーをした後に、具体的な地域まちづくり計画に落とし込んだ上で事業を進めていただくことである。まず、スーパー・シティプロジェクトに共感をいただき、エントリーをしていただく。それから、計画をつくって、事業を動かしていくということで、これからはこの計画をつくって、その後どうしていくのかというところに、私たちの支援もシフトしていくものと考えている。令和５年度においては、まずエントリーが４６市町村済んだというところで一つ成果があったと考えている。
２　例えば、コンパクトのＫＰＩとして、久喜市では、保育園や福祉施設等の生活利便施設のコンパクトなエリア内での立地数というのをＫＰＩに掲げており、これが基準値、例えば、令和３年度とした場合には、そこから進んでいるかということについて把握したものの合算で申し上げたところである。
３　県では、経済産業省のＦＩＴ認定を受けている出力５０キロワット以上の太陽光発電施設の設置管理状況については、平成２９年から業者委託において現地調査を実施しているところである。令和５年度までの７年間で延べ１，３００か所の現地調査を行っている。令和５年度については、前年度までの調査で不適切であった１１７か所と、新たに稼働した６８か所、合計１８５か所の調査を行っている。

水環境課長

４　まず、定期的に把握する枠組みだが、冬期に中川、綾瀬川の流域等の水環境改善のため、河川管理の行為として、冬期、利根川の流況が安定しているときに試験通水を行っているのが、冬期試験通水である。これに関して、河川を管理している国及び県の関係機関、合わせて流域の自治体が集まり、状況等を確認するための会議を構成して、開催している。そちらの方で定期的に、この冬期における通水の状況等については関係者全員が把握するということを行っている。あわせて、その会議において、当該河川の、通水を行っているところの河川における水質の状況についてもあわせて把握をしており、令和５年度については、昨年度の降水量が半年間平均値を下回るような状況が続いてお

り、利根川の流況が悪化しているような状況から、通水は当初計画しているのが１８３日を計画日数と予定していたが、結果として３１%の５７日間、試験通水が行われたということで報告を受けている。その場でもって、引き続き私どもの方で、切れ目のない通水や通水量の確保について要望をさせていただいたところである。

保谷委員

１　太陽光発電施設の件で、一定規模以上の施設については、外部業者に委託をして調査をしているということだが、調査項目はどのようなものなのか。調査の結果、不合格だったものについては、具体的にどのような理由で不合格だったのか、事例を幾つか御紹介いただければと思う。

２　これは、新しく開設するときにのみチェックする、調査をするものなのかどうか。一定規模以上の施設の場合は、環境アセスメントを事業者が自ら行うべきという仕組みのはずで､これを県に報告するべきものだったかと思うが､環境アセスメントに基づいて、その内容の真偽を確認するという趣旨の調査なのかと今理解したが、そのような認識で合っているかどうか、お聞きしたいと思う。

エネルギー環境課長

１　外部調査の項目について、立地条件に合わせて、例えば、明確な標識があるか、柵の不備がないか、壊れていないか、敷地内に資材などの置き去りがないか、雑草などが茂っていないか管理の不備などについて、調査をしているところである。また、この不備があったものに対しては、直接業者の指導権限が県にはないため、調査結果を指導権限のある経済産業省に情報共有している。国からは、県からの情報をもとに事業者に対して、文書により指導を行っていると伺っている。具体的な事例として、昨年度、実際に不適切な箇所と指摘したのが約１３０か所あった。急斜面に立地している中で不備があったものが約３０件、また、平たん地においても約９０か所、柵の不備や、雑草が茂っていて中の様子が確認できないというようなものがあったと報告を受けている。

環境政策課長

２　エネルギー環境課長の答弁における調査が、環境アセスメントの結果を踏まえた真偽や、適合状況を確認するものかという御質問についてだが、そういう趣旨の調査ではない。

保谷委員

調査の結果、不合格だった事例というのを今御紹介いただいたが、それに対して指導権限は県にないということか。

エネルギー環境課長

指導権限は経済産業省にある。

田並委員

１　行政報告書の２１９ページ、「（１）埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」だが、令和５年度もいろいろな施策をしていただいた。市町村では、一応エントリーは４６市町というふうに拡大したということで、ただ市の担当に聞くとスーパー・シティということに関してまだちょっとピンときていないという声も多々聞く。令和５年度で

は、新たに１９市町が計画を公表して取り組んでいるということだが、残りのところは、地域によって課題は違う。いろいろあると思うが、主にこのまだ取り組んでない市町村はどのような課題があったのか、もし御存じであれば教えていただきたい。

２　行政報告書の２４１ページの「５　恵み豊かな川との共生」の「（１）合併処理浄化槽への転換の促進」ということで、生活排水処理施設整備構想で、令和４年度末までは９３．７％ということで、中間目標よりちょっと低くなっているということである。浄化槽については、４７０，０００基のうち、まだ単独処理浄化槽が約半数ということで、目標達成に向けて令和５年度はどのように検討されたのかというのを教えていただきたい。

３　「（２）浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進」ということで、令和５年度末で、データでの報告率は７割程度ということで聞いているが、残りの３割のデータでできない事業者へは、令和５年度としてどのような対応がされたのか教えていただきたい。

４　同じく（２）の浄化槽台帳だが、令和４年度はこの１１条検査は約２３％ということで全国平均の４８％を大きく下回っていると聞いたが、令和５年度はこの未受検者へはどのように啓発または指導されたのか、教えていただきたい。

エネルギー環境課長

１　委員御指摘のとおり４６市町のうち、計画をまだ策定していない２７の市町がある。スーパー・シティプロジェクトのエントリー後の流れだが、まず市町村の取組に応じて、事業化支援チームによる助言や、県の補助金を活用した調査・検討の時間がある。また、事業によっては、市町村内での意見調整や、あるいは住民や関係団体との合意形成に時間がかかり、エントリーをしてからまちづくり計画をつくるまでに、概ね１年から２年かかっているという実態がある。他方、この２７市町の中には、コンセプトに沿った課題の整理やニーズの把握がなかなか十分ではなく、担当者が市町村の中で庁内を横串して地域課題を整理したり、まちづくりに必要な様々なステークホルダーとの調整が難しい、ノウハウが不足している、というような課題を私どもとしては伺っている。

水環境課長

２　令和５年度末時点の生活排水処理率が先日発表されており、９４．０％という状況である。なお、浄化槽整備区域内に、いまだ、単独処理浄化槽が約９０，０００基、くみ取り槽が約３３，０００基残されている状況もある。県内で補助を受けずに、新設をされる合併処理浄化槽は毎年約６，０００基程度あるが、目標を達成するためには引き続き転換を進めていく必要がある。令和５年度は、４６市町村１組合に補助金として、５９７基、１億３，８０３万７千円を交付した。また、浄化槽台帳の整備を今進めており、この台帳に、保守点検情報を維持管理情報として収集しているが、令和５年度から清掃情報も清掃業者と連携して、最新の維持管理情報の収集を始めたところである。これらの情報を市町村と共有することで、残っている単独処理浄化槽の使用状況の把握を進めていきながら、個別の訪問や文書送付、これらを実施することで効率的な転換を働き掛け、目標達成に向けて取り組んでいきたいと思う。

３　令和５年度末時点で、保守点検業者４７３業者のうち、７５．９％に当たる３５９業者の皆様から電子データで報告を頂いている。未対応者が２４．１％、１１４業者あるわけだが、こちらの皆様が電子化に対応できるよう、保守点検の現場からスマートフォンで報告を頂けるような仕組み、「報告くん」の名称で整備して、令和４年の１１月から運用開始している。この制度について浄化槽管理士研修という場で、この「報告くん」

の使用方法を周知するなどして、対応を促したところである。
４　市町村と連携し、首長名による受検者への個別通知の実施、また市町村の広報紙への啓発記事の掲載や、補助している浄化槽の管理者に対して受検指導を徹底するなど行ってきた。

田並委員

「（１）合併処理浄化槽への転換の促進」ということで、今御答弁いただいたとおりで、県は一生懸命やっているのは理解している。ただ、多分、主となるのは市町村になると思うが、例えば、熊谷でも、同じ町内でも下の地区は合併浄化槽がつなげるが、同じ町内の上の地区は管が来てないのでまだくみ取りという状況がある。合併浄化槽に移行したくても、県だけではなくて、国や市町でやってくれないとなかなか進まない部分も、熊谷だけではなくて他もあると思う。そういった点について、令和５年度に、合併処理浄化槽がつなぎたいけどつなげない場所みたいなことについて、市町村とか国と連携して何か検討されたことがもしあれば教えていただきたい。

水環境課長

特にそのことについて検討を行ったというところは、令和５年度についてはないが、補助の事業の中で、管を接続するときの費用について、県で補助をさせていただくものを用意させていただいている。

小早川委員

１　行政報告書の２３６ページ、「（１）サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進」について、先ほど須賀委員からもお話があった。事業の具体例のところで、食品工場における油泥をバイオ燃料に活用してという事業、我々公明党県議団も、実際に視察をさせていただき、すばらしい事業だと理解をさせていただいている。そういった意味でも、令和５年度、この事業をＰＲしていく上で、どのように取り組まれたのか。
２　この事業の評価、また課題をどのように県としては整理をされているのかについてお伺いする。
３　行政報告書の２５０ページ、「（４）侵略的外来生物の計画的防除」についてである。捕獲状況について、平成１４年度の２頭の捕獲から始まり、捕獲数は増加し続けていると理解をしているが、令和５年度の県のこの取組に対する調査研究の状況と成果についてお伺いする。
４　捕獲以外の対策について、隠れ場所になりうる要因の除去等について、令和５年度の県の取組状況をお伺いする。

資源循環推進課長

１　補助金で採択した事業であるが、こちらはいずれもサーキュラーエコノミーのリーディングモデルというふうに県では考えている。昨年度は、彩の国ビジネスアリーナに、採択企業の皆様に御出展をいただき、広くＰＲをさせていただいた。また、例えば、プラスチック分野の事業者におかれては、埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームにおいて、事例発表をしていただき、プラットフォーム会員企業そして市町村などにＰＲもさせていただいた。そのほか、様々な機会を通じて、リーディングモデルということでＰＲをさせていただき、サーキュラーエコノミー型のビジネスに取り組む企業を増やしていきたいと考えている。

２　評価であるが、１１の企業の皆様に御申請をいただいていることから、一定の御関心をいただき、リーディングモデルとなりうるような事業を採択させていただいたのではないかというふうに考えている。課題であるが、今申し上げたとおり、サーキュラーエコノミーに取り組む企業の皆様を増やしていきたいと思っているので、今後ともしっかりＰＲをさせていただき、そういった企業を増やしていくように努力してまいりたいと考えている。

みどり自然課長

３　県では基本的な捕獲の実務を担う市町村を支援するため、市町村が捕獲をした個体について、個体分析調査をしている。例えば、捕獲した個体の位置、あるいは性別等の細かい情報をいただき、それについて分析した結果を市町村にフィードバックするなど対応している。また、捕獲においては、捕獲者の確保ということが非常に重要と認識している。これについては、捕獲従事者の増加、確保をするために、県、市町村ともに、捕獲従事者研修ということをしており、狩猟者以外の方についてもアライグマについては捕獲できるということを計画上位置づけているので、こうした捕獲従事者研修を実施するなどにより、捕獲の強化を図っているところである。

４　収穫されない野菜や放置されたペットフードなど、やはりアライグマが好む餌を放置しないということ、あるいは空き家に繁殖場所を求めているという状況もあるので、こうした空き家等をなくすことで抑制を図っているところである。こうした内容については、県のホームページ等で県民あるいは市町村等に周知、普及啓発に努めており、個体数の増加の抑制を図っているところである。

小早川委員

農作物の被害も含めて御相談をいただいているところだが、先ほどおっしゃっていた空き家の問題も含めて、適切に管理されていない土地も多いという相談を受けており、県のホームページで広報しているという話であったが、実際そういった管理をされていない事業者等もあるという声も聞いており、そういったところに対する県の取組について、改めてお伺いをさせていただく。

みどり自然課長

空き家対策や、餌を放置しないといった取組については、市町村を対象にした捕獲従事者研修等の中で市町村職員などにも周知している。こうした中で関係部局とも連携を取りながら、捕獲以外の周辺対策についても浸透させていきたいと考えている。

みどり自然課長

先ほどの委員からの質問で一部答弁漏れ等があったので改めて回答させていただく。まず１点目、アライグマ対策について県の調査研究の取組状況ということである。先ほどアライグマの個体情報についての調査分析ということは、御答弁申し上げたが、それに加えて、県では効果的に個体数を抑制するため、繁殖前の雌の捕獲をすることが有効であり、冬期に繁殖場所を探すアライグマの行動について調査をした。そうした調査で判明した内容で、住宅地での出没時期などの情報については、市町村に情報提供するとともに市町村向けにアライグマ対策研修会を開催するなど、効果的な捕獲対策に役立てていただいているところである。あともう１点である。空き家や、空いている土地などへの対策の状況についてである。県ではアライグマ捕獲従事者、市町村職員を対象にしたアライグマ捕獲従

事者研修において、アライグマが生息、繁殖しやすい要因除去の重要性として、これらのことについても説明をしているところである。基本的に、空き家対策の取組については市町村が中心になって取り組んでいただくものということを踏まえて、こうした研修会などを通じて市町村においての取組を促しているところである。

荒木委員

１　埼玉版スーパー・シティプロジェクト、行政報告書２１９ページである。市町村が抱える課題について企業等が解決策を提案するガバメントピッチについて、このガバメントピッチにおいて令和５年度は４件のマッチングが成立したということであるが、市町村が企業などの提案を選定して、事業化を協議し、実際のマッチングにつなげる過程において、県からは何がしかの指導や助言はあったりするものなのか。

２　実際に４件マッチングした事例については、これ確認だが、実際に事業化にまで進展し、そして事業化が可能であると判断したという最終的なその時点での理解でよろしいか。

３　マッチングが成立した４件の内訳を見ると、令和５年度に関しては、地域によって偏りがあるように見受けられた。１２５件の提案があったということだが、提案自体もやっぱり埼玉県の中で、傾向として偏りが、提案される地域の偏りがあったのかどうか、これについてお尋ねをしたいと思う。

４　行政報告書２２１ページ、地球にやさしい社会づくりの中の、ＥＶやＰＨＶの導入支援を行っているということであるが、これも従前から行っていただいているが、令和５年度については、県内でそれぞれＥＶ、ＰＨＶ、どれぐらいの導入支援に至ったのか。内訳として、個人、法人、リース事業者の導入支援実績について教えていただきたいと思う。

５　ＥＶの充電インフラについては、国が２０３０年までに、充電インフラを３００，０００基設置するという目標を掲げており、そこについては令和５年度は県内でどれぐらいの整備、設置に至ったのか。

６　外部給電器の導入支援も行っていただいているが、補助件数が昨年度は６件という、数だけを見ればそんなに多い数字に見えないが、この支援実績について少ないというふうに思われる理由を教えていただきたいと思う。

エネルギー環境課長

１　県は、市町村と企業との打合せには全て同席をさせていただいており、その中で一緒になって考え、どうやったらマッチングするか、アイデアが生かせるかということを助言している。

２　市町村は、実際にマッチングした案件については、具体的な事業について協定を結ぶなどして進めており、連携をして進めているという状況である。

３　ガバメントピッチは、最初に、全ての市町村に対して、企業等と組んで解決したいテーマがあるかというふうに聞く。５年度については、そこで出てきた、手を挙げた市町村が、秩父市、小鹿野町、横瀬町、本庄市、美里町、北本市、所沢市、久喜市、杉戸町という、９市町であった。そこに少しエリアの偏りがあったとは思う。一方、そこに対して、事業者が、そのテーマを見た後に、自分たちだったらこういうふうに解決するという提案をすることから、そういった地域の偏りが出てきたというふうに私どもとしては拝察している。

大気環境課長

４　令和５年度、ＥＶで個人向けが１，９７２件、法人向けが２００件、リース事業者向けが２３２件になる。それから、ＰＨＶは個人向けが１，３０３件、法人向けが１９７件、リース事業者向けが３１件となっている。

５　充電器の設備が県内にどれくらいかということについて、令和５年度末の数字は現状ちょっと持ち合わせていない。ただ、充電設備については、民間事業者のホームページに今の設置数が掲載されており、それによると今日現在で、埼玉県内では９１９拠点、１，８８３口の充電施設が設置されている。そのホームページを見ると、県内では、宮代町を除き、６２市町村について充電設備があるということが記載されている。ちなみに、５年度末のこちら数字になるが、県内のガソリンスタンドの数が９３５か所なので、数の上では今現状、同等の充電スポットが整備されているという状況になっている。

６　災害時のレジリエンス機能強化のため、外部給電器については県として補助しているという状況である。災害時においての電力が活用できるということで、車によっては外部給電器がなくてもコンセントがあれば使用することもできるので、そういった車に原則補助しているので、外部給電器がなくても、電気としては使えるということにはなる。６件として確かに少ないことはあるので、今後できるだけ導入を進めていければと考えている。

荒木委員

１　ガバメントピッチについてだが、市町村と企業のマッチングということだと思うが、提案をいただいた企業さんの幾つかの考え方の中で、これはいいもの、そしてこれはちょっとなかなか、市町村としては実現が難しいのではないかといろんな判断があると思うが、そういう中で、いいものに関しては当然、その後の市町村の施策等に反映していくというふうに想定はするが、その辺の拾い方というか、状況について、県としてどのように把握されているのかについて再質疑をさせていただく。

２　ＥＶ車、ＰＨＶ車の支援についてだが、充電インフラの整備については宮代町だけ進んでないということだが、ここについては、何か理由があるのかどうか。それとあと、この充電スポット等の設置場所については、今、宮代町以外は全部ついているというので、かなり満遍なくついていただいていると理解はしている。９３５件はかなり多い。宮代町について、何か理由があれば教えていただきたいと思う。

エネルギー環境課長

１　企業から出た提案は、市町村に全部お見せして、お返ししている。今、あなたのところの提案について、このようなのがあったということは、市町村に全て出してお見せした上で、先ほど申し上げたように県の担当者も入り、どれがマッチングできるだろうか、どれがエントリーシートに沿った事業につながっていくだろうかということなどを相談していく。そういった中で、もちろん、マッチングに至らなくてもそのアイデアを採用して、まちづくりに生かしていただくということについては、あると思う。そういったことについては、件数等で把握しているということではなく、私どもワンストップ窓口であるとか、あるいは、最終的に出てくるまちづくり計画の中で把握をしているところである。

大気環境課長

２　宮代町に設置されていない理由は、ここでちょっと分かりかねるが、今、民間事業者

による設置がかなり進んでいるところである。、ある程度需要があるところとか、道の駅であったりとか、目的地になるようなところがあるところでは結構進んでいるのかなと思っている。

荒木委員

充電インフラの整備の場所については、これは例えば、公有地を幾ばくか提供したりだとか、そのスペースの確保というのは結構課題になっていると思うが、令和５年度、もしくはその以前において、スペースの確保等について県はどのように関わってきたのかについて、最後質問する。

大気環境課長

県では、昨年度、県有施設への民間事業者による充電設備設置ということで事業を開始した。県有施設を民間事業者に有料でお貸しして、事業者が充電器の設置から維持管理まで全部を運用するというシステムになっている。現在、充電設備を設置可能な県有施設について、県が行政財産使用許可を出して、事業者が充電施設を設置して県民向けに充電サービスを提供するという段階に進んでおり、工事が順次進んでおり、もうしばらく経つと順次オープンするという現状になっている。

萩原委員

１　行政報告書２２５ページ、環境科学国際センターについて伺う。国際を冠したこのセンターは、以前視察もさせていただいて本当にすばらしい内容だと思っているし、期待をするところである。この中で国際的な研究交流を推進されたということで、東アジアの国際共同プロジェクトに参加したとのことだが、取り組んだ具体的な内容と効果について、また、国際センターの国際的な取組の方向性について教えていただきたい。

２　昨今の地球的規模の課題となっている気候変動適応の取組についても伺う。

３　行政報告書２３７ページ、食品ロスに関しての記載がある。まず県内のフードロスが今直近でどれぐらいあるのかお聞きする。

４　県下一斉に開催されたフードドライブの取組について詳しく教えていただきたい。また、この事業の効果と課題についてもお聞きしたい。

環境政策課長

１　共同プロジェクトの成果であるが、東アジア地域の大気汚染物質のモニタリングを実施するため、東アジア各国共通の課題でもある光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物の測定、分析マニュアルの策定などを行った。また、国立環境研究所や埼玉大学と連携して、ベトナム国内の建設廃棄物のリサイクルを向上させるためのガイドラインの作成等にも協力しているところである。また、今後の方向性であるが、現在の環境問題は、大変広範囲に地球規模で影響するものが多くなっており、地域の取組だけでなく、世界の国々、特に、近隣のアジア諸国との取組により、相互に協力して解決していく必要があると考えている。コロナも昨年５類になり、現在国際交流、国際的な人的な交流も可能になった状況であるので、引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと思っている。

資源循環推進課長

３　令和３年度の数値が直近になるが、家庭から出る食品ロスと、事業系から出る食品ロ

ス合わせて、埼玉県内２０．１万トンである。

４　市町村、そして社会福祉協議会、そして包括的連携協定企業など、１０３団体、７６３の窓口で開催をさせていただいた。キャンペーンにおいては、公共的な施設のほか、企業様の御協力を頂いて、小売店舗など、住民の皆様に身近な場所で寄附をお受けしたこともあり、約４７，０００点、量にして２２．５トンの食品を御寄附いただくことができた。御寄附をいただいた食品であるが、フードバンクや子ども食堂など、それぞれの地域で食品を必要とする方にお渡しすることで、有効に活用をさせていただくことができたと考えている。見えてきた課題であるが、取組を行っている団体の方などからは、キャンペーンで食品を寄附いただくことはとてもありがたいことだが、食品を安定的に寄附をいただくことが重要というようなお話もお伺いをしている。このため、既にコンビニエンスストアなどでは常設の窓口を設置いただいているところもあるが、このようなキャンペーンをきっかけとして、そういった常設の窓口が広がっていくように働き掛けを行ってまいりたいと考えている。

温暖化対策課長

２　環境科学国際センターは、気候変動適応法に基づく、気候変動適応センターという位置付けをしている。適応センターでは、専用のホームページを運用しており、県内のこれまでの気温の上昇の状況であるとか、今後の予測であるとか、降雨の状況であるとか、そういったような情報提供、それから、リアルタイムで暑さ指数を把握できるように機器を県内に設置して、そういった情報も公開しているところである。また、熱中症対策としては、今年度から市町村が設置しているクーリングシェルター、暑いときに避難するといったような場所だが、そういったものを市町村が設置しているので、どこにあるのかというのが一目で分かるような、ＧＩＳを活用した情報提供も行っているところである。その他、プッシュ型の情報配信として、県政出前講座であるとか、専門家によるセミナー等を、令和５年度は２１回実施しており、県民や事業者への情報提供を丁寧に行っているところである。

萩原委員

食品ロスについては取組の答弁があった。その中で、大体の話は分かったが、県の立ち位置、また、これからの方向性、これについても教えていただきたいと思う。どういうふうに取り組むと考えて、令和５年度、進めたのかということも教えていただきたいと思う。それと、これらの活動について、このフードドライブ、非常に大事な取組だと思っている。目標値というのがあって取り組んでいるのか、それもお聞きしたいと思う。

資源循環推進課長

私どもは、食品ロスをできる限り削減をしていくということを県の立ち位置、目標として取り組ませていただいているところである。家庭及び事業系から出る食品ロスの量を、廃棄物処理基本計画においては、令和７年度末で２４万トン、環境基本計画においては、令和８年度末で２３．３万トンの目標値をかけさせていただいている。そういった意味では、先ほど申し上げた令和３年度時点で２０．１万トンということで、こちらは県民の皆さんや事業者の皆様の御協力により、非常に速いスピードで食品ロスの削減が進んでいるものと考えている。県としても、今後とも食品ロスの削減がさらに進むよう努力してまいりたいと思っている。

平松委員

１　行政報告書２１９ページ、埼玉版スーパー・シティプロジェクトについて３点お聞きをしたいと思う。まず１点目だが、先ほど田並委員の質疑の中でもあったが、もうこれだけ時間かけて進めているところだが、各自治体に趣旨というところがどれだけ伝わっているのかというところは気になるところである。やっぱり、県から熱心に勧められたのでやる、というような話もあったりする。ここのところについて、どのように認識をされているのか。

２　地域まちづくり計画については、１９の計画が出されているということである。プロジェクトの基本的な考え方が示されていて、その中に当然、要件が定義をされているというのを資料で拝見した。ただ見ていくと、かなりその地域まちづくり計画も自治体によって幅があるという印象を持っている。当然、埼玉版スーパー・シティプロジェクトというからには、面的な取組というのが期待をされるところだと思うが、割とそのピンポイントの取組になっているものがあったり、あるいは先ほどお話の出たＫＰＩというところも、チャレンジングなものもあれば、かなりの自治体で既に達成されているようなものがＫＰＩに入っていたりするものもある。その辺については、どのような認識なのかという、どのような考えでこういう形の幅広を認めているのか。計画自体が、かなりやわらかいもので、常に成長していくようなものみたいな話なのかどうかということも含めて、お聞かせをいただきたいと思う。

３　４６市町がエントリーをされたということで、前倒しで目標達成されたということは、一定の評価ができるところだというふうに思って見ている。一方で、まだ１７市町村が未エントリーというところで、ここをしっかり分析をして、まずは手を挙げていただく、エントリーしていただくというところに結びつけていかなければいけないというふうに思うが、この令和５年度の状況を見て、どのような見解なのか、教えていただきたいと思う。

４　行政報告書２２０ページ、「２　地球環境にやさしい社会づくり」ということで、様々な温室効果ガスの削減の取組を温暖化対策実行計画に基づいてされている。２０３０年度に４６％を目指されているわけであるが、削減実績については、令和５年度末に、令和３年度、２０２１年度の数字が発表されている。部門ごとの削減状況等も報道資料発表で拝見をしたところであるが、この主な部門ごと、あわせてその主な取組ごとの削減目標というのが、２０２１年度に当てはめたときに、目標値を割り返して当てはめたときに達成状況がどういった状況だったのかという点について、お聞かせをいただきたいと思う。

エネルギー環境課長

１　スーパー・シティプロジェクトにおいては、これは少子高齢化であるとか、激甚化する災害、頻発化する災害に対応していくためには、やはり持続可能であるまちづくりを進めていくという意味で、全県で取り組んでいただくものだという考えで、市町村の皆様とお話を進めている。具体的に県の担当者が、市町村の課題に寄り添いながら、市町村の総合振興計画なども読み込み、課題を共有しながら、まちづくりをコンパクト、スマート、レジリエントの切り口から、こういう取組ができるのではないかというようなことも含めて、お話を進めているところである。

２　まちづくり計画については、ＫＰＩが達成できれば、また見直していくということで、計画自体は成長していって持続可能なまちづくりに資するものというふうに、私どもは市町村と話をしている。実際には、市町村のＫＰＩの中には、総合振興計画から、ある

いはマスタープランの中から、目標を引っ張ってきているというところもある。また、コンパクトの中ににぎわいを創出する複合施設をつくりたいということで、それができないとＫＰＩが１００％と計上できずに伸び悩んでいるというようなことも把握している。幅があるのは、市町村がまちづくりを進めていくことを県が応援する、支援するというスキームであることから、県としてはそこを理解した上で、サポートをしているところである。

３　令和５年度にプロジェクトに取り組む市町村数が４６団体となり、埼玉県の５か年計画の目標は達成したが、残りの未エントリーの１７団体については、今年度に入ってから早々に全ての団体を回り、首長さんなどに、私の方から趣旨を御説明しながら、課題などを共有させていただいて、この後のエントリーの状況についてお伺いしている。県の５か年計画の中で、全ての市町村がエントリーしていただけるという予定を、今年度に入ってからだが、把握しているところである。

温暖化対策課長

４　県で公表している温室効果ガス排出量のうち、１番多く排出されているCO_2に関して申し上げると、部門ごとの目標というのは、実行計画上は定めていないため、あくまでも削減の目安と見込みということで考えると、毎年度均等に削減が進んだというふうに仮定をした場合の最新値の状況については、家庭部門、それから運輸部門等についてはおおむね順調という状況で、目安を下回っているというか、取組は進んでいるところである。一方、産業・業務部門のCO_2排出については、数字で申し上げると２４．３％の削減目安となっているところ、最新値の２０２１年度では２１．６％ということで削減不足の状況になっている。その他施策の実施状況についても、施策別実施目標というのを定めて公表しているところであり、全体的には、目標まで達していないものもあるが、順調に推移しているというふうに考えている。

平松委員

温暖化の関係だが、産業・業務のところがちょっと達していないという、その削減目安に届いていないという話であった。そこで、令和５年度、この取組、当然ここの部門の主な取組ということで、削減目安とセットで取組が書かれているわけだが、この中で、どんな取組をしていたというところとあわせて、削減目安を達成するために、よりここの部門について力を入れていかなければいけないところだが、その辺について、令和５年度、どんな検討をされていたのか、お考えを持っているのかという点でお聞かせいただきたい。

温暖化対策課長

まず取組であるが、令和５年度は従来からやっている大規模事業所向けの目標設定型排出量取引制度による事業者の取組促進であるとか、中小企業等に関する支援、CO_2排出削減設備に関する支援などに取り組んでいる。特に令和５年度については、補助金についてはかなり補正予算で増額させていただき、取組を行ったところである。こうした考え方について、基準年からの長期的な点で見ると、県民の皆様の御努力であるとか事業者の御努力で、トレンドとしては着実に減っているというような状況であるが、今申し上げたように進捗が遅れている部分もあるので、今後の４６％削減、それからさらには２０５０年カーボンニュートラルという、より高い目標があるので、全く予断は許さない状況であると認識をしている。このため、県だけではなく、国、市町村、県民の皆さん、事業者の皆様がワンチームとなって、取組を推進していく必要があると考えているところである。

城下委員

１　行政報告書２１９ページ、要求資料１１の、先ほどから質疑が出ているが、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進についてお聞きしたいと思う。持続可能なまちづくりの推進のために市町村の抱える課題を支援していくということで、令和５年度、新たに１７市町がエントリーしたということだが、市町村の抱える課題は、公共交通の充実や商店街のにぎわい創出など、本当に多岐にわたっていると思う。令和５年度、新たにエントリーした市町の取組内容は主にどういうものだったのか。

２　こういった市町村の実践内容の共有化はどのように図られたのか。

３　当県議団が要望をしてきた公共交通、これは本当に全県的にも要望が強い部分だが、この充実に向けた維持管理に対する財政支援も提案しているが、市町村からはどのような要望を把握されているのか、お伺いしたいと思う。

４　地球温暖化対策実行計画についてだが、平松委員も今いろいろお聞きされていて、昨年度の決算特別委員会の中で、県も定めている温室効果ガス削減目標の４６％、これに対しては満足するものではないと、より高みを目指して取り組みたいというような御答弁を頂いている。その取組は、先ほど平松委員への答弁の中に、令和５年度、達成していない目標の分野については、更なる検討をしたという理解でよろしいか。

５　行政報告書２２０ページ、要求資料２０である。家庭企業等への省エネ・再エネ活用設備の導入支援についてだが、まず１点目、家庭部門における補助金交付は令和５年度に復活したと思うが、申請件数と全ての申請者に交付されたのか伺う。

６　事業者がエアコンなど更なる省エネ機器への更新に対する補助申請をしたが、申請と同時に枠がいっぱいになり受けられなかったという声が寄せられているが、令和５年度はこういった件数があったのかどうか、あればどれぐらいあったのか、お示しいただきたいと思う。

７　航空自衛隊入間飛行場、米軍横田飛行場周辺の航空機騒音について、これは要求資料１７である。飯能、狭山、入間、所沢市は米軍横田飛行場空域及び自衛隊入間飛行場空域下にある。航空機騒音で当該地域の住民は苦慮されているが、例えば、所沢では、夕方でも突然、横田飛行場からのヘリが着陸訓練で飛来する状況もある。１点目だが、令和５年度の騒音発生状況、騒音測定の結果について、基準値越えがあったのかどうなのか、御答弁いただきたいと思う。

８　基地空域下の住宅や学校などには、航空機騒音対策として、エアコンの設置や二重サッシなど補助が防衛予算で出ている。しかし、県内の調査では、騒音基準以下となるケースが増加しており、校舎へのエアコン更新に国の防衛予算がつかないという状況もある。令和５年度はこのような実態があったのか、環境部としてはそういった部分も把握されているのかお伺いする。

９　令和２年度から県測定局が１２地点から８地点体制に集約されている。基地周辺の住民から測定したいとの要望が寄せられているが、県としての対応はできるのかどうなのか。

10　有機フッ素化合物ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの調査、これは行政報告書２３１から２３２ページである。有毒の残留性の高い有機フッ素化合物ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの基準値超えの報道が全国的に広がっている。県内でも、令和５年度には、久保川橋付近で７２ナノグラム検出されている。１点目だが、令和５年度の有機フッ素化合物ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの調査結果及び対応について伺う。

11　狭山市、川越市など関係市は、調査のための財政確保に苦慮している。どのような要

望が寄せられたのか、また県としてはどのような支援を行ったのか。

エネルギー環境課長

１　令和５年度の新たなエントリー団体の取組の内容について、共通している部分がたくさんあり、１７団体の取組のうち７割以上の団体で、コンパクトでは、施設の複合化・拠点化と、公共空間活用によるにぎわい創出というものがあった。また、スマートでは、利便性の高いモビリティサービス、レジリエントでは、再エネ導入等による災害時電源確保、あるいはＥＶ活用というものがあった。

２　市町村で共通する取組や先行事例などの情報については、他の自治体の参考になることから、パターン別に整理して、まとめた事例を県のホームページで公表している。日常的に、ワンストップ窓口において、相談内容に応じてそういった先行事例を御紹介するなどしている。また、先行市町村の企業等との取組などについて事例を紹介する先行事例セミナーを開催して事例の共有を図っている。

３　毎年、全市町村に対してアンケート調査を実施し、県の支援施策に対する意見あるいは要望を伺い、把握している。また、プロジェクトにエントリーしていただく段階においても、県に求めたい支援の具体的な内容を把握して、県庁内の担当課に共有している。加えて、市長会、町村会からも、県予算及び施策に関する要望において、プロジェクトにおける支援制度に対して御要望いただいているところである。要望の内容として、スマート技術の活用などによる新たな公共交通の導入、検討に向けた財源の支援であるとか、シェアリング事業者などの企業とのマッチングを支援してほしいであるとか、あるいは先進事例の紹介、導入方法についての助言などを求められている。

５　太陽光発電設備に係る令和５年度の補助申請件数は６３０件であった。そのうち実績報告によって、補助要件が確認できた５８０件全てに補助金を交付したところである。

温暖化対策課長

４　先ほど平松委員に御答弁させていただいたとおり、令和５年度については、補助金の増額であるとか、設備関係の補助等について対応させていただいたほか、温暖化対策は県だけではなく、市町村の取組等も重要であるので、市町村を支援する組織、行政や大学や企業などが参加するカーボンニュートラルＳＡＩＴＡＭＡネットワークというのを立ち上げて、市町村の取組を支援しているところである。

６　令和５年７月の募集においては、１日で予算額に達したという状況であり、件数としては把握できていないが、申請期間が短くて、準備していたのに申請できなかったという声は寄せられている。こうした声に応え、その次の補正、令和５年１２月補正においての補助申請の際は、その申請の方法を改め、３日間必ず受け付けるであるとか、その上で抽せんで補助対象者を決定する方法とするであるとか、予算超過後も補欠申請を受け付けるといったような形で、申請機会の確保を行ったところである。

水環境課長

７　入間飛行場と横田飛行場周辺の８地点で常時監視している。令和５年度の騒音発生回数についてだが、令和４年度と比較して、全ての測定地点において減少している状況である。また、令和５年度の騒音測定結果であるが、７地点で環境基準に適合しており、１地点で基準値を超過しているという状況である。

８　防衛省が実施している住宅や学校等への防音工事助成については、防衛省が直接申請を受け付けているという状況である。最も影響が大きいと思われる教育施設の状況につ

いては、採択基準の緩和について、埼玉県基地対策協議会を通じて、防衛省に対し要望していると伺っている。

９　県としては、国の測定状況や専門家の意見も取り入れて、現状の８地点体制として測定をしている状況である。個別に測定要求があったからといって、基本的には対応はいたしかねるという状況である。ただ、指定地域内の騒音状況を把握するために、行政として必要と判断する場合には、測定を行う可能性もある。それ以外の地域の航空騒音の影響については、施設を管理する国の方へ御相談いただければと思う。

10　令和５年度に、水質汚濁防止法に基づき、県及び関係市等と連携して、県内全域の４９地点で河川水の水質調査を実施し、全ての地点で暫定指針値以下であることを確認した。また、令和３年度及び４年度に暫定指針値を超過した不老川の１地点に対する原因調査を、令和５年度に不老川流域の狭山市及び川越市と連携して実施した。具体的には令和５年９月及び令和６年１月に実施しており、令和５年９月には不老川上流の支川である久保川を含め９地点で調査を実施し、久保川の２地点で暫定指針値の超過を確認している。また、令和６年１月に久保川上流の２地点で調査を実施しており、暫定指針値の超過はないことを確認している。以上から、原因特定には至らなかったが、引き続き、原因調査が必要ということで判断している。なお、不老川、久保川からは、水道原水を取水している水道事業者はいないため、水道水への影響はないことを確認している。

11　川越市内の不老川において、令和３年度、４年度と２年連続で暫定指針値を超過したことを受けて、令和５年度に川越市から上流における調査の実施や測定地点の追加について要望をいただいている。このため、県では原因調査について不老川上流の調査地点を追加して実施をした。

城下委員

１　スーパー・シティプロジェクトについてだが、いろいろ取組は共有化されているということだが、例えば、要求資料の中でも、長瀞町については、スマートということで、移動販売も含めて、こういう地域に根差した、やっぱり地域の課題解決に向けた部分ということを独自に取り組んでいる。こういうことについては、ぜひ他自治体とも共有化する必要があると思うが、ホームページでアップしているということだが、そういった部分での共有、取組の共有化などの会議とか持たれているのかどうなのか。

２　既にエントリーした市町村で、エントリーシートには記載した取組が完了後、市民の要望などで施策のブラッシュアップなど、新たな取組などを追加した場合も支援の対象となるのかどうなのか、この点、お答えいただきたいと思う。

３　省エネ・再エネ活用設備の導入支援については分かった。いろいろ反省も踏まえて、補正については３日間期間をとったということだが、果たして３日間で、これに漏れた事例はなかったのかどうなのか、そこだけ確認したいと思う。

４　先ほど冒頭に、不用額の部分で、このメニューの部分で申請を取り下げたというような説明があったかと思うが、取り下げた理由をちょっと説明いただきたいというふうに思う。

５　航空機騒音については分かった。県の基地対策協議会から要望を出しているということで、実際に担当としては、教育委員会とも連携して、今回の対象外になった事例があったというのは把握されていたのかどうか、それを１点確認したいと思う。

エネルギー環境課長

１　ホームページで公表ということだが、この内容は正に私たちが市町村を個別支援する

ために、こういった取りまとめがあると、市町村に分かりやすく伝えられるのではないかというもとでつくったものをホームページに掲出しているということであり、その事例集自体は、毎年、市町村向けの会議において共有している。また、会議という形ではないが、交流会ということで、企業や市町村の担当者が出席して、それぞれの課題について議論したりする機会がある。そういったところでも、他自治体の先行した、先ほど長瀞町の例があったが、そういったものについて共有し、あるいはそこでの課題などを分かち合って、自分たちの取組に取り入れているというようなことが行われている。

２　県の支援については、大きく、私どもが行う、ワンストップ窓口での人的な支援と、財政的な支援、必要に応じて都市整備部などの技術的な支援を併せてやっている。また、私どもが持ち得ない支援については、民間事業者などからいただくために、マッチング、ガバメントピッチなどをしている。そして、そういった中で、その支援に乗せていくということだが、市町村がエントリーシートの内容を見直したり、あるいはまちづくり計画の内容を見直したりということはあるので、その内容に応じて支援をしていく。

温暖化対策課長

３　３日間、当初受け付けるということだったが、最新の６年１月の募集時は、３日間では予算額を超過しない状況になり、その後も継続して受付を行っている。結果として、６月まで受付を延長して、さらに補欠も受け付けたという状況であるので、そういった申請ができなかったという方はほとんどいらっしゃらないと考えている。

４　例えば、やる予定だった工事を今年ではなくて来年実施することにしたであるとか、資金の工面がつかなくなってしまったといったこと、それから、申請後にやっぱり機種を変更したいといったような希望があった際に補助対象外の設備に更新したいというようなことで対象外になったもの、そういった理由が主なものである。

水環境課長

５　埼玉県基地対策協議会の要望をもって、私どもの方で把握をさせていただいたものである。

井上委員

１　行政報告書２５３ページ、「キ　長瀞射撃場の管理運営」についてである。行政報告書には次のように書いてある。株式会社秩父開発機構を指定管理者とし、射撃場の適正かつ効率的な運営を行った。令和５年度の利用者数は、前年度から３，２９１人減少し、７，３１８人であった。私が利用者の方から聞いている話の中でいうと、利用者減の要因として考えられる事柄として、例えば、１０メートルエアライフル場にエアコンがないために夏場に利用しにくい、また、エレベーターがなく障害者が使いづらい、こういった声を聞いている。そこで２点お伺いする。減少の要因をどのように分析しているのか。

２　その上で、指定管理者とともに、利用者獲得に向けて、令和５年度にどのような取組を行ったのか。

３　同じく行政報告書に、クレー射撃場廃止後も継続して射撃場内を流れる沢の水質検査を年１７回行い、安全を確認したとある。私は、射撃場の経営について学んだことがあるが、クレー射撃場の有無が、射撃場の経営にプラスに作用するということを聞いたことがある。水質の安全確認をされているということだが、利用者減の状況にある中で、クレー射撃場を復活する、再開するといった議論が起きることにはならないのか、令和

５年度における議論の有無を確認させていただきたいと思う。
４　行政報告書２３７ページ、「（２）ごみを減らすライフスタイルの普及や食品ロス・事業系ごみ削減の促進」についてである。工場やごみ処理施設の見学と併せ、企業や市町村等と連携して行う親子３Ｒ講座や県政出前講座を実施し、３Ｒの推進やごみの減量、食品ロスの削減などについて啓発を行ったとある。私は、先日、地元の小学校の学校公開に行く機会があった。小学４年生の社会科のグループ学習の授業で、実はもう３Ｒではなくて、例えば、利用可能という意味のリニューアブル、それから断るという意味のリフューズ、修理するという意味のリペア、こういうものを加えて、３Ｒプラス１とか５Ｒといった新しい概念を子供たちが紹介をしていた。そんな中で、県の環境部ではこの３Ｒを前面に出しているというような形になっている。県のこの点に関する認識をお伺いしたいと思う。

みどり自然課長

１　利用者が今回大きく減少したわけであるが、当初、長瀞射撃場で開催を予定していた複数の学生の射撃大会がお隣の栃木県の射撃場の方に移ったことというのが一つ大きくある。また、施設の大規模改修を行い、３か月の全面休館が必要になったこと、これらが主な要因ということで理解しているところである。
２　まず、空調設備に関しては、令和５年度に新たに移動式の大型扇風機を５機導入して環境の整備を行ったところである。また、バリアフリー対応については、段差のある射座へのスロープを設置したほか、場内４か所に多目的トイレを設置するなどの対策を進めてきたところである。長瀞射撃場には、車椅子を使用する利用者の方が、月に若干名いらっしゃるが、階段を利用する際には、スタッフが車椅子を持ち上げてお運びするなどのサポートをしているところである。
３　長瀞射撃場を流れる二つの沢の河川水等における鉛の濃度については、毎月水質調査を実施している。令和５年度は５月に１回、環境基準を超える超過が見られたところである。また、クレー射撃を復活、再開することについては、施設改修に向けた環境対策のために莫大な費用を要するということで、平成２４年に廃止を決定したところである。そのため、令和５年度においてこういった議論は行われていない。

資源循環推進課長

４　ごみの減量化に向けては、３Ｒにとどまらない取組、具体的には、委員からお話があった、リニューアブル、リペアなどの取組も非常に重要というふうに認識をしている。リニューアブルについては、例えば、プラスチック製品を、再生可能な紙や木材、バイオマスプラスチックに変えていくことなどが考えられるが、令和５年度において、浦和レッズさんと連携をして、サステナブルデーと銘を打った試合の際に、飲食売店で提供する使い捨てのプラスチック容器を、パルプや食品廃棄物からつくった循環型の容器に変えて、来場者の御協力のもとに回収をさせていただき、堆肥にしていくといった取組を行わせていただいたところである。啓発については、３Ｒのほか、お話のあった３Ｒプラス、リニューアブル、５Ｒなどといった表現があるので、こうした例も参考にしながら、ごみの減量化に向けて、県民の皆様に分かりやすい、啓発、発信についてさらに検討してまいりたいと思う。

井上委員

１　先ほどの浦和レッドダイヤモンズとの連携については、行政報告書２３６ページ、「（１）

サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進」の事業の一環として、報告をいただいているので承知したが、県として３Ｒという名称を使うなとは言わないが、それ以上に踏み込んだ認識でやっているということがＰＲされていかないと、このレッズとの連携だけでは県がどこまで真剣に考えているかというのは伝わらないように思う。サーキュラーエコノミーという言葉も出てきたが、この言葉自身もまだまだ周知というか浸透はしてないような状況だと思うので、レッズの取組を１事例として挙げていただいたものだと思っているので、新しい概念でも、一方でもう社会的にはＳＤＧｓであるとか、いろいろ広まってきているので、３Ｒというところでとどまってないというのが伝わっていくことが私は大事だと思っている。その点に対して、令和５年度の事例は紹介していただいたが、県の認識を再度確認させていただきたいと思う。

２　長瀞射撃場について、複数の大会が栃木に流れたということだった。なぜ流れたという要因分析をされているのか。

３　大規模改修をしたということだが、それは利用者のニーズに本当にマッチした改修だったのかという視点でお伺いする。移動式扇風機を入れていただいたということだったが、それでも、夏に利用している方からは、暑い、避けたいという声が出ているので、ニーズに応えた改修だったのかという視点をお伺いする。

４　障害のある方の利用について、車椅子をスタッフの方が抱えているというような御答弁があったが、その利用者はどう移動しているのだという話になる。例えば、足に障害がある方についても、そういう方をスタッフの方が抱えて、階段を降りているといったことも、令和５年度、もしくはその以前から聞いているので、そこに対する抜本的なアプローチがないと、障害のある方でも利用しやすい長瀞射撃場にはなってないと私は思う。令和５年度の先ほどの報告であると、そういった抜本的な改修にはなっていないのかなというふうに思うが、県の認識を再度お伺いする。

資源循環推進課長

１　３Ｒに関連して、３Ｒにとどまらない取組については、委員御指摘のとおり、私どももごみの減量化に向けては非常に重要だと考えている。県民の皆様に、どのような表現で啓発をしていったらよいのか、委員の御指摘のあった点も十分に踏まえ、さらに検討をしっかりしてまいりたいと思っている。

みどり自然課長

２　この栃木の射撃場については、最新の設備を整えている。例えば、議員のお話のあったエアコンとか、あるいは最新の電子標的、こういったものを備えている。今回、学生の大会が多くそちらに移転したわけであるが、そういった団体からヒアリングをすると、やはりそういう最新の標的、あるいはエアコン、こういったものがある施設の方が良いということでそちらに変えたということで聞いているので、やはり施設の状況、設備の状況が一つの要因であると、大きな要因であると認識しているところである。

３　今回導入した大型扇風機といったものは大規模改修のようなものに当たらず、随時、導入したというものである。昨年度、大規模改修をした内容については、外壁及び内壁の全面改修とか、照明のＬＥＤ化、こうしたことに大きな改修を行ったものである。長瀞射撃場については、かなり老朽化が進んでいるので、そういった老朽化対策を計画的に行うために長期保全計画を策定しており、順次、計画的に修繕を進めているところである。今のところ、エアコン等についてはこの計画にはまだ位置づけられていないが、引き続き、必要な設備については検討してまいりたいと考えている。

４　長瀞射撃場については、エア射撃場及び大口径射撃場ともに平屋ではなく、階段等の利用が必要な施設である。ついては、車椅子等の利用の方については、エレベーターがない施設で御不便をかけているところで、今のところはソフト対策ということで進めているが、こうしたバリアフリー対策についても、今後の必要性、効果等も勘案して検討してまいりたいと考えている。

令和６年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和６年１１月１１日（月）保健医療部）

【説明者】

表久仁和保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長兼感染症対策幹、
横田淳一健康政策局長、坂行正医療政策局長、縄田敬子こども政策局長、
武井裕之地域包括ケア局長、野澤裕子食品衛生安全局長
加藤孝之保健医療政策課長、谷口良行感染症対策課長、橋谷田元参事兼生活衛生課長、
大熊誉隆国保医療課長、山口達也医療整備課長、
千野正弘医療人材課長、植竹淳二健康長寿課長、鈴木久美子疾病対策課長、
坂梨栄二食品安全課長、岡地哲也薬務課長

【発言】

長峰委員

１　行政報告書３４２ページ、「ウ　災害に対応できる医療体制の整備」について、災害時連携病院数は２１病院となっている。埼玉県５か年計画では令和８年度末までに３５病院まで増やしていくとの指標を掲げているけれども、令和５年度時点での達成見込みについてどのようにとらえているのか。

２　行政報告書３４６ページ「（４）予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進」について、電話やメールで延べ１，９６２件の相談を受けたとあるけれども、相談者の相談内容はどのようなものがあったのか。

３　行政報告書３４８ページ、埼玉県コバトン健康マイレージの運用について、令和５年度にコバトンＡＬＫＯＯマイレージへのリニューアルに伴って市町村との連携が必要だったと考えるが、市町村とどのような調整をしたのか。また、旧コバトン健康マイレージの参加者を新マイレージに移行する必要があったと思うけれども、どのように取り組まれたのか。

医療整備課長

１　災害時連携病院の取組について、目標３５病院であるけれども、昨年度までに２１病院を指定しており、順調に取り組めていると認識している。この制度は、令和３年度に創設して、初年度の令和３年度は１０病院、翌年度は８病院、昨年度は３病院指定している。今年度も年末に向けて指定の準備をしており、引き続き災害時連携病院の指定について取り組んでいきたいと考えている。

健康長寿課長

２　予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進であるけれども、予期せぬ妊娠で悩んでいる方の相談窓口として、妊娠ＳＯＳ埼玉を設置して、保健師、助産師、看護師、社会福祉士などの専門職の専門相談員が、状況を丁寧に受け止めながら、相談支援を行っている。相談内容であるが、妊娠したが病院にかかるお金がないなど経済的な困窮を抱えるケースや、市町村に妊娠届を行っておらず、母子健康手帳を持っていないケースなどがあった。一般的な御質問として、妊娠してしまったかもしれない、または避妊できていたか不安であるといった、一般的な妊娠・避妊に関する相談も受け付けている。市町村に妊娠届を行っていない場合であるけれども、行政による支援を通じた出産・子育ての準備

ができていない状況であり、また医療機関を受診しないまま自宅分娩になる懸念があるということから、０歳児虐待が懸念されるところである。このような場合に、市町村子育て世代包括支援センターや医療機関につなぎ、１人で医療機関や市町村に行くことが困難な方とか、市町村での相談が必要な方の場合については、同行支援を行うなど、関係機関による継続的な支援が受けられるよう、妊婦への支援を行っているところである。

３　コバトンＡＬＫＯＯマイレージの関係の御質問である。移行に伴って市町村の連携をどのような調整を行ったかについてであるが、新マイレージへの移行については、６３市町村の担当者との勉強会を毎月開催した。新しいアプリの使用や、委託業者との調整の進捗状況、進捗報告等を、移行スケジュールに合わせ、市町村の意向を確認しながら進めてきた。特に市町村から希望があったのが、移行支援であった。そこでアプリ利用に慣れていない高齢者等を対象に、アプリ操作方法を丁寧に説明する講習会を実施したところである。次に新マイレージの移行に関する取組であるが、先ほど申し上げた講習会を開催するとともに、操作方法の習得まで一定の期間がかかると想定されることから、旧マイレージと新マイレージの運用を並行期間を設けて、スムーズに移行できるような期間を設けたところである。また新アプリを円滑に利用できるように、旧アプリに登録していたデータの移行支援も行っている。具体的には、旧マイレージでアプリを利用された方は旧マイレージのアプリ内で、新しいアプリへの移行の御案内、あと歩数計利用の方については郵送で、意向の確認を行って、移行者の同意を確認しながらデータの移行を行ったところである。

長峰委員

先ほどの予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進に関して、相談のツールが電話やメールというふうになっているけれども、ほかの媒体について検討しないのかどうかについてお答えいただきたい。

健康長寿課長

他の団体の妊娠ＳＯＳ相談における相談方法の内訳を確認したところ、メールが６４％、電話が２５％で、この二つの手段で８９％を占めていた。ＳＮＳによるチャット相談が１１％ということである。現在、相談者の方からチャット相談を希望する話は聞いていない状況ではあるが、複数の自治体の妊娠ＳＯＳ相談を受託している事業者に、チャット相談の効果などを確認したいと考えている。

東山委員

１　救急医療の現状について伺う。行政報告書３１８ページの５か年計画における指標、重症救急搬送者搬送者の医療機関への受入れ照会が４回以上になってしまう割合が、令和４年は１１％、目標値は２．４％と大きく乖離している。令和５年も目標は達成できていない状況だと思う。そこで、どのような取組を行ったのか説明をお願いする。県はこれまで救急医療情報システムの整備など、救急搬送体制の強化、救命救急センターなど受入れ医療機関の整備、救急電話相談など、適正受診の推進の３本柱で、救急医療体制の充実に向けて取り組んできたが、３本の柱それぞれの取組状況を御説明いただきたい。

２　行政報告書３２９ページ「ア　乳幼児の医療費助成」について、令和５年２月定例会の予算特別委員会において、助成対象年齢の引上げと所得制限撤廃について検討するよう附帯決議が付されているが、具体的にどのように取り組んだのか。

医療整備課長

１　令和５年の数字は若干改善したが、速報で９．２％と、まだ乖離がある状況である。御質問があった３本柱の取組であるけれども、まず一つ目として、救急搬送体制の強化では、昨年度、救急医療情報システムの一部改修を行った。新型コロナウイルス感染症が５類に移行したということを踏まえ、医療機関の、応需情報と言っているけども、新型コロナウイルス患者を受入れ可能かどうかというものを、新たな仕組みで導入した。救急隊は選定時にそれを見て、搬送できる体制を構築したところである。二つ目の柱で、受入れ医療機関の整備である。昨年度は、救命救急センターや、搬送困難事案受入医療機関の支援を引き続き行うとともに、脳梗塞などの疾患別ネットワークの充実を図った。最後に適正受診の推進では、埼玉県救急電話相談の運営を行った。昨年度は、大人の相談、小児の相談、医療機関案内、三つ合計で令和４年度比で４．２％増の、約３６０，０００件の相談に対応したところである。

国保医療課長

２　乳幼児医療費助成についてお答えする。議会での附帯決議を踏まえて、令和５年度に検討を行い、令和６年度から助成対象の拡大と、所得制限の撤廃を行った。対象については、従来は未就学児までであったが、１人当たり医療費の負担を踏まえ、通院は小学３年生まで、入院は中学３年生まで拡大した。このように対象拡大に当たっては、経済的負担の大きい子育て世帯をしっかりと支援していくという視点で実施した。なお、制度見直しに当たって、新たに県から市町村に対して１３億円の財政支援を行うこととなったが、その前提として、市町村による子育て支援の充実をお願いしたところである。

東山委員

１　救急医療については目標の達成に向けてさらなる対策の強化が必要だと思われるが、具体的にどのような取組を検討しているのか、３本柱の状況を伺う。

２　乳幼児の医療費助成については十分な対応をしていただいたわけであるが、市町村による子育て支援の充実はどのようなものか、また、どのような成果があったと考えているのか。

医療整備課長

１　委員御指摘のとおりさらなる対策が必要と認識している。一つ目の救急搬送体制の強化であるけども、今年度、システム機能強化に取り組んでいる。内容としては、動画とか画像を送信できる機能を追加する。これによって患者さんのけがの状況を、救急隊から医療機関に送れるということである。今年度８月に検討会議を立ち上げている。救急医療機関や、消防隊の２５の団体に構成員になっていただき、改修の内容とか、詳細な運用ルールについて検討を進めている。今月の中下旬にはテストタイプで、仮のシステムで運用のテストを行う予定となって、来年の３月の運用開始を目指している。二つ目の柱、受入機関の整備については、引き続き救命救急センターや、救急医療機関と意見交換を行っている。本年度、特に救急搬送、困難割合が、なかなか下がらないということで、データ分析をすると、７割ぐらいが７５歳以上の高齢者というデータもある。こういうところに対してどのような取組ができるかというのを、現在検討しているところである。三つ目の適正受診の推進についての取組であるが、今年度の予算により体制の強化を図っている。三つの相談窓口で、大人、小児、医療機関案内と、９月末までの数値で、前年の上期比で１７％増の約２１０，０００件の相談に対応している。また、救

急電話相談の利用者にアンケートを実施しており、令和６年８月末から行っているので現在２か月しか経過していないが、今後集計して、そこから何か見えてくることについて、検討したいと思っている。

国保医療課長

２　今回の見直しに当たっては、対象の拡大が、既に市町村で行われているところもあり、市町村への単なる財政支援にとどまってしまうという場合も考えられたことから、補助に当たっては、市町村における子育て支援の充実を前提とした。その結果であるが、県の財源を活用して、市町村では、放課後児童クラブの充実、あるいは産後ケアの実施、こういった子育て支援の充実を図っていただいたところである。また、こども医療費に関しては、従来よりも助成対象の拡大を図っていただいた市町村が２８あり、令和６年１０月以降には、全ての市町村で１８歳までの対象拡大が行われたというのが一つの成果だと考えている。

平松委員

１　行政報告書の３５３ページ、「エ　がん検診の受診率及び質の向上」についてお聞きする。まず数値目標について、第８次地域保健医療計画中には、令和１０年、２０２８年までに、全てのがん種の受診率を６０％にするという目標が掲げられている。令和５年度からの６年間の国の第４期がん対策推進基本計画には、各がん検診の受診率を６０％以上とする目標設定がされており、恐らくこちらの数字があるので、こちらに合わせる形で、県としても設定したものというふうに拝察する。一方でこちらの行政報告書の中にも、５か年計画の目標が令和７年に５０％というふうに掲げられている。また、県の２０２３年までのがん対策推進計画の中では、令和４年までに５０％ということで、数字を掲げておられるわけであるが、こちらの行政報告書の数字を見ても、コロナの影響があって控えた方が多いとは言え、低い数字になっている。特に女性の胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がんが低くなっている。こういった中で、やはり国と都道府県と目標設定を同じにして一緒に取り組んでいくということは大切であるけども、その実現可能性というところがなければならないと考えるが、令和５年度に、どのような議論をして、この６０％という数値を設定に至ったのか。

２　受診率を上げるために、年齢、性別、あるいは地域ごとと傾向分析されたと思うのだが、どんな傾向があるのか。

疾病対策課長

１　委員お察しのとおり、国のがん対策基本計画に合わせて設定をした。ここについては、がん検診の受診のキャンペーンで働き掛けをするに当たっては、県だけではなく、関係の団体であるとか、がんの受診率向上の協定企業とも連携してやっていくところから、全国と目標を合わせたほうが、県民に対してのＰＲがよりしやすいという判断により、全国と同じ目標を立てた。

２　受診率の傾向の分析についてである。年代ごとの分析を行い、胃がん、大腸がん、肺がんについては、年代別にはそれほど大きく変わらない。しかし、職場でがん検診を受ける方が１番多いので、６０代ぐらいまでは受診率は保たれているが、退職した後７０代になると、だんだんと受診率が低くなってくる傾向がある。男性も女性も同じ傾向である。平成２８年度の調査のときには４０代が低いという傾向があったが、直近では、４０代が低いという傾向は特に見られなかった。女性に特有のがんの乳がんや子宮頸が

んを見ると、乳がん検診は４０代からということで年代別にはそんなに大きく低いところはないが、子宮頸がんについては２０歳から検診の対象であるが、やはり２０代、３０代の若年層の受診率が低いという傾向が見られた。

平松委員

１　６０%にした理由というのが、いろいろＰＲをしていく、様々な団体と連携して取り組んでいくという点でも分かりやすい、ＰＲがしやすいというところで、決定されたという話であった。それはそれで理解できるが、コロナの影響を受ける前の数字を見ても、３１９ページに出ているが、必ずしも高くないというか、低い、頑張らなきゃいけない状況だなと思っている。推進サポーターだとか協定を得た中で、協力してやっていくという話であるけれども、なかなかちょっとこう、令和４年のがん対策推進計画でいっても、これでいけば令和４年度に５０%という話であるから、これはちょっと達成できてないという話にはなってくる。６０%という数字をどういうふうに達成をするのかという点について、令和５年度の議論を踏まえてお考えをお聞きしたいと思う。

２　受診率について、従前と違って７０代以上が低くなるという説明であった。がんで亡くなる方、埼玉県の方も５人に１人ががんが原因と聞いている。そういった意味でも、この７０歳代以上の方にどう受診をしていただくかというところと、あわせて子宮頸がんについては２０代と３０代が低いという傾向が見えている。こういった子宮頸がんでは２０代・３０代へのアプローチ、あるいは７０歳以上の方々へのアプローチという点については、どんな取組をしていく考えなのか。

疾病対策課長

１　どのように、この６０%を達成していくのかというところであるが、まずは、職域でがん検診を受ける方が多いので、協定企業を中心として、がん検診の受診率の向上に向けて、各企業に働き掛けをしていきたいと考えている。また、協定企業から関係する企業に対しても働き掛けをしていただきたいと思っている。経営者協会や県内の経済団体とも協定を結んでいるので、そこに入っていらっしゃる、中小企業が多いけれども、そういったところへの働き掛けを強めていきたい。また、協会けんぽが実施している特定健診があるが、そことがん検診を一緒に行った市町村については、受診率が向上している傾向が見えているので、その取組を強力に進めていきたいというふうに考えている。

２　続いて、７０歳代の受診率については、市町村のがん検診をお受けになる方が多いところであるので、これについては今年度、いくつか市町村に、受診率向上の事例を調査しているので、そういった好事例を横展開していきたいと考えている。次に、２０代３０代の子宮頸がんの受診率の向上の方法について、２０代については、まだ学生さんというところも多いかと思うので、県内の大学や専門学校との連携の方策について検討していきたいと思っている。２０代でがん検診を受けていただくと、３０代でも継続してお受けになる可能性が高いと考えているので、まずは、教育のほうに働き掛けを検討していきたい。

平松委員

１点だけ最後に確認したいが、協定を結んでる企業についてもちょっと確認をしたけれども、生命保険会社であるとか、あるいは県内のいろんな団体であるとか、あるいは金融機関であるとか、そういった方々である。現役世代の受診率を上げていくという点で非常に大切だと思う一方で、埼玉県民の現役世代の方々、私の住んでる所なんか特にそうであ

るけど、東京都で働かれる方も結構多い。そういった方々、いわゆる埼玉都民の方へのアプローチは、令和６年度からこの６０％という数値を設定するに当たって、令和５年度どんなふうに検討したのか。

疾病対策課長

いわゆる埼玉都民へのがん検診の受診の啓発、働き掛けについては、特に、埼玉県境の市町村では朝霞地区の４市は比較的受診率が高い。さいたま市も、県境ではないが比較的受診率が高いところであるので、そういったところでの取組をよく調査して、受診率向上の検討をしていきたいと思う。一つはやはり、きめ細やかな市町村広報であるとか、がん検診のサポーターなどを通じた声かけをやっている市町村が多いので、そういった好事例をよく調査して活用していきたい。

細川委員

１　行政報告書の３２４ページ「（１）地域保健医療計画の推進」である。この第７次の埼玉県地域保健医療計画は２０１８年から２０２３年度の６年間で進められたもので、令和５年度が一つの区切りの年度だったかと思う。この計画に様々な目標値が設定をされ、それぞれの達成が求められていたと思う。令和５年度にこの計画の最終年度を迎えたわけであるけども、全体的にどの程度この目標が達成されていると評価しているのか伺う。また、この目標が達成できなかったものもあるかと思うが、特に保健医療部のほうで注目して８次計画に大きく反映させた取組があればお聞かせいただきたい。

２　先ほど長峰委員からもお話があったが、３４６ページの「（４）予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進」になる。先ほどの相談内容についてはよく分かった。そこで、令和５年度において相談の件数が１，９６２件とあって、その後、子育て世代包括支援センターなどの関係機関につなげるとあるんであるけども、実際この関係機関につなげた件数について伺う。また、この関係機関につなげた後、相談者の方はどのような支援や対応がなされていくのか具体的に御説明いただきたい。

３　３５６ページ「イ　依存症の医療提供体制の充実」とあり、埼玉県は第１期の依存症対策推進計画を令和４年度から令和５年度の間で進められたかと思う。こちらも令和５年度が一つの区切りの年だったと思うが、実際にこのアルコール健康障害であるとかギャンブル等依存症、薬物依存症など、こういった依存症の対策を総合かつ効果的に推進してきたと思うが、この計画に基づいて予防や、相談支援、回復支援の各施策はどのような成果を挙げたのか。また県民の意識改革や依存症への理解促進はどの程度進んだのか伺う。また、計画を実施して見えてきた課題などもあればお聞かせいただきたい。

保健医療政策課長

１　地域保健医療計画の目標達成の評価について、まず、前地域保健医療計画の取組結果についてであるけれども、保健医療分野の各方面の専門家で構成する埼玉県地域保健医療計画推進協議会に、本年８月に報告し、まずもって評価いただいたところである。前の計画では４６の指標を設定しており、このうち１７指標、全体の３７％の指標が目標を達成または達成する見込みという評価であった。例えば、健康寿命や、う蝕のない１２歳児の割合、災害時連携病院の指定数、全市町村での入退院支援ルールの作成、県外への母体搬送数などの指標であった。なお、７次計画の前の６次計画で申し上げると、３６の指標を設定し、１１指標、３０．６％が目標達成という状況であったので、７次計画で見ると若干多いという状況となっている。一方で、計画策定時より改善したものの、

目標達成に至らなかったものが２１指標、４５．６％ある。また、計画策定時より後退したものが８指標、１７．４％であった。特に目標が達成できなかったものとしては、救急搬送に係る指標であり、救急要請覚知から救急医療機関までの搬送に要した時間であるとか、重症救急搬送患者の医療機関への受入れ照会が４回以上となった割合であるとか、小児救急搬送で４回以上の受入等がある。先ほど対応について答弁したところであるが、これら救急関係指標では、新型コロナの感染拡大に伴う救急車出動回数の増加であるとか、高齢化による搬送件数の増加の影響を受けたと考えている。そのため、これらの指標は次の第８次計画現行計画においても継続して掲げているところであり、指標の改善に向けて、搬送困難事案受入医療機関への支援の継続に加え、救急医療情報システムに医療機関の受入要請時などに利用できる動画や画像、チャットの送信機能を新たに追加して、受入の円滑化を図ることなどにより、速やかな搬送が行えるよう取り組んでいく。指標の改善達成に向けては、専門家の意見も頂きながら、現行計画において、地域で提供される医療が、感染症発生まん延時等においても、各々の医療が適切に提供されるよう、指標ごとに分析した課題の解決に向けて、それぞれの政策にしっかり取り組んでいきたいと考えている。

健康長寿課長

２　令和５年度に関係機関につないだ件数は、３４件であった。関係機関につないだ後の相談者への支援の内容について、市町村につないだ後であるが、御本人が窓口に来られる場合については、窓口での面談を行っている。また、家庭環境の確認が必要な方の場合については、実際に家庭を訪問して、面談を行っている。また面談であるけれども、本人の状況を丁寧に聞き取りって、生活的、経済的困窮を抱える場合については、生活保護など、福祉サービスの案内をするほか、必要に応じて医療機関の同行受診などを行い、本人に必要な支援を行っておるところである。

疾病対策課長

３　予防や相談支援については、依存症相談拠点機関である。県立精神保健福祉センター及び県の保健所において、令和５年度は、本人や家族などから、４０４件の相談に対応した。また、精神保健福祉センターでは、ネット・ゲーム依存の理解と対応などについて、ウェブによる講演会を実施して、１，４７４人の方が受講するとともに、関係団体が主催する依存症に関する講演会などに講師の派遣を行った。次に、回復支援についてである。依存症専門医療機関である県立精神医療センター及び埼玉県済生会鴻巣病院において、令和５年度は外来で延べ３８８人の方に治療を行った。次に、県民の理解促進への寄与についてである。今年度、ギャンブル依存に関する県政サポーターアンケートを実施した。その中で、「ギャンブル依存症は気持ちや意思だけではコントロールが困難な精神疾患であること」と知っていると答えた方が７１．６％であった。一定数の方が依存症の知識、基本的な知識を持っており、理解は進んだというふうに考えている。次に、計画を実施して見えた課題としては、最近、オンラインによるギャンブルが非常に身近になっている。スマホで手軽にできるようになっていることにより、特にギャンブル依存になるリスクが高まっているということが課題として見えてきた。

髙木委員

１　行政報告書の３１７ページ、医師・看護師確保の対策についてである。これは後期研修医の採用数が目標１，６７０に対して、７４７と大きく下回っている結果がある。こ

れについて、埋める努力をどのようなことをしていったのか。それと、その運営努力の中で、私が特に注目しているのは、県内にある大学病院にも後期研修医がそれぞれ採用というか、就職しているけれども、それに対して県が何かサポートをしているのか、令和５年の取組について教えていただきたい。もう一つは、埼玉県地域枠医学生奨学金である。指定大学が８校あり、それぞれに定員があるけれども、その定員が全て充足されているのか。

２　医薬品などの適正使用等についてである。行政報告書の３２２ページにあり、３７４ページもジェネリック薬品について同じような記述がある。私は令和５年１２月定例会において、特にこの品質不良の医薬品について質問した。その中で、調査員を育成し専門プログラムなどを踏まえて不正な医薬品はないかというふうな調査員というものを育成しているという答弁があったが、令和５年における、調査員の育成状況を教えていただきたい。もう一つは、このジェネリック医薬品の使用促進とあるけれども、令和５年について普及率はどれぐらいであるかということを、県は把握しているのか、教えていただければと思う。以上である。

医療人材課長

１　後期研修医のＰＲの関係では、専門研修病院のプログラムを御紹介するガイドブックを作成している。これに加えて、令和５年度から特設ウェブサイトを開設して、県内外の医学生、臨床研修医向けにＰＲを行って、後期研修医の確保に努めているところである。特に、このウェブサイトについては、院長やプログラム責任者からのメッセージであるとか、指導医や専攻医のインタビュー記事、プログラムの特徴などを詳しく掲載して、イメージを持っていただきやすいような情報を掲載しているところである。もう１点、地域枠奨学金の貸与枠について御質問いただいている。令和５年度に選考試験を実施した地域枠は、４７枠に対して、４６名となっている。獨協医科大学分の１名がちょっと満たさなかったという状況で、おおむね枠は確保できている状況である。

薬務課長

２　調査員は認定という形で育成しており、令和６年度は調査員の認定を９名から１０名に増やしている。その中でも医薬品の区分ごとにリーダーとなる調査員がおり、一般区分７人、無菌区分６人、原薬区分４人のリーダー調査員を認定している。人事異動もあり随時増員できるわけではないが、調査体制を維持できるようにしている。ジェネリック医薬品の普及率については、令和６年３月末時点で８６．０％、令和５年度の月平均では８５．７％となっており、国が示す２０２３年度末に８０％以上の目標はクリアしている。

髙木委員

１　調査員の数であるが、充足数としては、９名から１０名に増えて、それで間に合っているのかというところを教えていただきたい。

２　地域枠の医学生の奨学金、１名足りなかったというふうなことであるけど、これは結局、プライバシーの話があるけど、不合格であったというふうな形で申請したけど結局試験で落っこちてしまって、それで欠員になってしまっているのかというところを確認させていただきたい。

３　ウェブサイトで研修医をというのは、私も獨協医科大学は研修医を集めるのに非常に優れたウェブサイトを持ってるなというふうに思っており、私の恩師がつくったウェブ

サイトであるのだが、いずれにしろ、そのウェブサイトで集めるものを、ほかの病院にも広めるような、そういうふうな、啓発というふうなものを令和５年に行ったのか。

薬務課長

１　調査については、複数人で実施することを基本としており、また複数班で実施する体制を整えている。

医療人材課長

２　地域枠の１名については、合格後に辞退されている。

３　良いウェブサイトの事例をほかに広めるという部分については、実は、本県で令和５年度からオープンした特設ウェブサイトは、そういった大学病院のウェブサイトにも飛ぶような形になっていて、本県の後期研修医、専攻医の魅力を伝えるウェブサイトから、様々な大学病院を御覧いただけるようなサイトになっているので、それを広める努力をしていきたいと考えている。

髙木委員

最後に１点だけ確認であるが、今の地域枠の医学生の奨学金で１名足りなかったということだったが、これはそもそも令和５年においても、補欠みたいなような制度はなく、辞退してしまったりとか不合格したりしてしまうようなことなどを考えると、ある程度、ちょっと脆弱性があるというか不安定というかそういうふうな理解でよろしいのか。補欠のような制度が令和５年には存在していたのかどうかについて、最後に教えていただきたい。

医療人材課長

こちらの獨協医科大学の地域枠が初めてのスタートということで、そういった補欠のような取扱いというのがなかった状況である。今後については、そういったことも十分踏まえて対応していきたい。

小早川委員

１点お伺いする。行政報告書の３４１ページの救急電話相談について伺う。＃７１１９であるけれども、令和５年のトータルの電話の相談件数、それから、うちその小児、大人、医療機関案内とそれぞれの相談件数、それから対応している回線数、応答率に関してお伺いする。あわせてその上で令和５年度どのように、県として総括評価をされているのかお伺いする。

医療整備課長

大人の令和５年度の相談件数が、１３１，２８９件になる。大人の応答率は令和５年度で８３．４%になる。小児の件数が１１４，９６２件で、応答率が８９．４%。医療機関案内の相談件数が１１６，７５２件で、こちらの応答率が、８７．４%となる。回線数であるけども、順番で大人のほうが、令和５年度が、時間帯によるが２回線から最大５回線、となる。小児のほうが、２回線から最大６回線、令和５年度医療機関案内が常時２回線である。全体としては、昨年度よりは改善をしている。小児について、一昨年度は、応答率が７６．８%であった。これが８９．４%になっている。大人についても、８１．３%から８４．３%という形で改善している。引き続き特に令和６年度以降はコロナの窓口も統合して、回線を増強している。ここの部分は、県として重要と考えているので、回線数もしくは応

答率の対応をしていきたいというふうに考えている。

小早川委員

応答率的には、先ほど平均の応答率かなと思うので、時間帯によっては応答率も低い時間帯の回線を増やして、ということと理解している。その上でＡＩの救急相談ということも、進めて行われているかと思うんであるけれども、その利用状況についてもお伺いする。

医療整備課長

ＡＩ救急相談の利用状況について、令和５年度は、３３，４９４件であった。令和４年度は２８，４００件であったので増加している。

荒木委員

１　行政報告書の３３４ページ中の「ク　大学附属病院・医学系大学病院等の整備調整」ということで、令和４年度に続いて令和５年度も１名医師が派遣されたとのことである。順天堂から県内の病院に派遣されたということであるけども、かねてから色々お話しされているとおり、今年の７月３１日付で順天堂大学附属病院の病院整備計画に４回目の変更があった。確かに平成２７年に、順天堂大学附属病院を誘致するってことで決定して計画をお示しいただき、９年間経って、４回目の変更の申請があったということで本当にこれはもういかがなものかなというふうに思っているところである。そういう中で、令和５年度以前には３回変更される中で、合計４回ということである。今回の変更理由というのが、物価高による資機材の高騰であったりとか、あるいはまた建設費の高騰、さらには人件費の増大という、こういうものを理由に見直しがあったということであるけども、令和５年度に県と順天堂大学附属病院との、そしてさいたま市とも色々な協議を、延べ８２回実施しているということであるけども、物価高については、この令和５年度、あるいはまたそれ以前からある程度認識されていたことであり、これを理由に再度の４回目の変更は非常にいかがなものかなというふうに思っている。確かに大きな額なので、致し方ない面はあるかもしれないが、物価高に対する建設費の増大について、県として８０数回協議を重ねる中で、どのように協議し、あるいはまた助言をしてきた経緯があるか。これについてお尋ねをしたいとまず思う。

２　令和５年度の時点でそれ以上の変更による延期があれば、当初県側から課していた大学側への設置に対する条件、この変更が検討されてきたことがあったかどうか、もう一個言うと、これ以上変更されるということがあれば、再度公募をやり直して、異なる大学、異なる病院の選定をするとかという検討がなされたのかどうか。

３　開院の遅れによって、予定している８００床の受入体制が整備できないのは、さいたま市であるからさいたま医療圏にとって大きな損失であるというふうに思っている。これについては、それについて認識を伺うのも、変な質問かと思うけれども、あえてどのように認識していたか、令和５年度に。そしてその８００床が、これ以上遅れることを想定して、県として何かしらの対応を協議した経緯があったかどうか、これについても質問したいと思う。

４　病院の開設に伴って当初の計画で３００名の医師を大学が確保するという条件があったと思うが、これは民間である大学のこととはいえ、度重なるこの開院に対する変更があったので、３００名の確保をちゃんとできる状況にあったと把握していたかどうか。県として令和５年度そこに対して危惧されていたかどうか、そしてまた協議の中で、そういった確認をしっかりと行っていたかどうかについてお尋ねしたい。

保健医療政策課長

１　今年７月３１日に整備計画の見直しがあったと､委員から御指摘あったわけであるが、１点修正というか、見直しの申入れがあったということであり、まだ整備計画の変更の申出という段階で、申請書までは提出されていないという状況であることを、あらかじめ御説明する。その上で、御質問にお答えする。今回の申入れではあるが、既に３回の変更が行われている中で、今後場合によっては４回目の変更になってくる。この資機材の高騰等については、最後の３回目の申請が令和４年５月であるので、もう十分に資機材の高騰人件費の高騰については見通しがきく段階になっていたと、本県でも承知しているところである。したがって、その手続が遅れることがないようにということで、私どもとしては、大学の担当者から実施設計に向けた行政協議が必要となる項目に関して、きちんと手続が進んでいくのかという進捗を確認するために、毎月その状況の確認を行ってきたところである。進捗状況を確認する中で、大学からは建設業界の現状を踏まえた上で、整備計画に従って令和９年１１月の開院に向けて準備を進めているということを伺ってきたところである。そのような中でこの時期になり、事業計画の見直しを行う必要がある、そういうことを申し入れられてきたわけで、そこについては驚きを持って受け止めているところであるが、その背景については不明である。

２　現段階においては、大学側からは、変更計画を申請して、元々の方針に沿って進めていきたい意向だということが文書で提出されているところであるので、今の段階でその先のことを私どもとして検討することが残念ながらできないので、まずはそれを受け止めて確認していくというところにあるかと思っている。

３　順天堂大学が整備を予定している８００床はさいたま医療圏の中での整備ということになり、委員の御質問は、８００床が開設されなければ損失になるのではないかということかと思う。その認識であるが、私どもとしては、現段階で、整備計画が提出されてくるという条件で待っているところであるので、この８００床については、現時点で整備をしていただけるものという認識で考えているところである。また、その対応について協議をしてきたかについても、現時点では同様のお答えとなる。

４　３００人の医師配置については、昨年、大学からは開院に必要な医師３００人の具体的な確保については、大学が自前で確保するという考えを持っているということを伺っている。その上で、欠員が出る場合については全国公募を実施するという回答も頂いていたところである。私どもとしては、大学が医師を公募することで、県内の他の医療機関から、医師が引き抜かれるようなことがあってはならないと考えているものであり、昨年そういう意見が提示された際に、本県としては、新病院の医師の確保に当たっては県内医療機関からの医師の引き抜きが起きないように対応していただくように、通知を出し、強く要請をしたところである。大学からは埼玉県以外の地に勤務する医師を優先して採用するという回答を頂いているところである。

荒木委員

１　４回目の変更をすると想定したときに、令和５年度に、これ以上の変更による延期があったときには、県側から当初課していた条件を、少しペナルティとは言いませんけれども、条件の変更とかというのは検討された経緯があったかどうかがまず１点。これまで度重なる変更をしているわけであるから、これ以上変更されたくないという観点から、もしあったときにはそういう検討があったかどうかについてお尋ねする。

２　そもそも７月３１日に見直しの申出があったということであるが、令和５年度中にお

いては、当然その物価高による資材の高騰というのは十分に把握し、県としても度重なる協議をして、大学にも理解をいただいたというような答弁だと思うのであるが、１番最後に協議したのは、令和５年度、だから令和６年の何月だったか、それからどれぐらいの期間を経て見直しの申請があったということを知りたいので、最後の日付についてお尋ねしたい。

３　建設費の高騰によって、当初の県からの助成率、負担率はたしか半分以下だったと思うんであるけども、この社会情勢の状況に鑑みて、助成率、負担率というのは、令和５年度の時点で負担率の具体的な申請は大学側からあったかどうか、もうそろそろあってもいいのかと思ったので、そこについてお尋ねをしたいと思う。

４　８００床の病床については、割当ての基準病床数に基づいた数だと思うけども、これがさらに延期が想定される中で、基準要件も多分変わってくると思う。人口当たりの病床の配置、性別なんかも踏まえると思うんであるけれども、延期によってそういった病床数が変更されることを、令和５年度県としては想定していたかどうかについてお尋ねしたいと思う。

保健医療政策課長

１　４回目に変更するという状況になったときに、変更の延期に関して条件の変更等について検討したのかということであるが、私どもとしては、医師不足地域への医師の派遣について、しっかりやっていただくということは守っていただくようにということをお話ししているが、細かな条件等について、医師派遣の内容以外については申入れを行っていない。

２　令和５年度の最後の協議は令和６年３月１５日に開催している。その時点では変更の意思は示されていなかった。

３　建設費に係る助成費の負担率について、令和５年度申請があったのかということである。財政支援の協議に関しては、私どもまだ大学側と協議についていないため、ないということになる。

４　８００床の割当てに関して、延期により基準の要件等も変わってくるのではないかということであるが、こちらについては、地域保健医療計画で基準病床数を決めているのであるが、順天堂大学が公募に応じた時期というのが、現行が８次計画であるが、７次計画の前の６次計画の段階であった。この段階であると、基準病床の枠組みで８００床というのはあるが、どういう機能で何床を整備するかということについては決まっていない段階であり、８００床まで認めているところであるので、要件等の変更があった場合でも、以前の内容を引き継いで整備がなされるという仕組みになっているので、変更等はない。

荒木委員

３００名の医師の確保については、県内に従事する医師を引き抜くことはやめてほしいという話であるけども、令和５年の時点では大学側と協議をする中で、３００名確保の目途は立っているという見通しだったのかどうかについてお尋ねしたいと思う。

保健医療政策課長

協議の中で聞いているお話としては、大学の内部、他の病院を含めた大学の附属病院の内部で、それらについて確保を図っていくということを聞いてはいるが、３００名なのか、２００名なのか規模感については伺っていない。

萩原委員

行政報告書３５４ページ、「キ　がん患者の就労支援の推進」について、両立支援の専門職による相談会の記載がある。先ほどもがん検診の質問、質疑があった。日本人の死亡原因の第１位は長いことがんになっている。２０２２年には全国でがんで亡くなった方は約３８０，０００人。がん医療は日進月歩で今進んでいるが、がん治療をされながら仕事をしておられる方も本当に増えている。そこで、両立支援の相談はそのような状況にある方にとって、とても大切な事業であるというふうに考えている。まず、この事業内容について伺う。資料によれば、相談会の開催が２５回、相談人数が２４人となっている。この相談人数ももう少し増えないのかなというふうに思うが、ここについての認識を伺いたい。また、この周知についてどのようにされてきたのかも伺う。そして主な相談内容、この相談の対面での相談と電話での相談がそれぞれ何件だったのか。それも伺う。

疾病対策課長

がんの治療と仕事の両立支援を行うために、看護師、医療ソーシャルワーカー、両立支援促進員による相談会を月２回行っている。これは、仕事帰りに利用できるよう平日の夜間に実施している。現在は、浦和駅前のパルコの中にある会議室の中で行っている。対象者は、県内で在住または在勤する就労中のがん患者の方である。相談の内容としては、就労の継続であるとか、日常生活における工夫や、また治療中のお金のことなどをワンストップで専門家の助言が聞けるような体制をとっている。相談の方法は、対面と電話と、Ｚｏｏｍによるオンラインの方法をとっている。前後するが、相談の方法であるが、令和５年度は電話が２２件であった。対面が２件、オンラインが１件であった。対面の相談については、コロナの関係もあり、令和５年の７月から対面相談を再開したところである。相談会を２４回実施して、２５件ということで、相談件数のほうは少ないというふうに認識している。どのような、周知をしてきたのかについてである。こちらについては、まずは、県のホームページで広報している。また、県の公式ＳＮＳ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍを通じて周知している。また、彩の国だより１０月号に掲載したり、あと各市町村の広報紙のほうにお願いして、できる限り、掲載していただくようにお願いしている。また、がん診療連携拠点病院、また、埼玉県が指定するがん診療指定病院のほうにも、この院内にポスターやチラシの掲示をお願いしているところである。また、経営者協会など、県内の経済団体のほうに訪問して、加入していらっしゃる企業などに周知のほうをお願いしている。こういった取組を通じて、がん患者さんの就労の支援に努めていきたいと思っている。

萩原委員

答弁漏れがあったかと思うけれども、相談内容、いわゆるどんな相談があったのか。相談方法は分かったので、相談内容がどんな相談があったのかというところをお聞きしたい。

疾病対策課長

ここのところやはり両立支援の相談が多い。就労中の方が、治療を受けながら、仕事をしているんだけれども、ちょっと体のほうがしんどくなってきたというところで、どのように、職場のほうに伝えたらいいかというような御相談が多い。またそれに付随して、それを緩和する方法という形で看護師さんに御相談を受けていただいたりというところもある。

萩原委員

その一つなのかどうかというのはちょっとあるけれども、そういうような相談内容を踏まえて、これを県のがん対策にどうつなげていっているのか。私はもういわゆるがん対策のステージでどんどんどんどんやはり変わってきてるというふうに思うんであるけれども、それに応じて、まさに相談内容というのは、それをはかる大事な物差しかなというふうに思う。そこについてどのようにつなげているのか。

疾病対策課長

委員のおっしゃるとおり、本当にがんの治療は日進月歩であるので、がんは、治る病気になってきている。そういったところもあるので、がんになったからといってすぐ、やはり仕事をやめるということは、まずは、そういったことがないようにというところは、まず基本に押さえたいと思っている。また、これだけの方が、がんにかかっているので、職場の理解というところも進めていって、がんになった方も就労しやすい職場づくりのほうにも対応していかなくてはいけないというふうに考えている。

萩原委員

なぜこのような質問をしたのかというと、今保健医療部の質疑であるけれども、がんと仕事というところでは、産業労働部との連携というのが欠かせないというふうに思っているんであるけども、ここについて、令和５年度どのように取り組んできたのか、質問する。

疾病対策課長

私どもが行っている事業については、産業労働部と共有しながら進めているところである。このワンストップ相談を始めるときには、萩原委員にも大変御協力をいただいたところがあり、その頃は本当に、月ごとに実施状況等を把握するなど、お互いに、相乗りできる事業などの検討をしてきたところである。それで、コロナ等もあり、その辺りのところを今後もさらに充実していかなくてはならないというふうに思っている。

城下委員

１　行政報告書３２７ページ、国保税の関係で伺う。令和５年度は国保運営協議会で第３期の国保運営方針が審議された。運営方針には、県はこれまで今後検討するとしてきた収納率格差を反映しない完全統一化の期限を令和１２年度までと明記したが、これは、パブリックコメントが終わった直後に出されてきたわけである。収納率は大都市部で低く、今でも８％の市町村格差がある。完全統一の期限を決めて無理やり目指すならば、今以上に収納対策が強化されるといった懸念もある。これまで期限を明記してこなかった完全統一化を、令和５年度中、パブコメが終わった後に明記した、この理由について、説明していただきたいと思う。

２　国民健康保険財政安定化基金には、保険税引上げの抑制に活用できる、財政調整事業分として約２９億円の積立てがある。１人当たりの納付金が大幅に増加する場合に活用すべきと考えるが、令和５年度にどのような検討がされたのか、答弁願う。

３　後期高齢者医療制度である。行政報告書の３２８ページ、「（２）後期高齢者医療制度の堅実な運営」で、基金残高が約１０１億９，０００万円、約１０２億円ある。後期高齢者医療制度の保険料は２年に一度改定である。令和６年度の被保険者１人当たりの平均保険料は、これ国が取りまとめているが、全国平均で月額７，０８２円となる見込みであり、５０７円の引上げで、令和７年度は１１０円の引上げである。一方、年金は実

質削減となっている。質問であるが、保険料の引上げを抑制するために、実はこの基金活用ができるのであるが、令和５年度は広域連合においても保険料の改定が議論された年度であったと思うが、どのように県として助言されたのか、お示しいただきたいと思う。

４　行政報告３３５ページ、「ア　看護職員の養成」についてである。看護師等養成所に対して運営費を助成したとあるが、看護専門学校の閉校が全国で相次いでいる中で、県内での閉校状況はどうだったのか、運営費の助成は足りていると認識しているのかその辺も御答弁いただきたいと思う。

５　それから看護学生の奨学金についてであるが、昨年の決算特別委員会で党県議がこの給付制度、給付制の奨学金制度の必要性について質問したところ、県として看護学生のアンケートを行ったと。返還免除型の奨学金による県内医療機関への誘導効果は限定的とこのように答弁されている。しかし昨年度、全日本民主医療機関連合会が行ったアンケートでは、８割の学生が、やはり返済に、不安を感じているので申請できないというのが１番の理由だったそうなんである。改めて伺うが、看護師を確保していくための給付制の奨学金制度が必要と考えるけれども、令和５年度検討されなかったのか、されたかどうか、この点について答弁願う。

６　地域保健医療計画についてなんであるが、先ほどから出ているけども、行政報告書３２４ページである。次期地域保健医療計画の中では、地域医療構想の高度急性期、急性期の必要病床を何床と定め、現在の病床数と比較してどうなっているのか伺う。

７　コロナが昨年５類に移行したけれども、新型コロナ第８波では、退院者数も多かったということで、そのうちの２割近くが高齢者の入所施設で亡くなっている。入院を依頼してもなかなか受入れてもらえなかったということで、特養ホームの施設長の皆さんは、そういう意味では大変な御苦労もあったという回答もされている。策定した地域医療計画で新たな感染症対策も位置付けているけれども、コロナの教訓から急性期病床を減らすべきでないという考えもあるが、なぜこの部分が、リハビリ病床、回復期病床への転換へと誘導されたのか、お願いする。

８　それから策定した地域保健医療計画では、医師数の目標は何人か。県は医師確保のため、医学生の奨学金等を実施している。先ほども質疑があったけれども、目標年度までに何人の医師が増えると試算をされているのか。

９　医師確保の抜本的な対策は県議会決議にも上がっているように、県立大学への医学部設置だと思うが、計画に盛り込まなかった理由についてお示しいただきたいと思う。

10　新型コロナウイルスの感染の医療機関への支援についてなんであるが、行政報告書３６２ページである。医療機関への支援については、６月末まで、軽症から重症病床を、そして９月末で、重症病床のみを確保対象として、助成したとしているけれども、全国的には、９月末まで軽症病床も維持したところもあった。なぜ埼玉県が６月末でそれを打ち切ってしまったのかという声も寄せられている。医療機関への丁寧な聞き取りは行ったのか、また、打ち切ったことでの医療機関への影響をどのように、令和５年度、把握をされているのか、お願いする。

国保医療課長

１　まず保険税の完全統一の目標時期であるが、保険税の統一については、市町村からの要望や国の方針を踏まえて段階的に行ってきたところである。まず平成２９年の９月に策定した第１期運営方針では、保険税水準の統一を将来の目指すべき課題として位置付け次に、令和２年１２月の第２期運営方針では、平成３０年度に最大で１２ポイントあ

った収納率格差が一定程度まで縮小された時点で完全統一を実現すると記載した。こういった経緯を踏まえ、第３期運営方針の策定に当たっては、市町村に対して意見照会を行ったところであるが、市町村から、今後、計画的に取組を進めるために目標年度を明確にすべきとの御意見があった。また、国の保険者努力支援制度において、具体的な目標年度の設定が評価の指標になった。さらに令和４年度の収納率格差であるが、速報値であったが８ポイントまで縮小してきた。こういったことを踏まえて、市町村とも協議の上、今後６年間かけて、さらに段階的、計画的に完全統一の取組を進めていきたいということで、第３期運営方針に令和１２年度の完全統一を目指すことを明記したものである。

２　財政調整事業分の活用に当たっては、市町村と協議の上、取崩しの必要性を判断しているところである。令和５年度については、納付金の１人当たり伸び率が、過去の伸び率に比べて抑えられたことを踏まえて、市町村と検討した結果、取崩しを行わないこととしたものである。

３　この基金の本来の目的であるが、高齢者の医療の確保に関する法律により、保険料の収納不足や給付費の増加への対応に充てるものとされているが、特例として、法律の附則によって、当分の間、保険料の増加抑制に充てることができるとされている。広域連合では、この基金の取崩しに当たって、医療懇話会の意見を踏まえて、県への申請をするかどうか判断している。こちらの懇話会のほうからは、県の財政安定化基金は、予想外の財源不足などに対する備えとして活用すべきであり、保険料の上昇抑制のためには広域連合の剰余金を活用されたいという提言をされたと聞いている。こういった意見を踏まえて、広域連合では、慎重に判断を行っているので、県としてはこの判断を尊重することとして、積極的な基金の活用を促すような助言は行わなかった。

医療人材課長

４　看護師不足の中で、県内の閉校の状況についてである。委員御指摘のとおり、現在、看護学校についても少子化や学生の高学歴志向などを背景として、入学定員に対して定員割れの状況が生じており、県としても課題と認識しているところである。閉校の状況については、県内でこの数年間の間で明確に判明しているもので、既に６課程の廃止が決まっているというところである。少子化などの影響により、県北部のほか、比較的養成所が集中している地域において、学生の確保がより厳しくなっていると考えられるところである。続いて、養成校への運営費の御質問についてである。県では県内の経常収支が赤字の養成校に対して運営費の一部を補助している。厳しい県財政状況においても、令和５年度においては、３９校、４６課程に対して、約６億４，３００万円の補助を行っている。１校当たりの平均約１，６００万円の補助を行っているところである。しかしながら、運営費の助成が足りているかというと、残念ながら十分な状況とはなっていない。

５　奨学金の制度の検討に当たっては、委員御指摘のとおり、令和４年の４月に、看護師等養成所の学生を対象に就業に関する調査を行い検証している。県内の医療機関に就職するつもりであると答えた人が約８割に上った一方で、返還不要の奨学金制度があれば利用して県内に就職すると答えていただいたのが全体のおよそ３％、という状況であった。また、平成２１年度まで本県では返還免除型の奨学金を運用していたが、貸与を受けていない学生も含めて県内就業率が６割を超えていた中で、この修学資金貸与者の県内就業が７割程度にとどまっていたという状況から、やはり給付型の奨学金による、県内医療機関への誘導効果は限定的であると考え、導入する状況にはないと考えていると

ころである。

８　県としては医療施設に勤務する医師数について、令和８年度に１６，３４３人という目標を掲げているところである。これについては、奨学金制度による配置でプラス１５７人を見込んでいる。それ以外であると、第８次地域保健医療計画で決定をされた病床整備が進むことであるとか、臨床研修医の誘導を中心とした医師確保対策を進めていくことで、医師確保に努めていきたいと考えているところである。

保健医療政策課長

６　地域医療構想の必要病床数と現在の高度急性期・急性期の病床数を比較するとどのようになっているのかについてである。必要病床数と、令和４年度の病床機能報告を定量的に分析した結果を比較すると、県全体で見ると、高度急性期は６５１床の過剰、急性期は１，６９４床の過剰、一方で回復期は２，５５１床の不足、慢性期は１，２４９床の不足の状況となっている。

７　コロナの教訓から急性期病床を減らすべきではないと考えるが、なぜ回復期病床に転換することになるのかの御質問についてである。将来に向けては、少子高齢社会の進展に伴って医療需要が増加する。一方で、生産労働人口は減少し、医療にかかるマンパワーも減少するという課題がある。そうした中で、必要な医療を提供していくためには、急性期治療後に、患者が速やかに在宅医療等に復帰できるよう支援するための、回復期病床を増やしていくことが必要となるものである。地域医療構想はこうした長期的な視点から、将来の持続的な医療提供体制の実現を目指すものとなっている。一方で、コロナ禍、特に感染拡大時において、救急医療などの一般医療に影響が生じた。県ではコロナの経験を踏まえ必要病床数などの加算を可能とするよう、国に対し病床制度の見直しを要望しており、知事から厚生労働大臣に対して直接要望も伝えさせていただいているところである。現在、国において、令和８年度、２０２６年以降の新たな地域医療構想の検討が重ねられているところであり、国の動向を注視するとともに、国に対し必要な要望を行っていきたいと考えている。一方で、感染症有事の際の病床の確保については、現行の地域保健医療計画、８次計画の中で、新型コロナウイルス感染症の教訓をもとに新興感染症の発生に備え、医療機関との間で、病床の確保等に関して協定を締結することとし、協定の締結が進んでいるところである。感染の状況を踏まえ、協定締結医療機関に対し、対応を要請し病床を確保していく。

９　現在国では、医学部の新設を認めておらず、現行の地域保健医療計画においてもこのことを前提として医師確保に係る取組を検討してきたことから、計画には盛り込まなかった。一方、医学部の新設は長期的な視点で見れば医師確保の有効な手段である。県では国に対して、県内に医学部を新設することを要望しており、今後とも引き続き要望していく。

感染症対策課長

10　６月末で軽症病床を打ち切ったのか、医療機関への聞き取りを行ったのかの御質問である。県では、早期に幅広い医療機関での入院体制を構築するため、県医師会との意見交換のほか、医療機関への説明会を通じって、丁寧に理解を求めてきたところである。一部の医療機関からは、病床確保による確保料を望む声があったが、一方で、病床確保を継続することで他の一般医療を圧迫してしまう、確保しないほうが運用しやすいとの意見もあった。県としては、コロナ診療と一般医療とのバランスのとれた医療提供体制を段階的に確保するために、７月以降、軽症及び中等症の患者については、一般医療の

中で受け入れることとした。医療機関への影響についてであるが、病床確保料が支払われなくなる一方で、これまで空床にしなければならなかった病床に対してコロナ患者以外を受け入れることが可能となる。また、コロナ患者を受け入れる場合であっても、診療報酬上各種加算が適用されることとなる。受入れ患者の病状によって治療内容が異なるため、収入に増減が生じることとなるが、一方で、医療機関の御尽力もあり、県民の皆様に対して、一般医療とのバランスの取れた医療提供体制を提供することができたと捉えているところである。

城下委員

１　まず国保であるが、パブリックコメントを取った後に完全統一化の記述を明記した理由については、国の保険者努力支援の評価項目に期日を明記することで評価されるので入れたということでよいか。１回目でお聞きしたときにパブリックコメントの後にこの完全統一化の記述を入れたので、これについていかがなものであるかというふうに聞いたのであるが、今の答弁では、国の保険者努力支援のメニューに、それが評価項目になったので位置付けたという答弁を頂いたものである。であるならば、このパブリックコメントの時に、もうちょっと県民への説明という観点で、やはり県民の声を聞くという大事な段階を踏まなければいけない部分であるので、県民に対して追加でパブコメをするとか、大体７月に、保険者努力支援制度の項目というのが提示されるわけなのでパブリックコメントを取る時期をずらすとか、そういうこともできたのではないか。この辺については課題として認識されているのかどうなのか。

２　後期高齢者医療であるが、１０２億円基金残高があるわけである。私も広域連合の議員をやっていたが、懇話会の中で県から、これを使うと後でお金を積まなきゃならないという説明があったかと思う。それを聞いた懇話会の皆さんが、基金を使おうというところまでなかなか決断できないのだなという印象を持っている。私が調べたところ、全国でも二つの広域連合で過去にこの基金を活用した事例があった。県の基金であるのでしっかりと、懇話会の中で、活用の意義などを助言すべきだと思うのであるが、この点についてなぜ積極的な助言をしなかったのか再度確認したいと思う。

３　看護師の部分であるが、アンケートで３％が県内の就職を希望ということで、やはり賃金格差がここでも表れていると思う。ある程度のインセンティブをつけていかなきゃいけないという部分で、そういった議論はなかったのかどうなのか。

国保医療課長

１　保険税水準統一の関係であるが、パブコメの後に完全統一化の期日を明記したという理由については、委員が仰ったように、国の保険者努力支援制度の方に評価の基準が設けられたということも理由の一つではある。そのほかに、このパブコメと同時期に市町村に対して意見照会を行った際に、計画的に取組を進めるために目標期限の設定をすべきだという意見があり、それを踏まえて、再度、市町村と協議の上、盛り込んだものである。また収納率格差も段階的に縮小してきており、速報値で８ポイントという結果も出たことも踏まえて、パブコメの後に期日を入れたところである。

２　後期高齢者医療制度の財政安定化基金の活用についてであるが、懇話会の方に県の職員が参加しているが、オブザーバーという立場である。懇話会の中では、財政安定化基金を取り崩すのではなくて、まず、後期高齢者医療広域連合の剰余金を活用して、保険料の抑制を図るべきだという意見があったため、その意見を尊重したと聞いている。

医療人材課長

３　看護師確保のこの賃金格差等のところから検討はなかったのかというところであるが、一般的な看護師等の養成所の学費については、看護師等として就職して勤務を続けていただければ返還が可能な金額の範囲と考えている。また、看護師の給与等の改善については、国の診療報酬等の改定もなされているところである。更に低所得世帯に対しては、授業料等の無償化によって学生に対する実質的な負担がなくなっていることから、一定以下の低所得世帯への影響は少ないと考えていることから、検討は特に行っていない。

城下委員

完全統一化の期日を明記したことについては、国の保険者努力支援交付金のメニューが年度途中で変わったということが一つの理由、それからもう一つについては、市町村との協議がこの時期だったという説明だったのであるが、それはそれとして、県民への意見聴取、説明についての部分が抜けている。それについても、適正なパブリックコメントの在り方だったという認識であるか。

国保医療課長

県民コメント制度の関係であるが、県民コメント制度で頂いた意見については、国保運営協議会の方に報告の上、議論をいただいているところである。県民コメントの時点では、期日について盛り込まれなかったが、完全統一を目指して計画的に進めていくという方針自体は、第１期の運営方針の頃から変わっていない。そういった基本的な方向性は変わっていないので、県民コメントの後に期日を明記したことについては、適正だったと考えている。

城下委員

そこの部分はやはりちゃんとしないと。これはなぜかというと県民、要するに国保加入者にとっては、保険料の上昇にもつながっていくわけなのである。だからこそ県としては説明責任が問われているわけなのである。期限を明記しなかったことは適正だというふうに答弁されたが、やはりパブリックコメントで県民は意見を述べているわけである。そこに令和１２年度の記述がなかったことで驚いたので、その部分については、それをもって丁寧な説明をされたという理解であるか。再度確認したいと思う。

国保医療課長

完全統一への目標年次の設定であるが、繰り返しになるが、国保の広域化の時点から、基本的な考えとして保険税の水準の統一を図っていくという、そういった大きな方針の下にやっているところである。今回、令和１２年度までの完全統一を目指すという記載をしたが、目標を立てることで、計画的に、先ほど委員の方から話があったように、無理やり収納率を上げるとか、そういったことにつながらないように、６年間をかけて着実に取り組んでいくという趣旨で、市町村からも意見を頂いて盛り込んだところである。今後、県民の方に対しては、運営協議会だけではなくて、適宜、情報を発信して、御理解をいただくように努めていきたいと考えている。

井上委員

１　行政報告書３４５ページ、「５　母子保健対策の推進」の中の、「（１）新ウェルカムベイビープロジェクトの推進」についてである。資料によると、女性年齢４３歳未満の夫

婦を対象に不妊検査費を２，３６３件、不育症検査費を３８８件助成したとある。以上の助成の結果、実際に子供が誕生したケースが何件であるかという把握をしているのか、お伺いしたいと思う。

２　３５４ページ、「カ　小児・ＡＹＡ世代におけるがん対策の推進」である。４３歳未満の若年がん患者の妊孕性温存治療の一部助成、費用の一部助成、助成件数１０２件、また、温存後、生殖補助治療の費用の一部助成、こちらは２９件とある。相談を受けた全員がこの対象になったわけではないと思うのだが、それぞれ相談を受けた件数と実際に助成を受けた件数の割合をお伺いしたいと思う。またあわせて、県内では、埼玉医科大学総合医療センターと獨協医科大学埼玉医療センターの２医療施設が対象となっているが、県外でも、対象となるというふうにある。先ほど１０２件及び２９件という数字があったが、これの県内、県外の割合を教えていただきたい。

３　３６７ページ、「（２）水供給体制の確立」についてである。私は令和５年の９月定例会の一般質問で、給水装置工事事業者指定事務の共同化推進についてというテーマを取り上げた。その際の答弁が、まずは、申請書類や受付窓口の統一を進めることを検討していきたいといったものであった。令和５年度のその後の取組状況をお伺いする。

健康長寿課長

１　不妊検査、不育症検査助成の結果、実際に出生したケースを把握しているのかについてである。安全な妊娠・出産には加齢等に伴うリスクがあることから、検査により健康状態の把握や原因が特定されることで、必要な方が治療につながっていく効果が期待されることから、当該事業により、経済的支援を行い、検査が受けやすい環境を整えることとしている。検査を助成した方の出生の有無であるが、治療の結果、必ずしも妊娠・出産につながるものではなく、治療期間や、最終的に妊娠・出産に至るには個人差があることから、出生の有無については個別に把握するのは難しいと考えている。

疾病対策課長

２　相談についてカウントはしていないが、毎週３件ぐらい、妊孕性温存治療と温存後生殖補助医療についてのお問合せがあるので、年間大体１５０件程度の相談や問合せをお受けしているところである。そのうち、昨年度、妊孕性温存治療費助成について、対象外というふうな形でお答えをしたケースは、１件のみであった。その理由については、不妊治療中にがんが発見されたケースであり、既にそこの不妊治療については、医療保険で受けていたものであったため、対象外という形だった。温存後生殖補助治療については、相談において、対象外とお答えしたケースはない。また、昨年度、妊孕性温存治療及び温存後生殖補助治療の申請については、診断書など書類を審査して、全てにおいて助成させていただいた。次に、県外の指定医療機関で治療した件数についてである。まず、妊孕性温存治療については、１０２件のうち、２５件が県外での治療であった。２４．５％である。残りの７５．５％が県内での治療になる。次に、温存後生殖補助治療を受けた２９件のうち、県外の医療機関で治療したものは９件であった。３１．０％になる。残り６９．０％が、県内の治療となっている。

生活衛生課長

３　現在県内の５７ある水道事業者を、地域ごとのブロックに分けて、各ブロックにおいて、水道事業の基盤強化に向けた広域連携の取組について検討しており、この中で、給水装置工事事業者指定事務の共同化についても、多様な広域連携の取組の一つとして、

検討対象となるよう促しているところである。令和５年１１月に、全てのブロックを対象にした広域連携に関する説明会を開催し、その中で、当該指定事務の共同化について、先行事例である奈良県や愛知県における取組の紹介を行うとともに、令和６年１月から２月にかけて、各地域で開催されたブロック会議に出向き、共同化の実現に向けた手順等についての説明を行った。その結果、１０あるブロックのうち、８つのブロックにおいて、共同化に向けた具体的な検討を今年度から開始することとなっている。

井上委員

先ほど、実際の出産に至るケースの把握はしていないということだったが、これは、協力を求めていったら、数を把握していくということは可能になるのか、それともやはり難しいのかという点をちょっと教えていただきたい。今、異次元の少子化と言われる中で、この取組が、やはり成果につながってほしいなというふうな思いがある。先ほど、不妊検査費、不育症検査費の件数はお話ししていただいたんであるが、それぞれ、決算上幾らかかってる、というような数字になるのか、確認させていただけるか。

健康長寿課長

ケースの把握について、協力を求めて把握ができるかについてであるが、実際に市町村の方が、事業主体でやっているので、市町村と相談しながら確認していきたいと思う。金額であるが､不妊検査については１，１５０万７５７円､不育症検査については４４２万１，５７９円である。

梅澤委員

１　３２４ページ､「（１）地域保健医療計画の推進」について伺う。私は、よく病院には行かないが、病院の先生にいろいろお話を聞く機会があった。今年の１月とか２月、本当に救急患者が多くて、脳梗塞や心筋梗塞も含めて、非常に救急隊を受け入れることができなかったと。そういうふうに言って嘆いていたんであるけれども､時期によっては､救急、急性期病床が足らなくなるという現象があると思う。この医療計画の中で、病床数であるけれども、先ほども意見が出たが、私のところは利根医療圏というところであるけれども、利根医療圏の昨年度の会合の中でも、いくつか急性期病床から回復期病床に移ったとかという結果もあるんであるが、救急患者人口が減少する、そして高齢化が進む、その中で起こる救急、急病患者に対して、救急病床が減らされるというのが、どうも地元としては余り納得がいかない。これは、基準病床の中に、どういう条件で入れられていて、そういう話合いができているのか伺いたい。

２　「（２）地域保健の推進」の中で、保健所の機能強化がうたわれていて、これは人員も含めた機能の強化とか､連携というのは､衛生研究所とかって言うのかなと思うのだが､その具体的な対策がどういうふうに行われて、どういう効果が得られているのかお伺いする。

３　今年１月、能登半島で大きい災害があった。水道管が、下水も含めて隆起したりということで、大変な状況だったんであるけども、そのあと国から、全国の水道事業者に調査がかけられた。生活衛生課が､各市町の水道事業者との連携が強いので､令和５年度、布設替えや耐震化がどの程度行われているかというのを把握しているのか。そして今、地域では、なかなか補助金がついても、１００％補助金を使って布設替えができないという状況にあるのである。その辺のところを、きちんと踏まえながら、これから令和５年度の状況を踏まえて、どう対処するのかということをお伺いする。

保健医療政策課長

１　地域医療構想の中では、医療圏ごとに四つの医療機能を国の計算ツールにより算定をして、４機能で何床ずつということを各医療圏で提示をさせていただいて、医療事業者によって、機能の分化、連携ということを協議いただき、それに御納得いただいたところから､順次体制を整えて病床の移行というものを進めていただいているところである。したがって、答弁としては、この調整については、関係者の協議、地域医療構想調整会議の場を通じて、調整を行っているところである。

２　令和５年度においては、保健所において業務の効率化を図るため、非常に業務多忙になっていた指定難病医療給付に関する事務を本庁に集約化して、事務の効率化を図ったところである。また、保健所においては、広域的な健康危機管理機能の強化を図っており、大規模災害などによる健康危機を想定した図上訓練や研修会を実施したところである。こうした点で具体的に機能の強化を図っているところである。

生活衛生課長

３　耐震化については、現状としては、県内全体の平均値で、重要な施設に通じる部分だけ見ると、速報値で約４２%、全国で１４位という状況になっている。国の方も、能登半島地震以降、災害対策として、緊急的な管路更新等について新たな財源等も検討しているというお話を頂いているので、こういった部分を注視しながら、補助金を活用した耐震化の推進をしっかりと進めていきたいと考えている。

梅澤委員

１　一つ答弁漏れなんだけれども、布設替えについては市町の水道事業者の実態を把握してないということか。やはりそれをやらないと、国がどのように言っても、きちんとした対応はとれないと思う。

２　地域医療構想の病床数であるけれども、今年、厚生労働省に行く機会があったが、やはり、国は県に主体的にお任せするよというところが増えてきている。であるから、県がきちんと病床数を求めていく、回復期と緊急の病床の差というのは私も分からないんだけども、回復期の病床を使ってはいけないのか、その辺についても少し教えていただきたい。

生活衛生課長

１　直近３年間の県全体の市町村水道の耐震適合率については、令和２年度４８%、令和３年度が４９．１%、令和４年度末で４９．７%と、本当に僅かながらであるが、微増という状況である。やはり布設替えについては、多大な費用を必要とすることから、まず、そういった国の交付金をしっかりと活用した上で、計画的に耐震化を進めていくよう、引き続き、しっかりと、助言をしていきたいと考えている。

保健医療政策課長

２　回復期と急性期の差について、回復期のほうを急性期で使っていいのかという御質問だったかと思う。コロナ禍を踏まえた必要病床数を考えていかなければいけないかと思っている。一つに、国の見解ではあるが、新型コロナ対応においては、急性期医療だけではなく、その後方支援を行う地域の医療機関も含めた役割の分担、連携の強化などに非常に課題があって、そこの部分が改めて認識されたと言っており、病床の必要量の考

え方の基本的な枠組みを維持していきたいという考えである。地域医療構想で言う、急性期、回復期、一つの目安なのかもしれないが、これについては、急性期の数を増やしていくには、そこには大きな人的負荷、マンパワーの確保が必要になってくるものでもある。既存の急性期の病床を十分生かしつつ病床の回転をしっかりよくする、そのためには、回復期の病床というものをしっかりと整備をし、運用できるようにして、急性期の期間を短くし、しっかり回復期で受けて、在宅なりにつないでいく体制が必要だと考えられる。これについては、その理念を各関係者に御理解いただきながら進めているところである。

田並委員

短期間使えるって法律に変わっているのでは。

委員長

そうそう、答弁ちょっと違うような。

田並委員

インフルエンザとかが流行った場合なんかは、短期間、２週間だとか使えるという法律。

医療整備課長

今の御質問にお答えする。基本的には許可病床があって、許可病床以内で運用すると。ちょっと細かい数字が出てこないのであるけども、状況に応じて、患者さんが多い場合、臨時的にそこを一時的に、許可病床より多く運用できるという臨時的な制度がある。ただあくまで臨時であるので、恒常的なものではない。

梅澤委員

それはちょっと大事なところだから、正確なところを教えていただきたい。後で結構なので、今の田並委員も言ったのも含めて、正確なところを調べて回答してほしい。

健康長寿課長

先ほど井上委員に不妊検査と不育症検査の決算額をお伝えしたのであるが、誤りがあり、不妊検査については、６，０３６万９，０００円、不育症検査については８５０万２，０００円であった。